

大学機関別認証評価

自己評価書

平成21年6月

熊本大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	3
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	9
	基準2 教育研究組織（実施体制）	19
	基準3 教員及び教育支援者	33
	基準4 学生の受入	56
	基準5 教育内容及び方法	68
	基準6 教育の成果	144
	基準7 学生支援等	163
	基準8 施設・設備	182
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	195
	基準10 財務	209
	基準11 管理運営	217

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 熊本大学

(2) 所在地 熊本県熊本市

(3) 学部等の構成

学部：文学部，教育学部，法学部，理学部，

医学部，薬学部，工学部

研究科：教育学研究科，社会文化科学研究科，

自然科学研究科，医学薬学研究部，

医学教育部，保健学教育部，

薬学教育部，法曹養成研究科

研究所：発生医学研究所

専攻科：特別支援教育特別専攻科

別科：養護教諭特別別科

関連施設：大学院先導機構，

イノベーション推進機構，

国際化推進機構，

総合情報基盤センター，

国際化推進センター，

大学教育機能開発総合研究センター，

政策創造研究教育センター，

五高記念館，eラーニング推進機構，

沿岸域環境科学教育研究センター，

衝撃・極限環境研究センター，

生命資源研究・支援センター，

エイズ学研究センター，

バイオエレクトロニクス研究センター，

環境安全センター，附属図書館，

保健センター，教養教育実施機構，

文学部附属永青文庫研究センター，

教育学部附属幼稚園，

教育学部附属小学校，

教育学部附属中学校，

教育学部附属特別支援学校，

教育学部附属教育実践総合センター，

医学部附属病院，

薬学部附属創薬研究センター，

薬学部附属育薬フロンティアセンター，

工学部附属工学研究機器センター，

工学部附属ものづくり創造融合工学教

育センター，

大学院自然科学研究科附属総合科学技
術共同教育センター，

大学院薬学教育部附属薬用植物園，

大学院法曹養成研究科臨床法学教育研
究センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部7,978人，大学院2,274人

専任教員数：814人

助手数：5人

2 特徴

本学は、第五高等学校等の旧制諸学校を母体として、昭和24年に発足した総合大学であり、黒髪地区、本荘地区、大江地区の3つのキャンパスに分かれている。黒髪地区に、本部（熊本市黒髪2丁目39番1号）を置いている。

本学の理念として、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを掲げている。

大学の理念に基づき、教育目的、研究目的及び社会連携の目的を定めている。

開かれた心地よい環境の大学として、次の4つの運営基本方針を定めて全力を投入している。熊本大学の約束(KU4U)、すなわち、未来を生き抜くプロフェッショナルの養成(Upgrade)、新たな知的価値の創造(Unique)、地域連携と社会貢献(Union)、及び留学生教育と国際貢献(Universal)をミッションステートメントとして、果敢に大学改革に取り組み、教育目的・研究目的の達成、地域貢献に邁進している。また、世界に向けた学術文化の発信に努め、双方向的な国際交流を促進している。

学内LAN(KUIC)、学内無線LANを基盤とする高度情報化キャンパスを構築し、独自に開発した熊本大学学務情報システム(SOSEKI)、熊本大学WebCT、熊本大学CALL等を有機的に連携させたIT活用を含めた29件の多様な教育GPによって、学部から大学院まで一貫した教育の質向上を達成している。

「生命科学」と「その他工学」の2つの21世紀COEから発展した3つのグローバルCOEプログラム「発生医学」、「衝撃エネルギー工学」、「エイズ学」を始めとして、世界最高水準の研究と人材育成を

幅広く実施し、学術面並びに社会面で卓越した研究業績及び優れた研究業績を多数創出している。

遺伝子改変マウス，バイオエレクトロクス，熊大マグネシウム合金等，本学がイニシアティブを取る国際研究ネットワーク活動や，全学を挙げての海外フォーラムの実施など，国際的な学術交流・人的交流が活発であり，本学の活力を生み出すとともに，国際的な評価を高めている。

地域共同研究センター，ベンチャービジネスラボラトリー，インキュベーション施設と知的財産創生推進本部を発展的に充実するイノベーション推進機構の設置，政策創造研究教育センターの設置等を通じて，産学官連携研究，共同研究等を推進し，地域固有の産業技術の高度化，地域の産業振興への貢献が顕著である。

また，地域の医師養成，附属病院による高度先進医療，地域再生事業，教員養成とユアフレンド事業等により地域の医療，文化，教育の発展に寄与している。

II 目的

本学は、創設以来、地方中核都市に立地する国立の総合大学として充実発展し、その役割を果たしてきた。21世紀に入り、急速なグローバル化が進むとともに、社会からの大学に対する要請も多様化・高度化している。このような状況の中、本学は次の理念・目的を掲げ、構成員の力を合わせてその実現を目指すこととしている。また、理念・目的を達成するために、以下の目標を設定している。

1. 熊本大学の理念

熊本大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献する。

2. 熊本大学の目的

1) 教育

個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的に教育を行う。

学部では、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備えた人材を育成する。

大学院では、学部教育を基盤に、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人を育成する。

また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。

2) 研究

高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に努める。

また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。

3) 地域貢献・国際貢献

地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中核的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。

また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。

3. 熊本大学の目標

1) 教育

① 一般教育（教養教育）の充実

一般教育（教養教育）の内容，方法，教育環境及び実施体制について，全学的視点から絶えざる点検・評価，見直しを行い，社会の急激な変化や諸科学の高度化に対応し得るよう，広い視野に立ち，主体的に課題を探究し，総合的に判断する能力を涵養するとともに，幅広く深い教養，豊かな人間性，高い倫理観，社会的行動力を備えた人材の育成を目指す。

② 専門教育の充実

学部の専門教育においては，大学院教育との関連で教育内容を精査・整理し，学修目標を明確化するとともに，基礎的な専門学力の強化と専門知識・技術・技能の向上を図り，その専門性によって社会に貢献できる質の高い人材の育成を目指す。

③ 創造性豊かな高度専門職業人の養成

大学院においては，専門領域の学術を一層深く理解させるとともに，社会人のキャリア・アップ教育を含めて，高い専門性を持つ到達目標を設定し，深い洞察力と総合的な判断力によって学術研究の新たな地平を切り開く，個性と創造性豊かな，国際社会で活躍できる高度専門職業人の養成を目指す。

④ 国際化，情報化に柔軟に対応できる人材の育成

全ての教育課程において，国際的対話力や情報技術活用能力の向上を図るとともに，その教育環境を整備し，我が国の歴史や文化を踏まえながら，国際社会の多様な在り方を理解し，今日の世界が直面する課題の解決に向けて果敢に挑戦する人材の育成を目指す。

⑤ 社会に開かれた教育活動の推進

本学の教育目的を踏まえ，子供から高齢者まで幅広い年齢層の人々が本学の教育システム並びに多様な知的資産，知的資源を活用し，生涯を通じて自己啓発を行い，自己実現ができる機会と場を提供し，社会に開かれた教育活動を積極的に推進する。

2) 研究

① 国際的に卓越した先導的研究の推進

学術研究の中核としての役割を果たすため，適切な人的配置と財政的資源配分を行い，研究環境の整備を図るとともに，国際的な人的交流，学術連携・協力の環を広げ，世界をリードする特色ある先導的研究を推進する。

② 個性と創造性のある研究の推進

自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ，真理の探究，知の継承並びに高度の知識・技術・技能の発展に寄与するとともに，適切な評価に基づいて，継続性を必要とする基礎的・基盤的研究の継承と発展を図る。

③ 活力ある学際的研究の推進

生命倫理や地球環境問題等，多面的・総合的な視点からの究明や解決が必要な課題については，総合大学としての特徴を活かして，また，必要に応じて外部の関係機関と密接な連携・協力を図りながら，多様な領域を有機的に統合した研究組織を編成して，その課題の解明・解決に取り組む。

3) 地域貢献・国際貢献

① 地域社会への貢献

地域社会からの要請を的確に把握し，研究成果の公開，人的交流，諸施設の開放等を通して，産業創成，地域経済振興，教育及び文化の向上，医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに，教育面における社会サービスの充実を図り，地域に開かれた大学としての役割を果たす。

② 国際交流の推進

世界に開かれた情報拠点として、各国の大学や研究機関と学術的・文化的交流を積極的に推進するとともに、本学学生を国際社会に送り出し、留学生教育とその支援体制を充実することによって、学術文化の国際的発展に貢献する。

③ 情報公開と広報の推進

大学に対する社会的要請を常に把握しつつ、本学の理念、目的、目標、入学者受入方針、教育内容、研究内容、地域貢献・国際貢献の状況等、社会が求める情報を公表するとともに、地域社会と国際社会に向けて広範な広報活動を積極的に行う。

(学部・研究科ごとの目的)

教育研究活動の現場である学部・研究科等においては、それぞれの特徴・個性や創意工夫を活かし、自主性・自律性、公明性を確保しながら、大学の理念・目的を実現するために、大学全体の方針を十分に踏まえた上で、次のようなそれぞれの目的を定めている。

(文学部) <http://www.let.kumamoto-u.ac.jp/let/index.html>

人間の文化的・社会的営為に関わるそれぞれの専門領域を広く学習させ、これらを通じて人間と社会・文化について深い洞察力、総合的な判断力・応用力を養い、地域文化を担い国際社会に寄与する人間を育成する。

(教育学部) <http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/web>

広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした教員の養成と地域社会における生涯学習等の指導者の養成のため、教員や地域社会の指導者として必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とする。

(法学部) <http://www.law.kumamoto-u.ac.jp/index.html>

社会のさまざまな現象についての幅広い認識と多様な文化や価値観への的確な理解をふまえて、現代社会に生起する諸問題を、法と公共政策の視点から発見、分析、解決するための基礎的・実践的能力を、充実した教育研究をとおして養成する。

(理学部) <http://www.sci.kumamoto-u.ac.jp/index-j.html>

本学部は基礎科学を考究する学部である。この基礎科学は自然の仕組みを解明したいという人間本来の知的欲求から出発する学問であり、やがては将来の科学技術に発展するものもあり、それらの成果は人類の英知あるいは文化として蓄積されるものである。そのために学生がいろいろなことに積極的に関与し課題を見つけ、それらを解決する方法を探求できること、また、それらの結果を人類の幸せのために利用できることを教育の目的とする。さらに、本学部での教育は学部・学科を越えて、できるだけ幅広く履修し、大学院で研究ができる基礎を作るように指導する。

(医学部) <http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/index.html>

医学科は、強い倫理観に基づき、医学及びその関連領域における社会的な使命を追究、達成し得る人物を育てることを目的とし、科学的で独創性に富む思考力を涵養するとともに、医師として必要な基本的知識、技量を修得させ、生涯にわたって自己研鑽を積むことのできる人材を育成する。

保健学科は、看護学専攻、放射線技術科学専攻、検査技術科学専攻の三専攻から成り立っており、生命や人間の尊厳に基づく心豊かな教養そして高度な専門的知識・技能を備え、チーム医療のスタッフとして活動し、広く社会に貢献できる資質の高い医療者・研究者・教育者を育成する。

(薬学部) <http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/>

薬学部では、“薬学は医薬を通して人類の健康に貢献する総合科学である”との理念のもと、医薬品の創製・生産・管理、環境・保健衛生及び薬剤師の職務等に関わる基礎知識を習得させ、生命科学を基礎とする高度の薬学的思考力と倫理観を備えた創造性豊かな人材を育成する。

(工学部) <http://www.eng.kumamoto-u.ac.jp/index.php>

工学の専門知識と学際的知識を総合化した判断力を有するとともに、問題解決能力や新規分野を開拓発展させる能力を備え、人類の福祉と文化の進展、自然との共生に寄与できる技術者を養成する事を目的とする。科学技術は広く学際領域に及ぶため、単に技術を教授するだけにとどまらず、国際的な視野に立つ幅広い知識と柔軟な応用能力を持つことのできる教育を実施し、高級技術者の育成を行う。

(教育学研究科) <http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/web/>

学部における教員養成教育を基礎として、広い視野に立って精深な教育学の学識及び研究方法を授けるとともに、教育の場に関係する理論と実践の研究能力及び専門性を高め、教員として必要な資質能力を向上させることを目的とする。

(社会文化科学研究科) <http://www.gsscs.kumamoto-u.ac.jp/>

21世紀社会が抱える多様かつ深刻な課題を乗り越え、真に豊かな成熟社会を形成するために、グローバルとローカルの二重の視点から文化・社会についての理論的・政策的な研究を推進し、それを踏まえて、文化的・政策的課題の解明・解決に立ち向かえる高度な専門的知識、幅広い識見、国際的な視野、分析・総合・応用能力、及び実践的な政策形成能力を持った人材を養成し、それらを通しての社会貢献を遂行する。

(自然科学研究科) <http://www.gsst.kumamoto-u.ac.jp/>

社会の急速な変貌に伴って起こる様々な問題に対して、科学・技術の立場から柔軟に対処しうる豊かな識見と創造的、指導的能力を持つ人材の育成を目指す。そのため、より高度な専門教育を実施する博士前期課程と、先端的・学際的・融合的・総合的な教育・研究を実施する博士後期課程とからなる区分制大学院に、制度的・組織的に強い連携と連続性を持たせ、境界領域・融合領域・学際領域に対処しうる幅広いバックグラウンドと複数の専門領域を有する総合的な人材を育成する。また、広い視野・柔軟な創造力と指導的能力の育成を図るため、学外の先端的な研究機関との連携を強化して、人材需要と地域の発展に寄与する。さらに、社会人のリフレッシュ教育のための制度を緩和し、外国人留学生のための教育・研究の環境を充実させて、多様な人材を受け入れて育成することで、社会及び世界に開かれた大学としてのより一層の活性化を図る。

(医学教育部) <http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medgrad/index.html>

医学又は生命科学の幅広い知識及び深い思考力を備えた、専門分野における国際的研究能力を有する研究者若しくは教育者又は高い研究志向及び問題解決能力を有する高度医療専門職業人を育成することを目的としている。

(保健学教育部) <http://www.hs.kumamoto-u.ac.jp/>

保健・医療・福祉領域の包括的・先端的な教育・研究を通して保健学の学問体系を確立し、その成果を社会に還元することにより、国民の健康と福祉の発展に貢献する。さらに、人間の尊厳を軸とした高い倫理観を基盤とした豊かな人間性を備え、高度な専門的知識を持ち、医療現場でリーダーシップを発揮できる高度専門職業人および教育・研究者を育成する。

(薬学教育部) <http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/phagrad/>

学部教育で培われた基礎薬科学および生命科学を基盤にして、各専門分野で自立し、かつ指導性を発揮できる、いわゆる高度な薬の専門家および生命科学者の育成を目指す。分子機能薬学専攻（分子機能薬学領域、創薬科学領域、薬物機能評価学領域）と生命薬科学専攻（生命・環境科学領域、医療薬学領域）を両輪として、医薬品創製の現場で主導的役割を果たすゲノム創薬と基盤的創薬の研究者・技術者の育成、先端的な生命科学分野および環境科学分野の研究者・技術者の育成、臨床の現場で薬の本質を深く理解した医療の担い手として、医薬品の適正使用に貢献できる高度な指導的臨床薬剤師を育成する。

(法曹養成研究科（法科大学院）) <http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/>

21世紀の我が国社会は、経済のグローバル化とIT技術革新に伴って知的財産が付加価値の源泉となる「ポスト工業化社会」に変容する一方、我が国全体として「事前規制・調整型社会」から「事後監視・救済型社会」への転換や法の支配の原則に従った社会や企業・地方公共団体の運営が求められるとともに、急速に進展する「少子・高齢社会」が大きな時代の流れになっていくものと考えられる。こうした我が国社会をとりまく時代の流れは、質的に多様かつ高度化した新たな法的紛争を生み出し、量的にも著しい増加がみられるものと予想される。こうした時代の要請に応えるため、質の高い法理論教育を行うことはもちろんであるが、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目標とする。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程の目的を含む。)が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学は、学則第 1 条において、教育基本法及び学校教育法の主旨に沿った教育研究上の目的(資料 1-1-①-A)を定めている。学則に定める教育研究上の目的に基づき、中期目標において、基本的な目標、理念及び目的(資料 1-1-①-B)を定めている。各学部・学科等は、大学の理念、目的等を踏まえた上で特性に応じた目的(資料 1-1-①-C, D)を定めている。

資料 1-1-①-A 教育研究上の目的

(教育研究上の目的)

第 1 条 熊本大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「学教法」という。)の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。
2 学部の教育研究上の目的は、それぞれの学部の規則で定め、公表するものとする。

出典：熊本大学学則(平成 21 年 4 月 1 日現在)から抜粋

資料 1-1-①-B 基本的な目標、理念及び目的

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigaku_jouhou/daigakugaiyou/unei/mokuhyou_keikaku/img/h16mokuhyo.pdf)

【基本的な目標】

熊本大学は、創設以来地方中核都市に立地する国立の総合大学として充実発展し、その役割を果たしてきた。21 世紀に入り、急速なグローバル化が進むとともに、社会からの大学に対する要請も多様化・高度化している。このような状況の中、熊本大学は次の理念・目的を掲げ、構成員の力を合わせてその実現を目指す。

【理念】

熊本大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、総合大学として、知の創造、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。

【目的】

(教育)

個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的な教育を行う。学部では、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備えた人材を育成する。大学院では、学部教育を基盤に、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人を育成する。また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。

(研究)

高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に努める。また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。

(地域貢献・国際貢献)

地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中枢的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。

出典：国立大学法人熊本大学中期目標から抜粋

資料 1-1-①-C 各学部の目的

学部名	目的
文学部	(教育研究上の目的) 第1条の2 本学部の教育においては、教養教育を踏まえ、人文・社会科学の幅広い専門教育をとおして、理論的及び実践的能力と社会性を備えた人材を養成する。研究においては、人文・社会科学の創造的研究をとおして、地域社会及び国際社会に貢献する。
教育学部	(教育研究上の目的) 第1条の2 本学部は、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした教員の養成と地域社会における生涯学習等の指導者の養成のため、教員や地域社会の指導者として必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探求能力を育成することを目的とする。
法学部	(教育研究上の目的) 第1条の2 本学部は、法的及び政策的知識を基盤として、社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力を育成することを目的とする。
理学部	(教育研究上の目的) 第1条の2 本学部は、自然科学に対する幅広い知識と豊かな国際性・創造性を持ち、課題探求能力を備え、科学立国及び地域文化の創造に貢献できる人材を養成することを目的とする。
医学部	(教育研究上の目的) 第1条の2 医学科は、医学及び関連領域における社会的な使命を強い倫理観をもって達成するために必要な科学的で独創性に富む思考力と人間性とを涵養させつつ、医師として必要な基本的知識、技量を修得させ、生涯にわたって自己研鑽を積むことのできる人材を育成することを目的とする。 2 保健学科は、生命や人間の尊厳に基づき心豊かな教養及び高度な専門的知識・技術を備え、チーム医療のスタッフとして活動し、広く社会に貢献できる資質の高い医療者・研究者・教育者を育成することを目的とする。
薬学部	(教育研究上の目的) 第1条の2 本学部は、薬学は医療を通じて人類の健康に貢献する総合科学であるとの理念の下に、薬剤師の職能及び医薬品の創製・保健衛生にかかわる基本知識を修得させるとともに、生命科学を基盤とする高度の「薬学的」思考力と倫理観を備えた創造性豊かな人材を育成することを目的とする。 2 薬学科は、医療系薬学及び衛生・社会系薬学を中心とした応用的学問を修得し、高度化する医療において薬物治療に貢献する臨床研究者として活躍する人材の育成を目的とする。 3 創薬・生命薬科学科は、物理系薬学、化学系薬学、生物系薬学を中心とした基盤的学問を修得し、創薬科学や生命薬科学分野の先端的研究者、医薬品の創製等の場で先導的役割を担う研究者、技術者及び医薬品情報担当者等として活躍する人材の育成を目的とする。
工学部	(教育研究上の目的) 第2条 本学部は、社会と科学技術の関わりについての幅広い見識と豊かな専門知識を備え、人間社会と地球環境との共生の実現を指向しながら、社会の持続的発展を技術面から支える、人間性豊かな人材の養成を目的とする。

出典：各学部規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 1-1-①-D 各学科（課程）の目的

学部等名	学科（課程）の目的	
文学部	総合人間学科	「人間」について理論的・実証的に考察し、また様々な地域事象や社会文化現象を体系的に捉えることで、現代社会が直面する諸問題に対応しうる能力を持った人材を育成する。
	歴史学科	現実との緊張関係の中で、過去の歴史を読み解き、人間や社会、そして時代の本質を根底から思考する能力をもった人材を育成する。
	文学科	様々な言語に習熟するとともに、鋭い感受性、柔軟な思考力、的確な表現力を培い、言語と文学を通して人間を探究し、国際交流を推進する人材を育成する。
	コミュニケーション情報学科	高度の英語を駆使し様々なメディアを使いこなす教育を通して、高度情報化時代にふさわしいコミュニケーション能力を鍛える。
教育学部	小学校教員養成課程	小学校特有の「教科専門（9教科）」の教育と教員として必要な生徒指導、教育方法等の「教職専門」の教育などによって、広い視野と深い教養を持ち、豊かな人間性と高度の教育実践力を備えた小学校教員を養成する。
	中学校教員養成課程	中等教育に関する教科専門教育と教員として必要な生徒指導、教育方法等の教職専門教育によって、高度の教育実践力を備えた中学校教員を養成する。
	特別支援学校教員養成課程	特別支援教育に関する教科専門教育と教員として必要な生徒指導、教育方法等の教職専門教育によって、高度の教育実践力を備えた特別支援学校教員を養成する。
	養護教諭養成課程	養護教育に関する教科専門教育と教員として必要な生徒指導、教育方法等の教職専門教育によって、高度の教育実践力を備えた養護教諭を養成する。
	地域共生社会課程	地域社会教育の視点から、学校教育と連携した国際理解及び環境教育等を通して、地域の国際化、環境保全等を視野に入れた学校教育以外の教育関連専門家等を養成する。
	生涯スポーツ福祉課程	福祉、スポーツ、科学技術、情報、障害児・者、看護、介護等の専門分野及び教育学部の諸専門分野を有機的に結合し、広く学際性を図ることによって、地域の健康社会の実現と福祉へ貢献できる人材を養成する。
法学部	法学科	法的知識を基礎として、法的にあるいは政策的に「考える力」・「表現する力」・「議論する力」を用いて、社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力を育成する。
理学部	理学科	理学に対する幅広い知識を有し、豊かな創造性を併せ持つ人材を育成する。理学のジェネラリストとしての特色を活かして、他の研究領域、応用分野（例えば、医学や法学）等のいかなる社会環境にも対応できる人材を育成する。理学のスペシャリストとして、国際的に通用する能力を有し、科学立国及び地域文化の創造に貢献する人材を育成する。

医学部	医学科	強い倫理観に基づき、生命や人間の尊厳に基づく心豊かな教養と高度な専門知識・技能を備え、医学及び関連領域における社会的な使命を追究し、達成し得る人物を育成する。
	保健学科	生命や人間の尊厳に基づく心豊かな教養と高度な専門知識・技能を備えたチーム医療のスタッフとして活動し、広く社会に貢献できる資質の高い医療者・研究者・教育者を育成する。
薬学部	薬学科	豊かな人間性、柔軟な社会性、医療における倫理観を育みながら、医療系薬学及び衛生・社会系薬学を中心とした基礎的学問を修得し、高度化する医療において薬物治療の指導者となる資質の高い薬剤師、疾病の予防及び治療に貢献する臨床研究者として活躍する人材を育成する。
	創薬・生命薬科学科	独創的な発想力、探究心、創薬マインドを育みながら、物理系薬学、化学系薬学、生物系薬学を中心とした基礎的学問を修得し、創薬科学や生命薬科学分野の先端的な研究者、医薬品等の開発・生産・管理の場で先導的役割を担う研究者、技術者及び医薬品情報担当者等として活躍する人材を育成する。
工学部	物質生命化学科	化学及び化学関連産業の基礎となる学術分野である「無機化学」、「有機化学」、「物理化学」、「分析化学」の基礎から応用までを系統立てて学び、将来化学関連分野の研究者・技術者等として活躍できる人材を養成する。
	マテリアル工学科	マテリアル工学は多くの産業の基幹技術であり、ニューマテリアルを核とする新しい産業構造の創出は、産業の活性化に大きく寄与する。そこで、マテリアル工学の学問大系の修得はもとより、地球環境や人間社会に対する幅広い領域に対応し、新時代のマテリアル工学のリーダーとなれる研究者・技術者を養成する。
	機械システム工学科	もの作りの基幹技術である機械工学を総合的に捉え、工業製品の高機能化・信頼性と安全性の向上、新技術の開発、環境・エネルギー問題などの地球規模の諸問題の解決に取り組める人材、すなわち基礎学力、応用力、創造性、行動力、協調性、さらには近年の国際化に即した国際対話力を有する人材を養成する。
	社会環境工学科	自然環境との調和を図りつつ社会基盤システムを創造できるような幅広い視野と高い専門技術力を備え、地域のまちづくりや防災などの課題に対して技術的提案や政策立案などで貢献できる技術者・研究者を養成する。
	建築学科	建築や都市を作ることを通じて、自然との共生や社会の持続的な発展を図り、人類の福祉と文化の進展を促す人材を育てることである。そのために建築に関する「学術」、「芸術」、「技術」の基礎的知識を備え、学際的教養をもち積極的に人間性豊かな建築技術者を養成する。
	情報電気電子工学科	人間や環境に親和した安心安全な高度情報化社会の実現のため、社会の要請や課題に柔軟かつ動的に対応でき、新しい技術を自ら創出して課題を解決できる能力を備え、高度情報化社会をリードする意欲と社会貢献への使命感とを備えた創造性豊かな技術者・研究者を養成する。
	数理工学科	工学的素養を身につけた上で、科学技術における共通言語としての数学の汎用性と創造性を理解し、問題解決に応用できる数理技術者、研究者、教育者を養成する。

出典：組織評価自己評価書、現況調査表及び各学部ホームページ等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

本学は、学則において、教育基本法及び学校教育法の主旨に沿った大学の教育研究上の目的を定めている。学則に定める教育研究上の目的に基づき、中期目標において、基本的な目標、理念及び目的を定めている。各学部等は、大学の理念、目的等を踏まえた上で特性に応じた目的を定めている。

以上のことから、大学の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に合致していると判断する。

観点 1-1-②: 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学は、大学院学則第 2 条において、教育基本法及び学校教育法の主旨に沿った教育研究上の目的（資料 1-1-②-A）を定めている。大学院学則に定める教育研究上の目的に基づき、中期目標において、基本的な目標、理念及び目的（前掲資料 1-1-①-B）を定めている。各研究科・専攻等は、大学院の理念、目的等を踏まえた上で特性に応じた目的（資料 1-1-②-B, C）を定めている。

資料 1-1-②-A 教育研究上の目的

(教育研究上の目的)	
第 2 条	本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
2	前項の大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。
3	研究科、研究部又は教育部の教育研究上の目的は、それぞれ研究科、研究部又は教育部の規則で定め、公表するものとする。

出典：熊本大学大学院学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 1-1-②-B 各研究科等の目的

研究科等名	目的
教育学研究科	(教育研究上の目的) 第 1 条の 2 本研究科は、学部における教員養成教育を基礎として、広い視野に立って精深な教育学的学識及び研究方法を授けるとともに、教育の場に関する理論と実践の研究能力及び専門性を高め、教員として必要な資質能力を向上させることを目的とする。
社会文化科学研究科	(教育研究上の目的) 第 2 条 本研究科は、現代社会において、人文社会科学及び教授システム学等の知識とこれらを基盤とした実践知を駆使し、地域や行政・企業の多様な場で中核的人材として活躍する高度専門職業人を養成するとともに、学際領域を含む諸学の研究教育拠点として、日本の学術を牽引し、世界の知の発展に貢献する研究を推進し、これを担う研究者を養成することを目的とする。
自然科学研究科	(教育研究上の目的) 第 2 条 本研究科は、多様化する社会のニーズと学際的・融合的に進化する科学技術や学術研究に対して柔軟に対処し、堅実な基礎学力と広い分野にわたる応用能力を備えた総合的・国際的視野を持つ実践的・創造的・国際的人材を育成することを目的とし、国際的に魅力のある大学院を目指す。
医学教育部	(教育上の目的) 第 1 条の 2 医科学専攻（修士課程）は、医学又は生命科学の知識及び思考力を備えた、専門分野における高度な研究能力を有する研究者、教育者又は高度専門職業人を育成することを目的とする。 2 医学専攻（博士課程）は、医学又は生命科学の幅広い知識及び深い思考力を備えた、専門分野における国際的研究能力を有する研究者若しくは教育者又は高い研究志向及び問題解決能力を有する高度医療専門職業人を育成することを目的とする。
保健学教育部	(教育上の目的) 第 2 条 本教育部は、人間の尊厳を軸とした高い倫理観を基盤とした豊かな人間性を備え、高度な専門的知識を有する、医療現場においてリーダーシップを発揮できる研究志向を持った高度専門職業人又は創造性豊かな教育者・研究者を育成することを目的とする。
薬学教育部	(教育上の目的) 第 1 条の 2 本教育部の分子機能薬学専攻は、医薬品創製の現場において主導的役割を果たすゲノム創薬及び基盤的創薬の研究者及び技術者を育成することを目的とする。 2 本教育部の生命薬科学専攻は、先端的な生命科学分野及び環境科学分野の研究者及び技術者を育成するとともに、臨床の現場において医薬品の適正使用に関し指導的役割を果たす薬剤師を育成することを目的とする。
法曹養成研究科	(教育研究上の目的) 第 1 条の 2 本研究科は、法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行うことにより、豊かな人間性、幅広い教養、専門的な資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成するとともに、法律学の理論的・臨床的研究を遂行して、社会の発展に寄与することを目的とする。

出典：各研究科等規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料1-1-②-C 各専攻等の目的

研究科等名		専攻等の目的
教育学研究科	学校教育実践専攻 【修士課程】	《学校教育専修》 教員養成に必要な教職専門に関する資質能力の向上を目的として教育研究を行う。 《特別支援教育専修》 特別支援学校における教員の資質能力の向上を目的として教育研究を行う。 《養護教育専修》 各学校種における養護教諭の資質能力の向上を目的として教育研究を行う。
	教科教育実践専攻 【修士課程】	主として中学校各教科における教員の資質能力の向上を目的として教育研究を行う。
社会文化科学研究科	公共政策学専攻 【博士前期課程】	《公共政策専門職コース》 高度専門職業人として公共政策に関する理論や政策分析能力、政策形成のための知識と技術、企画・運営能力を兼ね備えた実践力のある政策のプロフェッショナルを養成する。 《政策研究コース》 政策学の基礎的研究と、幅広い視野とスキルを兼ね備えた国際的に通用する政策の研究者を養成する。
	法学専攻 【博士前期課程】	《法律系専門職コース》 現代社会に生起する複雑多様化した法的諸問題の解決を図る高度専門職業人（司法書士、税理士、社会保険労務士）を養成する。 《法学研究コース》 社会の法化に対応した知的創造者（教育研究職希望者、公務員、企業法務担当者等）を養成する。
	現代社会人間学専攻 【博士前期課程】	《交渉紛争解決・組織経営専門職コース》 医療組織や企業組織で紛争マネジメントを担当できる人材を育成する。 《東アジア・ビジネス・コミュニケーション専門職コース》 ビジネスの現場において、文化や社会関係の相違から生じる諸問題を、それを処理するための基本的な制度的枠組みや法制度等の理解を踏まえた上で解決できる人材を養成する。また、日中両国の経済活動の特性・相違について幅広く理解した上で、高度な日本語運用能力を駆使し、両者間のスムーズなコミュニケーションを図ることのできる人材を育成する。 《先端倫理学研究コース》 現代社会の倫理的諸問題を理論的・実証的に捉え、それに対処しうる能力を養成する。 《フィールドリサーチ研究コース》 専門的知識と調査技術力を向上させ、現代社会の実態を正確に捉える能力と批判力を養成する。 《認知哲学・心理学研究コース》 社会における実践的問題に対して合理的・客観的に対処する能力を養成する。
	文化学専攻 【博士前期課程】	歴史学・考古学・民俗学・言語学・文学等の諸領域において、学術的知見を基盤に実践的能力を養い高度専門職業人を育成する。
	教授システム学専攻 【博士前期課程】	教育や学習の効果・効率・魅力を高めるシステム的方法論であるインストラクショナル・デザイン（ID）を中核に教授システム学を学び、eラーニングを実際に開発・実施・評価できる高度専門職業人を養成する。
	人間・社会科学専攻 【博士後期課程】	博士前期課程の公共政策学専攻、法学専攻、現代社会人間学専攻を受けて、法学、政治学、経済学、経営学、コミュニケーション情報学、比較文化・社会論、倫理学、社会学、文化人類学、民俗学、地理学、言語学、哲学、心理学等各領域、及びそれらを融合して構築される諸領域において、学術研究の発展とその担い手を育成する。
	文化学専攻 【博士後期課程】	博士前期課程の文化学専攻を受けて、歴史学、考古学、民俗学、語学、文学等の文化学諸領域、及びそれらを融合して構築される諸領域において、学術研究の発展とその担い手を育成する。
	教授システム学専攻 【博士後期課程】	インストラクショナル・デザインを中核とし、情報技術等の領域を総合することにより、教育効果・効率・魅力の高いeラーニングを開発・実施・評価する担い手を育成する。
自然科学研究科	理学専攻 【博士前期課程】	《数理学コース》 数理学領域の深化した最先端の理論の幅広い理解とその運用能力を身につけ、社会からの養成にも十分応えうる、論理的思考能力や問題解決能力を備えもつ自立した人材を育成する。 《物理学コース》 物理学的知の創造、継承、発展に努めることで、安全で豊かな社会を築くために貢献できる高度専門職業人を育成する。 《化学コース》 地域社会と国際社会を常に意識し、次世代に向けて必要とされる物質化学領域の進歩に貢献し得る人材を育成する。 《地球環境科学コース》 地球環境を基礎科学から理解し、広く自然科学の基礎知識を身に付けた人材を育成する。 《生命科学コース》 遺伝子から群集までのあらゆるレベルを対象にした実験室内での分析あるいは野外調査等を行うことで、生命科学に関する深い知識と高い思考能力を備え、明確なビジョンを持って積極的に社会に働き掛けていくことができる人材を育成する。

<p>複合新領域科学専攻 【博士前期課程】</p>	<p>《衝撃エネルギー科学講座》 衝撃エネルギーと物質の相互作用の解明とその応用に必要な基盤技術を習得し、関連領域における先端技術分野の教育を行うことにより、国際的な視野を持つ創造性豊かな人材を育成する。 《生命環境科学講座》 貴重な生命環境を守り、かつ地球規模での省資源・持続・循環社会を実現することをめざして、その中核となる生命環境科学の基礎と応用の双方を理解でき、国内外における様々な水環境問題に対して統合的な問題解決能力と高度な洞察力・研究能力をもって対処できる創造性豊かな人材を育成する。 《複合ナノ創成科学講座》 ナノテクノロジーを担う超微細な構造を有する物質を創造するために、理学と工学の融合により学際的な複合新領域を拓き、異分野との融合を念頭にナノ創成複合科学と新規産業分野を飛躍的に進展させることができる人材を育成する。</p>
<p>物質生命化学専攻 【博士前期課程】</p>	<p>化学研究者として自立した研究・技術開発を行うための実践的研究能力を修得させ、応用化学分野の諸問題を解決できる人材を育成する。</p>
<p>マテリアル工学専攻 【博士前期課程】</p>	<p>豊かな社会の持続的発展に資する新しい材料システムの構築に必要な物質の物理的・化学的性質の解明、プロセスの効率化、リサイクルに関する基礎知識と応用技術を身につけ、材料科学を基礎とする科学的・技術的見地から様々に変貌する社会的要請に柔軟に対応することのできる深い専門性に裏付けられた総合的思考力を持つ高度専門職業人を育成する。</p>
<p>機械システム工学専攻 【博士前期課程】</p>	<p>機械システムに関する基礎及び応用の教育研究を通して、高い専門性や問題意識及び解決能力を養い、種々の環境下での機械システムを、複雑化した社会や環境・エネルギーなどの総合的な視野から捉えることのできる高度な専門能力を有する人材を育成する。</p>
<p>情報電気電子工学専攻 【博士前期課程】</p>	<p>社会の高度情報化・電子化を支える基盤技術は情報電気電子関連技術であり、この技術の発展を担う高度専門技術者・研究者を育成する。</p>
<p>社会環境工学専攻 【博士前期課程】</p>	<p>地球環境と調和した快適な生活空間と都市環境の創造を目指し、社会基盤の整備、都市の環境設計と防災、地圏および水圏を含む広域環境の保全等にかかわる諸問題に幅広く対処できる人間性豊かな人材を育成する。</p>
<p>建築学専攻 【博士前期課程】</p>	<p>建築計画、建築設計、建築構造、建築材料、建築環境・設備、建築史、都市計画、建築生産、建築保全、防災等、建築学全般にわたるより深い専門的知識を教授するとともに、先端技術の知識とその応用力、新しい技術の開発能力や指導能力、広い視野と総合的判断能力、強調しながら創造的活動に取り組む能力等を養成する。</p>
<p>理学専攻 【博士後期課程】</p>	<p>《数理学講座》 代数学、幾何学、解析学、確率論、数理物理学等の各分野に於いて基礎的な研究を重視しつつ、高度化している最先端の理論を修得し、さらに深化させることによって、学問の発展、社会の進展に貢献できる人材を育成する。 《物理科学講座》 超ミクロから超マクロまでの自然界とそこで起きる現象を、基礎物理学の観点から深く理解させると共に、自立した研究者を育成する。 《化学講座》 地域社会と国際社会を常に意識し、化学の基礎及びそれらの応用分野の構築と次世代に向けて必要とされる物質科学領域の進歩に貢献し得る研究者を育成する。 《地球環境科学講座》 複合領域の諸問題に対処しうる総合的な研究能力を育み、地球環境にかかわる現代社会の諸課題の解決に貢献しうる人材を育成する。 《生命科学講座》 国際性を持ち、基礎生命科学や環境生物学を基盤とした高度な専門性を持ちつつも、社会の情勢の変化に柔軟に対応することができる幅広い知識を有した世界トップレベルの研究者を育成する。</p>
<p>複合新領域科学専攻 【博士後期課程】</p>	<p>《衝撃エネルギー科学講座》 衝撃エネルギーと物質の相互作用の解明とその応用に必要な技術を習得させ、競争的な環境の中で成長の段階に応じて適切な指導をし、国際的な視野を持つ先端技術をリードできる人材を育成する。 《生命環境科学講座》 貴重な生命環境を守り、かつ地球規模での省資源・持続・循環社会を実現することをめざして、その中核となる生命環境科学の基礎と応用の双方を理解でき、国内外における様々な水環境問題に対して統合的な問題解決能力と高度な洞察力・研究能力をもって対処できる創造性豊かな人材を育成する。 《複合ナノ創成科学講座》 ナノテクノロジーを担う超微細な構造を有する物質を創造するために、理学と工学の融合により学際的な複合新領域を拓き、異分野との融合を念頭にナノ創成複合科学と新規産業分野を飛躍的に進展させることができる、創造性豊かな活力ある世界トップレベルの博士研究者を育成する。</p>

	産業創造工学専攻 【博士後期課程】	<p>《物質生命化学講座》 生命系や自然界の物質化学的な基礎の解明とその成果の幅広い応用や人工物質を用いた機能発現などによって、産業社会を支える新しい科学技術の構築に貢献できる、創造性、独創性、国際性豊かな人材を育成する。</p> <p>《マテリアル工学講座》 材料に関してその創製からプロセス制御、物理的・化学的性質、力学特性の解析評価、リサイクル等について多面的教育を行い、材料科学に関する深い専門性と柔軟かつ幅広い論理的思考力を備えた独創性に富む国際感覚豊かな自立した研究者を養成する。</p> <p>《先端機械システム講座》 熱・流体、エネルギー変換から精密加工や機械設計・製作までの幅広い領域について基礎から応用までの知識を備え、それらを駆使して創造性を発揮できる人材を育成する。</p> <p>《機械知能システム講座》 生産プロセスに関する基礎から応用までの幅広い知識の上に、コンピュータ技術を駆使した信号の計測処理・システム制御を含む知的生産システム技術に関する学力を備え、創造性を発揮して積極的に活躍できる人材を育成する。</p>
	情報電気電子工学専攻 【博士後期課程】	<p>《先端情報通信講座》 情報通信およびその関連分野で、高度な専門能力と高い見識を備え、創造的かつ実践的に人類の福祉に寄与することのできる人材を養成する。</p> <p>《機能創成エネルギー講座》 社会基盤を支える技術研究領域であるエネルギー工学を機能的かつ有機的な教育研究プロジェクト体制の下に連携し、エネルギー工学分野の複雑かつ幅広い学問的・社会的な要請に対して柔軟に対応できる高度でかつ創造的な専門能力をもった人材を育成する。また、この講座教育体制の下で、高い倫理観に基づく見識と地域や国際社会の発展に貢献する使命感を涵養し、社会基盤を支える意欲と起業家精神とに富んだ実践的人材を育成する。</p> <p>《人間環境情報講座》 情報工学、電子工学、および制御工学等についての教育を多面的に行い、情報・電子・制御関連領域のみならず境界・複合領域に関する専門的知識を備え、グローバル化した世界で広い視野と高い倫理観を持って活躍できる人材を養成する。</p> <p>《応用数理論理学》 応用数理論理学では代数および空間構造、線形および非線形解析、ランダム解析の各分野において基礎的な研究を重視しつつ、高度化している最先端の理論を修得し、さらに深化させることによって、学問の発展、社会の進展に貢献できる人材を育成する。</p>
	環境共生工学専攻 【博士後期課程】	<p>《広域環境保全講座》 自然・社会環境の安全・防災、保全、開発・利用および共生に関する最先端技術を体系的に教育するとともに、第一線で活躍できる研究者および高度専門職業人を養成する。</p> <p>《社会環境マネジメント講座》 地域固有の風土と文化を考慮しながら、社会基盤の整備と開発、および再生・維持管理等に必要の調査、計画、デザイン、マネジメント手法について体系的に教育し、第一線で活躍できる研究者および高度専門職業人を養成する。</p> <p>《人間環境計画学講座》 地域の多様な自然と社会環境に対して、固有の風土と文化を考慮した地域空間の設計や環境問題に幅広く柔軟に対処する能力を有する科学技術者を育成する。</p> <p>《循環建築工学講座》 建築物の防災・維持管理・改修に関する最先端技術を体系的なカリキュラム編成により教育し、第一線で活躍できる研究者及び高度専門職業人を養成する。</p>
医学教育部	医学専攻 【修士課程】	医学又は生命科学の知識及び思考力を備えた、専門分野における高度な研究能力を有する研究者、教育者又は高度専門職業人を育成する。
	医学専攻 【博士課程】	医学又は生命科学の幅広い知識及び深い思考力を備えた、専門分野における国際的研究能力を有する研究者若しくは教育者又は高い研究志向及び問題解決能力を有する高度医療専門職業人を育成する。
保健学教育部	保健学専攻 【修士課程】	保健・医療・福祉領域における実践的指導者（高度専門職業人）および教育・研究者を養成する。
薬学教育部	分子機能薬学専攻 【博士前期課程】 【博士後期課程】	<p>《分子機能薬学講座》 ゲノム情報の取得・処理・発信ができる人材を育成するだけでなく、遺伝子操作・解析及び遺伝子改変動物の作製に精通する人材を育成する。</p> <p>《創薬化学講座》 天然物資源からの化合物の抽出及び精製法、一般薬理学的な薬効評価法、細胞培養系を用いたリード化合物のスクリーニング法に精通する人材を育成する。</p>
	生命薬科学専攻 【博士前期課程】 【博士後期課程】	<p>《生命・環境科学講座》 生命・環境科学の研究の遂行に必要な、遺伝子、細胞、個体レベルにおける生物学的実験に精通する人材を育成する。</p> <p>《医療薬学講座》 調剤、医薬品の適正使用、リスクマネジメント、薬剤管理指導業務、患者とのコミュニケーションスキルに精通する人材を育成する。</p>
法曹養成研究科	法曹養成専攻 【法科大学院課程】	質の高い法理論の教育を体系的に行うとともに、法理論と実務を架橋する教育を強く意識した段階的な法曹養成教育を行うことで、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成する。

出典：組織評価自己評価書、現況調査表及び各研究科等ホームページ等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

本学は、大学院学則において、教育基本法及び学校教育法の主旨に沿った大学院の教育研究上の目的を定めている。大学院学則に定める教育研究上の目的に基づき、中期目標において、基本的な目標、理念及び目的を定めている。各研究科等は、大学院の理念・目的等を踏まえた上で特性に応じた目的を定めている。

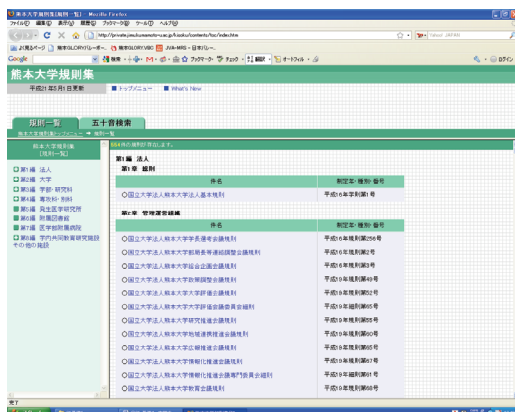
以上のことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に合致していると判断する。

観点1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

学則及び大学院学則に定める教育研究上の目的（前掲資料1-1-①-A, 1-1-②-A）は、規則集システム（資料1-2-①-A）、学生案内（別添資料1）等に掲載し、構成員に周知している。理念、目的は、熊本大学概要（別添資料2）、「熊本大学の立つところ目指すところ！」（別添資料3）に掲載し、教職員に配布している。熊本大学概要は、他の国立大学法人、県内の諸大学・高専等に配布しており、さらに、経営協議会等の各種会議の学外委員や、様々な本学来訪者にも配布している。また、学生案内にも掲載し、学生に配布している。公式ホームページでは、理念、目的に加え、「熊本大学の立つところ目指すところ！」や学部等の目的等を掲載し、構成員に周知するとともに、広く社会に公表している（資料1-2-①-B）。

資料1-2-①-A 教育研究上の目的の周知状況 (<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kisoku/contents/toc/index.htm>)



出典：教職員用ホームページ（学内専用）から抜粋

資料 1-2-①-B 理念、目的等の周知状況 (<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku.jouhou/>)



出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

- 別添資料 1 平成 21 年度学生案内
- 別添資料 2 熊本大学概要 2009 (抜粋)
- 別添資料 3 「熊本大学の立つところ目指すところ！」

【分析結果とその根拠理由】

学則及び大学院学則に定める教育研究上の目的は、規則集システム、学生案内等に掲載し、構成員に周知している。理念、目的等は、熊本大学概要、「熊本大学の立つところ目指すところ!」、学生案内等に掲載し、構成員に周知している。また、公式ホームページを利用し、構成員に周知するとともに、広く社会に公表している。

以上のことから、本学の目的が、教職員及び学生に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 目的等を学則等によって明確に定めるとともに、理念、目的等を熊本大学概要、「熊本大学の立つところ 目指すところ!」、学生案内、公式ホームページ等に掲載し、広く内外に周知・公表している。

【改善を要する点】

- 理念、目的等を広く内外に周知・公表するための手段・方法は明確化され実行されているが、それらが実質的に機能しているかを検証し、より効果的なものになるように検討する必要がある。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学は、学則第 1 条及び大学院学則第 2 条において、教育基本法及び学校教育法の主旨に沿った教育研究上の目的を定めており、学則及び大学院学則に定める教育研究上の目的に基づき、中期目標において、基本的な目標、理念及び目的を定めている。各学部・研究科等は、大学の理念・目的を踏まえた上で特性に応じた目的を定めている。学則及び大学院学則に定める教育研究上の目的は、規則集システム、学生案内等に掲載し、構成員に周知している。

理念・目的は、熊本大学概要、「熊本大学の立つところ 目指すところ!」、学生案内等に掲載し、構成員に配布している。熊本大学概要は、他の国立大学法人、県内の諸大学・高専等に配布しており、さらに、経営協議会等の各種会議の学外委員や、様々な本学来訪者にも配布している。公式ホームページでは、理念・目的等に加え、「熊本大学の立つところ 目指すところ!」や学部等の理念・目的を掲載し、構成員に周知するとともに、広く社会に公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は，学則において，教育研究上の目的（前掲資料 1-1-①-A）を定めており，この目的を達成するために，7学部を設置（資料 2-1-①-A）している。文学部には4学科を，教育学部には6課程を，法学部及び理学部には1学科を，医学部及び薬学部には2学科を，工学部には7学科を，それぞれの学部の目的に沿う形で設置するなど教育研究の体制を整えており，それぞれの学科（課程）が目的（前掲資料 1-1-①-C, D）を有している。

資料 2-1-①-A 各学部の構成

学部名	学科（課程）
文学部	総合人間学科，歴史学科，文学科，コミュニケーション情報学科
教育学部	小学校教員養成課程，中学校教員養成課程，特別支援学校教員養成課程，養護教諭養成課程，地域共生社会課程，生涯スポーツ福祉課程
法学部	法学科
理学部	理学科
医学部	医学科，保健学科
薬学部	薬学科，創薬・生命薬科学科
工学部	物質生命化学科，マテリアル工学科，機械システム工学科，社会環境工学科，建築学科，情報電気電子工学科，数理工学科

出典：熊本大学学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各学部の目的は大学の教育研究上の目的と合致し，学科（課程）の構成はそれぞれの学部の教育研究上の目的に沿ったものになっている。

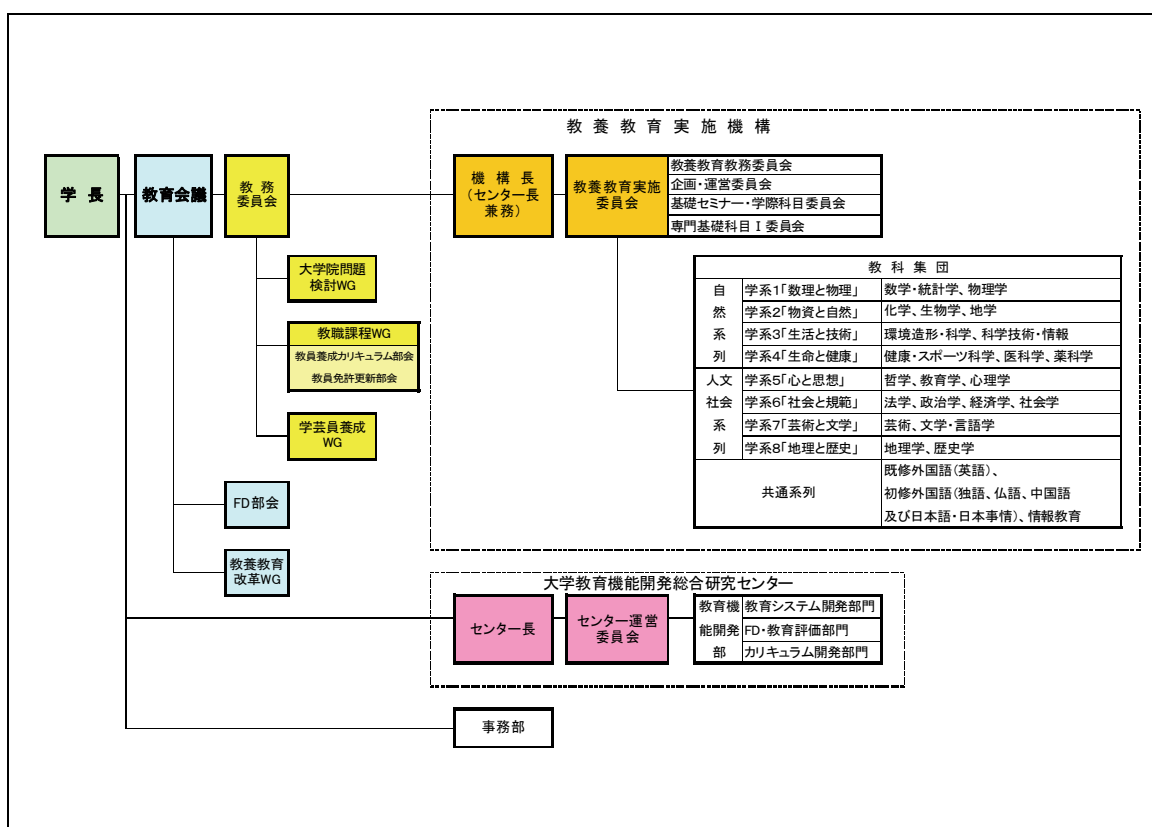
以上のことから，学部及びその学科の構成が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の教養教育は、教養教育実施体制機構図（資料2-1-②-A）に示すとおり、教務委員会（資料2-1-②-B）、教養教育を実施する中核的組織である教養教育実施機構（資料2-1-②-C）及び大学教育機能開発総合研究センター（資料2-1-②-D）が、教養教育運営基本規則（資料2-1-②-E）に則り、連携を図りながら実施している。具体的には、教養教育実施機構の中に教養教育実施委員会を設け、その中に全学協力の下、本学の講師以上の全教員が参加する教科集団を組織し、平成16年度に教育目標（資料2-1-②-F）を定め、7教科単位（資料2-1-②-G）による新カリキュラムを導入している。

資料2-1-②-A 教養教育実施体制機構図 (<http://www.ge.kumamoto-u.ac.jp/kikou/intro/kikouzu.png>)



出典：教養教育実施機構ホームページから抜粋

資料2-1-②-B 熊本大学教務委員会における審議事項

(設置)
第1条 国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成16年4月1日制定)第49条第1項の規定に基づき、熊本大学に、熊本大学教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。
(審議事項)
第3条 委員会は、次に掲げる事項について、審議する。
(1) 教養教育に関すること。
(2) 専門教育に関すること。
(3) 大学院教育に関すること。
(4) その他教育に関し委員長が必要と認めた事項

出典：熊本大学教務委員会規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料 2-1-②-C 教養教育実施機構について

(趣旨)
 第1条 この規則は、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第34条第3項に規定する熊本大学教養教育実施機構(以下「機構」という。)に関し必要な事項を定める。
 (設置目的)
 第2条 機構は、熊本大学教務委員会及び熊本大学大学教育機能開発総合研究センターと有機的に連携して教養教育を円滑に運営・実施することを目的とする。
 (業務)
 第3条 機構は、次に掲げる業務を行う。
 (1) 教養教育の実施計画に関すること。
 (2) 教養教育の教育課程の編成に関すること。
 (3) 機構の施設・予算に関すること。
 (4) その他機構の運営に関し必要な事項
 (組織)
 第4条 機構に、教養教育の実施に関する事項を審議するため熊本大学教養教育実施機構教養教育実施委員会(以下「教養教育実施委員会」という。)を、教養教育を全学協力の下に円滑に実施するため熊本大学教養教育実施機構教科集団(以下「教科集団」という。)を置く。
 2 教養教育実施委員会に、次に掲げる委員会を置く。
 (1) 教養教育教務委員会
 (2) 企画・運営委員会
 (3) 基礎セミナー・学際科目委員会
 (4) 専門基礎科目Ⅰ委員会
 3 教科集団は、次の表のとおりとする。

自然系列	学系1「数理と物理」	数学・統計学, 物理学
	学系2「物質と自然」	化学, 生物学, 地学
	学系3「生活と技術」	環境造形・科学, 科学技術・情報
	学系4「命と健康」	健康・スポーツ科学, 医科学, 薬科学
人文社会系列	学系5「心と思想」	哲学, 教育学, 心理学
	学系6「社会と規範」	法学, 政治学, 経済学, 社会学
	学系7「芸術と文学」	芸術, 文学・言語学
	学系8「地理と歴史」	地理学, 歴史学
共通系列		既修外国語(英語), 初修外国語(独語, 仏語, 中国語及び日本語・日本事情), 情報教育

4 教養教育実施委員会, その他の委員会及び教科集団の組織, 運営等に関し必要な事項は, 別に定める。

出典：熊本大学教養教育実施機構規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料 2-1-②-D 大学教育機能開発総合研究センターについて

(趣旨)
 第1条 この規則は、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第9条第2項の規定に基づき、熊本大学大学教育機能開発総合研究センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。
 (設置目的)
 第2条 センターは、熊本大学(以下「本学」という。)の教養教育を含む大学教育について調査, 研究及び開発を行うとともに、教養教育の実施に関し教養教育実施機構と有機的に連携してその役割を果たし, もって本学の教育活動の充実発展に寄与することを目的とする。
 (業務)
 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。
 (1) 教養教育のカリキュラム開発に関すること。
 (2) 教養教育及び専門教育の有機的連携に関すること。
 (3) 学部教育及び大学院教育との連携に関すること。
 (4) CALL 教育に関すること。
 (5) 教育能力向上のための方策の開発に関すること。
 (6) 効果的な教授法の開発及び支援に関すること。
 (7) 教育活動評価方法の開発及び支援に関すること。
 (8) 教養教育の円滑かつ実効的な実施システムの開発に関すること。
 (9) 学生の学習・生活支援システムの開発に関すること。
 (10) その他センターの目的を達成するために必要な事項

出典：熊本大学大学教育機能開発総合研究センター規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料 2-1-②-E 一般教育（教養教育）の運営について

<p>(趣旨) 第1条 この規則は、教養教育の理念及び目的が達成されるよう、教養教育を全学協力の下に円滑、かつ、安定的に運営するために必要な基本となる事項を定める。 (教務委員会) 第2条 教養教育に関する基本的事項は、熊本大学教務委員会(以下「委員会」という。)において審議するものとする。 (大学教育機能開発総合研究センター) 第3条 熊本大学大学教育機能開発総合研究センター(以下「センター」という。)は、教養教育を含む大学教育について調査、研究及び開発を行うとともに、教養教育の実施に関し次条に定める教養教育実施機構と有機的に連携してその役割を果たすものとする。 (教養教育実施機構) 第4条 熊本大学教養教育実施機構(以下「機構」という。)は、教養教育を実施する中核組織として、委員会及びセンターと有機的連携を図りながら、教養教育を円滑に運営・実施するとともに、教養教育の在り方について不断の見直しを行うものとする。 2 教科集団(教養教育を全学協力の下に円滑に実施するための基盤組織)は、教養教育を担当する教育職員(以下「教員」という。)、担当予定の教員及び担当する可能性のある教員によって構成することを基本とし、本学の講師以上の教員は、原則として、一又は複数の教科集団に登録するものとする。 3 前項の規定は、学部等の事情により、本学の助手が教科集団に登録することを妨げない。 (全学協力) 第5条 各学部は、教養教育が全学協力の下に円滑に実施されるよう、必要な配慮を行うとともに、センター及び機構との連携を図りながら、学生に対する履修指導体制の整備・充実に努めるものとする。</p>

出典：熊本大学教養教育運営基本規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 2-1-②-F 一般教育（教養教育）の目標 (<http://www.ge.kumamoto-u.ac.jp/kikou/curriculum/curriculum.html>)

A 現代社会を理解するために必要な、社会・文化・人間に関する基本的知識の習得をはかる。
B 現代社会を理解するために必要な、現代科学に関する基本的知識の習得をはかる。
C 学術研究の一端こふれ、学問に対する興味や関心を高める。
D 自分自身で問題を発見し、それを発展させる能力の育成をはかる。
E 自己を見つめ直し、他人の考えや異なる価値観を理解する能力を育成する。
F 地域や社会に対する関心を高め、幅広い視野を持つよう促す。
G 国際社会に積極的に参加できる外国語運用能力と異文化包容力を育成する。
H 日常的に使え、引き続き自分で発展させることのできる情報処理能力を育成する。

出典：21 世紀熊本大学教養教育プログラムから抜粋

資料 2-1-②-G 一般教育（教養教育）の新カリキュラムにおける教科単位とその目標

教科単位	教科単位の目標	教育目標との関係
基礎セミナー	転換教育：自立学習への円滑な導入を図り、科学的な思考力や適切な表現力の育成を目標とする。	主に C と D。 A, B, E にも対応。
情報科目	情報化社会にあって主体的に問題意識をもって情報環境に対処しうる能力の育成を目標とする。	H のための科目。
外国語科目	グローバル化する世界にあって自立・自律する学生の語学力、国際会話力の育成を目標とする。	主に G。 E, F にも対応。
主題科目 I	現代社会を知る科目：人の命、人と自然、人と社会の諸科学に係わる基礎的知識の修得を目標とする。	主に A と B。 F, G, H にも対応。
主題科目 II	知的社会に踏み込む科目：学問の最前線などを広く提示し、学問の面白さ等の理解を目標とする。	主に C と D。 F, G, H にも対応。
学際科目	学際的課題の教育を通じて異分野融合の必要性和重要性を理解できる能力の育成を目標とする。	主に E と F。 G にも対応。
開放科目	教養教育に相応しい専門教育科目：学生がより深い教養を身につけることを目標とする。	A~G に対応。

出典：組織評価自己評価書等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、教務委員会、教養教育実施機構及び大学教育機能開発総合センターが、教養教育運営基本規則に則り、有機的な連携を図りながら実施している。具体的には、機構の中に教養教育実施委員会を設け、教科集団を組織し、7教科単位による新カリキュラムを導入するなど、教養科目を体系的に編成し、実効ある全学協力体制を構築している。

以上のことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、大学院学則において、教育研究上の目的（前掲資料 1-1-②-A）を定めており、この目的を達成するために、4 研究科・3 教育部を設置（資料 2-1-③-A）している。教育学研究科には 2 専攻を、社会文化科学研究科には博士前期課程に 5 専攻、博士後期課程に 3 専攻を、自然科学研究科には博士前期課程に 8 専攻、博士後期課程に 5 専攻を、医学教育部には修士課程 1 専攻、博士課程 1 専攻を、保健学教育部には修士課程 1 専攻を、薬学教育部には博士前期課程 2 専攻、博士後期課程 2 専攻を、法曹養成研究科には専門職学位課程 1 専攻を、それぞれの研究科等の目的に沿う形で設置するなど教育研究の体制を整えており、それぞれの専攻が目的（前掲資料 1-1-②-B, C）を有している。

資料 2-1-③-A 各研究科等の構成

研究科等名	専攻	課程別
教育学研究科	学校教育実践専攻，教科教育実践専攻	修士課程
社会文化科学研究科	公共政策学専攻，法学専攻，現代社会人間学専攻，文化学専攻，教授システム学専攻	博士前期課程
	人間・社会科学専攻，文化学専攻，教授システム学専攻	博士後期課程
自然科学研究科	理学専攻，複合新領域科学専攻，物質生命化学専攻，マテリアル工学専攻，機械システム工学専攻，情報電気電子工学専攻，社会環境工学専攻，建築学専攻	博士前期課程
	理学専攻，複合新領域科学専攻，産業創造工学専攻，情報電気電子工学専攻，環境共生工学専攻	博士後期課程
医学教育部	医科学専攻	修士課程
保健学教育部	医学専攻	博士課程
	保健学専攻	修士課程
薬学教育部	分子機能薬学専攻，生命薬科学専攻	博士前期課程
	分子機能薬学専攻，生命薬科学専攻	博士後期課程
法曹養成研究科	法曹養成専攻	法科大学院の課程

出典：熊本大学大学院学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各研究科等の目的は大学院の教育研究上の目的と合致し、専攻の構成はそれぞれの研究科等の教育研究上の目的に沿ったものになっている。

以上のことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-④： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、学則において、特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別別科の設置を規定（資料 2-1-④-A）している。特別支援教育特別専攻科は、充実した特殊教育に関する専門教育を施して、特別支援学校一種又は特別支援学校専修免許状の所要資格を修得させ、特殊教育に関する専門的な知識を有する人材を育成することを目的（資料 2-1-④-B）としている。養護教諭特別別科は、看護師免許を有する者や取得見込みの者を対象に、資質の優れた養護教諭を養成することを目的（資料 2-1-④-C）としている。

資料 2-1-④-A 特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科の設置

(専攻科) 第 4 条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。 2 専攻科に関する規則は、別に定める。 (別科) 第 5 条 本学に、養護教諭特別別科を置く。 2 別科に関する規則は、別に定める。

出典：熊本大学学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 2-1-④-B 特別支援教育特別専攻科の目的

(目的) 第 2 条 専攻科は、学部における専門教育より、さらに精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。
--

出典：熊本大学特別支援教育特別専攻科規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 2-1-④-C 養護教諭特別別科の目的

(目的) 第 2 条 別科は、資質の優れた養護教諭の養成を図ることを目的とする。

出典：熊本大学養護教諭特別別科規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

本学は、学則において、特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科の設置を規定し、その設置目的及び構成は、本学の教育研究上の目的と合致するなど、適切なものとなっている。

以上のことから、別科、専攻科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-⑤： 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学は、教育研究に必要な附属施設、センター等を設置しており、それぞれの規則に目的を定めて運営しており、本学の教育研究の目的を達成するために重要な役割を果たしている（資料 2-1-⑤-A）。各附属施設、センター等の役割は資料 2-1-⑤-A に示すとおりである。

資料 2-1-⑤-A 各附属施設・センター等の目的

名称	目的及び役割等
発生医学研究所 http://www.imeg.kumamoto-u.ac.jp/	(研究活動) 第 2 条 研究所は、発生学の視点から様々な生命現象を解明し、医学に貢献することを目指す発生医学の活動を、分子、細胞、組織、器官、個体へと連続する観点から、総合的に推進する。 (役割等) 発生医学（分子遺伝学・分子生物学・細胞生物学などを基盤として発生学的視点から生命科学と医学を融合する学問領域）の統合的な研究推進を図っている。教員は、全て医学教育部の大学院修士課程と博士課程の大学院生を指導するなど、大学院教育に寄与している。
大学院先導機構 http://sendou.kuma-u.jp/	(設置目的) 第 2 条 先導機構は、本学大学院の充実・発展を図り基礎科学と応用科学の有機的連携のもと、生命科学、自然科学、人文社会科学及び学際・複合・新領域の学問分野において先端的・先導的研究として高い評価を受けている世界最高水準の拠点形成研究（以下「拠点形成研究 A」という。）及び世界最高水準を目指しうる拠点形成研究（以下「拠点形成研究 B」という。）等を推進し、それを通じて、新しい COE、新研究センター、新大学院専攻等を創出し、もって本学の教育研究活動の充実発展に寄与することを目的とする。 (役割等) 「人の命・人と自然・人と社会」の科学を営む拠点的な大学として、3つの系の大学院を牽引し、拠点研究を推進することによりその研究成果を、本学の教育に反映させている。
イノベーション推進機構 http://kico.kumamoto-u.ac.jp/	(設置目的) 第 2 条 機構は、熊本大学（以下「本学」という。）の知的・人的・物的資源を最大限に活用し、イノベーション創出のための産学官連携を積極的に推進し、国際的に優れた特許を生み出し、国際競争力につながる知的財産の活用を図るとともに、地域における技術開発・技術教育の振興、ベンチャー企業の起業家の育成及び起業家の支援並びにこれらに係る高度な人材の育成を目的とする。 (役割等) 学生等が本学の知的財産、地域における技術開発及び起業家の育成・支援等の状況に直接に触れることにより、これらの分野を担う人材育成に繋がっている。
国際化推進機構 国際化推進センター http://www.kumamoto-u.ac.jp/kokusaikouryuu/suishinkikou/	【国際化推進機構】 (設置目的) 第 2 条 機構は、「熊本大学の国際化に関する基本方針（平成 20 年 10 月 31 日役員会承認）」に基づき、海外の大学及び教育機関との連携の下、教育・研究両面における国際交流を推進し、国際的な拠点の構築を目指すとともに、国際化を主導する人材の育成を推進することを目的とする。 【国際化推進センター】 (設置目的) 第 2 条 センターは、「熊本大学の国際化に関する基本方針（平成 20 年 10 月 31 日役員会承認）」に基づき、熊本大学国際化推進機構の中核組織を担い、国際化を推進・支援する組織として、熊本大学（以下「本学」という。）における国際交流の推進に寄与することを目的とする。
総合情報基盤センター http://www.cc.kumamoto-u.ac.jp/	(設置目的) 第 2 条 センターは、熊本大学（以下「本学」という。）における計算機システムと情報通信ネットワークを有機的に結合した情報基盤の中核組織として、情報処理に関する研究を行うとともに、情報に関する研究支援及び情報基礎教育の実施並びに計算機及びネットワーク機器の提供・管理運用を担い、もって本学の教育研究の進展を図り、また情報技術による地域連携を推進することを目的とする。 (役割等) 本学がこれまで培ってきた国際交流をさらに展開することにより、本学の教育研究のさらなるグローバル化の推進に貢献している。
	(役割等) 情報メディア通信を利用した教育システムの研究、学術情報コンテンツの作成公開に関する研究、情報セキュリティに関する研究などを進めるとともに、教員は全学の学生に対して情報基礎教育を担当しており、本学の情報教育の推進に寄与している。

<p>大学教育機能開発総合研究センター http://www.ge.kumamoto-u.ac.jp/</p>	<p>(設置目的) 第2条 センターは、熊本大学(以下「本学」という。)の教養教育を含む大学教育について調査、研究及び開発を行うとともに、教養教育の実施に関し教養教育実施機構と有機的に連携してその役割を果たし、もって本学の教育活動の充実発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(役割等) 一般教育(教養教育)を含む大学教育について調査・研究・開発を行うとともに、一般教育(教養教育)の実施に関し、教養教育実施機構と有機的に連携して期待される役割を果たすとともに、教員は関係学部等の教育を担当しており、本学の教育活動の充実発展に寄与している。</p>
<p>政策創造研究教育センター http://www.kumamoto-u.ac.jp/syakairenkei/c/hiikirenkei/seisakusouzou/index.html</p>	<p>(設置目的) 第2条 センターは、熊本大学(以下「本学」という。)の知的・人的・物的資源を結集し、シンクタンクとして教育研究の成果を地域社会の抱える課題に対する政策提言の形で還元し、生涯学習を積極的に推進するとともに、地域社会の形成を担う人材を育成し、もって、地域社会に貢献することを目的とする。</p> <p>(役割等) 本学が有する知的・人的・物的資源を活用して、地域社会の課題解決に向けた研究や政策提言を行うシンクタンク機能を発揮するとともに、教員は関係学部等の教育を担当しており、地域社会を担う人材の育成を行っており、本学の教育活動の充実発展に寄与している。</p>
<p>五高記念館 http://www.goko.kumamoto-u.ac.jp/</p>	<p>(設置目的) 第2条 五高記念館は、本学及び旧制第五高等学校、旧制第五高等学校その他本学の沿革にある学校の発足以来の資料の充実を図るとともに、質の高い学芸員教育を行い、もって、本学の教育研究に貢献し、地域文化の発展・向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(役割等) 旧制第五高等学校に関するさまざまな高等教育史・資料を展示し、講演会や講座、体験学習会、コンサートなどを実施しており、学芸員養成課程の博物館実習の受入施設となる予定で、本学の教育目的を達成する上で、十分に機能している。</p>
<p>eラーニング推進機構 http://www.iELD.kumamoto-u.ac.jp/index.html</p>	<p>(設置目的) 第2条 機構は、熊本大学(以下「本学」という。)の教育・研究の情報化を進めるとともに、eラーニングを始めとするメディア教育を推進し、もって本学の教育研究活動の充実発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(役割等) 全学的視野に立ったプロジェクトタイプの効率的開発、全学的視野に立ったプロジェクトタイプの効率的開発等、eラーニングコンテンツの開発と開発支援を行っており、本学が推進しているICT環境を活用した教育課程の遂行に寄与している。</p>
<p>沿岸域環境科学教育研究センター http://engan.kumamoto-u.ac.jp/index.html</p>	<p>(設置目的) 第2条 センターは、有明・八代海沿岸域を拠点に、環境に関する諸課題を教育研究し、その成果をもって、地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(役割等) 日本最大級の干潟で知られる有明海・八代海を中心とする沿岸域環境に関する基礎科学、応用科学などの研究を行うとともに、教員は研究成果を関係学部等の教育に反映させており、本学教育の充実発展に寄与している。</p>
<p>衝撃・極限環境研究センター http://www.shocomarec.kumamoto-u.ac.jp/index_j.htm</p>	<p>(設置目的) 第2条 センターは、熊本大学(以下「本学」という。)における極限環境下の科学とその応用に関する研究をとおして、教育研究の進展に資することを目的とする。</p> <p>(役割等) 低温科学、微細加工科学分野での研究に必要な各種設備が整備されている他、国内の大学では唯一、爆薬・衝撃銃等主要な衝撃エネルギーを全て利用できる総合実験施設を有し、極限環境下の科学とその応用に関する研究を行うとともに、教員は研究成果を関係学部等の教育に反映させており、本学教育の充実発展に寄与している。</p>
<p>生命資源研究・支援センター http://www.irda.kumamoto-u.ac.jp/</p>	<p>(設置目的) 第2条 センターは、熊本大学(以下「本学」という。)における遺伝子改変動物その他の研究資源及びこれらの研究資源情報の利用等をとおして、諸科学分野の教育研究の総合的推進に資することを目的とする。</p> <p>(役割等) 遺伝子改変動物などの実験動物の作製、開発、保存、供給、データベースの構築・解析・情報提供、アイソトープ実験の支援等を行うとともに、教員は研究成果を関係学部等の教育に反映させており、本学教育の充実発展に寄与している。</p>
<p>エイズ学研究センター http://www.caids.kumamoto-u.ac.jp/</p>	<p>(設置目的) 第2条 センターは、熊本大学(以下「本学」という。)におけるエイズ学研究及び教育の総合的推進を図ることを目的とする。</p> <p>(役割等) 日本の大学では初めてのエイズ専門のセンターとして、医学薬学研究部のエイズ研究分野や、国立国際医療センターと連携をとりながら、エイズの病態解析、特に免疫学的な研究に重点を置いた研究を行っている。教員は、全て医学教育部の大学院修士課程と博士課程の大学院生を指導するなど、大学院教育に寄与している。</p>
<p>バイオエレクトロニクス研究センター http://www.berc.kumamoto-u.ac.jp</p>	<p>(設置目的) 第2条 センターは、パルスパワーの生体への作用及びその応用に関する学際的学術研究を推進し、もってバイオエレクトロニクス分野における世界的拠点として教育研究をリードすることを目的とする。</p>

	<p>(役割等)</p> <p>パルスパワー、パルス高電界・磁界・電磁波、プラズマ、衝撃波、超重力、超臨界などの非平衡状態や高エネルギー密度状態のような極限環境下に置かれた生体の反応とこれを利用した応用研究を行っており、教員は研究成果を関係学部等の教育に反映させており、本学教育の充実発展に寄与している。</p>
<p>環境安全センター</p> <p>http://www.esc.kumamoto-u.ac.jp/</p>	<p>(設置目的)</p> <p>第2条 センターは、熊本大学(以下「本学」という。)の環境保全及び安全管理に係る教育研究の推進及び啓発を図ることにより、良好な教育研究環境及び教育研究活動等における職員、学生等の安全を確保し、もって教育研究の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>(役割等)</p> <p>教育研究活動等における安全衛生教育及び教育研究用の試薬や廃棄物の安全管理教育を担っており、本学教育研究の充実発展に寄与している。</p>
<p>附属図書館</p> <p>http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 図書館は、図書及びその他の図書館資料(以下「資料」という)を収集、管理し、及び利用に供することにより熊本大学における教育研究、地域貢献及び国際貢献に資することを目的とする。</p> <p>(役割等)</p> <p>中央館・医学系分館・薬学部分館で構成され、それぞれのキャンパスにおける教育研究活動を支援する情報基盤の一つとして活動し、ネットワークを通じて利用できる電子図書館的サービス(各種情報検索、電子ジャーナル、図書発注、文献複写依頼等)の提供など、いつでも利用できる図書館となっており、本学の教育研究を推進する上で重要な役割を果たしている。</p>
<p>保健センター</p> <p>http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/daigakugaiyou/soshiki_kikou/hokencenter/index.html</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、全学的施設として、熊本大学(以下「本学」という。)の学生及び職員の健康管理に関する専門的業務を一体的に行い、心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>(役割等)</p> <p>学生・教職員の身体及び精神上の健康の保持増進を図るため、定期・臨時の健康診断、健康相談、応急措置等を行うなど、学生の修学・生活支援組織として、本学の教育研究活動の推進に重要な役割を果たしているとともに、教員は、医学部の教育を担当しており、本学の医学教育の推進にも寄与している。</p>
<p>教養教育実施機構</p> <p>http://www.ge.kumamoto-u.ac.jp/kikou/</p>	<p>(設置目的)</p> <p>第2条 機構は、熊本大学教務委員会及び熊本大学大学教育機能開発総合研究センターと有機的に連携して教養教育を円滑に運営・実施することを目的とする。</p> <p>(役割等)</p> <p>本機構は、大学教育研究センターの大学教育機能開発総合研究センターへの改組に伴い、平成15年4月に設置され、本学の全教員の協力で運営している組織である。本学の一般教育(教養教育)を円滑に運営・実施することに寄与している。</p>
<p>文学部附属永青文庫研究センター</p> <p>http://www.let.kumamoto-u.ac.jp/eisei/index.html</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、永青文庫史資料の総合的な研究を通じて当該史資料に立脚した拠点的研究を組織するとともに、文化行政機関等との連携によって地域文化振興に貢献し、もって人文社会科学系分野を中心とした研究及び文化振興の発展に寄与する人材の育成に資することを目的とする。</p> <p>(役割等)</p> <p>細川家文書を通じて、日本史研究の発展に寄与し、史料学的・理論的研究及び熊本文化・近世熊本藩地域文化の研究を推進する。</p>
<p>教育学部附属幼稚園</p> <p>http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/~kinder/</p> <p>教育学部附属小学校</p> <p>http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/~elem/</p> <p>教育学部附属中学校</p> <p>http://www.kumamoto-fuchu.ed.jp/</p> <p>教育学部附属特別支援学校</p> <p>http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/~yougo/index.htm</p>	<p>(附属学校の目的)</p> <p>第2条 附属学校は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する教育又は保育を行うとともに、熊本大学教育学部(以下「教育学部」という。)の教育計画に従って、次に掲げる事項を行うことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育理論及び教育の実践に関する研究並びにその実証を行うこと。 (2) 教育学部学生の教育実習の実施及びその指導に当たること。 (3) 地方の教育に協力すること。 <p>(役割等)</p> <p>附属学校は、教育理論及び教育の実践に関する研究・実証並びに教育学部学生の教育実習を担う組織として、本学の教育研究活動の充実発展に寄与している。</p>
<p>教育学部附属教育実践総合センター</p> <p>http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/~jissen/index.htm</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、学校教育の内容及び方法に関する基礎的、理論的及び実践的研究並びにこれらに関する教育及び教育相談等を行い、もって高度な実践的指導力を有する教員を養成するとともに、学校教育に係る緊要な諸問題の解決に資することを目的とする。</p> <p>(役割等)</p> <p>教育実習関係の指導のほか、教育相談等、特に、教育現場の諸問題に対する対応と実践的研究を行うとともに、教員は研究成果を関係学部等の教育に反映させており、本学の教育の充実発展に寄与している。</p>
<p>医学部附属病院</p> <p>http://www.kuh.kumamoto-u.ac.jp/</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 病院は、診療を通して医学の教育及び研究に資することを目的とする。</p> <p>(役割等)</p> <p>患者の診療を行うとともに、医師及び医療技術者養成の実習を担う他、教員は本学の医師及び医療技術者養成のための教育を担当しており、本学の教育の発展充実に寄与している。</p>

<p>薬学部附属創薬研究センター http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/Labs/bisei/%91n%96%f2%8c%a4%8b%86%83z%83%93%83%5e%81%5b.html</p>	<p>(目的) 第2条 センターは、創薬に関する教育及び研究並びに民間等外部の機関との連携を行い、もって薬学部の発展に資することを目的とする。</p> <p>(役割等) 医薬品開発に必要な全ての専門家を有する研究センターであり、画期的な新薬の研究・開発を行うとともに、一流の創薬研究者を育成する施設として、本学の教育研究の充実発展に寄与している。</p>
<p>薬学部附属育薬フロンティアセンター http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/details/index.php?id=416</p>	<p>(目的) 第2条 センターは、育薬に関する教育と研究の実践を通じて、学部・大学院学生の教育、薬剤師の生涯学習、職能支援、さらには、基盤研究が生み出す知的財産を活用した地域医療への貢献を行い、もって薬学の発展に資することを目的とする。</p> <p>(役割等) 「創薬研究センター」や他の学内外の教育・研究機関との有機的連携を図り、育薬に関する教育と研究の実践を通して、学部教育の質の保証及び大学院教育の実質化を図り、薬剤師の生涯学習、職能支援、さらには基盤研究が生み出す知的財産を活用した地域医療への貢献を担う中核的な支援拠点であり、本学の教育研究の充実発展に寄与している。</p>
<p>工学部附属工学研究機器センター http://133.95.131.21/hp/</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第8条第2項の規定に基づき、熊本大学工学部附属工学研究機器センター(以下「工研」という。)に関する必要な事項を定めるとともに、特殊機器の集中管理及び運営により、高度の工学研究を推進することを目的とする。</p> <p>(役割等) 工学部における教育研究活動に対して、新鋭機器の共同利用の提供と推進および研究プロジェクトに対する施設面での貢献に寄与している。</p>
<p>工学部ものづくり創造融合工学教育センター http://cedec.kumamoto-u.ac.jp/</p>	<p>(目的) 第2条 センターは、ものづくり創造融合工学教育事業(以下「事業」という。)を円滑かつ効果的に推進し、もって総合的な技術力のある人材の育成に資することを目的とする。</p> <p>(役割等) 工学部学生の創造力やものづくりの感性を豊かにし、分野の境界を超えて柔軟に思考しながら社会をリードできるような技術者やデザイナーを育成することに寄与している。</p>
<p>大学院自然科学研究科附属総合科学技術共同教育センター http://www.gsst.kumamoto-u.ac.jp/gjec/aboutus/organization.html</p>	<p>(目的) 第2条 共同教育センターは、産業界、国内の他大学及び海外の交流協定締結校等との連携を強化し、以下の共同教育等を推進することを目的とする。 2 産業界との最先端研究開発分野に関する共同教育 3 より実践的な研究型インターンシップ 4 国内の他大学との現代科学技術の広範な領域における共同教育 5 現代科学技術の広範な領域における英語を共通言語とした海外大学との国際共同教育 6 その他科学技術全般に関する研究機関との共同教育</p> <p>(役割等) 総合科学技術共同教育センター(GJEC: Global Joint Education Center for Science and Technology)は、大学院自然科学研究科の教育面での国際化を推進する組織として、国内共同教育部門(Division of Regional Joint Education)と国際共同教育部門(Division of International Joint Education)の2部門より構成され、最先端の科学技術教育を提供しており、自然科学研究科の教育の充実発展に寄与している。</p>
<p>大学院薬学教育部附属薬用植物園 http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/yakusoen/garden.html</p>	<p>(目的) 第2条 薬用植物園は、薬用植物を栽培し、学術上の研究及び教育を行うことを目的とする。</p> <p>(役割等) 薬用植物を通じた教育・研究を目的とし、薬用植物、生薬、漢方薬等の研究者及び薬用植物の専門家の育成を行っており、本学の薬学教育に寄与している。</p>
<p>大学院法曹養成研究科臨床法学教育研究センター http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/clinical.html</p>	<p>(目的) 第2条 センターは、臨床法学及び法務実務に関する教育研究を行うとともに、高度な実践的指導力を有する教員を養成し、臨床法学における理論的及び実務的な諸問題の解決に資することを目的とする。</p> <p>(役割等) 臨床法学の教育と研究を専門的に担う臨床部門であり、学生は臨床法学研究(リーガル・クリニック)によって、実際の事件に触れ依頼者と直接に向き合うことにより、理論と融合した実務を学び、法曹としての倫理を学んでいる。センターは、法曹養成研究科の教育の充実に欠かせないものである。</p>

出典：各附属施設・センター等規則(平成21年4月1日現在)及び各附属施設・センター等ホームページ等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各附属施設，センター等は，それぞれの目的に沿って適切に運営されており，本学の目的を達成する上で重要な役割を果たしている。

以上のことから，大学の教育研究に必要な附属施設，センター等が，教育研究の目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

観点 2-2-①： 教授会等が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学は，学部・研究科等の教育課程，学生の卒業又は課程の修了及び学位の授与等並びに教員人事に関する事項等の教育研究に関する重要事項を審議するために，法人基本規則（別添資料4：第50条）において教授会等を設置することを定め，各学部等に，教育研究活動に係る重要事項を審議するため教授会を，各研究科・センター等に教授会，研究科委員会又は運営委員会を設置している（別添資料5）。部局によっては，代議員会を設けるなど運営の円滑化・効率化を図っている。教授会等は，当該部局の教育研究を担当する教授をもって組織されるが，当該部局の教授会規則（資料2-2-①-A）等に定めるところにより，専任の准教授，講師及び助教を加えることができることとするなど，部局の特性に応じた構成となっている。教授会等は，原則として月1回以上開催している。

資料2-2-①-A 例示：各学部教授会（文学部，理学部）の構成

学部名	規則
文学部	(構成) 第2条 教授会は，次に掲げる者をもって構成する。 (1) 文学部の専任の教授，准教授，講師及び助教 (2) 文学部の授業を担当する大学院社会文化科学研究科の専任の教授及び准教授 (3) 国際化推進センター，政策創造研究教育センター及び大学教育機能開発総合研究センターの専任の教授並びに五高記念館及び理蔵文化財調査室の専任の准教授のうち，別に定めるところにより教授会が必要と認められた者
理学部	(構成) 第2条 教授会は，次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 大学院自然科学研究科(理学系)の専任の教授 (2) 衝撃・極限環境教育研究センター(極低温科学分野)の専任の教授 (3) 沿岸域環境科学教育研究センター(水・地圏環境科学分野を除く。)の専任の教授 (4) バイオエレクトロクス研究センターの理学系の専任の教授

出典：文学部教授会規則（平成21年4月1日現在）及び理学部教授会規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

別添資料4 国立大学法人熊本大学法人基本規則
 別添資料5 熊本大学教授会等規則

【分析結果とその根拠理由】

教授会，研究科委員会，運営委員会等を定期的に開催し，教育研究に係る重要事項を審議している。部局によっては，代議員会を設けて，運営の円滑化・効率化を図っている。部局の特性に応じた構成となっており，原則として月1回以上開催している。

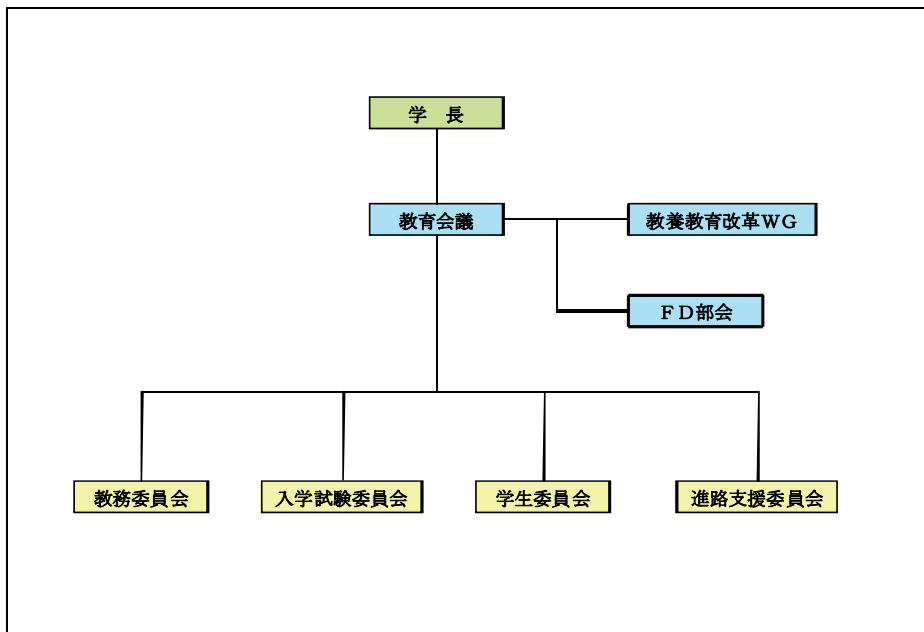
以上のことから，教授会等が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとは判断する。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

教育会議の下で、教務委員会、入学試験委員会、学生委員会及び進路支援委員会が機能分担し、一般教育（教養教育）の充実、厳格で一貫した成績評価の徹底、学生による授業評価、これを抛り所にした授業改善、教育プログラムの開発、アドミッション・ポリシーに基づく入学生の確保、学生に対する就職・進路支援等について、意思決定を行っている（資料 2-2-②-A）。教育会議、教務委員会等は、教育課程や教育方法等の検討を定期的に行っている（資料 2-2-②-B）。各学部・研究科等は、教育課程や教育方法、授業時間割編成等について審議するため、教務委員会等を設置し、定期的を開催している（資料 2-2-②-C）。

資料 2-2-②-A 教育会議を頂点とする各種委員会等体制



出典：教育研究評議会資料等を基に作成

資料 2-2-②-B 教育会議等の主な審議事項等（平成 20 年度）

会議等名	主な審議事項	開催回数
教育会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度計画について 中国政府派遣「国家建設高水準大学公派研究生」等のプログラムにより入学する学生の「定員・定員外」の取扱について 理学部における在学年限の短縮について アドミッション・ポリシーの見直しについて 「教育プログラム開発研究会」の設置について 博士課程学生の確保のための経済的支援方策について 教養教育改革 WG における審議状況に関する学部への問い合わせについて 授業改善のためのアンケート見直しについて 「熊本大学における非常勤講師の採用に関する取扱要項」の一部改正について 「熊本大学学則」、「熊本大学大学院学則」、「学位規則」の一部改正について 	5 回
教務委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度計画（教育）の実施について 「教員養成カリキュラム部会」「教員免許更新部会」の委員推薦について 「卒業者」アンケートの集計結果の分析・報告について 平成 20 年 10 月入学「研究生」（海外出願分）志願者の出願資格について 平成 21 年度学年暦（案）について 研究生・科目等履修生の出願資格の明確化について 非常変災における授業の取扱いに関する申し合わせの一部改正について 初修外国語の履修方法について 平成 20 年度実施状況及び平成 21 年度計画（案）について 学位規則の一部改正について 	5 回

出典：教育会議・教務委員会資料を基に作成

資料 2-2-②-C 各学部・研究科等における教務委員会等の主な審議事項（平成 20 年度）

学部等名	会議等名称	主な審議事項	開催回数
文学部	教務委員会	・学生の身分異動について ・授業時間割の編成について ・教育課程、教育方法について	12 回
教育学部 ・ 教育学研究科	教務委員会	・授業時間割の編成について ・教育課程、教育方法について ・非常勤講師の任用について ・学生の身分異動について	22 回
法学部	教務学生委員会	・教育課程について ・授業時間割の編成について ・学生の学習・生活指導について	16 回
理学部	教務委員会	・教育課程の編成及び授業に関する事 ・学生の修学指導に関する事 ・学生の身分異動に関する事 ・その他教務に関する事	12 回
医学部医学科	教育・教務委員会	・教育課程の編成及び授業に関する事 ・学生の修学指導に関する事 ・学生の入学、退学、転学、休学、復学、転部及び卒業に関する事 ・科目等履修生に関する事	12 回
医学部保健学科	教務委員会	・学事予定、教育課程の編成、授業、学生の履修指導、単位、課程の修了、教育評価、教育改善及びその他教務に関する事	12 回
薬学部 ・ 薬学教育部	教育委員会	・時間割の編成について ・学部及び大学院の教育課程、教育方法について ・大学院入試について	19 回
工学部	教務委員会	・学生異動について ・時間割及び学年歴の作成について ・教育課程、教育方法について ・編入学関係について	15 回
社会文化科学研究科	教務委員会	・学生の身分異動について ・授業時間割の編成について ・教育課程、教育方法について	10 回
自然科学研究科	教務委員会	・学籍異動に関する事 ・非正規生（研究生、科目等履修生など）の受入に関する事 ・外国人留学生の受入に関する事 ・研究指導委員会に関する事 ・単位の認定及び学生の修了に関する事 ・教育課程及び履修指導・研究指導に関する事 ・教員免許課程認定に関する事 ・授業時間割の作成に関する事 ・学生便覧の作成に関する事	12 回
医学教育部	大学院教育委員会	・本教育部学生（研究（専攻）生等を含む。）の入学、教育及び研究指導全体にわたる重要事項並びに学位申請に関する事項	13 回
保健学教育部	教育委員会	・学事予定、教育課程の編成、授業、学生の履修指導、単位、課程の修了、教育評価、教育改善及びその他教務に関する事	12 回
法曹養成研究科	運営委員会	・教育課程について ・授業時間割の編成について	33 回

出典：各学部等教務委員会資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

教育会議の下で、教務委員会、入学試験委員会、学生委員会及び進路支援委員会が機能分担し、それぞれ機動的な意思決定を行っている。また、各学部・研究科等においても、教務委員会等を設置し、教育課程や教育方法等について審議し、適切な頻度で開催している。

以上のことから、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっており、また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教育関係を総括する教育会議の下で、各種委員会が機能分担し、厳格で一貫した成績評価の徹底、学生による授業評価、これを拠り所にした授業改善、アドミッション・ポリシーに基づく入学生の確保、学生に対する就職・進路支援等について、機動的な意思決定を行っている。

【改善を要する点】

- 教員が教育研究に一層専念できるように、管理運営面での負担軽減を図るため、教授会・委員会等の審議事項の精選、代議員会の活用の一層の拡大等が望まれる。

(3) 基準2の自己評価の概要

各学部の目的は本学の教育研究上の目的と合致し、学科（課程）の構成はそれぞれの学部の教育研究上の目的に沿ったものになっており、学部及びその学科（課程）の構成が、学士課程における教育研究上の目的を達成する上で適切なものとなっている。

教養教育の運営は、中核組織である教養教育実施機構が、教務委員会及び大学教育機能開発総合研究センターと有機的に連携しながら行っている。教養科目を体系的に編成し、実効ある全学協力体制を構築している。

各研究科等の目的は本学の教育研究上の目的と合致し、専攻の構成はそれぞれの研究科等の教育研究上の目的に沿ったものになっており、研究科等及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

別科、専攻科の構成は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている

各附属施設、センター等は、それぞれの目的に沿って適切に運営されており、本学の目的を達成する上で重要な役割を果たしていることから、大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能している。

教授会、研究科委員会、運営委員会等を、定期的開催し、教育研究に係る重要事項を審議している。部局によっては、代議員会を設けて、運営の円滑化・効率化を図っている。

教育会議の下で、教務委員会、入学試験委員会、学生委員会及び進路支援委員会が機能分担し、それぞれ機動的な意思決定を行っている。教育会議、教務委員会等において、教育課程や教育方法等の検討を定期的に行っている。各学部・研究科等は、教務委員会等を設置し、教育課程や教育方法等について審議し、適切な頻度で開催している。

基準3 教員及び教育支援者

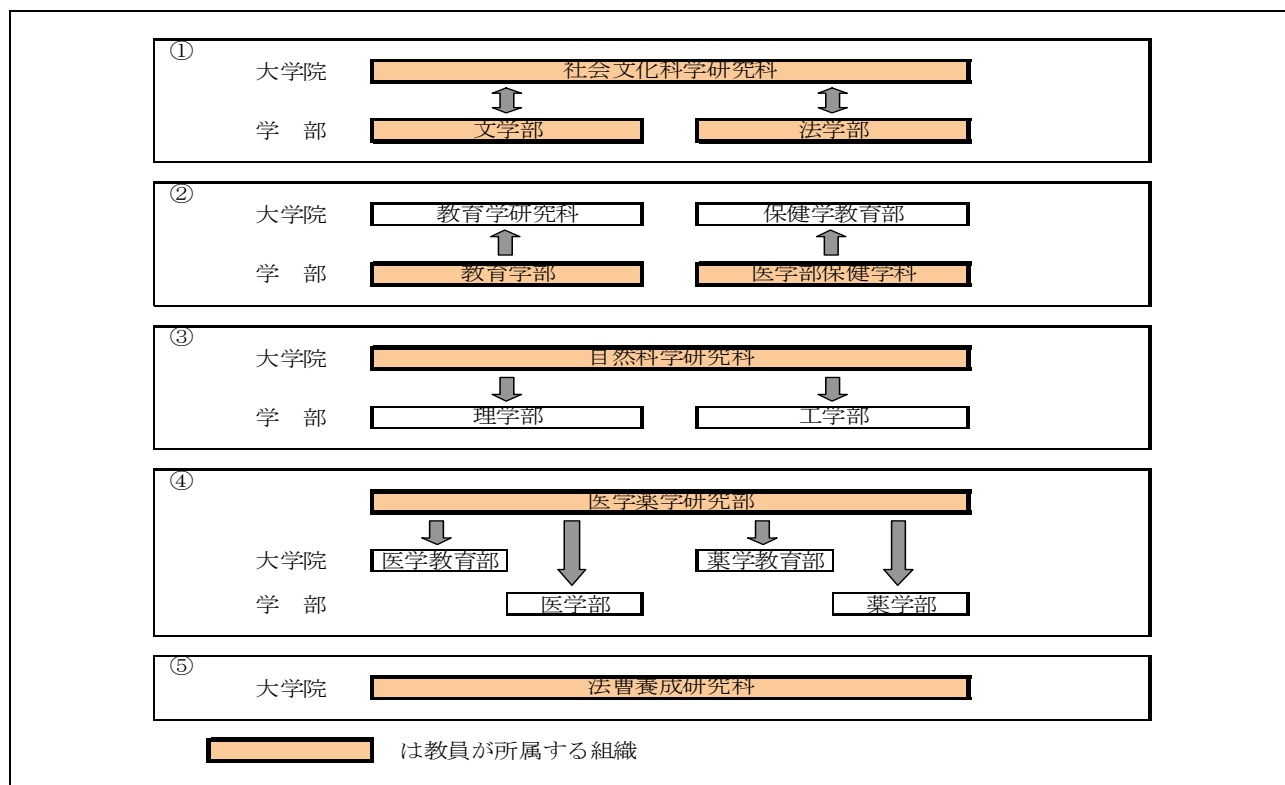
(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

本学の教員組織の形態は、資料3-1-①-Aのとおり、①学部又は大学院に教員が所属し、学部及び大学院の教育を担当しているもの、②学部に教員が所属し、学部及び大学院の教育を担当しているもの、③大学院に教員が所属し、学部及び大学院の教育を担当しているもの、④研究部に教員が所属し、学部及び大学院の教育を担当しているもの、⑤大学院に教員が所属し、大学院の教育を担当しているものの5つに大別され、それぞれの教育研究上の目的を踏まえた教員組織を編成している。学士課程については学則（資料3-1-①-B）において、大学院課程については大学院学則（資料3-1-①-C）において、それぞれ教員組織が定められ、教育を担う教員組織については、講座及び学科に関する規則（資料3-1-①-D）において、具体化している。教員の役割分担及び教育研究に係る責任の所在等は、学則（資料3-1-①-E）において具体化している。各学部・研究科等には、学部長、研究科長、教育部長、学科長、専攻長等の責任者が置かれ、それぞれの教育研究組織の運営を担保している。

資料3-1-①-A 主な教員組織の形態



出典：企画部資料を基に作成

資料3-1-①-B 学士課程における教員組織等について

(学部, 学科, 課程及び収容定員)

第2条 本学に, 文学部, 教育学部, 法学部, 理学部, 医学部, 薬学部及び工学部を置き, 学科及び課程は, 次のとおりとする。

文学部
総合人間学科 歴史学科 文学科 コミュニケーション情報学科

教育学部
小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 特別支援学校教員養成課程 養護教諭養成課程 地域共生社会課程
生涯スポーツ福祉課程

法学部
法学科

理学部
理学科

医学部
医学科 保健学科

薬学部
薬学科 創薬・生命薬科学科

工学部
物質生命化学科 マテリアル工学科 機械システム工学科 社会環境工学科 建築学科 情報電気電子工学科 数理工学科

2 収容定員は, 別に定める。

3 学部に関する規則は, 別に定める。
(講座及び学科目等)

第3条 学部又は学科に置く講座又は学科目等の教員組織に関し必要な事項は, 別に定める。

(大学院)

第6条 本学に, 大学院を置き, 次の研究科並びに研究部及び教育部を置く。

教育学研究科 社会文化科学研究科 自然科学研究科 医学薬学研究部 医学教育部 保健学教育部 薬学教育部
法曹養成研究科

2 大学院に関する規則は, 別に定める。

出典：熊本大学学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料3-1-①-C 大学院課程における教員組織等について

第10条 本学大学院に置く研究科又は教育部, 専攻及びその課程の別は, 次の表に掲げるとおりとする。

研究科又は教育部の名称	専攻の名称	課程の別
教育学研究科	学校教育実践専攻, 教科教育実践専攻	修士課程
社会文化科学研究科	公共政策学専攻, 法学専攻, 現代社会人間学専攻, 文化学専攻, 教授システム学専攻	博士前期課程
	人間・社会科学専攻, 文化学専攻, 教授システム学専攻	博士後期課程
自然科学研究科	理学専攻, 複合新領域科学専攻, 物質生命化学専攻, マテリアル工学専攻, 機械システム工学専攻, 情報電気電子工学専攻, 社会環境工学専攻, 建築学専攻	博士前期課程
	理学専攻, 複合新領域科学専攻, 産業創造工学専攻, 情報電気電子工学専攻, 環境共生工学専攻	博士後期課程
医学教育部	医科学専攻	修士課程
	医学専攻	博士課程
保健学教育部	保健学専攻	修士課程
薬学教育部	分子機能薬学専攻, 生命薬科学専攻	博士前期課程
	分子機能薬学専攻, 生命薬科学専攻	博士後期課程
法曹養成研究科 (教員組織等)	法曹養成専攻	法科大学院の課程

第11条 本学大学院の研究科又は研究部及び教育部の教員組織その他必要な事項は, 別に定める。

出典：熊本大学大学院学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料3-1-①-D 講座及び学科目等について

(講座及び学科目等)

第2条 学部又は学科に、別表第1のとおり講座又は学科目を置く。
2 次に掲げる大学院の研究科、研究部及び教育部に、別表第2のとおり講座等を置く。

別表第1 学部又は学科に置く講座又は学科目表 (第2条第1項関係)

学部	学科, 課程等	講座又は学科目
文学部	総合人間学科	総合人間学
	歴史学科	歴史学
	文学科	言語文学
	コミュニケーション情報学科	コミュニケーション情報学
教育学部	小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 特別支援学校教員養成課程 養護教諭養成課程 地域共生社会課程 生涯スポーツ福祉課程	△国語教育 △社会科教育 △数学教育 △理科教育 △音楽教育 △美術教育 △保健体育 △技術教育 △家政教育 △英語教育 △特別支援教育 △養護教育 △学校教育
法学部	法学科	法文化論 市民法学 現代法政策論 公共社会政策論
理学部	理学科	○数理科学 ○物理科学 ○化学 ○地球環境科学 ○生命科学
医学部	医学科	分子細胞生物学 生体構造学 生体機能学 感染免疫学 病態学 社会医学 内科学 外科学 成育医学 感覚・運動科学 脳・神経・精神科学 総合医学
	保健学科	△基礎看護学 △看護教育学 △臨床看護学 △母子看護学 △地域看護学 △医用理工学 △医用画像学 △構造機能解析学 △生体情報解析学
	附属病院先端医療支援センター	◎不整脈先端医療 ◎心血管治療先端医療 ◎機能神経外科先端医療 ◎新生児学 ◎循環器臨床研究先端医療 ◎地域医療システム学
薬学部	薬学科	医療薬学 環境衛生薬学 薬物資源活性学 臨床薬物動態学 ◎病態薬効解析学
	創薬・生命薬科学科	分子機能薬学 生命薬科学 ◎先端DDS学 ◎医薬高分子学
工学部	物質生命化学科	分子工学 材料化学 生物工学 生命分子化学
	マテリアル工学科	材料開発システム 先端材料システム
	機械システム工学科	機械システム工学
	社会環境工学科	土木環境工学 地域環境デザイン
	建築学科	建築学 建築工学 建築システム工学
	情報電気電子工学科	電気工学 電子工学 情報工学
	数理工学科	数理工学
共通	◎太陽電池・環境自然エネルギー	

備考 この表において、△印を冠するものは修士講座を、○印を冠するものは博士講座を、◎印を冠するものは寄附講座を、その他は学科目を示す。この表において、修士講座とは、修士課程の研究科又は教育部の基礎となる講座をいう。

別表第2 研究科、研究部又は教育部に置く講座等表 (第2条第2項関係)

研究科等	専攻又は部門	講座
社会文化科学研究科	人間・社会科学専攻	○公共政策学領域 ○法学領域 ○交渉紛争解決領域 ○先端倫理学領域 ○フィールドリサーチ領域 ○認知哲学・心理学領域
	文化学専攻	○英語教授学領域 ○歴史学領域 ○日本・東アジア文化学領域 ○欧米文化学領域
	教授システム学専攻	○教授システム学領域
自然科学研究科	理学専攻	○数理科学 ○物理科学 ○化学 ○地球環境科学 ○生命科学 ◇連携
	複合新領域科学専攻	○衝撃エネルギー科学 ○生命環境科学 ○複合ナノ創成科学 ◇連携
	産業創造工学専攻	○物質生命化学 ○マテリアル工学 ○先端機械システム ○機械知能システム ◇連携
	情報電気電子工学専攻	○先端情報通信工学 ○機能創成エネルギー ○人間環境情報 ○応用数理 ◇連携 ◎電力フロンティア
	環境共生工学専攻	○広域環境保全工学 ○社会環境マネジメント ○人間環境計画学 ○循環建築工学 ◇連携
医学薬学研究部	総合医薬科学部門	生体機能病態学 感覚・運動医学 生体情報分析医学 薬物治療設計学 創薬科学 ◎画像診断解析学
	先端生命医療科学部門	感染・免疫学 脳・神経科学 成育再建・移植医学 分子機能薬学 ◎感染症阻止学 ◎感染制御学(肥後銀行)
	環境社会医学部門	環境生命科学 環境分析科学
医学教育部	医学専攻	◇臨床国際協力学 ◇生体機能評価学
薬学教育部	分子機能薬学専攻	○分子機能薬学 ○創薬化学 ◇薬物機能評価学
	生命薬科学専攻	○生命・環境科学 ○医療薬学

備考 この表において、○印を冠するものは博士講座を、◇印を冠するものは連携講座を、◎印を冠するものは寄附講座を示す。この表において、博士講座とは博士課程の研究科又は教育部に置かれる講座をいう。

出典：熊本大学の講座及び学科目等に関する規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料 3-1-①-E 教員の職責について

(職員) 第15条 本学に、学長及び副学長を置き、学部には学部長を、研究科(研究部及び教育部を含む。第6項において同じ。)に研究科長(研究部にあつては研究部長、教育部にあつては教育部長。第6項において同じ。)を置く。 2 本学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。 4 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 5 副学長は、学長の職務を助ける。 6 学部長及び研究科長は、学部又は研究科に関する校務をつかさどる。 7 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 8 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 9 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。 10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

出典：熊本大学学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

本学の教員組織編制の形態は5つに大別され、それぞれの教育研究上の目的を踏まえた教員組織を編成している。教員組織編成の基本事項は、学則及び大学院学則において規定するとともに、具体的な教員組織については、講座及び学科目等に関する規則において定めている。教員の職責等は、学則において具体化している。各学部等には、学部長等が置かれ、教育研究組織の適切な運営が担保されている。

以上のことから、教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

観点3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程を担当する専任教員数は、資料3-1-②-Aのとおりであり、全ての学部、学科の専任教員数は、大学設置基準に照らして必要な教員数を確保している。各学部等における主要科目は、大部分を専任の教授、准教授が担当している（資料3-1-②-B）。

資料3-1-②-A 学士課程における専任教員の配置状況（平成21年5月1日現在）

学部	学科	専任教員数（人）					大学設置基準上の必要教員数（人）	
		教授	准教授	講師	助教	計	うち教授	
文学部	総合人間学科	11	8	0	0	19	6	3
	歴史学科	6	9	0	0	15	6	3
	文学科	14	11	3	0	28	6	3
	コミュニケーション情報学科	4	8	0	0	12	6	3
教育学部		46	51	4	0	101	81	41
法学部	法学科	18	18	0	0	36	17	9
理学部	理学科	39	29	3	9	80	17	9
医学部	医学科	46	37	44	114	241	140	30
	保健学科	26	10	4	18	58	28	14
薬学部	薬学科	18	12	2	16	48	22	11
	創薬・生命薬科学科	5	8	0	0	13	7	4
工学部	物質生命化学科	8	8	1	7	24	8	4
	マテリアル工学科	6	5	0	2	13	8	4
	機械システム工学科	16	10	1	6	33	11	6
	社会環境工学科	13	7	0	3	23	8	4
	建築学科	9	6	0	4	19	8	4
	情報電気電子工学科	18	13	0	11	42	11	6
	数理工学科	4	2	2	1	9	7	4
計		307	252	64	191	814	397	162

出典：企画部調査資料を基に作成

資料3-1-②-B 各学部等における専任教員の主要科目担当状況（平成20年度）

学部等名	開講科目数（必修科目）	専任教員担当科目数			非常勤講師担当科目数
		教授	准教授	その他	
文学部	106	61	37	0	8
教育学部	282	151	93	6	32
法学部	86	36	31	19	0
理学部	312	182	84	22	24
医学部医学科	74	58	6	0	10
医学部保健学科	179	133	31	14	1
薬学部	53	35	11	2	5
工学部	535	277	163	43	52

注：理学部の専門教育科目は全て選択必修科目のため、専門教育科目全てをカウントしたもの

出典：熊本大学学務情報システム（SOSEKI）及び各学部教務担当調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学士課程を担当する専任教員数は、上記資料に示すとおり大学設置基準を十分に満たしている。また、各学部等の大部分の主要科目を、専任の教授又は准教授が担当している。

以上のことから、学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保され、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

観点3-1-③: 大学院課程(専門職学位課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程を担当する研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、資料3-1-③-Aのとおりである。各研究科等の教員数は、大学院設置基準に照らして必要な教員数を確保している。教育学研究科の一部の専修・コースでは教員数が不足しているものの、退職等による欠員であり、新たに教員を採用するなど選考が順次進んでいる。

資料3-1-③-A 大学院課程における専任教員の配置状況(平成21年5月1日現在)

研究科等	専攻等	課程	教員数(人)			大学院設置基準上の必要教員数(人)		
			指導教員	うち教授	研究指導補助教員	指導教員	うち教授	研究指導補助教員
教育学研究科	学校教育実践専攻	M	13	10	13	7	5	5
	学校教育専修		6	5	7	—	—	—
	教育学コース		3	3	4	—	—	—
	心理学コース		3	2	3	—	—	—
	特別支援教育専修		3	2	2	—	—	—
	養護教育専修		4	3	4	—	—	—
	教科教育実践専攻	M	51	40	26	42	28	34
	言語系教育専修		9	7	5	7	—	5
	国語教育コース		5	4	2	4	—	3
	英語教育コース		4	3	3	3	—	2
	理数系教育専修		11	8	6	10	—	9
	数学教育コース		5	4	3	4	—	3
	理科教育コース		6	4	3	6	—	6
	社会系教育専修		6	6	6	6	—	6
	社会科教育コース		6	6	6	6	—	6
	生活系教育専修		8	5	3	7	—	5
	技術教育コース		3	3	2	3	—	2
	家政教育コース		5	2	1	4	—	3
	芸術・スポーツ系教育専修		17	14	6	12	—	9
	音楽教育コース		5	4	2	4	—	3
美術教育コース	5	5	2	4	—	3		
保健体育コース	7	5	2	4	—	3		
社会文化科学研究科	公共政策学専攻	M	12	8	0	3	2	3
	法学専攻		21	9	0	5	4	5
	現代社会人間学専攻		28	15	0	2	2	3
	文化学専攻		50	21	0	2	2	3
	教授システム学専攻	D	8	5	3	3	2	3
	人間・社会科学専攻		40	27	6	2	2	3
	文化学専攻		33	19	4	2	2	3
	教授システム学専攻		4	4	5	3	2	3
自然科学研究科	理学専攻	M	64	32	8	15	10	0
	複合新領域科学専攻		26	20	3	4	3	3
	物質生命化学専攻		10	5	5	7	5	0
	マテリアル工学専攻		9	4	2	4	3	3
	機械システム工学専攻		23	14	7	9	6	0
	情報電気電子工学専攻		33	18	14	12	8	0
	社会環境工学専攻	D	16	9	3	6	4	1
	建築学専攻		15	9	4	6	4	1
	理学専攻		61	33	13	4	3	3
	複合新領域科学専攻		27	21	3	6	4	1
	産業創造工学専攻		41	22	14	5	4	2
	情報電気電子工学専攻		33	18	14	4	3	3
環境共生工学専攻	31	18	7	4	3	3		
医学教育部	医科学専攻	M	87	59	48	6	4	6
	医学専攻	D	89	59	122	30	20	30
保健学教育部	保健学専攻	M	17	17	0	6	4	6
薬学教育部	分子機能薬学専攻	M	20	10	1	6	4	3
	生命薬科学専攻		18	12	1	5	4	4
	分子機能薬学専攻	D	20	10	1	6	4	3
	生命薬科学専攻		18	12	1	5	4	4

出典：企画部調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

上記資料に示すとおり、教育学研究科以外の研究科等については、大学院設置基準に定める必要教員数を十分に満たしている。

教育学研究科の専攻単位では、大学院設置基準に定める必要教員数を満たしているが、一部の専修・コースにおいて、教員数が不足しているものの、退職等による欠員であり、新たに教員を採用するなど選考が順次進んでいる。

以上のことから、大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

観点 3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点に係る状況】

専門職学位課程を担当する専任教員数は、資料 3-1-④-A のとおりであり、専門職大学院設置基準及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）第 1 条及び第 2 条に定める必要な専任教員数を十分に確保している。実務家教員については、検察官、弁護士、地方公共団体法務担当者の実務経験を有している（資料 3-1-④-B）。

資料 3-1-④-A 専門職学位課程における専任教員の配置状況（平成 21 年 5 月 1 日現在）

法曹養成研究科 法曹養成専攻	専任教員数（人）					うち実務経験教員	大学院設置基準上の 必要教員数（人）
	教授	准教授	講師	助教	計		
	13	4	0	0	17	4	12

出典：法科大学院年次報告書を基に作成

資料 3-1-④-B 実務家教員の経験内容等

教員名	経験内容 経験年数（平成 21 年 5 月現在）	担当授業科目（平成 21 年度）
林 勝美	地方公共団体法務担当者：39 年 1 か月	公共政策と法，地方自治と法
福山 素士	弁護士：23 年 1 か月	民事事実認定論，民事模擬裁判，民事法演習 I， 民法発展 I，民法発展 II，民事要件事実論
猿渡 健司	検察官：1 年，弁護士：12 年 1 か月	リーガルクリニック，エクスターンシップ
平江 徳子	検察官：13 年 1 か月	刑事法発展，刑事実務演習，刑事模擬裁判，刑事裁判実務

出典：法曹養成研究科教員一覧等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

専門職大学院設置基準及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件（文部科学省告示第 53 号）第 1 条及び第 2 条に定める必要な専任教員数（実務家教員を含む）を十分に確保している。

以上のことから、専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されていると判断する。

観点3-1-⑤： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員組織の活動をより活性化するために、教員の選考に関しては、教育職員選考規則（資料3-1-⑤-A）及び教員選考基準（資料3-1-⑤-B）に必要な事項を定めている。公募制を原則とし、研究業績に加え大学の教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有することを求め、選考を実施している。教員の流動性を高め、教員相互の学問的交流が不断に行われる環境を創出するために、一部の組織で任期制（資料3-1-⑤-C）を採っている。国際化に対応するため、外国人教員の増員（資料3-1-⑤-D）に努めている。男女共同参画推進基本計画（資料3-1-⑤-E）を策定し、女性教員の増員や定着（資料3-1-⑤-F）を目指している。平成19年度科学技術振興調整費における「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」プログラムに、本学からの提案課題「挑戦的若手研究者の自立支援人事制度改革」が採択され、若手研究者の育成を目的に、テニユア・トラック制度を構築し、任期制の特任助教（資料3-1-⑤-G）を採用している。なお、年齢構成（資料3-1-⑤-H）にも配慮している。そのほか、工学部では優秀な授業担当教員を対象とする優秀教育者表彰制度（資料3-1-⑤-I）を設け、全学的には平成21年度から教育活動表彰・報奨制度（資料3-1-⑤-J）を導入するなど活性化に努めている。

資料3-1-⑤-A 教育職員選考規則（抜粋）

<p>(採用及び昇任の方法)</p> <p>第3条 教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教授等」という。)の採用又は昇任のための選考は、国立大学法人熊本大学教員選考基準(平成16年4月1日制定)に定める当該職種の資格を有すると認められる者のうちから、教授会(熊本大学教授会等規則(平成16年4月1日制定)第3条第1項に定める研究所及び学内共同教育研究施設の運営委員会並びに同規則第4条第1項に定める学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会を含む。以下同じ。)の議に基づき、国立大学法人熊本大学の長(以下「学長」という。)が行う。</p> <p>2 副校長、副園長(教頭(学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条に定める教頭をいう。))、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び学養教諭の採用又は昇任のための選考は、教育学部教授会の議に基づき、学長が行う。</p> <p>(選考委員会)</p> <p>第4条 教授会は、教授等の選考を行うため、選考委員会を置くものとする。</p> <p>2 前項の委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 部局の長(熊本大学教授会等規則第4条第1項に定める学内共同教育研究施設等に関する委員会にあつては、学長が指名する副学長。以下同じ。)</p> <p>(2) 教授会が定める選出方法により選出された教授4人以上</p> <p>(3) その他部局の長が必要と認めた者</p> <p>3 委員会に、委員長を置き、部局の長をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、選考に際し、採用し、又は昇任させようとする職の教育研究分野と関連する分野の教授等の参加及び学外の専門家による評価並びに推薦を求め参考にするなどの方法により、外部の意見を聴取する機会を設けることができる。</p> <p>(選考方法)</p> <p>第5条 教授の選考は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 選考に当たっては、原則として公募制を採用する。</p> <p>(2) 部局が作成した選考の基準について、公募要領の公開前に、国立大学法人熊本大学教員人事委員会(以下「教員人事委員会」という。)の評価を受ける。</p> <p>(3) 公募制を採用しない場合にあつては選考前に、公募しない理由も含めた選考の基準について、教員人事委員会の評価を受ける。</p> <p>(4) 教授会における最終選考は、教授による投票により行う。</p> <p>(5) 選考終了後、遅滞なく選考結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、准教授、講師及び助教の選考について準用する。ただし、前項第4号の投票については、部局の事情に応じて決定するものとする。</p> <p>3 前条及び前2項の規定にかかわらず、助手の選考については、部局の事情に応じて決定するものとする。</p>
--

出典：国立大学法人熊本大学教育職員選考規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料3-1-⑤-B 教員選考基準 (抜粋)

(趣旨)	
第1条 国立大学法人熊本大学教育職員選考規則(平成16年4月1日制定)第3条第1項の規定に基づき、熊本大学における教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)の選考は、この基準により行う。	
(教授の選考)	
第2条 教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。	
(1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者	
(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者	
(3) 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者	
(4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者	
(5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者	
(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者	

出典：国立大学法人熊本大学教員選考基準 (平成21年4月1日現在) から抜粋

資料3-1-⑤-C 任期制の導入状況

教育研究組織		職名	任期
学部等, 学科, 課程, 講座, 研究部門等			
薬学部		助教	5年
大学院 自然科学 研究科	複合新領域科学専攻 複合ナノ創成科学講座	助教	5年
	産業創造工学専攻 物質生命化学講座 マテリアル工学講座 先端機械システム講座 機械知能システム講座		
	情報電気電子工学専攻 先端情報通信工学講座 機能創成エネルギー講座 人間環境情報講座		
イノベーション推進機構		教授 准教授	5年
総合情報基盤センター		助教	5年
国際化推進センター		教授	5年
エイズ学研究センター	ウイルス制御分野 病態制御分野 予防開発分野	教授	5年
		准教授	
		講師	
		助教	
発生医学研究所	発生制御部門 幹細胞部門 器官構築部門	教授	5年
		准教授	
		講師	
		助教	
政策創造研究教育センター		教授 准教授 講師	5年
環境安全センター		准教授	5年
五高記念館		准教授	5年
eラーニング推進機構		教授 准教授	5年
バイオエレクトロニクス 研究センター	医療バイオエレクトロニクス分野	教授	5年。ただし、平成20年4月2日以後に採用される者については、平成25年3月31日までとする。
	国際連携バイオエレクトロニクス分野	准教授	

出典：国立大学法人熊本大学教員の任期に関する規則 (平成21年4月1日現在) を基に作成

資料3-1-⑤-D 外国人教員数及び外国人比率の推移 (各年度5月1日現在)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教員数(人)	944	938	939	932	932
外国人教員数(人)	15	16	21	20	23
外国人比率(%)	1.6	1.7	2.2	2.1	2.5

出典：部局長等連絡調整会議資料等を基に作成

資料3-1-⑤-E 男女共同参画推進基本計画（抜粋） (<http://gender.kumamoto-u.ac.jp/kihonhoushin.pdf>)

<p>I 目標 熊本大学は、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現を目指し、次に掲げる事項の推進を図る。</p> <p>(1) 教育・研究及びそれを取り巻く就労・就学環境の整備 (2) 男女が共に参画して社会を形成していくための原動力となり、社会で活躍できる人材の育成 (3) 男女共同参画社会の形成のための教育・研究の充実</p>	
<p>II 基本方針 上記Iに掲げる事項の推進を図るため、次のとおり基本方針を策定し、この基本方針に基づき、IIIに掲げる具体的事項を遂行する。</p> <p>1 男女の機会均等の実現 2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の推進 3 就労・就学と家庭生活との両立支援 4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 5 男女共同参画を推進する教育・研究の充実 6 ジェンダーの視点による学内の調査・分析、統計及び情報の提供 7 苦情申立て・救済システムの整備</p>	
<p>III 基本方針の内容</p> <p>1 男女の機会均等の実現 ① 採用、昇進、給与、研修、OJTの機会の平等、積極的是正措置の導入等 ② メンター制度の充実</p> <p>2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の推進 ① 男性中心の就労・就学環境の改善 ② 研修制度のあり方についての検討 ③ 定期的な啓発セミナー・シンポジウム等の開催 ④ 学内の各種取扱いが、男女を問わず中立的な運用がなされているかどうかの検証 ⑤ 性別による就労・就学上の負担に著しい偏りが生じている場合の解消措置 ⑥ 次世代の研究者への情報提供 ⑦ 地域社会における次世代育成のための取組みへの貢献</p> <p>3 就労・就学と家庭生活との両立支援 ① 男女を問わない育児・介護休業の取得促進 ② 学内保育施設の整備 ③ 多様な保育サービスの提供 ④ 育児・介護支援のための柔軟な勤務・就学体制 ⑤ 出産、育児、介護が不利とされない雇用制度の整備 ⑥ 育児・介護後復帰する女性人材の活用促進 ⑦ 女性人材の情報バンク化と就職支援サービスの提供 ⑧ 夫婦研究者への就職支援 ⑨ 育児・介護相談窓口の設置（男女共同参画窓口の兼務） ⑩ 職場慣行の見直しと改善 ⑪ 年次有給休暇の取得促進</p> <p>4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ① 学長声明その他による学内外への周知 ② 大学及び各部局における数値目標の設定 ③ 積極的な改善策の策定 ④ パブリック・コメントの実施</p> <p>5 男女共同参画を推進する教育・研究の充実 ① 男女共同参画に関する教育・研究の充実 ② 女性大学院生を増加させるためのプログラムの策定 ③ キャリア形成、再チャレンジに関する教育・研究プログラムの策定</p> <p>6 ジェンダーの視点による学内の調査・分析、統計及び情報の提供 ① 男女共同参画推進に関する定期的な実態調査、情報提供 ② 男女共同参画に関する事項についての統計処理と公表 ③ 女性のロールモデルの紹介 ④ 男女共同参画推進に関する優れた取組みの照会と表彰</p> <p>7 苦情申立て・救済システムの整備 ① 男女共同参画に関する統合的な相談窓口の設置 ② 人権に関わる相談等への対応</p>	

出典：国立大学法人熊本大学男女共同参画推進基本計画から抜粋

資料3-1-⑤-F 教員数、女性教員数及び女性比率の推移（各年度5月1日現在）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
男性(人)	831	824	815	811	811
女性(人)	113	114	124	121	121
計(人)	944	938	939	932	932
女性比率(%)	12.0	12.2	13.2	13.0	13.0

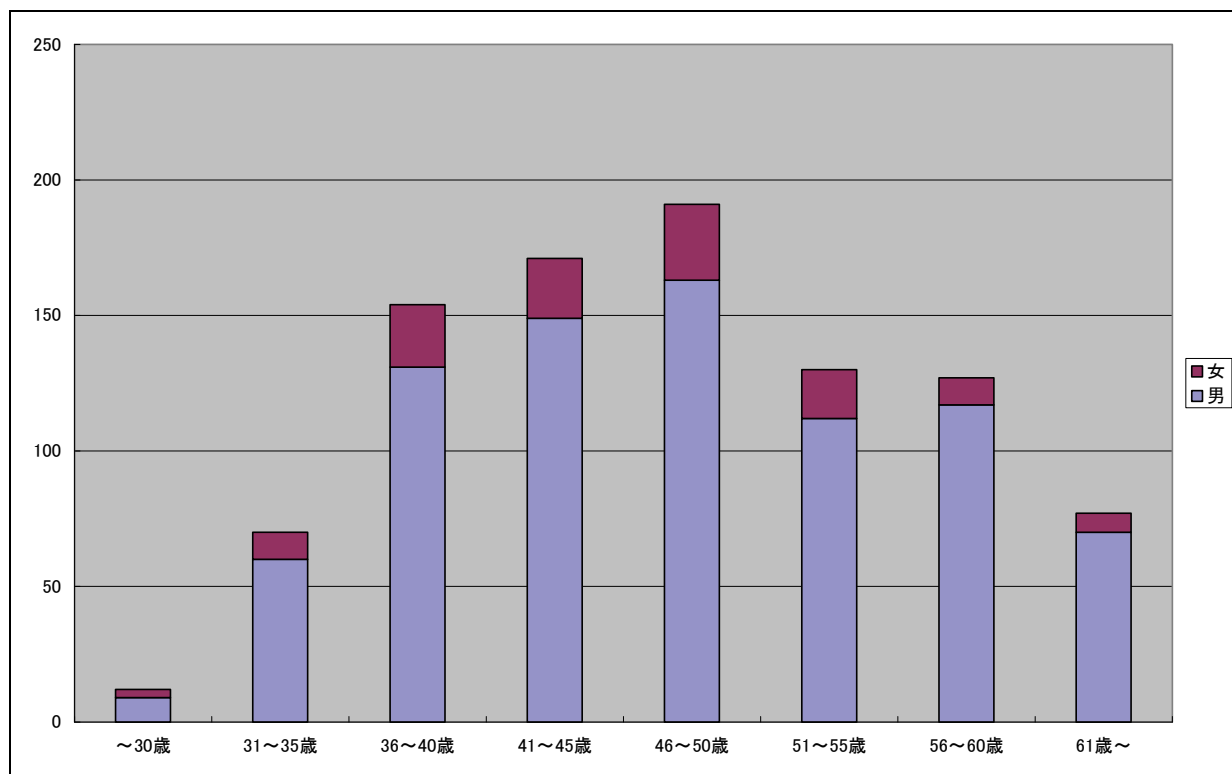
出典：部局長等連絡調整会議資料等を基に作成

資料3-1-⑤-G テニユア・トラック制度による任期制の特任助教の雇用人数（計画を含む）

平成19年度(人)	平成20年度(人)	平成21年度(人)	平成22年度(人)	平成23年度(人)
10	10	20(計画)	20(計画)	20(計画)

出典：研究支援課資料を基に作成

資料3-1-⑤-H 年齢構成別教員数（平成21年5月1日現在）



出典：人事課資料を基に作成

資料3-1-⑤-I 優秀教育候補者選考に関する申合せ

1. 趣旨
熊本大学工学部（以下「学部」という。）は、学部で開講された授業科目と授業を担当している教員を対象として、学生による教育方法の評価を行い、その結果を基に優秀教育者として年1回表彰する。この制度は、学部において授業を担当している教員の教育方法に対する取り組みを活性化すること、効果的な教育方法を共有することを目的としている。
2. 優秀教育候補資格者
優秀教育候補資格者は、学部の授業を担当している教員（自然科学研究科、学内共同利用施設、非常勤を含む）とする。
3. 優秀教育候補者の選考
優秀教育候補者の選考は、授業改善・FD委員会に設置した選考委員会が行う。選考委員会については別途定める。
4. 選考方法
選考方法については、別途定める。
5. 表彰
優秀教育者の表彰は、選考委員会の選考結果に基づいて、年度末に開催されるファカルティ・ディベロップメント（FD）発表会で学部長が行う。

出典：熊本大学工学部FD活動報告から抜粋

資料3-1-⑤-J 表彰・報奨制度（教育活動表彰・業務改善表彰）の概要

1. 趣旨・目的
教育活動表彰は、学士課程教育及び大学院教育において、優れた教育の取り組みを行っている教員を表彰し、教員の努力に報いるとともに、当該取り組みの成果を学内に公表することにより、教育活動の一層の改善に役立てることを目的とする。
業務改善表彰は、管理運営面で特に顕著な改善につながる取り組みを行っている者を表彰し、各人の努力に報いるとともに、改善の成果を学内に公表することにより、効率的な運営を一層推進することを目的とする。
5. 表彰の実施及び報奨金等
 - (1) 教育活動報奨
 - ア) 連続する二事業年度における実績に基づく推薦を、最終年度の2月に受け付け、学長選考を経て、翌年度5月に表彰する。表彰に伴う報奨金については、6月の賞与支給の時期に合わせて支給する。
 - イ) 被表彰者に対して支給する報奨金の額は、10万円とし、グループの場合は、構成員に均等に配分する（1人当たりの支給額は百円未満切り捨て）。
 - (2) 業務改善表彰
 - ア) 業務改善表彰の提案書等を毎年度2月に受け付け、審査委員会の審査、学長選考を経て、翌年度5月に表彰する。表彰に伴う報奨金については、6月の賞与支給の時期に合わせて支給する。
 - イ) 被表彰者に対して支給する報奨金の額は、10万円とし、グループの場合は、構成員に均等に配分する（1人当たりの支給額は百円未満切り捨て）。

出典：総合企画会議資料等から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

上記に示すとおり、教員の任期制、採用の公募制、国際化に対応するために外国人教員の増員や男女共同参画推進のための女性教員増への配慮、優秀教員表彰制度等を設けるなど、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられている。

以上のことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。
 特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の選考については、教育職員選考規則（前掲資料3-1-⑤-A）及び教員選考基準（前掲資料3-1-⑤-B）で、採用基準を具体化している。選考にあたって公募制を原則として、研究業績に加え教育能力を有することを、同規則及び同基準で規定化している。実際に選考にあたる学部・研究科等においては、同規則及び同基準に基づき、より具体的な基準等を定め、公募要領等に明記し、研究業績に関する資料とともに、教育経験の概要及び採用後の教育活動に関する抱負を記載した書類（資料3-2-①-A）の提出や面接時に教育研究に関するプレゼンテーションを課すなどの取組を実施している。

資料3-2-①-A 専門分野に応じた教育上の能力を考慮した公募要領

公募要領の構成例	1. 所属 例：大学院〇〇研究科〇〇専攻 2. 担当科目及び研究分野 3. 職名及び人員 例：教授又は准教授〇名 4. 応募資格 例：(1)博士の学位を有する者、又はこれと同等の能力を有する者 (2)大学又は大学院で専門分野について〇年程度の教育歴を有する者 5. 採用予定年月日 6. 応募期限 7. 提出書類 8. 面接 書類審査後、面接を行い、教育と研究のプレゼンテーションを課す。
提出書類	1. 履歴書 2. 研究業績一覧 3. 研究業績 例：10編以内の研究業績の現物又はコピー 4. 研究活動に関する抱負（採用後の抱負をA4版1枚程度） 5. 教育経験の概要 6. 教育活動に関する抱負（採用後の抱負をA4版1枚程度）

出典：Web上に掲載した教員の公募要領を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

教員の選考については、全学規則及び学部・研究科等規則で採用基準等を明確化し、教育研究能力に関する資料の提出や面接時にプレゼンテーションを課すなど適切に運用されている。

以上のことから、教員の採用基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされ、学士課程においては教育上の指導能力の評価が、大学院課程においては教育研究上の指導能力の評価が、それぞれ適切に行われていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の教育活動の評価については、教員の個人活動評価指針（資料3-2-②-A）及び教員の個人活動評価実施要項（資料3-2-②-B）に基づき、教員の個人活動評価の一領域として、過去3年間の自己評価、今後3年間の活動目標、年度計画及びその達成状況（自己評価）を入力し、その達成状況（自己評価）を基に、部局長等が評価を行っている（資料3-2-②-C）。なお、その結果については、勤務実績を判断する際の参考資料として取り扱い、昇給及び勤勉手当に反映させている。授業評価は、授業改善のためのアンケートを実施し（資料3-2-②-D～G）、その結果は、授業改善アンケート結果公開システム（資料3-2-②-H）を用いて公表している。アンケート結果の思わしくない授業担当教員に対しては、指導や助言（資料3-2-②-I）を行っている。授業改善の諸問題等への対応策を教育方法改善ハンドブック（KU:TO）（資料3-2-②-J）に掲載するなどの取組を実施している。

資料3-2-②-A 教員の個人活動評価指針（抜粋）(<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kojinkatudouhyoka/sisin.pdf>)

<p>1 目的 この指針は、熊本大学(以下「本学」という。)における教員個人の活動状況を点検・評価(以下「個人活動評価」という。)し、その活動の一層の活性化を促すことにより、本学の教育、研究等の向上を図ることを目的とする。</p> <p>4 評価の方法 (1) 個人活動評価は、全学共通の実施要項及び学部等の実施要領に基づき、学部長等が行う。 (2) 学部長等は、大学の目標を踏まえて、教育、研究及び社会貢献のほかに、必要に応じ、管理・運営、診療についての目標を提示し、その目標に即した教員の活動の達成状況について評価を行う。 (3) 学部長等は、評価において、教員の職位、諸事情等を考慮する。</p> <p>5 評価の実施 (1) 教員は、学部長等が提示した組織の目標を踏まえて3年間の目標を設定し、学部長等に提出する。 (2) 教員は、毎年、その年度の個人活動評価として自己評価を行い、その結果を自己評価書としてまとめ、必要な資料を添えて学部長等に提出する。 (3) 学部長等は、3年に一度、教員の自己評価に基づく評価を実施し、その結果を個人活動評価書として各教員へ通知するとともに、個人活動評価報告書としてまとめ、学長へ提出する。</p>
--

出典：熊本大学における教員の個人活動評価指針（平成21年4月1日現在）から抜粋

教職員用ホームページ（学内専用）に掲載

資料3-2-②-B 教員の個人活動評価実施要項 (抜粋)

(<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kojinkatudouhyoka/jissiyokou.pdf>)

1 趣旨
この実施要項は、熊本大学における教員の個人活動評価指針（平成16年6月24日制定）第3第1項に基づき、教員の個人活動評価（以下「個人活動評価」という。）の実施に関し、評価領域、活動目標、年度計画、評価方法、評価資料等の必要な事項を定める。

4 評価方法

(1) 教員による自己評価

- 1) 教員は、1年目及び2年目の年度末において、年度計画の達成状況について自己評価を行う。また、3年目の年度末においては、年度計画及び活動目標の達成状況について自己評価を行う。
- 2) 教員は、自己評価について、個人活動（自己）評価書に年度計画及び活動目標の達成状況を記載するとともに、表1を参考として自己判定を記載する。
- 3) 教員は、自己評価を行うに当たっては、年度計画及び活動目標における達成状況について、第5の2の評価資料を基に明らかにする。

(2) 学部長等による評価

- 1) 学部長等は、3年目の終了時点において、教員から提出された個人活動（自己）評価書に基づき、教員の年度計画及び活動目標の達成状況並びに評価の観点に係る状況を踏まえて、評価領域ごとの達成状況について評価を行う。
- 2) 学部長等は、評価の結果について、個人活動（自己）評価書に「優れた点」、「改善を要する点」等を所見として記載するとともに、表2を参考として評定を記載する。

(3) 評価の実施手順（1年目及び2年目）

- 1) 教員は、当該年度の年度計画の達成状況について個人活動（自己）評価書を作成し、指定した期日までに第5の2の評価資料を添えて学部長等に提出する。
- 2) 学部長等は、教員の作成した個人活動（自己）評価書及び第5の2の評価資料に基づき、年度計画の達成状況を確認し、必要に応じ、教員から取組状況を聴取することができるものとする。

(4) 評価の実施手順（3年目）

- 1) 教員は、当該評価期間の活動目標の達成状況について個人活動（自己）評価書を作成し、指定した期日までに第5の2の評価資料を添えて学部長等に提出する。
- 2) 学部長等は、教員の作成した個人活動（自己）評価書に基づき、評価領域ごとの達成状況を分析するとともに、必要に応じ、教員から意見を聴取するなど検証の上、個人活動（自己）評価書に所見等を記載した後、5月末までに教員へ通知する。
- 3) 教員は、個人活動（自己）評価書について意見があるときは、通知を行った日から10日以内に学部長等に意見を申立てることができる。
- 4) 教員から個人活動（自己）評価書に対する意見の申立てがなかった場合は、通知を行った日から10日後に評価が確定するものとする。また、意見の申立てがあったときは、学部長等は申立ての日から20日以内に当該教員から意見を聴取し、再度検証した上で評価を確定し、個人活動（自己）評価書を速やかに当該教員へ通知する。
- 5) 教員は、評価の最終結果について異議がある場合、学長に異議申立てを行うことができる。
- 6) 学部長等は、学部等の個人活動評価の状況を個人活動評価報告書(別記様式2)としてまとめ、6月末までに学長へ報告する。

6 評価結果等の活用

- 1) 学部長等は、特に高い評価を受けた教員に対して表彰等の措置を行う。なお、学部長等は、1年目及び2年目にも教員の提出資料等を用いて教員に対して表彰等の措置を行うことができる。
- 2) 学部長等は、特に低い評価を受けた教員に対して適切な指導を行うとともに、必要に応じ、次期間の活動目標、努力配分及び年度計画の修正を求めることができるものとする。

出典：熊本大学における教員の個人活動評価実施要項（平成21年4月1日現在）から抜粋
教職員用ホームページ（学内専用）に掲載

資料3-2-②-C 年度計画及びその達成状況等の入力画面 (<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp>)



出典：熊本大学評価データベースシステム（TSUBAKI）（学内専用）から抜粋

資料 3-2-②-D 学生による「授業改善のためのアンケート」の実施率 (学部)

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
—	47%	59%	87%	83%	83%	82%	85%	81%	86%

注：実施率は、開講科目数に占めるアンケート実施科目数の割合

出典：教務課資料を基に作成

資料 3-2-②-E 教員による「授業改善アンケート結果公開システム」へのコメント入力率 (学部)

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
—	45%	63%	37%	32%	56%	51%	65%	48%	56%

注：入力率は、入力科目数のアンケート実施科目数に占める割合

出典：教務課資料を基に作成

資料 3-2-②-F 学生による「授業改善のためのアンケート」の実施率 (大学院)

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
—	92%	77%	79%	83%	82%	59%	81%	48%	39%

注：実施率は、開講科目数に占めるアンケート実施科目数の割合

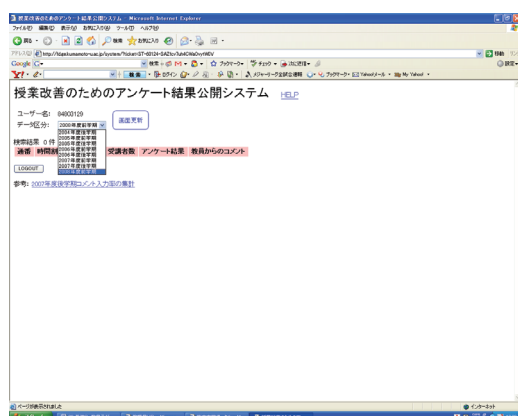
出典：教務課資料を基に作成

資料 3-2-②-G 教員による「授業改善アンケート結果公開システム」へのコメント入力率 (大学院)

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
—	67%	73%	24%	19%	37%	47%	39%	50%	43%

注：入力率は、入力科目数のアンケート実施科目数に占める割合

出典：教務課資料を基に作成

資料 3-2-②-H 授業改善アンケート結果の公開状況 (<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp>)

出典：授業改善のためのアンケート結果公開システム (学内専用) から抜粋

資料3-2-②-I 要改善授業への指導・助言内容

授業に関する意見・悩み等	指導・助言内容
講義内容に興味を持っていない。	学部の講義は基礎であるので年により大きくは変わらないが、毎回一つは新しいデータを加えるなど工夫すればどうでしょうか。教える側にも教えることに新鮮さが出ると考えます。
技術的な能力が求められる科目では、学生全体のレベルを想定するのが難しく（能力的なバラツキが大き）、授業を進める上で大きな課題です。どのレベルに合わせて授業を進めればよいか苦慮しています。	教科内での教育内容の調整をすることが必要であり、その上で、実際の授業では小テストをしたり、アンケートを取るなどで早く学生の理解度を把握する努力が必要と考えます。
PowerPointの資料が分かりづらく、板書の時間が短い。	学生は必ずしもPowerPointでの授業を望んでいません。それは得てして学生のノート取りの時間より早く画面が切り替わるからです。すべてをPowerPointにしないで、必要なものを限定する方向で準備されてはいかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> 居眠りしている人が多いと思います。 私語や居眠りが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人を指名して答えさせるなど、理解度を確認しながら進めてはいかがでしょうか。 興味を持つ項目を講義の中ほどの集中力が途切れる当たりに入れる。私語をする学生は出ていってもらう。 私語については、1回目は全体に注意し、それでもやめないときは「そのあなた話をやめて」と個別に注意し、それでも聞かないときは「おだまり、今話すのは私」とドスを利かせて（その後でにっこり笑うが）言うをやめます。（ちなみに、これは60名近くでの授業のこと。専門の授業（10～15名）なら私語で授業が妨害されたと感じたことはありません。） 私語をやめさせるのに効果的なことは、何も言わずに黒板に書き始めること。そうしてしばらくすると私語はなくなり、その後におもむろに説明を始めます。 私語をやめさせるために、全受講生の氏名を覚えることにしています。授業中随時指名して答えさせるので、学生の間にも適度な緊張感と親密感が生まれます。
双方向授業を心がけているが、進度に対する学生の不満が出そうで心配な面があります。ディスカッションも私語もあります。とにかく、やる気がみられません。Questionを出しても答えません。あてても進みません。	質問しても、なかなか発言しない。まして、ディスカッションはとてもできないのが学生の現状です。それで、自分の意見をきちんと表明できないと、まず就職試験で困ることを話します。最初から上手に話せないこと、間違いを発言するのも大切であるし意味があること（学びあうのだから）、必ずしもすべてのことに正解があるわけではないことなどを具体的に話します。学生の要領を得ない発言もじっと我慢して聞き、「こういうことを言いたい」と通訳することもあります。しかし、こんなことを繰り返して半期過ぎると、意見を表明できるようになります。段階を追って辛抱強く付き合うと、ディスカッションらしきこともできるようになるのではないのでしょうか。

出典：教育方法改善ハンドブック（KU:TO）等を基に作成

資料3-2-②-J 授業改善の諸問題等への対応の掲載状況 (<http://kuto.ge.kumamoto-u.ac.jp/>)



出典：教育方法改善ハンドブック（KU:TO）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

教員の個人活動評価や授業改善のためのアンケート等を通じて、定期的に教員の教育活動を評価し、必要に応じて改善のための指導や助言を行っている。

以上のことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われ、また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

観点 3-3-①: 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

教員は、学部と研究科等の教育研究を担当しており、学部・大学院教育に携わりつつ活発な研究活動を行っている（資料 3-3-①-A）。特に、学内の 17 の拠点形成研究（資料 3-3-①-B）に対して、重点的に予算を配分するなどの方策を実施し、グローバル COE プログラム（資料 3-3-①-C）、科学技術振興調整費等（資料 3-3-①-D）の外部資金を多く獲得するなど、教育内容等に関連する研究活動が、多様な形で展開されている。このほか、外部資金を一定額以上獲得した教員に対する報奨金給付、科学研究費補助金が不採択になった研究課題に対するインセンティブ付与及び任期付助教に対しスタートアップ経費を配分するなど、多方面において研究活動を支援している。

資料 3-3-①-A 教員の教育内容と研究活動との関連（抜粋）

学部等名・職名・教員名	担当授業科目	主な研究活動・主な研究業績等
文学部 文学部 教授 小松 裕	文化史概説 I	「いのち」の観点からの日本近代史の見直し 全集日本の歴史第 14 巻『いのち』と帝国日本』（小学館）
教育学部 教育学部 教授 古賀 倫嗣	社会学概説	地域社会と家庭、学校の連携・協働システムの研究 「幼・保・小連携の現状と課題」（『生活体験学習研究』第 9 号、日本生活体験学習学会、2009 年）
法学部 法学部 准教授 大日方信春	憲法 I（基本的人権）	著作権の憲法理論 「著作権をみる憲法学の視点について」『熊本法学』114 号（2008）1 頁～36 頁
理学部 自然科学研究科 教授 谷 時雄	分子生物学	RNA レベルでの遺伝子発現調節機構、メッセンジャー-RNA (mRNA) のスプライシング、核から細胞質への mRNA 輸送の分子機構 Dss1 associating with the proteasome functions in selective nuclear mRNA export in yeast Biochem. Biophys. Res. Commun., 365, 664-671 (2007).
医学部医学科 医学薬学研究部 教授 竹屋 元裕	病理学 I, II	種々の病態におけるマクロファージの役割の解明 Tsujita K, Kaikita K, Hayasaki T, Honda T, Kobayashi H, Sakashita N, Suzuki H, Kodama T, Ogawa H, Takeya M. Targeted Deletion of Class A Macrophage Scavenger Receptor Increases the Risk of Cardiac Rupture After Experimental Myocardial Infarction. Circulation 115(14):1904-1911, 2007
医学部保健学科 医学部 教授 宇佐美 しおり	精神臨床看護学	重度の統合失調症、気分障害、不安障害患者の地域生活支援と精神看護専門看護師の役割に関する研究 The Method which mediate post traumatic stress response under disaster and critical incident through the group therapy, PRRC, iadp, p32, 2008
薬学部 医学薬学研究部 教授 香月 博志	薬理学 I	脳神経疾患の新たな治療薬ターゲットに関する研究 Fujimoto S, Katsuki H, Ohnishi M, Takagi M, Kume T, Akaike A. Plasminogen potentiates thrombin cytotoxicity and contributes to pathology of intracerebral hemorrhage in rats. J Cereb Blood Flow Metab. 28:506-515, 2008.
工学部 自然科学研究科 教授 村山 伸樹	プログラミング方法論	人間医工学 R. Neshige, N. Murayama, T. Igasaki et al.: Communication aid device utilizing event-related potentials for patients with severe motor impairment, Brain Res., Vol.1141, pp.218-227, 2007.
教育学研究科 教育学部 教授 古賀 倫嗣	社会学特論	地域社会と家庭、学校の連携・協働システムの研究 『生きる力』の育成と通学合宿』（『熊本大学生涯学習教育研究』第 2 号、熊本大学生涯学習教育研究センター、2003 年）
社会文化科学研究科 社会文化科学研究科 教授 森 正人	東アジア文化基礎論 日本文化論 日本文学史論 古典文学研究の最新動向と 高校古典 日本古典文学特論	古典文学を中心とする日本文学研究 『今昔物語集の生成』和泉書院、1986 年（単著）

自然科学研究科 自然科学研究科 教授 高島 和希	マテリアル破壊工学	マテリアル破壊工学 E. Taki, Y. Kawakami, M. Otsu and K. Takashima: Fracture behavior of micro-sized Fe-3%Si alloy single crystals, J. Solid Mechanics and Materials Engineering, vol.1, no.6, pp.779-786 (2007)
医学教育部 医学薬学研究部 教授 西村 泰治	造血免疫制御学理論	がん免疫療法の開発に向けた基礎および臨床研究 Imai, K., Hirata, S., Irie, A., Senju, S., Ikuta, Y., Yokomine, K., Harao, M., Inoue, M., Tsunoda, T., Nakatsuru, S., Nakagawa, H., Nakamura, Y., Baba, H., and Nishimura, Y.: Identification of a novel tumor-associated antigen, Cadherin 3/P-cadherin, as a possible target for immunotherapy of pancreatic, gastric and colorectal cancers. <i>Clin. Cancer Res</i> 14: 6487-6495, 2008.
保健学教育部 医学薬学研究部 教授 浅井 篤	医療倫理学	臨床倫理, 研究倫理, 生命倫理教育 Miki Fukuyama, Atsushi Asai, Koichiro Itai, and Seiji Bito for the Clinical Ethics Support and Education Project. A Report on Small Team Clinical Ethics Consultation Programs in Japan. Journal of Medical Ethics, 2008, in press.
薬学教育部 医学薬学研究部 教授 大塚 雅巳	生物有機化学	細胞内シグナル伝達を制御する人工化合物の合成と機能解析 Kensaku Anraku, Teruhiko Inoue, Kenji Sugimoto, Takashi Morii, Yasuo Mori, Yoshinari Okamoto, Masami Otsuka "Design and synthesis of biotinylated inositol phosphates relevant to the biotin-avidin techniques" <i>Org. Biomol. Chem.</i> , 6, 1822-1830, 2008
法曹養成研究科 法曹養成研究科 教授 木下 和朗	公法発展 公法総合Ⅲ (基本的人権) 英米法	比較憲法学 (特にイギリス, アメリカ合衆国), イギリス議会制の理論及び制度 「イギリス庶民院における調査委員会制度 (一) ~ (三・完) - 国政調査権に関する制度考察 -」『北大法学論集』44-5, 44-6, 45-1=2 (1994)

出典：各学部等調査資料を基に作成

資料3-3-①-B 拠点形成研究 (平成20年度末現在) (<http://sendou.kuma-u.jp/research/research1.html>)

領域	研究プロジェクト名	研究代表者
A	自然科学	衝撃エネルギー工学グローバル先導拠点 秋山 秀典 真下 茂
	生命科学	エイズ等新興再興難治性感染症に対する新たな治療法開発をめざした研究教育拠点 満屋 裕明 滝口 雅文
		細胞系譜制御から幹細胞・iPS細胞の応用基盤への展開研究と教育の推進 糸 昭苑 小川峰太郎
		遺伝子改変モデルを用いた難病医学の展開 山村 研一 中瀧 直己
B	人文・社会科学	「永青文庫」資料等の世界的資源化に基づく日本型社会研究 吉村 豊雄
	自然科学	環境軽負担を目指した次世代マグネシウム合金の創製加工 里中 忍
		超兆集積最先端産業基盤技術のための研究教育拠点 久保田 弘
		極限環境下での凝縮系物質のナノ構造・組織の精密測定とマクロな挙動 吉朝 朗
		ソフト溶液プロセスをベースとした階層的ナノ組織集積材料の創成 松本 泰道
		X線CT法の工学的応用に関する研究教育拠点 尾原 祐三
	生命科学	“Made in Kumamoto University”の画期的新薬創生研究 小田切優樹
		プロテオミクスを基盤とした病態システムズバイオロジー教育研究拠点の構築 荒木 令江
		個別化医療をリードする育薬フロンティアセンター研究拠点形成 中川 和子
	学際・複合・新領域	21世紀将来世代学の構築 高橋 隆雄
地域水循環機構に基づく持続的水資源利用のフロンティア研究 嶋田 純		
閉鎖性沿岸海域における環境と防災, 豊かな社会環境創生のための先端科学研究・教育の拠点形成 滝川 清		
	ライフスタイルとストレスシグナルの先端研究拠点 竹屋 元裕	

注：「生命科学」、「自然科学」、「人文社会科学」及び「学際・複合・新領域」の4領域のうち、新たなパラダイムを描けるもので、すでに外部から高い評価を受けている世界最高水準の研究を【拠点形成研究A】、世界最高水準を目指しうる研究を【拠点形成研究B】とする。

出典：大学院先導機構ホームページ等を基に作成

資料3-3-①-C グローバルCOEプログラム採択状況

プログラム名	実施期間	分野	拠点リーダー
細胞系譜制御研究の国際的人材育成ユニット	平成19~23年度	生命科学	糸 昭苑
エイズ制圧を目指した国際教育研究拠点の形成	平成20~24年度	医学系	満屋 裕明
衝撃エネルギー工学グローバル先導拠点	平成20~24年度	機械, 土木, 建築, その他工学	秋山 秀典

出典：研究・国際部資料等を基に作成

資料 3-3-①-D 例示：熊本大学のビッグプロジェクト

プロジェクト名	実施期間	研究担当者 代 表 者
有明海生物生息環境の俯瞰型再生 JST 科学技術振興調整費	平成 17～21 年度	滝川 清
個体レベルでのがんの統合的研究 科学研究費補助金特定領域研究	平成 17～21 年度	山村 研一
地域連携によるキャリアパス環境整備 JST 科学技術振興調整費	平成 18～20 年度	学 長
次世代耐熱マグネシウム合金の基盤技術開発 JST 地域結集型研究開発プログラム	平成 18～23 年度	河村 能人
スラバヤ工科大学情報技術高等人材育成計画 JICA 技術協力プロジェクト	平成 18～21 年度	宇佐川 毅
挑戦的若手研究者の自立支援人事制度改革 JST 科学技術振興調整費	平成 19～23 年度	学 長
みなまた環境マイスター養成プログラム JST 科学技術振興調整費	平成 19～23 年度	石原 修
iPS 細胞から膵β細胞への分化制御と糖尿病再生医療の基盤開発 JST 再生医療の実現化プロジェクト	平成 20～24 年度	糸 昭苑
iPS 細胞由来の樹状細胞とマクロファージを用いた医療技術開発 JST 戦略的創造研究推進事業 (CREST)	平成 20～25 年度	千住 覚

出典：研究・国際部資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育活動とともに相関した質の高い研究活動が行われており、各教員は高い研究能力を背景に学部・大学院の教育を担当している。

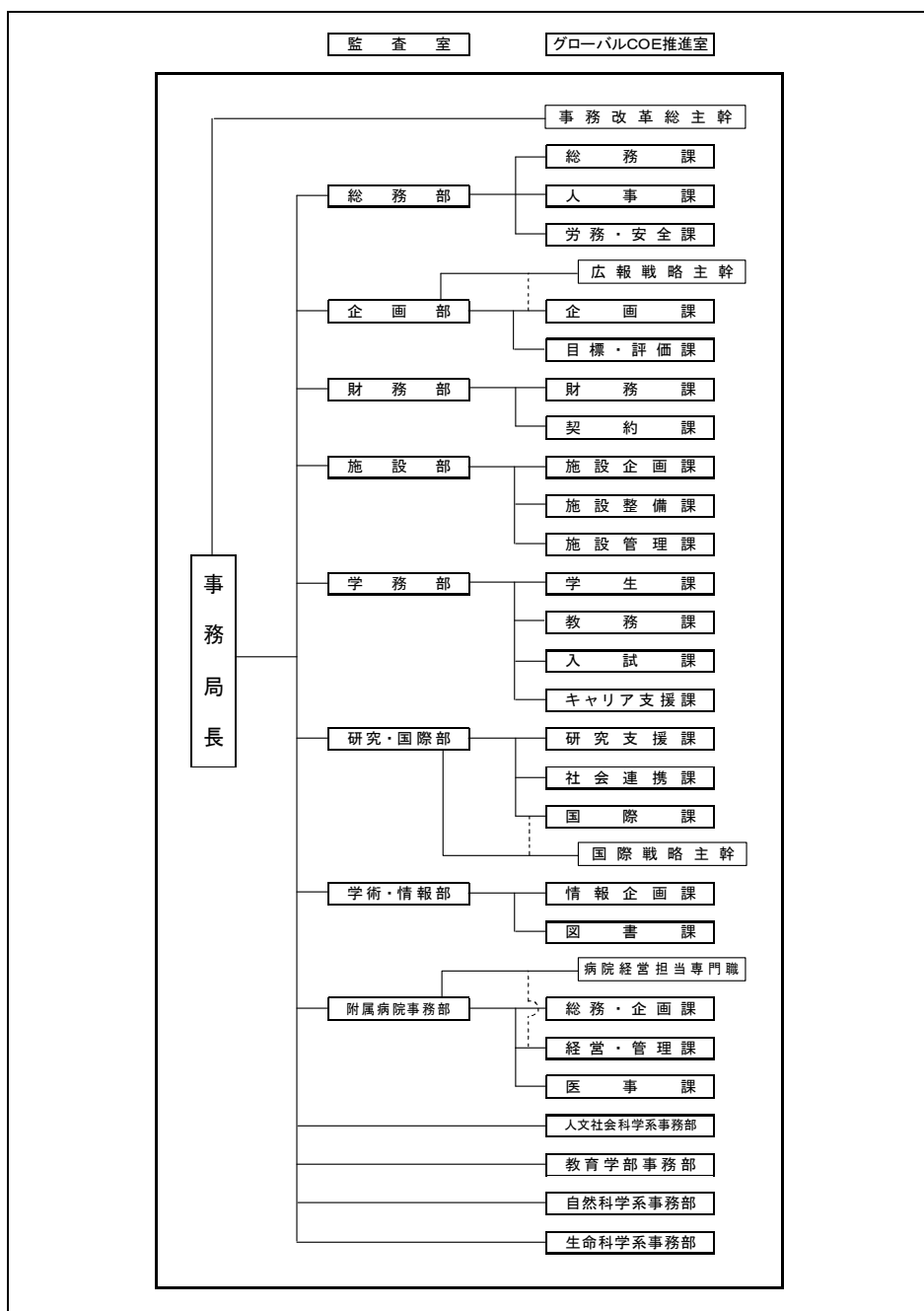
以上のことから、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が活発に行われていると判断する。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

本学では、事務組織規則及び技術職員の組織等に関する規則等に基づき、事務職員及び技術職員を配置している（資料3-4-①-A~D）。TAの採用は、平成16年度の929人から平成20年度は1,102人に増加し（資料3-4-①-E）、授業準備、機材準備・操作、補助教材作成、実験・実習補助、自主学習のサポートなどを行っている（別添資料6）。

資料3-4-①-A 事務組織図（平成21年4月1日現在）



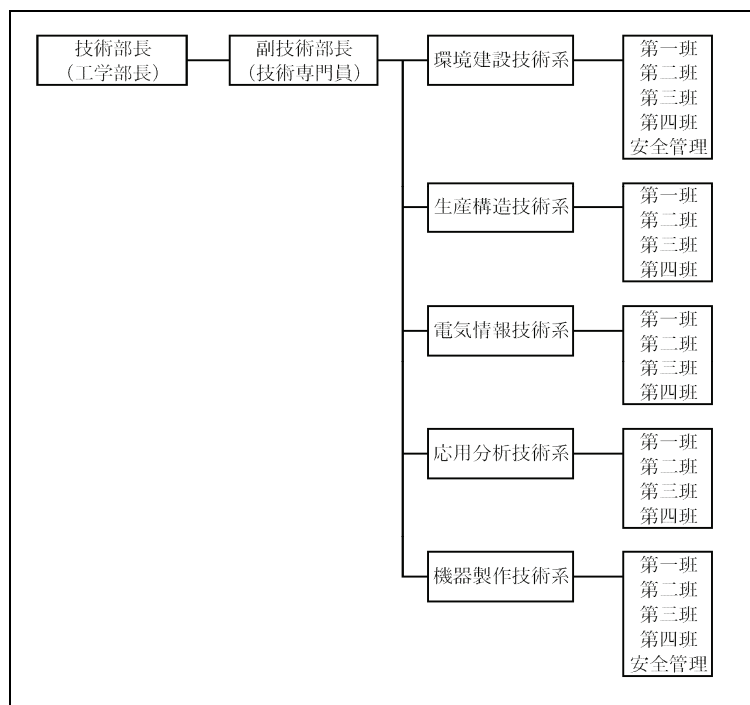
出典：国立大学法人熊本大学事務組織規則（平成21年4月1日現在）等を基に作成

資料 3-4-①-B 技術部等の編成等

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学職員雇用規則(平成16年4月1日制定。以下「雇用規則」という。)第3条に定める教室系技術職員(以下「技術職員」という。)の能力・資質の向上と優れた人材の確保及び育成を図り、教育研究支援業務の円滑な遂行に資するため、技術職員の組織に関し必要な事項を定める。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 技術に関する専門的業務を円滑かつ効率的に処理するため、各学部、大学院医学薬学研究部、発生医学研究所、医学部附属病院、大学院先端機構、イノベーション推進機構、国際化推進機構、熊本大学学則第9条第1項に規定する学内共同教育研究施設及び教養教育実施機構(以下「部局」という。)に技術職員に係る技術部又は技術室を置くことができる。</p> <p>2 前項に定める技術部又は技術室は、部局を単位とする。ただし、少数の技術職員を有する部局にあつては、複数部局を単位とすることができるものとする。</p> <p>(組織の構成)</p> <p>第3条 技術部又は技術室に技術部長又は技術室長を置き、部局の長(以下「部局長」という。)をもって充てる。</p> <p>2 技術部又は技術室には、規模に応じ、副技術部長、副技術室長、技術班長、系総括、技術専門員、技術専門職員、係長及び技術職員を置くことができる。この場合、必要に応じ担当を命ずることができる。</p> <p>3 副技術部長、副技術室長及び系総括は、技術専門員をもって充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 前条に定める職の職務は、次のとおりとする。</p> <p>2 技術部長は技術部を、技術室長は技術室を統括する。</p> <p>3 副技術部長又は副技術室長は、技術部長又は技術室長を補佐する。</p> <p>4 技術班長は、技術室長の補佐及び当該組織に関する業務を処理し、必要に応じ所属する技術職員に技術的な指導助言を行う。</p> <p>5 系総括は、当該組織に関する業務を処理し、必要に応じ所属する技術職員に技術的な指導助言を行う。</p> <p>6 技術専門職員及び係長は、当該組織に関する業務を処理し、必要に応じ所属する技術職員に技術的な指導助言を行う。</p> <p>7 教室技術職員は、技術業務に従事する。</p>

出典：国立大学法人熊本大学技術職員の組織等に関する規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料 3-4-①-C 工学部技術部組織図（平成21年4月1日現在）(<http://www.tech.eng.kumamoto-u.ac.jp/>)



出典：自然科学系事務部資料を基に作成

資料3-4-①-D 事務職員及び技術職員の配置状況（平成21年5月1日現在）

部 局	事務職員 (人)	技術職員 (人)	合 計 (人)
事務局	214	25	239
監査室	5	0	5
グローバルCOE推進室	4	0	4
人文社会科学系事務部	16	0	16
教育学部事務部	18	0	18
自然科学系事務部	26	0	26
生命科学系事務部	34	0	34
附属病院事務部	79	13	92
教育学部	0	3	3
理学部	0	3	3
工学部	0	42	42
大学院医学薬学研究部	0	11	11
保健センター	0	2	2
総合情報基盤センター	0	3	3
eラーニング推進機構	0	1	1
沿岸域環境科学教育研究センター	0	1	1
衝撃・極限環境研究センター	0	1	1
生命資源研究・支援センター	0	9	9
発生医学研究所	0	9	9
医学部附属病院	0	521	521
合 計	396	644	1,040

出典：人事課資料を基に作成

資料3-4-①-E TAの採用実績

平成16年度 (人)	平成17年度 (人)	平成18年度 (人)	平成19年度 (人)	平成20年度 (人)
929	927	1,008	1,063	1,102

出典：パートタイム職員現員配置資料，熊本大学年報等を基に作成

別添資料6 KU Teaching TAハンドブック編

【分析結果とその根拠理由】

編成している教育課程を確実に効果的に展開する見地から，事務組織及び技術職員の組織等に関する規則に基づき，事務職員及び技術職員を適切に配置している。TAは，学習指導，実習・演習補助等のために積極的に活用している。

以上のことから，大学において編成された教育課程を遂行するのに必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置され，また，TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教員個人の評価を本格実施し、その結果を業務改善や給与（昇給及び勤勉手当）に反映させている。
- 教育活動に関する表彰・報奨制度を平成21年度に導入し、他の教員の模範となる優れた教育の取組を行った教員を表彰するとともに、報奨金を給付することとしている。
- 大学院先導機構の主導の下に、若手研究・教育者の育成強化及びキャリア形成を目指したテニユア・トラック制度を導入するとともに、外部から高い評価を受けている17の拠点形成研究に対して重点的に予算を配分し世界最高水準の研究を推進した結果、既に三つのグローバルCOEを獲得し教育力の向上にも貢献している。

【改善を要する点】

- 教育学研究科の一部の専修・コースにおいて専任教員が不足しており、早急な対応が必要である。

(3) 基準3の自己評価の概要

教員組織編制においては、学部及び大学院（法科大学院を含む。）のいずれについても、設置基準を上回る専任教員数を配置するとともに、質的にも教育課程を確実に実施するための十分な教育提供体制を整え、大学院等の必要な研究指導教員等を確保している。本学の教育研究体制の基本を成す講座等の組織についても、教員の適切な役割分担や組織的な連携体制の下で、学部・大学院の専門性・特性を踏まえた適正な編成がなされている。特に、生命科学系大学院においては、研究組織と教育組織を分離した柔軟な教育研究体制を構築している。さらに、産業界等の知的資源を活用した寄附講座や連携講座を置き、教育研究機能の一層の充実を図っている。

教員の選考にあたっては、教育職員選考規則等に基づき、公募制により教育上の能力を兼ね備えた優秀な教員の確保に努める一方、男女共同参画推進基本計画に沿って女性教員雇用率の向上にも努めている。また、平成19年度からテニユア・トラック制度を導入し、若手研究・教育者の育成強化とキャリア形成支援を進めている。

教員の業務向上面では、平成18年度から評価制度を本格実施し、教員の個人活動評価指針等に基づき、教員の活動目標の達成状況（自己評価）に対し、学部長等が3年に一度評価を行い、その結果を業務改善や給与（昇給及び勤勉手当）に反映させる仕組を整備・運用している。教育方法の改善に資するため、授業改善のための学生アンケート調査を学期ごとに実施し、その結果をWeb上で公開するとともに、調査結果により問題がある場合は、授業担当教員に対して必要な指導・助言を行っている。また、優れた教育活動を行った教員に対する表彰・報奨制度を平成21年度に導入し、教育活動を一層推し進めることとしている。

教育を支える研究活動の活性化策としては、平成19年度から研究活動に関する表彰・報奨制度を導入し、科学研究費補助金等の外部資金を一定額以上獲得した教員を表彰し報奨金を給付している。

教育支援体制に関しては、十分な事務職員及び技術職員を配置するとともに、TA等の教育補助者を積極的に配置・活用し、教育課程を確実かつ効果的に実施している。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①: 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到る状況】

本学の理念及び教育の目的に沿って、求める学生像を全学共通のアドミッション・ポリシー（資料4-1-①-A）に明確に示し、これに基づき、学部等のアドミッション・ポリシーに加えて、学科・課程・専攻ごとに教育目的に沿ったアドミッション・ポリシーを定めている（資料4-1-①-B～D）。アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜するために、一般選抜では、「入学者の選抜は、大学入試センター試験・個別学力検査等の成績及び調査表の内容等を総合的に判定して行う。」とし、推薦入試では、「推薦書、調査書、志望理由書及び小論文、面接の成績により総合的に判定する。」としている。これらは、学生募集要項（別添資料7）等に掲載するとともに、ホームページ、携帯電話サイト等にも掲載している。さらに、オープン・キャンパス（資料4-1-①-E）、進学説明会、高等学校への出前授業等において、受験希望者等の関係者に対して、広く公表、周知している。また、平成19年度新入生に対し、アドミッション・ポリシーの認知度に関するアンケート調査（資料4-1-①-F）を実施するなど、効果を検証している。

資料4-1-①-A 全学共通のアドミッション・ポリシー

[\(http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/nyushi_jyohou/gakubunyushi/\)](http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/nyushi_jyohou/gakubunyushi/)

自ら学ぼうとする意欲、物事を多面的に捉えるために必要な幅広い基礎学力、人々と真摯に議論・対話できる能力や協力しあえる社会的能力を備えていることを基本として本学はつぎのような人を広く求めます。

- 人間と自然を愛し、志を持って世界と地域への貢献を目指す人
- 学問に情熱を持ち、自ら柔軟かつ論理的に考える人
- 行動力に富み、新しい課題に意欲的に取り組める人
- 広く世界に目を向け、国際舞台で活躍したいと思っている人

出典：学生募集要項から抜粋

資料4-1-①-B 例示：理学部のアドミッション・ポリシー

http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/nyushi_jyohou/gakubunyushi/admission_policy.html

数学と理科の各分野に対し幅広い興味と理解を有し、自然科学の諸課題に対し意欲的にチャレンジでき、多角的な視点から忍耐強く真理探究のできる次のような人を求めています。

1. 物事の本質を見極めたいという強い意志を持った人
2. 論理的思考ができる人
3. 豊かな感性と洞察力を有する人
4. 野外調査や長時間に及ぶ実験等に対し、忍耐強く取り組める人
5. 広い視野をもち、応用力、実践力のある人
6. わが国の理学研究の発展に貢献したいという意志をもった人
7. 複数の学問にまたがる学問領域にも失敗を恐れず果敢に挑戦できる人
8. 国際的に活躍する意欲のある人

理学部では、数学と理科に関して、以下の内容を入学時点で習得しておくことを希望します。

数学
 数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B（「数列」及び「ベクトル」）及び数学C（「行列とその応用」及び「式と曲線」）について、個々の項目の内容をよく理解し、知識と技能を十分身につけておくこと。項目間のつながりを意識し、数学的思考方法を習得しておくこと。また、数学のみならず理科においても、数学的に考察し処理する能力を身につけておくこと。

理科
 物理Ⅰ及びⅡ、化学Ⅰ及びⅡ、地学Ⅰ及びⅡ、生物Ⅰ及びⅡから2教科以上を習得しておくこと。
 事物や自然現象についての観察、実験などを行い、自然や科学に対する関心や探究心を高め、探究する能力と態度を身につけておくこと。基本的な概念や原理・法則を理解して、科学的な自然観を養っておくこと。

出典：学生募集要項から抜粋

資料4-1-①-C 例示：自然科学研究科博士前期課程「理学専攻」のアドミッション・ポリシー

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/nyushi_jyouthou/daigakuin/d_admission_policy.html)

<p>基礎科学から応用技術までの創造的先端科学に対応するため、分野ごとの固有で堅実な基礎学力、基本的なプレゼンテーション能力、さらには、科学・技術全般に対する強い好奇心・学習意欲を持ち、新しい課題に対して高い目的意識をもって挑戦し問題解決を目指すことができる人を求める。</p> <p>本専攻では、数学や物理学・化学を基礎に置く人類の知的財産としての学問の継承・発展のみならず、生命現象の解明や地球環境・エネルギー問題など現代社会が抱える諸課題の根底にある真理を科学的に究明する。そのために必要な理学に共通する知識や思考法、さらには基本哲学を身につけ、理学のスペシャリストとして広く社会に貢献できる専門職業人の養成を目標とする。また博士後期課程へ進学し、国際的な研究活動が展開できる人材の育成も目標とする。特に、理学の諸分野間の境界領域における種々の問題にも果敢に挑戦できる幅広いバックグラウンドを有する総合力のある人材の育成にも重点を置く。</p> <p>以上のような観点から、本専攻は、次のような人を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●論理的思考・処理能力の高い人 ●真理の探究に情熱を持っている人 ●自然科学の基礎を幅広く理解し、かつ、高度の専門知識を得ようとする人 ●様々な学問に関心を持つ人

出典：学生募集要項から抜粋

資料4-1-①-D 各学部・研究科等のアドミッション・ポリシーの掲載状況

各学部のアドミッション・ポリシーの記載ページ http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/nyushi_jyouthou/gakubunyushi/admission_policy.html
各研究科等のアドミッション・ポリシーの記載ページ http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/nyushi_jyouthou/daigakuin/d_admission_policy.html

出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

資料4-1-①-E オープン・キャンパス等の開催状況

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/daigakushukai/open_campus.html)

オープン・キャンパス（8月）参加高校生の推移				
平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
8,046人	7,149人	7,653人	7,778人	8,309人

出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

資料4-1-①-F 新入生に対するアドミッション・ポリシーアンケート調査（平成19年度）

質問：アドミッション・ポリシーを何で知ったか？ (単一選択回答)			質問：アドミッション・ポリシーを理解できたか？ (左の質問に回答した者の単一選択回答)			
	回答数	回答割合		回答数	回答割合	
熊本大学募集要項	378	75.1%	充分理解できた	140	95.2%	
熊本大学Webページ	335		だいたい理解できた	530		
熊本大学案内（各学部案内）	334		良く分からない	34		4.8%
熊本大学オープン・キャンパス	36		無回答	0	0.0%	
熊本大学携帯サイト	20		計	704	100.0%	
進学説明会	7		質問：アドミッション・ポリシーを何で知ったか？に対して、938名の内、234名(24.9%)は無回答であり、704名(75.1%)がアドミッション・ポリシーの存在を知っていたと回答している。	質問：アドミッション・ポリシーを理解できたか？に対して、140名(19.9%)は十分に理解できたと回答し、530名(75.3%)はだいたい理解できたと回答した。		
出前授業（体験入学）	7					
受験雑誌	6					
九州地区国立大学合同説明会	5					
その他、高校・塾・予備校	44					
無回答	234		24.9%			
サンプル数	938	100.0%				

出典：入学試験委員会資料を基に作成

別添資料7 2009 学生募集要項 一般選抜

【分析結果とその根拠理由】

本学の理念及び教育の目的に沿って、本学の求める学生像を、全学、学部・学科・課程・専攻ごとにその教育の目的に沿ったアドミッション・ポリシーを明確に定めている。これらは、学生募集要項等に掲載するとともに、ホームページ、携帯電話サイト等にも掲載している。さらに、オープン・キャンパス、進学説明会等で受験希望者等の関係者に対して、広く公表、周知している。

以上のことから、教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

観点4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った学生確保のため、一般選抜のほかに、推薦入試（大学入試センターを課さない推薦、センター試験を課す推薦）、帰国子女入試、社会人入試、私費外国人留学生特別選抜等を実施しており、各選抜で採用されている受入方法は、学生募集要項（別添資料7）等に掲載している。一般選抜では、主として個別学力検査により、学部や学科の特徴に応じた基礎学力を重視した選抜を実施し、推薦入試等の特別選抜では、小論文・面接等によって、受験者の能力や適性を重視した選抜を行っている。その他の学生の受入れについても、それぞれに定めた選抜方法により、特徴に応じた選抜を行っている。各学部の入学志願状況は、一般選抜の前期日程で2.8倍、後期日程で7.4倍、特別選抜の推薦入試で3.0倍となっている（資料4-2-①-A）。各大学院は、博士（博士後期）課程がやや低いものの、概ね1.5倍程度の入学志願状況となっている（資料4-2-①-B）。

資料4-2-①-A 平成21年度入学志願状況（学部）

学部名	前期日程			後期日程			推薦入学		
	募集人員 (人)	志願者数 (人)	志願倍率	募集人員 (人)	志願者数 (人)	志願倍率	募集人員 (人)	志願者数 (人)	志願倍率
文学部	117	358	3.1	30	237	7.9	23	117	5.1
教育学部	214	426	2.0	39	183	4.7	37	148	4.0
法学部	165	370	2.2	25	252	10.1	20	70	3.5
理学部	140	335	2.4	35	315	9.0	15	40	2.7
医学部	186	982	5.3	30	315	10.5	36	110	3.1
薬学部	70	249	3.6	20	149	7.5	—	—	—
工学部	348	803	2.3	50	249	5.0	115	251	2.2
計	1,240	3,523	2.8	229	1,700	7.4	246	736	3.0

出典：入試課資料を基に作成

資料4-2-①-B 平成21年度4月入学志願状況(大学院)

研究科等名	募集人員(人)	志願者数(人)	志願倍率	
教育学研究科	修士課程	47	55	1.2
社会文化科学研究科	博士前期課程	76	124	1.6
	博士後期課程	15	34	2.3
自然科学研究科	博士前期課程	392	568	1.4
	博士後期課程	62	55	0.9
医学教育部	修士課程	20	45	2.3
	博士課程	88	58	0.7
保健学教育部	修士課程	16	19	1.2
薬学教育部	博士前期課程	69	117	1.7
	博士後期課程	31	15	0.5
法曹養成研究科	法科大学院の課程	30	98	3.3

出典：入試課資料を基に作成

別添資料7 2009 学生募集要項 一般選抜

【分析結果とその根拠理由】

一般選抜のほか、推薦入試、帰国子女入試、社会人入試及び私費外国人留学生特別選抜等を実施しており、多様な選抜方法により、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れを図っている。入学志願倍率が良好な倍率を保っていることから、選抜は実質的に機能している。

以上のことから、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

観点4-2-②：入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到に係る状況】

観点4-1-①に明記したとおり、全学共通及び学部・研究科等・学科・課程・専攻ごとに定めたアドミッション・ポリシーに沿って、留学生、社会人及び編入学生を受け入れている。教育研究のグローバル化の推進を図るために留学生を積極的に受け入れており、私費外国人留学生選抜を実施している。留学生の状況は、資料4-2-②-A, Bのとおりである。また、近年の急速な技術革新や社会情勢の急激な変化に伴い、高等教育機関での学習機会を得たいとの社会からの要望に応えるため、特に大学院において社会人を積極的に受け入れており(資料4-2-②-C)、社会人学生等が学びやすい学習環境を整備するため、eラーニングによる授業を実施している。学部においては、医学部保健学科看護学専攻で社会人特別選抜を実施している。そのほか、短期大学、高等専門学校等を卒業する者に更なる学習の機会を提供するため、各学部等で編入学定員を定め、編入学選抜を実施している(資料4-2-②-D)。

資料4-2-②-A 各学部における留学生数の推移(各年度5月1日現在)

(単位：人)

学部名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
文学部	40	40	43	36	37
教育学部	14	10	16	9	8
法学部	19	19	22	17	15
理学部	13	10	4	2	3
医学部	0	1	1	2	0
薬学部	0	1	1	1	2
工学部	24	24	24	26	25
合計	110	105	111	93	90

出典：国際課調査を基に作成

資料4-2-②-B 各研究科等における留学生数の推移（各年度5月1日現在）（単位：人）

研究科等名		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教育学研究科	修士課程	8	10	12	7	8
社会文化科学研究科	博士前期課程	—	0	1	16	39
	博士後期課程	9	10	12	9	8
自然科学研究科	博士前期課程	36	43	36	36	47
	博士後期課程	59	62	56	60	70
医学教育部	修士課程	3	7	4	4	5
	博士課程	31	35	30	30	30
保健学教育部	修士課程	—	—	—	0	0
薬学教育部	博士前期課程	2	1	3	2	4
	博士後期課程	9	7	7	5	5
法曹養成研究科	法科大学院の課程	0	0	0	0	0
合計		157	175	161	169	216

出典：国際課調査を基に作成

資料4-2-②-C 各研究科等における社会人学生数の推移（各年度5月1日現在）（単位：人）

研究科等名		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教育学研究科	修士課程	13	19	24	20	25
社会文化科学研究科	博士前期課程	—	15	33	48	107
	博士後期課程	32	40	42	47	56
自然科学研究科	博士前期課程	1	1	1	3	7
	博士後期課程	119	108	117	103	109
医学教育部	修士課程	0	0	0	0	0
	博士課程	63	85	100	121	52
保健学教育部	修士課程	—	—	—	19	26
薬学教育部	博士前期課程	2	3	2	2	2
	博士後期課程	12	11	10	7	9
法曹養成研究科	法科大学院の課程	32	41	39	31	17
合計		274	323	368	401	410

出典：教務課調査を基に作成

資料4-2-②-D 各学部等における編入学定員（編入学者数）の推移（単位：人）

学部等名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
文学部	10(9)	10(8)	10(11)	10(8)	10(10)
法学部	10(8)	10(7)	10(8)	10(9)	10(10)
理学部	若干名(9)	若干名(4)	若干名(3)	若干名(1)	—
医学部保健学科	—	16(14)	16(18)	16(16)	16(13)
工学部	30(59)	30(61)	30(52)	30(67)	30(59)
合計	50(85)	66(94)	66(92)	66(101)	66(92)

出典：入試課を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

多様な学生を幅広く受け入れるため、実質的な対応を図っている。各学部・大学院は、編入生、留学生、社会人学生を積極的に受け入れており、社会の要請に答えている。

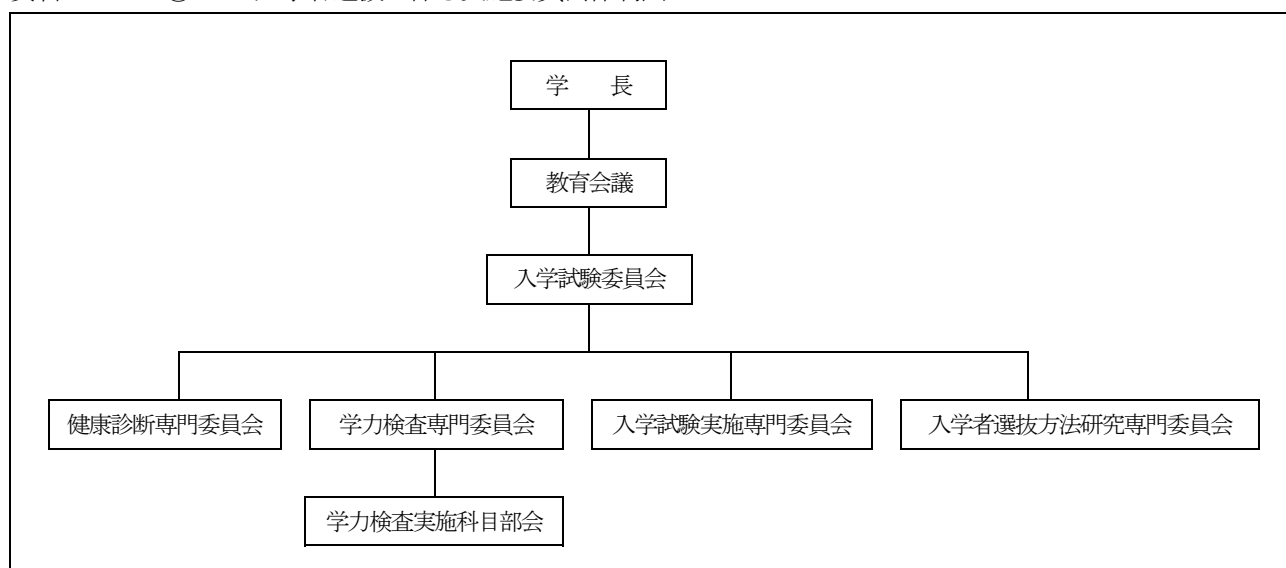
以上のことから、留学生、社会人、編入学生の受入れ等に関する基本方針を示し、これに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により，公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

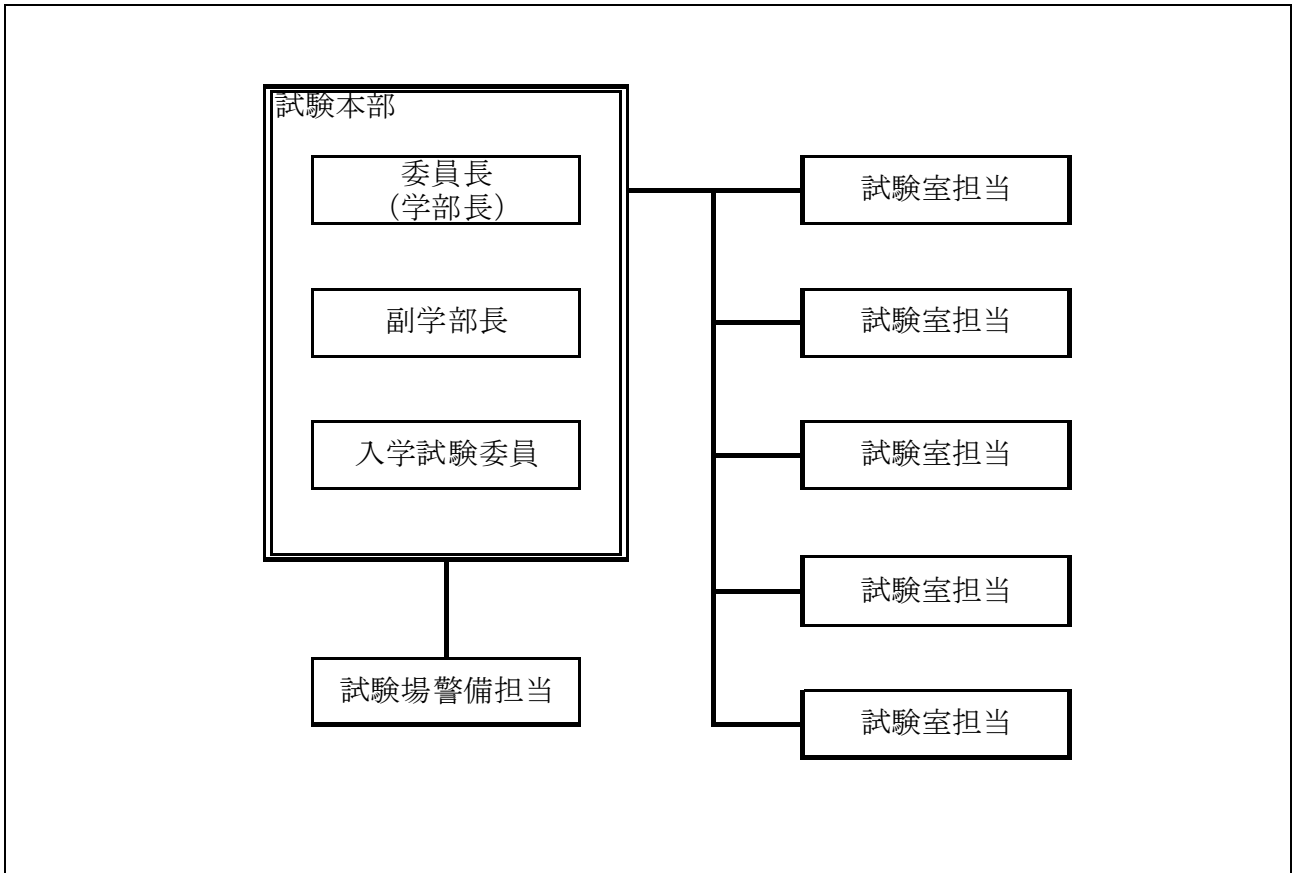
学生募集から入学試験実施までの本学の入学者選抜は，入学試験委員会規則（別添資料 8）に基づき，学長の下に，教育・学生担当の副学長を委員長とする入学試験委員会による実施体制（資料 4-2-③-A）を整備するとともに，入学試験委員会の下，各学部を実施体制（資料 4-2-③-B）を整備している。大学院の入学者選抜は，各研究科等の入学試験委員会の責任の下，実施している。合否判定は，試験結果等の判定資料を基に，各学部・研究科等での選考会議，教授会の議を経て行っている。

資料 4-2-③-A 入学者選抜に係る実施委員会体制図



出典：入学試験委員会資料を基に作成

資料4-2-③-B 例示：試験実施体制（工学部）



出典：工学部個別学力検査（前期日程）実施要項を基に作成

別添資料8 熊本大学入学試験委員会規則

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜に係る全学的な委員会の入学試験委員会の下、各学部等に試験実施組織を整備するなど、適切な実施体制の下に行っており、厳格・公正な入学者選抜を実施している。

以上のことから、実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

平成19年度新入生に対し、アドミッション・ポリシーの認知度に関するアンケート調査（前掲資料4-1-①-F）を行った。その結果によると、75.1%の学生が募集要項等によりアドミッション・ポリシーを読んでおり、そのうち95.2%の学生が理解できたとの回答を得ている。また、学生生活実態調査（別添資料9）等の結果を参考に選抜方法を検討（資料4-2-④-A）し、工学部では平成20年度から大学入試センター試験を課さない推薦入試を一部の学科で実施している。そのほか、医学教育部においては、入試の際に行う面接試験で、直接受験生に対する質問を介して、アドミッション・ポリシーに沿った考え方をもち受検しているかを確認し、大学院教育の国際化及び近年のアジア諸国からの外国人留学生の増加に対応するために、外国人留学生選抜に関して、英語による筆記試験及び面接試験を行うほか、インターネットを介しての面接試験を行うなどの取組を実施している。

資料4-2-④-A 学士課程における推薦入試方法の改善及び募集人数の増員に関する取組等

年度	主な取組等
平成16年度	入試成績と入学後の成績の相関を中心として、成績追跡調査を全学部で実施し、入学者選抜方法研究専門委員会にて全学的に検討を行った。また、本学と同規模の大学や、九州内の国立大学の入試動向について調査・分析を行った。さらに、国立大学協会における議論を参考に、平成19年度における前期日程・後期日程入試や推薦入試等の見直し等について検討した。
平成17年度	模擬講義を聴いた後、作文と集団面接により、文章力、理解力、ディベート能力等を判断する、特徴ある推薦入試形態を実施している法学部において、入学後の成績が顕著に良好であった。このことを考慮しつつ、平成20年度以降の入試については、現行の選抜方法を大きく変更しない中で、学部学科の特性を活かした改善、とくに推薦入学を拡大・充実する方向で検討を行った。
平成18年度	平成18年度に教育学部の推薦入学の募集人数を31名から37名に増やした。平成19年度入試で、理学部に推薦入学10名を導入し、文学部及び工学部で募集人数を増員することとした。すなわち、文学部は募集人数20名を23名に、工学部は88名を104名に増員することとした。また、平成20年度入学試験から、工学部に大学入試センター試験を課さない推薦入学を導入することとした。
平成19年度	平成20年度入学試験から、工学部において、大学入試センター試験を課す推薦入学に加え、新たに大学入試センター試験を課さない推薦入試を導入（一部の学科）することとした。さらに、平成21年度入学試験から、工学部では、大学入試センター試験を課さない推薦入試を導入する学科を増やすこととした。なお、理学部、医学部保健学科及び工学部において、推薦入学の募集人員を増員した。
平成20年度	工学部において、平成20年度入学試験から大学入試センター試験を課さない推薦入試を3学科で導入したが、さらに、平成21年度入学試験から1学科を増やすこととした。また、医学部医学科において、平成21年度から「経済財政改革の基本方針2008」に基づき、県内各地の中核医療機関で医師不足および診療科間の医師偏在への対策として、医学科の定員を10名増員（緊急医師確保対策5名を含む）し、地域医療を担う医師の養成等を図ることとした。「緊急医師確保対策」に基づく5名増員は大学入試センター試験を課す推薦入試において行い、「経済財政改革の基本方針2008」に基づく5名の増員は一般選抜（前期日程）により行うこととしている。

出典：各年度業務実績報告書等を基に作成

別添資料9 第6回学生生活実態調査報告書 2007年

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーの認知度に関するアンケート調査を実施し、また、学生生活実態調査等の結果を参考に選抜方法を検討し、大学入試センター試験を課さない推薦入試を実施するなど検討・改善している。

以上のことから、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点4-3-①: 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

各学部の過去5年間の入学者の状況は、資料4-3-①-Aのとおりであり、入学定員を大幅に超え、又は大幅に下回る学科・課程はない。各大学院の過去5年間の入学者の状況は、資料4-3-①-B~Dのとおりである。社会文化科学研究科は、平成19年度まで定員超過であったが、平成20年4月に、文学研究科（修士課程）、法学研究科（修士課程）、社会文化科学研究科（修士課程及び後期3年博士課程）を統合・再編し、新たな社会文化科学研究科（博士前期課程・博士後期課程）として創設するなど適正化を図り、その他の研究科等においても、定員充足率適正化のための取組（資料4-3-①-E）を実施している。全体的に入学定員を大幅に超え、又は大幅に下回る状況にはなっていない。

資料4-3-①-A 各学部の入学定員充足率

(単位: %)

学部等名		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
文学部	総合人間学科	107	105	105	109	105	
	歴史学科	108	105	114	108	108	
	文学科	108	114	104	108	116	
	コミュニケーション情報学科	103	123	113	110	120	
教育学部	小学校教員養成課程	108	104	107	103	100	
	中学校教員養成課程	国語専攻	100	114	114	114	114
		社会専攻	128	100	100	114	100
		数学専攻	110	110	110	100	110
		理科専攻	100	100	110	100	110
		音楽専攻	116	116	100	116	133
		美術専攻	116	116	116	116	116
		保健体育専攻	116	116	116	116	116
		技術専攻	116	116	116	116	100
		家庭専攻	116	116	116	116	116
	外国語(英語)専攻	133	116	116	116	116	
	特別支援学校教員養成課程	115	115	105	115	110	
	養護教諭養成課程	106	113	110	110	113	
	地域共生社会課程	115	115	105	110	110	
生涯スポーツ福祉課程	105	102	100	105	105		
法学部	法学科	104	101	103	100	102	
理学部	理学科	104	105	106	102	106	
医学部	医学科	102	101	101	101	100	
	保健学科	看護学専攻	100	104	105	101	100
		放射線技術科学専攻	105	102	100	102	97
		検査技術科学専攻	100	100	102	100	100
薬学部	薬学科		105	103	103	101	
	創薬・生命薬科学科		111	100	108	102	
工学部	物質生命化学科	106	101	108	107	107	
	マテリアル工学科		108	108	106	100	
	機械システム工学科		102	101	104	105	
	社会環境工学科		111	101	105	105	
	建築学科		107	107	103	107	
	情報電気電子工学科		105	101	102	101	
	数理工学科		130	120	120	100	

出典: 入試課資料を基に作成

資料 4-3-①-B 各大学院（修士課程・博士前期課程）の入学定員充足率 (単位：%)

研究科等名		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
教育学 研究科	学校教育実践専攻					107
	教科教育実践専攻					85
社会文化科学 研究科	公共政策学専攻				123	53
	法学専攻				75	91
	現代社会人間学専攻				94	138
	文化学専攻				150	133
	教授法専攻		150	190	126	146
自然科学 研究科	理学専攻		87	86	118	110
	複合新領域科学専攻		83	108	116	116
	物質生命化学専攻		123	144	120	155
	マテリアル工学専攻		136	104	108	92
	機械システム工学専攻		117	100	114	114
	情報電気電子工学専攻		127	123	123	107
	社会環境工学専攻		131	150	118	105
	建築学専攻		102	105	105	111
医学 教育部	医科学専攻	110	115	85	120	195
保健学 教育部	保健学専攻				181	100
薬学 教育部	分子機能薬学専攻	100	85	100	104	102
	生命薬科学専攻	137	114	159	174	181

注：自然科学研究科，薬学教育部については，平成 20 年度までは秋季入学者数を含む。平成 21 年度についても
 秋季入学選抜を実施予定。

出典：入試課資料を基に作成

資料 4-3-①-C 各大学院（博士課程・博士後期課程）の入学定員充足率 (単位：%)

研究科等名		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
社会文化科学 研究科	人間・社会科学専攻				150	200
	文化学専攻	200	200	350	66	116
	教授法専攻				133	166
自然科学 研究科	理学専攻		80	170	130	120
	複合新領域科学専攻		116	127	105	116
	産業創造工学専攻		100	114	100	42
	情報電気電子工学専攻		60	180	200	70
	環境共生工学専攻		160	90	120	70
医学 教育部	医学専攻				84	64
薬学 教育部	分子機能薬学専攻	127	61	55	66	50
	生命薬科学専攻	92	61	30	84	46

注：自然科学研究科，医学教育部，薬学教育部については，平成 20 年度までは秋季入学者数を含む。平成 21 年
 度についても秋季入学選抜等を実施予定。

出典：入試課資料を基に作成

資料 4-3-①-D 法曹養成研究科の入学定員充足率 (単位：%)

研究科等名		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
法曹養成研究科 法曹養成専攻		113	123	93	83	116

出典：入試課資料を基に作成

資料 4-3-①-E 各研究科等における定員充足率適正化のための取組状況

研究科等名	主な取組状況
教育学研究科	広報活動の徹底 (HP 掲載, ポスター作成送付), 現職教員等への選抜方法見直し, 長期履修制度の導入
社会文化科学研究科	博士前期課程においては定員を大幅に超える, または下回る状況にはなっていない。博士後期課程においては, 平成 19 年度以前は定員を超過する傾向にあったが, 平成 20 年度の改組に伴い定員増を行い適正な入学者数を獲得している。研究科全体として広報活動に取り組み, 志願者の増を図っている。
自然科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・博士前期課程, 後期課程ともに, 研究科全体として 10 月入学を含めて定員充足率は 100% を超えているが, 専攻によっては, 第二次募集, 第三次募集 (博士後期課程のみ) を行っている。しかしながら, 定員を大幅に超えることがないように, 調整を図っている。 ・博士前期課程 2 年生を対象に「博士後期課程への誘い」と題した研究科長による特別講演会を毎年実施している。 ・社会人学生の発掘を行い, 受け入れを積極的に行っている。 ・平成 19 年度に新たに「国費外国人留学生 (研究留学生) の優先配置を行う特別プログラム」が採択され, 10 月から「科学技術分野における国際共同教育プログラム International Joint Education for Science and Technology (IJEPT)」をスタートし, 一定数の国費外国人留学生を優先的に受け入れている。 ・外国人留学生奨学基金による私費留学生の補助を行っている。
医学教育部	<p>医学教育部の修士課程は, 定員を充足しており, 今後とも広報活動や推薦入試制度を活用して適切な定員充足率を確保する。博士課程については, 定員充足率を 90% 以上に引き上げるために, 以下の取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生への募集説明会やホームページの整備と更新, ならびに毎年発刊する分野別教育・研究課題一覧の入学者希望者への配布 ・社会人選抜制度の導入 ・社会人の再チャレンジ支援の採択による, 社会人学生の就学支援 ・社会人や遠隔地学生のための良質の遠隔教育を実現するための VOD および e ラーニングシステムの整備 ・社会人や女性の履修を容易にする, 最長 8 年間の長期履修制度の導入 ・魅力ある大学院教育プログラムとしてのエイズ研究者, 発生・再生医学研究者の育成コース, 代謝情報学研究者および, がん博士の育成プログラムの整備による魅力あるカリキュラムの実現 ・国費留学生 6 名の優先配置の採択 ・入学試験の年 3 回実施 ・GCOE, 大学院 GP, 学内教育研究拠点などの, 学内外の獲得資金による大学院生への諸経済的支援の実現
保健学教育部	<p>設置初年度においては優秀な人材が多数集まり入学者数が定員を大幅に上回ったが, 本年度入学試験の実施においては, 実入学者を勘案し合格者を 120% とした。次年度においても同様に取扱いを行うことで充足率の適正化を進める。</p> <p>これまでの取組み, 今後における取組等の状況としては, ①大学院リーフレット作成, ②入試説明会の開催, ③ホームページの充実, ④社会人学生への教育的配慮 (昼夜開講, 長期履修制度の実施), ⑤再チャレンジ支援の採択, ⑥社会人学生への教育訓練給付制度の導入, ⑦合格者に対する入学手続きの早期化, などを計画することで, 入学定員における充足率の適正化を図る。</p>
薬学教育部	<p>博士前期課程は, 入学試験においては合格基準を設けており, 基準以上の者は合格させている。受験者も多く, 試験の結果として定員を超過している状況である。</p> <p>平成 22 年度から新たな大学院の設置に向けて検討中であり, 定員についても基礎学部の学生へのアンケート等を基に適正な定員の設定を行っている。</p> <p>博士後期課程は, 博士前期課程と同様に合格基準を設定している。現状では, 定員に満たない状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士前期課程の学生や社会人へ積極的に応募の PR <p>平成 24 年度からの新たな大学院の設置に向けて検討中であり, 定員についても適正な定員の設定を行うものである。</p>
法曹養成研究科	東京会場での第一次選抜試験の実施 (平成 18 年度から), 広報活動の徹底 (九州, 関東, 関西での広報活動やオープン・キャンパスの実施)

出典: 各研究科等調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各学部は, 学生募集の機会を通して受験生の確保に努めており, 入学者数は入学定員と一致あるいは若干上回る程度で, 入学定員を大幅に超える, 又は大幅に下回る状況にはなっていない。大学院においては, 一部の研究科等で入学定員を上回り, 又は下回る傾向が続いているが, 全体的に入学定員を大幅に超える, 又は大幅に下回る状況にはなっていない。

以上のことから, 実入学者数が, 入学定員を大幅に超える, 又は大幅に下回る状況にはなっておらず, また, これを改善するための取組が行われるなど, 入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学の理念、各学部・研究科等で定めるアドミッション・ポリシーに基づき、多様な選抜を実施するとともに、選抜方法の改善にも継続的に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- 大学院入学者の確保のために様々な取組を行っているが、定常的な確保のためには、実効性のある対策について検討の余地がある。

(3) 基準 4 の自己評価の概要

アドミッション・ポリシーは、全学・学部・学科・課程等において教育の理念・目的に沿って明確に定められている。その内容は、学生募集要項及びホームページ等に掲載・公表され、さらに、オープン・キャンパス、進学説明会、出前授業等においても説明するなど周知を図っている。

入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な方法で実施している。一般選抜では、個別学力検査のほかに、小論文、面接・実技等を適宜組み合わせ、アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保に努めている。また、推薦入試（大学入試センター試験を課さない推薦、センター試験を課す推薦）、帰国子女入試、社会人入試、私費外国人留学生特別選抜、3年次編入学等の特別選抜を実施することにより、多様な学生を幅広く受け入れるように努めている。大学院においては、受験生や社会の要請に応えるべく、留学生及び社会人学生を積極的に受け入れている。

入学試験の実施・運営は、学部の個別学力試験については、入学試験委員会規則に則り、学長を補佐する教育・学生担当副学長を委員長とする入学試験委員会の下に、各学部に試験実施組織を整備し、厳密・公正に実施している。大学院においては、各研究科等の入学試験委員会の下で、厳密・公正に実施している。

入学者選抜試験の検証と改善の取組としては、アドミッション・ポリシーに関するアンケート調査、学生生活実態調査等を行い、その分析結果を基に試験科目、配点及び選抜方法等の改善に努めている。

学部入学者の状況は、過去5年間では、入学定員から大幅に乖離する学科・課程はなく、入学者数は概ね適正である。大学院においては、一部の研究科等で入学定員との乖離傾向が認められるが、全体的に入学定員を大幅に超え、又は大幅に下回る状況にはなっていない。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到る状況】

本学の教育課程は、学則（資料5-1-①-A）に定める編成方針に基づき、教養教育科目及び専門教育科目により編成し、主体的な課題探求能力や外国語運用能力の育成に力を注いでいる。初年次では少人数教育に重点を置き、教員との密接なコミュニケーションの下で、生きる力の養成と情報リテラシーを含んだ基礎的学習能力の涵養を目指している。教養教育は、各学部の専門分野を学ぶ上で共通する基礎的な能力を培うための基礎科目から構成（資料5-1-①-B）している。専門教育は、各学部の教育目的（前掲資料1-1-①-C, D）に沿って、各教育課程の特色（資料5-1-①-C）を活かすように授業科目を配置している。学士課程の教育課程は、教養教育科目と専門教育科目の配置が、バランスの取れた比率（資料5-1-①-D）で、互いに補い合いつつ4年（6年）の一貫教育を実施している。そのほか、工学部では、物質生命化学科が環境教育 ISO に、環境システム工学科、知能生産システム工学科、電気システム工学科の教育課程（平成18年度改組後は、マテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科）が JABEE にそれぞれ認定され（資料5-1-①-E, F）、また、薬学部では、平成13年9月に環境 ISO14001 を認証取得し、環境教育及び環境に配慮した研究の推進と環境マネジメントシステムに基づく環境保全活動に取り組む（資料5-1-①-G）など、特色ある教育課程を編成している。

資料5-1-①-A 教育課程の編成方針及び編成方法等

（教育課程の編成方針）

第34条 各学部は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、教養教育に関する授業科目及び必要に応じ他の学部が開設する授業科目を含めて体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教養教育に関する授業は、全学協力の下に教養教育実施機構が行う。

（教育課程の編成方法等）

第35条 本学の教育課程は、基礎セミナー、情報科目、外国語科目、主題科目Ⅰ、主題科目Ⅱ、学際科目及び開放科目からなる教養教育並びに専門基礎科目及び専門科目からなる専門教育により編成する。

2 教養教育及び専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に適切に配当するものとする。

3 第1項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

出典：熊本大学学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-1-①-B 教養教育を構成する科目群とその特徴

科目群	特徴
基礎セミナー (必修)	大学教育を受けるために必要な思考力や表現力など、基礎的要素を培う。次の4区分がある。 (1) 文献の読解を中心にすすめる授業 (2) 言語表現を中心にすすめる授業 (3) 種々の問題を調べ、報告と討論を中心にすすめる授業 (4) 実験や実習をもとに、現象の定量化、データ解析、規則性の抽出などを中心にすすめる授業
情報科目 (必修)	情報基礎A、情報基礎Bによって、大学生生活・研究活動や就職活動のため、また、社会で活動する基本要素として、「情報の収集・作成・加工・発信の基礎」を修得する。
外国語科目 (必修外国語科目・自由選択外国語科目)	国際理解の深化と拡大のために、専門知識修得の基礎的段階として外国語を身につけるとともに、複眼的視点から国際社会を見る眼を養成する。また、コミュニケーションの手段として外国語の習得も目指す。
主題科目Ⅰ	複雑化する現代社会を理解するための基礎的知識を提示し、社会・文化・人間に関わるホットな話題に焦点を当てて議論を深める。学生は、自主的に、文系・理系いずれの領域からも広く授業テーマを選択して、現代社会の諸問題を見渡すことのできる基礎的な能力を身につける。
主題科目Ⅱ	学問の最前線や古典的な事柄など様々なテーマの授業が行われますが、いずれの授業も、それぞれの学問領域の方法や特徴、研究の歩みなどを、具体的な分析作業や資料読解を通して理解します。学生はここでの授業経験を活かして、自ら問題を発見し、それを深めていける能力を身につける。
学際科目	学問分野の高度な専門化・細分化が進むなかで、特定の主題について、ひとつの専門分野に偏らずに、様々な専門分野間の関連性といった観点から概観し、また、種々の専門分野の視点から多角的に考察して、ものごとを総合的に把握する能力を養う。
開放科目	本来学部専門科目として開講されている科目のうち、内容が教養教育に相応しく、開講学部以外の学生が履修できる科目として特に指定されている科目。

出典：組織評価自己評価書等を基に作成

資料5-1-①-C 各学部等の専門教育の特徴

学部等名	特徴
文学部	1年次に配当された専門基礎科目を通して基礎知識を修得した上で、2年次より4学科23種類の履修モデルに従って専門科目を履修していく。3年次からは、特殊講義や演習等の履修を通してさらに専門性を深め、4年次の卒業論文製作につなげていく体系的な教育課程が編成されている。
教育学部	1、2年次で、幅広く教職科目を履修するとともに、副専攻として所属する学科等の基礎知識の修得を図る「概説」等を履修する。3、4年次に、自己の興味や志望に最も合致した一つを選択し、卒論を書くための単位(研究室・ゼミ)に所属、専門性を深めていく。各学科とも、教員免許法に定める教育課程が構築されており、明確な理念と到達目標の設定により、各学科の履修モデルに沿った授業内容を履修することで、教育課程を体系的に学ぶことができる。
法学部	1、2年次で共通専門科目を履修し、法的・政策的な専門的基礎知識と考え方を学び、3年次より法学コースと公共政策コースに分かれ専門性を深める。法学コースは法曹養成の基礎を修得するアドバンスト・リーガル・クラスと企業法務の基礎を修得するベーシック・リーガル・クラスからなる。各コースおよびクラスでは、それぞれの人材養成目標に沿ったプログラムが提供され、履修モデルに沿った授業内容を履修することで、教育課程を体系的に学ぶことができる。
理学部	1、2年次で幅広く基礎知識を修得した上で、3年次より5分野の教育プログラムの中から自己の興味や希望に最も合致した一つを選択し、専門性を深めていく。各教育プログラムでは明確な理念と到達目標を設定し、各プログラムの履修モデルに沿った授業内容を履修することで、教育課程を体系的に学ぶことができる。
医学部医学科	1、2年次では、教養教育と専門教育を統合型カリキュラムを導入し、解剖学や生化学などの基本となる基礎医学教育は1年次から開始している。3年次までに基礎医学科目の講義を終了し、3年次後期から臨床医学の講義が開講される。4年次にはPBL方式のテュートリアル教育や基礎演習(基礎分野配属)などの少人数教育を充実させ、基礎学力不足学生への指導を行うとともに、5年次以降の臨床実習を主体とする臨床教育に必要な基礎学力を修得させている。すべての専門教育は医学教育モデルコアカリキュラムに沿って実施されており、4年次の全国共通の共用試験(CBTおよびOSCE)ならびに6年次に実施される医師国家試験に対応した体系的なカリキュラム編成を行っている。
医学部保健学科	1、2年次で教養教育科目と専門科目の統合性を図り、教養教育科目の一部が専門基礎科目の一部として認識されるよう教養教育実施機構に対する働きかけを行っており、また3、4年次の専門科目においては各専攻の教育目標に沿った授業展開や教育課程の編成を常に見直し、検討し続けている。
薬学部	「薬学科」の専門教育は、「薬学教育モデルコアカリキュラム」に準拠していること、医学系教員の協力の下、5年次に「医学部学生と共にポリクリを行う実習カリキュラム」を導入することなどを特徴とする。一方、「創薬・生命薬科学科」の専門教育は、発生医学研究所及び生命資源研究・支援センター動物資源開発研究部門の教員も参画して、選択科目を大幅に増加して学生の自主性を尊重したカリキュラムであること、履修科目に応じて2種類の学位：学士(創薬科学)、学士(生命薬科学)のうちのいずれかの学位を授与されること、研究室への早期配属(3年次前期)などを特徴とする。
工学部	各教育プログラムでは明確な理念と到達目標を設定し、授業科目を教育プログラムの基礎となる数個の分野に体系づけて開講し、各分野の履修モデルに沿った授業内容を履修することで、教育課程を体系的に学ぶことができる。また、各教育プログラムでは、低学年に基礎科目を配し、基礎知識を修得した後、高学年に配置された専門科目や応用科目にて高度な内容を選択的に学び、専門性と応用力を高めていく。

出典：各学部等調査資料を基に作成

資料5-1-①-D 教養教育科目と専門科目の最低修得単位配分（平成20年度）

学部等名		教養教育	専門教育	自由選択科目	総単位数	教養教育の割合
文学部	総合人間学科	40	84		124	32%
	歴史学科	40	84		124	32%
	文学科	40	84		124	32%
	コミュニケーション情報学科	40	84		124	32%
教育学部	小学校教員養成課程	34	81	10	125	27%
	中学校教員養成課程	34	81	10	125	27%
	特別支援学校教員養成課程	34	89	2	125	27%
	養護教諭養成課程	34	82	9	125	27%
	地域共生社会課程	34	75	16	125	27%
	生涯スポーツ福祉課程	34	81	10	125	27%
法学部		36	91		127	28%
理学部		34	90		124	27%
医学部医学科		34	182.5		216.5	16%
医学部保健学科	看護学専攻	34	90		124	27%
	放射線技術科学専攻	34	90		124	27%
	検査技術科学専攻	34	90		124	27%
薬学部	薬学科	34	165		199	17%
	創薬・生命薬科学科	34	90		124	27%
工学部	物質生命科学科	34	92		126	27%
	マテリアル工学科	34	91		125	27%
	機械システム工学科	34	91		125	27%
	社会環境工学科	34	90		124	27%
	建築学科	34	90		124	27%
	情報電気電子工学科	34	96		130	26%
	数理工学科	34	90		124	27%

出典：各学部等学生便覧（平成20年度）から抜粋

資料5-1-①-E 平成18年度改組前の工学部5学科における環境教育 ISO と JABEE の認定

旧学科	環境教育 ISO と JABEE (部門)	認定年度	要更新年度
環境システム工学科	JABEE (土木環境工学プログラム)	平成14年度	平成19年度
	JABEE (建築学)	平成16年度	平成18年度
知能生産システム工学科	JABEE (マテリアルコース)	平成16年度	平成21年度
	JABEE (機械コース)	平成14年度	平成19年度
電気システム工学科	JABEE (電気・電子・情報通信)	平成14年度	平成19年度
数理情報システム工学科	—	—	—
物質生命化学科	環境教育 ISO	平成15年度	平成20年度

出典：工学部教授会資料等を基に作成

資料5-1-①-F 平成18年度改組後の工学部の新学科における環境教育 ISO と JABEE の認定

新学科	環境教育 ISO と JABEE (部門)	認定期間	次回受審年度
物質生命化学科	環境教育 ISO	平成20年度まで	平成21年度
マテリアル工学科	JABEE (マテリアルコース)	平成20年度まで	平成21年度
機械システム工学科	JABEE (機械コース)	平成23年度まで	平成24年度
社会環境工学科	JABEE (土木環境工学プログラム)	平成20年度まで	平成21年度
建築学科	JABEE (建築学)	平成20年度まで	平成21年度
情報電気電子工学科	JABEE (電気・電子・情報通信)	平成20年度まで	平成21年度
数理工学科	—	—	—

出典：工学部教授会資料等を基に作成

資料5-1-①-G 薬学部の ISO14001 の導入について (<http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/iso/index.html>)

<p>活動の目的（環境目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動を実施できる人材の育成 ・環境目標 <ul style="list-style-type: none"> 学生に対し、環境保全に関する教育を実施する。 毒物・劇物を適切に取り扱う。 環境関連法規を遵守する。 留学生を積極的に受け入れる。 在学生および卒業生に対し、薬学に関する最新の情報を提供する。 国内外の研究者と積極的に交流および共同研究を行う。 国内外の学会に積極的に参加する。 研究成果を積極的に公表する。 ・維持管理目標 <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーを励行する。 廃棄物を適切に分別・処理する。 構内清掃・構外清掃を月1回以上実施する。



出典：薬学部ホームページから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

学士課程における教育課程は、学則に定める編成方針に基づき、それぞれの科目区分に属する各授業科目が効果的な連携を図りながら適切に配置されるように編成している。教養教育においては、要諦の部分に多くの必修科目を配置している。専門教育においては、各学部・学科等の教育目的に沿って、バランスと体系性の確保に留意しながら科目を配置している。そのほか、工学教育では、全国に先駆けて国際水準のJABEE等の認定を受け、薬学部及び工学部の一部の学科では、環境 ISO14001 を認証取得するなど、特色ある教育課程を編成している。

以上のことから、教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

観点 5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、學術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズ、社会からの要請等は、授業改善のためのアンケート（前掲資料3-2-②-D, E）、学生代表との懇談会（後掲資料7-1-②-A）、学生相談窓口、就職先企業等へのアンケート（後掲資料6-1-⑤-A～C）や各種イベント等により把握に努めており、把握したニーズは、学生が自己の職業適性や将来について考える機会となるインターンシップを充実させるなど、教育課程の編成等に役立てている（資料5-1-②-A～C）。各学部の授業担当者は、研究活動を通じて教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている（資料5-1-②-D）。

資料5-1-②-A 主要科目における学生からの多様なニーズに対する取組状況

学部等名	取組状況
文学部	それぞれの担当授業で実施しているリアクション・ペーパーの内容や、学生による授業アンケートの結果から学生のニーズを把握し、それに応じて教員・学生の双方向的な授業の実践や、視聴覚機器の活用などを通じて、分かりやすい授業の実現に取り組んでいる。また、プレゼンテーション能力の向上を図るために、2005年度のカリキュラム改革によって3年次対象の「総合演習Ⅰ」を開設したが、この「総合演習Ⅰ」を含む新カリキュラムに関する学生アンケートを2008年度中（2009年2月）に実施し、教務委員会が結果の集計を行った。結果の分析については今年度の教務委員会が担当し、今秋までに報告書を作成したうえで、カリキュラム改革の準備を進める予定である。
教育学部	学生の多様なニーズについては、学期毎に実施する「授業改善に関するアンケート」を活用し、各学科とも「わかりやすい授業作り」に努めている。研究成果の反映、學術の発展動向については、「不登校」等の専門的研究を授業に活用するなど、最先端の研究を反映した授業内容になっている。社会からの要請等への配慮では、「不登校の児童」を対象とするユアフレンド事業、公民館等で子ども関係の事業に取り組むフレンドシップ事業などを「教職に関する専門科目」として単位化するなど、教育課程の編成に配慮した改善を行っている。
法学部	進路選択についての学生の関心の高さや社会からの要請等を念頭に置き、2年次生が必ず受講する科目として「職業選択と自己実現」を開講している。個々の科目については、授業の内容や規模に応じた対応がなされ、「債権総論」では、WebCTを活用して学生の学習ニーズに応え、判決資料の事前提供や復習チェック、「掲示板」による質疑応答の共有化と蓄積などの取組がなされている。
理学部	教育プログラム制で学生の多様なニーズに応える教育課程を提供している。例えば、本学部の全ての学生が履修する基盤科目では、理学の基本を幅広く身に付けさせるため、授業改善アンケートなどで寄せられた意見を参考に、視聴覚機器の使用、小テストによる理解度の確認、高校での理科の履修・未履修科目に対応したクラス編成、演習を通しての学生・教員との双方向教育などの新たな取り組みや改善を行っている。
医学部医学科	学生のニーズを取り入れながら、医師となるための基本的な医学知識を修得させるため、医学教育モデルコアカリキュラムに沿った教育を実施するとともに、PBLや少人数教育に対応した早期社会体験学習、基礎演習、チュートリアル教育、臨床実習等の多様なカリキュラムを導入している。授業内容については、各医学領域の進歩に対応して毎年更新がなされている。地域医療の充実という社会からの要請に対して、平成21年度からの学生定員の増員とともに地域医療教育の充実を企画している。
医学部保健学科	豊かな知識や洞察力をもった学生の育成のみではなく、学生の「国家試験受験資格への対応も検討してほしい」とのニーズに基づき、高度専門職業人のための基礎となる専門基礎ならびに専門科目において少人数グループ制による実習、実験、演習の展開にこころがけ、模試受験などを促進している。さらに学生と教員の双方向性の学習へのニーズに応えるため、少人数による学習支援体制の強化、講義における学生からの質問時間の設定ならびにオフィスアワーの設置促進などの検討を行っている。
薬学部	薬学科では高度専門薬剤師の養成というニーズを踏まえて、モデルコアカリキュラムを基本として1年次から医療倫理学、病態生理解剖学、解剖生理学概論などの充実を図り、薬剤師に不可欠な基礎医学や倫理観を養成する。早期体験実習や少人数における討論型学習の充実、4年次からの特別実習で問題解決能力や研究遂行能力を養成する。さらに5年次には医学部附属病院の各診療科において、医学部学生と共にボリクリを行う独自の実務実習により、臨床の実践力を修得する。創薬・生命薬科学科では、研究者育成というニーズに応えるために、2年次に実験動物学・生殖工学実習等の技術基盤となる実習を配置した他、各研究室が特徴ある演習科目を開講した。また、学生が自分の方向を見定める支援として積極的な研究紹介を行い、3年次からの早期研究室配属により、各人の志向に添った個別化指導で研究能力を最大に伸ばしている。
工学部	社会的ニーズに応えるため、工学部は平成18年度に学科目制の7学科に改組した。また、各学科は、教養教育科目と専門教育科目の統合的配置、第三者機関の基準を上回る教育プログラム編成、学習内容が段階的に深化する専門教育の体系的授業配置、ものづくり教育や情報リテラシーと国際対話力の育成に向けた授業科目の配置など、社会の多様なニーズに応える教育プログラムを実践してきた。これらの活動は、学生による「授業改善のためのアンケート調査」と「卒業生や学外者(就職先)等へ教育に関する調査」で毎年分析し、その調査結果を教育内容や教育方法の検討に利用している。教育内容や教育方法の取り組みは、日本技術教育認定機構：JABEEや環境教育ISOなど第三者機関の教育プログラム認定を受けその教育内容の質の高さが保証された。また、これらの取り組みが評価され、工学部は平成18年度の日本工学教育協会賞（業績賞）を受賞した。学生の要望を取り入れた例として、情報電気電子工学科では、電気回路演習第二（必修）について、問題解説をじっくりやってほしいという学生の要望から、授業の半分以上を解説におき、演習時間を短くしつつも宿題を多めに課すことにした。これによって、十分な演習量をこなすことができるようになり、成果を挙げている。

出典：各学部等調査資料に基づき作成

資料5-1-②-B 学生からのニーズ，社会からの要請等に応じた教育課程の編成

学部等名	教育課程の編成状況
文学部	②編入学 ③インターンシップ実施
教育学部	①九州地区8大学教員養成大学・学部との単位互換，放送大学との単位互換制度
法学部	①熊本県内3大学との単位互換制度，放送大学との単位互換制度 ②編入学 ③インターンシップ実施 ④寄附講座・寄附講義
理学部	②編入学 ③インターンシップ実施
医学部医学科	⑤体験型学習の充実，医療倫理教育の充実，医療情報教育の充実
医学保健学科	②編入学 ⑤情報教育の充実，実験・実習科目の充実
薬学部	①放送大学との単位互換制度 ⑤早期体験学習の充実，技術基礎となる実習の早期配置
工学部	①放送大学との単位互換制度 ②編入学 ③インターンシップ実施
教養教育	①放送大学との単位互換制度，英語検定試験（TOEFL，TOEIC）の成果に基づく単位認定制度 ④寄附講座・寄附講義

注：教育課程の編成状況については，①他学部との連携，②編入学，③インターンシップ実施，

④寄附講座・寄附講義，⑤その他の取組で分類する。

出典：熊本大学学務情報システム（SOSEKI）及び各学部調査資料等を基に作成

資料5-1-②-C 学士課程におけるインターンシップ（選択，2単位）の単位修得者数の推移

学部名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
文学部	—	—	—	12	19
法学部	81	81	74	89	72
理学部	14	12	13	21	9
工学部	403	406	362	389	331
計	498	499	449	511	431

注：理学部は平成18年度まで「学外特別実習」

出典：熊本大学学務情報システム（SOSEKI）を基に作成。

資料5-1-②-D 教員の教育内容と研究活動との関連 (抜粋)

学部等名・職名・教員名	担当授業科目	主な研究活動・主な業績等
文学部 文学部 教授 小松 裕	文化史概説 I	「いのち」の観点からの日本近代史の見直し 全集日本の歴史第 14 巻『いのち』と帝国日本』(小学館)
教育学部 教育学部 教授 古賀 倫嗣	社会学概説	地域社会と家庭, 学校の連携・協働システムの研究 「幼・保・小連携の現状と課題」(『生活体験学習研究』第 9 号, 日本生活体験学習学会, 2009 年)
法学部 法学部 准教授 大日方 信春	憲法 I (基本的人権)	著作権の憲法理論 「著作権をみる憲法学の視点について」『熊本法学』114 号 (2008) 1 頁～36 頁
理学部 自然科学研究科 教授 谷 時雄	分子生物学	RNA レベルでの遺伝子発現調節機構, メッセンジャーRNA (mRNA) のスプライシング, 核から細胞質への mRNA 輸送の分子機構 Dss1 associating with the proteasome functions in selective nuclear mRNA export in yeast Biochem. Biophys. Res. Commun., 365, 664-671 (2007).
医学部医学科 医学薬学研究部 教授 竹屋 元裕	病理学 I, II	種々の病態におけるマクロファージの役割解明 Tsujiita K, Kaikita K, Hayasaki T, Honda T, Kobayashi H, Sakashita N, Suzuki H, Kodama T, Ogawa H, Takeya M. Targeted Deletion of Class A Macrophage Scavenger Receptor Increases the Risk of Cardiac Rupture After Experimental Myocardial Infarction. Circulation 115 (14):1904-1911, 2007
医学部保健学科 医学部 教授 宇佐美 しおり	精神臨床看護学	重度の統合失調症, 気分障害, 不安障害患者の地域生活支援と精神看護専門看護師の役割に関する研究 The Method which mediate post traumatic stress response under disaster and critical incident through the group therapy, PRRC, iadp, p32, 2008
薬学部 医学薬学研究部 教授 香月 博志	薬理学 I	脳神経疾患の新たな治療薬ターゲットに関する研究 Fujimoto S, Katsuki H, Ohnishi M, Takagi M, Kume T, Akaike A. Plasminogen potentiates thrombin cytotoxicity and contributes to pathology of intracerebral hemorrhage in rats. J Cereb Blood Flow Metab. 28:506-515, 2008.
工学部 自然科学研究科 教授 村山 伸樹	プログラミング方法論	人間医工学 R. Neshige, N. Murayama, T. Igasaki et al.: Communication aid device utilizing event-related potentials for patients with severe motor impairment, Brain Res., Vol.1141, pp.218-227, 2007.

出典：各学部等調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズ, 学術の発展動向, 社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮して, 他大学との連携, 編入学制度の導入, インターンシップの実施及び各学部・学科独自の取組を行っている。授業担当者は, 研究活動を通じて教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し, 研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている。

以上のことから, 教育課程の編成又は授業科目の内容において, 学生の多様なニーズ, 研究成果の反映, 学術の発展動向, 社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点 5-1-③: 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

履修方法、単位の計算・認定方法等は、学則（資料 5-1-③-A）、学部規則（資料 5-1-③-B）及び教養教育履修規則（資料 5-1-③-C）等に明示している。教養教育では、「教養教育の履修について」（資料 5-1-③-D）に基づき、時間割に指定された科目以外は原則履修できないシステムを採用するなど、実質上の CAP 制度を導入している。専門教育においても、法学部、工学部は履修単位の上限を設定（CAP 制度）（資料 5-1-③-E）している。法学部においては、GPA（Grade Point Average）（資料 5-1-③-F）による評価も取り入れている。シラバス（後掲資料 5-2-②-B）には、学習目標、授業計画、評価方法・基準等を明示しているほか、自主学習につながるレポート・課題等の情報を明示している。また、各学部等に自習室（後掲資料 7-2-①-A, B）を設置しているほか、カンファレンス室や共同研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を可能とするなど、自主学習を促進するための環境を整備している。そのほか、全学部での CALL による英語の自主学習、WebCT を活用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

資料 5-1-③-A 履修方法及び単位の計算方法等

<p>(履修方法)</p> <p>第 36 条 各学部の学生は、当該学部所定の教育課程を履修しなければならない。</p> <p>2 教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、熊本大学教養教育履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び学部規則の定めるところによる。</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第 37 条 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p> <p>(授業の聴講等)</p> <p>第 38 条 授業の聴講等は、所定の手続を経なければならない。</p> <p>2 他の学部の授業の聴講等には、特に規定する場合を除き、所属学部長及び当該学部長の承認を受けなければならない。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第 39 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>2 学部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して学部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>
--

出典：熊本大学学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料5-1-③-B 例示：履修方法及び単位の計算方法等（文学部）

<p>(履修)</p> <p>第3条 本学部学生(以下「学生」という。)は、教養教育及び専門教育の授業科目を履修しなければならない。</p> <p>(教養教育の授業科目の履修方法)</p> <p>第4条 教養教育の授業科目の履修については、熊本大学教養教育履修規則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。</p> <p>(2年次以降における専門科目の履修)</p> <p>第5条 学生は教養教育の授業科目を16単位以上(必修外国語科目4単位以上を含む。)修得していなければ、第2年次以降開講の専門教育科目を履修することができない。</p> <p>(第4年次への進級要件)</p> <p>第5条の2 学生は、第3年次終了までに教養教育の授業科目を32単位以上及び専門教育の授業科目を44単位以上修得していなければ、第4年次へ進級することができない。この場合において、単位を修得した専門教育の授業科目には、情報処理A、文章作成演習Ⅰ、文章作成演習Ⅱ及び総合演習Ⅰの授業科目が6単位以上含まれていなければならない。</p> <p>(授業科目、単位及び履修方法)</p> <p>第6条 授業は、講義、講読、演習及び実習とし、授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、履修方法については別に定める。</p> <p>3 各年次に開講する授業科目、授業時間、単位及び授業担当教員は、学年の始めに公示する。ただし、臨時に開講する科目については、この限りでない。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第7条 授業科目の単位の計算方法は、学則第39条の規定により、次のとおりとする。</p> <p>(1) 講義、講読及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(他の学部における授業科目の履修等)</p> <p>第8条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の授業科目を履修しようとする者は、所定の履修届を本学部の学部長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により修得した単位は、12単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>(履修科目の届出及び受理)</p> <p>第9条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに届け出なければならない。ただし、科目によって届出を受理しないことがある。</p>
--

出典：熊本大学文学部規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-1-③-C 教養教育における履修方法及び単位の計算方法等

<p>(授業科目及び単位)</p> <p>第3条 教養教育は、基礎セミナー、情報科目、外国語科目、主題科目Ⅰ、主題科目Ⅱ、学際科目及び開放科目により構成する。</p> <p>2 教養教育の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 前項の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。</p> <p>第4条 専門教育の授業科目のうち、機構が指定した授業科目を教養教育の開放科目として履修することができる。</p> <p>(履修方法)</p> <p>第5条 学生は、その所属学部に応じ、別表第2に定めるところにより履修しなければならない。</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第6条 1年次の学生が、外国語科目のうち自由選択外国語科目、主題科目Ⅰ、主題科目Ⅱ、学際科目及び開放科目を履修するに当たり履修科目として登録することができる単位数は、前学期は9単位(文学部にあつては11単位)、後学期は前学期に修得した単位を含め18単位(文学部にあつては20単位)までとする。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第7条 教養教育の授業科目の単位の計算方法は、学則第39条の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 基礎セミナー並びに主題科目Ⅰ及び主題科目Ⅱ(次号に規定する科目を除く。)並びに学際科目については、15時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 情報科目及び外国語科目並びに主題科目Ⅰ及び主題科目Ⅱのうち実験による授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。</p>
--

出典：熊本大学教養教育履修規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-1-③-D 教養教育の履修について (<http://www.ge.kumamoto-u.ac.jp/kikou/student/gaiyou.html>)

1. 学期と開講年次

熊本大学における教育カリキュラムは、学期制を採用しています。すなわち、1学年は前学期と後学期の2期に分かれ、それぞれの期間は下記のようになっています。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

教養教育の授業科目は1・2・3年次にわたって開講されますが、そのうち「基礎セミナー」と「情報科目」を除いた科目については、それ以降の在学期間でも履修できます。

2. 授業科目と単位の数え方

授業は原則として1コマ90分で行われ、これが1学期（半年間）続くこととなります。

授業の形態には、講義、演習、実験、実習および実技があります。

教養教育の授業は、原則として学期ごとに開講されます。ただし、1年次の必修の初修外国語科目（ドイツ語・フランス語・中国語）は、年間を通して行われます（通年制）。

なお、実験・実習の中には、2コマ通して履修するものもあります。教養教育として開講されている授業科目を、所定の手続きを経て受講し、定期試験に合格すれば、所定の「単位」が認定されます。その内容を具体的に説明すると以下のようになります。

(1) 情報科目を除く科目（実験・実習は除く）については、1コマを1学期（半年間）履修して2単位となる。

(2) 情報科目（情報基礎A及び同B）は、1コマを1学期（半年間）履修して1単位となる。

(3) 主題科目のうち実験・実習は、1コマを1学期（半年間）履修して1単位となり、2コマ続きで受講するようになっている場合は2単位となる。

(4) 外国語科目については、

a. 必修外国語科目

・既修外国語（英語）は、1年次・2年次とも1コマを1学期（半年間）履修して1単位となる。

・初修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）は、1年次は1コマを通年にわたって履修して2単位となり、2年次では1コマを1学期（半年間）履修して1単位となる。

b. 自由選択外国語科目

・1年次・2年次とも、すべて1コマを1学期（半年間）履修して1単位となる。

なお、教養教育における授業科目と単位については、熊本大学教養教育履修規則第3条第2項の別表第1に示されていますので、各自で授業科目の単位数の計算に利用してください。

3. 一部の科目における履修登録単位数の制限

教養教育の卒業要件を満たすことのみを考えて、1つの学期に多くの主題科目や学際科目を履修しようとするのは好ましくありません。そのため、熊本大学の教養教育では、「主題科目Ⅰ・主題科目Ⅱ・自由選択外国語科目・学際科目・開放科目のなかから20単位以上（文学部の学生は24単位以上、工学部の学生は22単位以上）」という自由選択的な履修枠については、以下のよう履修登録の制限を定めています（部分的CAP制）。

1年次前学期：9単位（文学部は11単位）を上限として履修登録が可能

1年次後学期：前学期に修得した単位を含めて、18単位（文学部は20単位）を上限として履修登録が可能

2年次以降：履修登録制限なし

部分的CAP制によって、選択科目は1年次終了時点において最大でも18単位（文学部は20単位）までしか履修できません。従って、残りの2単位（文学部と工学部は4単位）については、必ず2年次以降履修することになります。履修する科目を精選して、その講義、演習、実験および実習の内容の理解や技能の修得にじっくり取り組んでください。また、空いた時間を有効に使い、予習や復習の時間にあてるようにしてください。

なお、法学部と工学部では、以上に述べた全学共通の部分的履修登録制限とは別に、それぞれの学部が定めた履修登録制限制度も同時に適用されます。それらについては、各学部の規則や指導に従ってください。

4. 授業科目区分と卒業要件単位数

教養教育の科目区分にもとづき、各自の所属学部で定められた教養教育の単位数を取得しなければなりません。

卒業に必要な教養教育の科目の単位数は、以下の表のとおりです。

	文学部	教育学部	法学部	理学部	医学部	薬学部	工学部
基礎セミナー	2	2	2	2	2	2	2
情報科目	2	2	2	2	2	2	2
必修外国語科目	12	10	12	10	10	10	8
自由選択外国語科目							
主題科目Ⅰ							
主題科目Ⅱ	24	20	20	20	20	20	22
学際科目							
開放科目							
計	40	34	36	34	34	34	34

〔備考〕主題科目Ⅰ及び主題科目Ⅱについては、それぞれ4単位以上を必ず履修しなければならない。

5. 単位の認定

受講した授業科目については、所定の手続きを経て単位が認定されます。決められた手続きを守ってください。

(1) 通年科目と前学期開講科目は前学期のはじめに所定の履修登録をし、後学期開講科目は後学期のはじめに履修登録をしなければならない。

(2) 出席時数とその科目の全授業時数の3分の2以上なければ、履修したとはみなされません。

(3) 学期末の定期試験に合格しなければなりません。

(4) 定期試験以外に、臨時的試験や宿題が課せられることもあり、それらの成績、学習態度および出席率などが定期試験の成績とともに評価されて単位が認定されます。

(5) 成績は、前学期分は9月上旬から、後学期分は3月上旬から（4年次生のみ2月下旬から）判明します。成績の確認は、各学部等のパソコンから熊本大学学務情報システム「SOSEKI」にアクセスして学生が各自で行います。特に前学期における単位取得状況によって、後学期の受講科目を決める必要がありますので、前学期の成績を確認したうえで、その後の手続きを行います。

なお、成績は、秀、優、良、可は合格、不可は不合格です。この基準は100点満点として、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）となります。

6. 外部試験による外国語科目（英語・フランス語・日本語）の単位認定

学外で実施される英語・フランス語・日本語の技能認定試験等において、所定の成果を挙げていると判断された場合、本人の希望があれば、熊本大学における教養教育の必修外国語科目の単位として認定される場合があります。

英語・・・全学生を対象として、実用英語技能検定（英検）、TOEFL、TOEICにおける成果が、成績結果に応じて、6単位を上限として必修外国語科目（英語）の単位として認定されます。

フランス語・・・法学部、理学部、薬学部の学生のみを対象として、実用フランス語技能検定試験（仏検）における成果が、

6 単位を上限として必修外国語科目（フランス語）の単位として認定されます。
 日本語・・・外国人留学生のみを対象として、財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験の成果が、成績結果に応じて、必修外国語科目（日本語）の単位として認定されることがあります。
 いずれの場合も、認定基準、認定科目、認定単位数、および申請方法などについては、別冊「教養教育授業計画書・外国語編」を参照したうえで、教務課教養教育担当に問い合わせてください。

7. 放送大学開講科目の単位認定
 熊本大学は、放送大学と提携して、放送大学の開講科目の一部を学内で受講できる体制をとっています。受講方法や受講可能科目については毎年学年はじめに掲示します。
 放送大学から単位認定を受けた科目については、6 単位を上限として熊本大学における教養教育の開放科目の単位として認定されます。こちらは教務課教養教育担当を窓口としていますので、問い合わせてください。

8. 他の大学等における既修得単位の認定
 大学または短期大学を卒業または中途退学し、本学に入学した学生については、当該大学または短期大学における教養教育の単位の一部が、熊本大学における教養教育の単位として認定されることがあります。認定の基準や申請などについては、教養教育担当を窓口としていますので、問い合わせてください。

9. 外国の大学における修得単位の認定、および継続履修
 本学在学中に外国の大学で修得した単位の一部は、熊本大学における教養教育あるいは専門教育の科目の単位に認定されることがあります。教養教育の科目に該当する場合でも専門教育科目と同様、所属学部の教務担当に申し出てください。
 なお、熊本大学在学中に留学を許可された学生は、事前に所属学部の教務担当に届け出て、履修指導を受けるようにしてください。また、留学によって中断された科目については、帰国後、継続履修が許可されることがありますので、事前に所属学部の教務担当に申し出てください。

10. 短期留学による英語科目の単位認定
 短期間（夏期休暇等を利用した 1～2 ヶ月程度）、海外の大学及びそれに準じる機関において、所定の時間以上の語学教育プログラム（研究）を受講し修了した学生については、教養教育の必修外国語科目（英語）の単位の一部に認定される場合があります。認定基準、認定単位数、及び申請方法などについては、「教養教育授業計画書・外国語編」を参照したうえで教養教育担当に問い合わせてください。

出典：教養教育実施機構ホームページ等を基に作成

資料 5-1-③-E 専門教育における CAP 制度

学部	学部規則等						
法学部	(履修科目の登録の上限) 第 6 条 学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、各年次の学期ごとに 23 単位とする。 2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許状取得のための教職に関する科目及び学芸員の資格取得のための授業科目については、前項の単位数に算入しないものとする。 3 再履修科目の単位数は、再履修を行う学期の単位数に算入する。 4 学生が別に定める基準により、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められる場合は、教授会の議に基づき、第 1 項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。 5 前項に定めるもののほか、第 1 項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる特別な事情があると認められる学生については、教授会の議に基づき、これを許可することがある。						
	(履修科目の登録の上限) 第 5 条 規則第 6 条の規定に基づく各年次の履修科目の登録の上限は、次のとおりとする。ただし、別表の CAP 除外科目については登録上限の対象外とする。						
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次		
	履修上限単位	40 単位	41 単位	40 単位	46 単位		
工学部	2 通年科目の単位数は、前後期に均等分割して算入する。 (履修科目の登録の上限) 第 8 条 学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、別表第 1 の 2 のとおりとする。ただし、教育職員免許状取得のための教職に関する科目及び学芸員の資格取得のための授業科目を除く。 2 再履修科目の単位数は、再履修を行う学期の単位数に算入する。 3 別に定める基準により、学生が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められる場合は、教授会の議に基づき、第 1 項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。 4 前項に定めるもののほか、第 1 項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる特別な事情があると認められる学生については、教授会の議に基づき、これを許可することがある。 別表第 1 の 2 履修登録上限単位数 (第 8 条関係)						
		1 年前学期	1 年後学期	2 年前学期	2 年後学期	3 年前学期	3 年後学期
	物質生命科学科	27	27	25	25	25	25
	マテリアル工学科	25	25	25	25	25	25
	機械システム工学科	25	25	27	27	27	27
	社会環境工学科	25	25	27	27	27	27
	建築学科	25	25	27	25	27	25
	情報電気電子工学科	25	25	27	27	27	27
	数理工学科	25	25	25	25	25	25
	備考 この単位数には、教養教育に係る履修科目の単位を含む。						

出典：熊本大学法学部規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）、同履修細則（平成 21 年 4 月 1 日現在）、熊本大学工学部規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料5-1-③-F 法学部における GPA 算出方法

(履修科目の登録の上限の例外)
 第6条 規則第6条第4項の基準は、次のとおりとする。
 (1) 1年次の教養科目及び専門科目のGPA(グレード・ポイント・アベレージ。授業科目ごとの成績を6段階で評価した上、それぞれにグレードポイントを付与して、単位当たりの平均を出し、その一定水準を修了の要件とする方法をいう。以下同じ。)が3.2以上の学生で、規則第18条に規定する早期卒業を希望するものに2年次の履修科目の登録の上限を超えて履修科目を登録させることができる。
 (2) 前号の学生で、2年次の教養科目及び専門科目のGPAが3.2以上であって、早期卒業を希望するものに3年次の履修科目の登録の上限を超えて履修科目を登録させることができる。
 (3) 前号の場合、履修科目の登録の上限は、それぞれ60単位とする。
 2 前項のGPAの計算方法は次のとおりとする。

$$\text{GPA} = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の総和}}{(\text{履修登録した科目の単位数}) \text{の総和}}$$

取得点数	標 語	グレード・ポイント
100～90	秀	4
89～80	優	3
79～70	良	2
69～60	可	1
59～0	不可	0
認定科目	認定	2.5

3 前項に規定する履修登録した科目の単位数には、教職科目及び学芸員資格科目を除くものとする。

出典：熊本大学法学部履修細則（平成21年4月1日現在）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

履修方法、単位の計算・認定方法等は、学則、学部規則及び教養教育履修規則等に明示するとともに、教養教育及び専門教育の一部において履修単位の上限を設定（CAP 制度）している。自習室の設置及びカンファレンス室や共同研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を可能にするほか、全学部でのCALLによる英語の自主学習、WebCTを活用したeラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点到る状況】

本学の教育目標及び各学部・学科・課程等の教育目標に基づき、分野の特性に応じて、講義、演習、実験、実習、フィールド型授業等（資料5-2-①-A）をバランス良く組み合わせるなど、それぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫（資料5-2-①-B, C）を行っている。各学部では、教育効果を高めるため、多様なメディア、情報機器等を活用している。また、特色ある教育プログラム等（資料5-2-①-D）を積極的に企画・実施し、教育効果を上げている。

資料5-2-①-A 学部等における授業開講数（平成20年度）

学部等名	講義	セミナー	演習	実験	実習	フィールド型授業	その他
文学部	322	0	172	2	23	0	0
教育学部	499	26	24	30	158	22	46
法学部	103	0	85	0	0	0	31
理学部	194	0	58	57	5	0	0
医学部医学科	74	0	1	0	0	0	34
医学部保健学科	198	0	19	3	40	0	0
薬学部	62	0	20	0	17	0	0
工学部	354	7	39	19	8	24	0

出典：熊本大学学務情報システム（SOSEKI）を基に作成

資料5-2-①-B 各学部の教育内容に応じた適切な学習指導法の特徴

学部等名	特 色
文学部	教育目標に掲げた自主的・主体的な職業選択のために、インターンシップによる単位認定を実施している。(受入れ企業例：NTT 西日本、熊本放送、朝日新聞熊本総局、九州旅客鉄道熊本支店、富士ゼロックス熊本) また、教養教育と連動させて、英語コミュニケーション能力の向上のため、ネイティブによる授業を2年次・3年次に配当し、2年次の授業は必修としている。
教育学部	1年次から4年次まで各学年で教育実習を行い、講義、演習、実験、実習等との関連づけを行っている。「総合演習」では少人数クラス編成により探究型・実践型の学習指導を取り入れ、小中学校における「総合的学習の時間」を担う知識とスキルの習得に努めるなど、各授業科目とも「学習指導要領」に基づく教育内容と教育方法の指導を実施している。
法学部	概論講義と少人数の演習科目を組み合わせることで教育効果の向上を図っている。特に1、2年次の基礎演習は、学習指導上も大きな役割を果たしている。高学年次の演習も含め、裁判所や刑務所の見学、まちづくりのフィールド調査など実習的教育方法が適宜取り入れられている。インターンシップは、学部独自の協定型インターンシップ(県庁、地元マスメディア、弁護士会など10事業所)のほか、いわゆる公募型インターンシップにも協定型に準ずる形で単位認定を実施している。
理学部	「特別演習」、「基礎講義」といった少人数による対話型・討論型の科目を開設している。これらの科目では、教員と学生との相互コミュニケーションを通して理学の専門性を深めると共に、学生の個別能力を引き出す指導がなされている。フィールドワークや情報機器の活用など、様々な授業形態を取り入れて行なわれる特色をもつ。
医学部医学科	基礎医学科目に関しては、講義と実習を適切に配置し、バランスのとれた教育実施体制を取っている。特色ある講義科目として、早期社会体験学習、基礎演習、チュートリアル教育等を実施し、PBL形式の教育を実施している。臨床科目では、臨床実習入門コースを設定し、共用試験(CBTおよびOSCE)に対応するとともに、通年にかかる臨床実習や興味ある臨床科の選択が可能な特別選択実習(クリニカルクラークシップ)を取り入れている。
医学部保健学科	講義においてはシラバスに沿った展開ならびに学生の理解度を確認しながら展開を試みている。演習、実験、実習においては学生の思考力、洞察力を強化するため少人数制での指導、個別指導の強化、グループ討議による学習を促進している。
薬学部	講義で学習した内容の確認と応用、技術・態度の修得、問題解決能力や実践力の育成を目的として、実習と演習を充実させている。 ・薬学科：導入実習→物理系薬学実習→生物系薬学実習→化学系薬学実習→医療系薬学実習→実務準備実習の順で実施し、5年次には、病院・薬局実務実習(ボリクリを含む)を配し、4年時以降3年間かけて、卒業研究(特別実習)による個別指導が行われる。演習は、主に臨床に関する理解を深めるための症例検討や処方解析等で4-6年に配置した。 ・創薬・生命薬科学科：導入実習→創薬物理化学実習→創薬分析化学実習→創薬微生物学実習→創薬生化学実習→医薬品合成学実習および創薬実習→動物実験学実習→ゲノム創薬学実習→実験動物解剖・薬理学実習→環境衛生薬学実習→天然物化学実習→放射性医薬品学実習→創薬薬剤学・創薬製剤学実習の順で実施し、3年時以降の2年間、特別実習による個別指導が行われる。演習は、研究への理解を深めるための課題解決型学習や討論型学習で2-4年に配置した。
工学部	多くの授業で自習課題を課して理解を助け、その成果も含めて成績評価している。シラバスには事前・事後学習の要領を記載しており、遠隔学習支援・指導システム(WebCT)などで時間外にもきめ細かく指導する授業科目は33に上る。また、インターンシップによる単位認定を実施している。(認定件数：16年度から349, 387, 316, 341, 346)

出典：各学部等調査資料を基に作成

資料5-2-①-C 例示：薬学部における授業形態

<薬学科>

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
教養教育		専門科目	専門科目	専門科目	専門科目
専門基礎科目	専門科目		演習	薬学アドバンスト教育・演習	
専門科目	実習	実習	実習	実務実習	
早期体験学習			卒業研究(特別実習)		

<創薬・生命薬科学科>

1年次	2年次	3年次	4年次
教養教育		専門科目	専門科目
専門基礎科目	専門科目		演習
専門科目	実習	実習	
早期体験学習			卒業研究(特別実習)

出典：薬学部時間割等を基に作成

資料5-2-①-D 大学教育改革支援プログラム等の採択・取組状況

採択年度	教育プログラム	主たる学部	趣旨・目的	成果、その後の取組等
15	IT環境を用いた自立学習支援システム 【特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)】 4年間： 平成15年度～ 平成18年度	学務部	本学は全国の大学に先駆けて、総合的な学務情報システム(SOSEKI)を全学的に開発・運用してきた。本システムを通じて、シラバスの作成、シラバスをもとにした履修登録、受講者把握と履修指導、学生による授業評価と教員による成績評価など、各種の教育情報交換を、一貫して敏速かつ緊密に行うことができるようになっている。本学では、高度情報化キャンパス構築という将来構想の一環として、SOSEKIの機能強化と、各種学習情報機能のリンク形成を軸に、IT環境を用いた学生の自立学習支援システムを発展させる計画である。SOSEKIによる履修課程支援の充実によって、学生が本学の教育プログラムを踏まえ、自己の関心と将来設計に従って、最適の履修計画を策定することなど、自主的な学習の計画・実施が容易になる。また、学習情報支援の充実によって学習を深めるための情報、学習方法のアドバイスを、学生は自ら随時入手し、処理することができるようになる。 http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/kyouiku/gp/gph15gaiyou.pdf http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/h15theme5.pdf	<ul style="list-style-type: none"> SOSEKIによる履修過程支援 シラバス検索機能の充実 卒業資格の自己判定 資格見込み判定(教員免許等) eラーニング情報とSOSEKIの相互結合 CALL学習支援システム 学習履歴情報の可視化と学習者及び担当教員へのフィードバック 英語コンピテンシーマップの構築 英語教育評価システム オンラインによる英語能力判定テストの実施
16	学習と社会に扉を開く全学共通情報基礎教育 【特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)】 4年間： 平成16年度～ 平成19年度	学務部	大学における教育研究活動のためのみならず、大学卒業後のネットワーク社会において自由闊達に活躍するためには、情報基礎分野における基礎的な知識と技能が不可欠であり、これらは現代社会における“基本ライセンス”とも言える。このライセンスを取得するためには、基本的な利用技術に加え、ネットワークを利用する上で不可欠な法的規制に関する知識、ウィルスなどセキュリティに関連する各種事態への対応方法を総合的に学習する必要がある。本取組では、全学的な支援のもと、全学必修科目として情報リテラシー教育に取り組んでいる。さらに教育内容に関して高等教育機関として十分に高い教育水準を設定した上で、この水準に受講者が到達できるよう教育するための組織的教育実践を行っている。特に、一般的な教科とは異なり、大学の設定した水準に、単位習得者全てを到達させるための工夫は非常に特徴的であり、本取組の目標である「基本ライセンスの取得」という位置付けとの対応からも重要である。 http://www.gp.kumamoto-u.ac.jp/index_ja.html http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/kyouiku/gp/gph16gaiyou.pdf	<ul style="list-style-type: none"> 情報基礎教育の一層の充実 教育用コンテンツ構築手法の充実 教科「情報」への柔軟な対応 教育用ソフトウェアの開発 コンテンツのデータベース化 学内での情報基礎教育の徹底 FD分野、SD分野での利用 「初級アドミストラータ」等の資格取得支援 学内でのeラーニング普及推進 先進事例の紹介・国際会議等での情報交換 地域貢献：高大連携等への活用 IT人材育成事業研究指定高との連携(県立熊本工業高校：平成16年度～19年度) NPO法人くまもと市民塾を通じての地域社会への展開 JICA等を通じての国際社会への貢献 eラーニングの活用についてのIT分野およびコンテンツ構築に関する協力(インドネシア・スラバヤ工科大学等)

	<p>e1 こころ学習プログラムの開発</p> <p>【現代的教育ニーズ取組支援プログラム (現代 GP)】</p> <p>3年間： 平成 18 年度～ 平成 20 年度</p>	<p>教育学部</p>	<p>本取組は、教員を目指す全ての学生に「心の健康に関する一次予防力」を修得させる、e ラーニングプログラムを開発するものである。</p> <p>「一次予防力」、すなわち教育現場で子どもの異変に気付き、初期対応や専門家との連携を行う実践力が、教員にとって必要不可欠であるが、現状では、そのための教育を大人数の教員志望の学生に施す必要性から大教室での一方的な講義にならざるを得ないケースが多く、表層的な知識伝授にとどまり実践的な力を身につけさせるには至っていない。そこで、本取組では、これら質・量両面の構造問題を解決するために、e ラーニングの特性を活かし、メディアを活用したイメージトレーニング、シミュレーション、電子ポートフォリオによる省察などをインターネット上で大規模に展開することにより、「一次予防力」を教員志望の全学生（教育学部とその他の学部の教職科目を履修している全学生）に身に付けさせることを目的とする。</p> <p>http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/elkokoro</p>	<p>全学の教員志望学生等を対象に大人数対象非同期 e ラーニングコースを実施した。これらの授業では、80-100 人の授業において Blended 型 e ラーニング授業を展開した。Web 上に授業内容に関する事前・事後アンケート、事前・事後学習課題、学生による質問・回答、資料・記録の提示、シミュレーションソフトの閲覧などを実施した。この取組では、授業をシラバス、授業目標、目次・内容・テストの 3 つの観点から設定を行い、コンテンツの精選を行った。学生からの授業評価アンケートの結果、4 段階尺度による評価は「非常に効果的」「効果的」と約 9 割が良好な評価をした。また、外部評価においても、「非常に良いプログラムであり、第一段階ではありますが、生徒の心のわかる教師を育てることができるといいます。日本の発展のためには、この継続と普及が必要と考えます。」という高い評価を得た。</p>
<p>18</p>	<p>工学教育から発信する大学教育の質保証</p> <p>【特色ある大学教育支援プログラム (特色 GP)】</p> <p>3年間： 平成 18 年度～ 平成 20 年度</p>	<p>工学部</p>	<p>国際水準の教育の質保証は、社会が大学に求める最も基本的なことであるが、教員個々の取組にとどまらない組織的取組を要するため、一朝一夕には実現困難な課題である。熊本大学工学部は、この課題に正面から挑み、1997 年の「学生教官相互触発型授業の検討会」以来、組織的改善に取り組んできた。「教育目標を各科目にブレイクダウンした最重要項目を明示して授業を実施し、成績評価結果と学生による理解度・授業評価アンケートを教育プログラム検討委員会で分析し、カリキュラムと授業方法の改善を行う」というサイクルを構築した。こうして教育の質を累積的に高めていくポジティブ・フィードバックの取組は、学生の理解度を傾向的に高めてきた。この組織的質保証の先駆的取組は、全学科に及ぶ JABEE・ISO 認証など学外から高い評価を得るとともに、Web 環境を用いて教育単位ごとに全学一斉に実施される熊本大学の年次的な授業改善システムの創設に帰結した。</p> <p>http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/kyouiku/gp/gph18gaiyou_tokusyoku.pdf</p>	<p>国際的に通用する教育水準が保証された人材養成機能の強化の一層の充実・発展を目指し、以下の項目を実施している。</p> <p>①教育の質保証の証明に必要なデータとして答案やレポート・小テストなど収集し、保存・蓄積して一元管理かつ教員が利用しやすい効率的な文書管理システムを構築した。特に、既存の学務情報システムの成績データを取り込み、SOSEKI の成績と答案データが同時に検索できる工学部独自の質保証システムである。また、他学部のデータを取り込むことで大学教育全体の質保証システムの構築も可能である。</p> <p>②英語 D 授業の支援と TOEIC 対応できる技術英語の自己習熟システムの開発を行った。学生がいつでも英語の自己学習が実施できるシステムを構築した。</p> <p>③教育の成績評価手法や評価項目の内容に関して記述してある全学部のシラバスを対象にしてその内容を調査し、学部ごとの特徴と問題点を明らかにした。</p> <p>④既存の授業改善アンケート内容の問題点を把握した。さらに、学生の理解度達成度を評価するアンケートを工学部で実施し、科目ごとの成績と理解度の相関関係を明らかにした。</p>

20	<p>学生主導型ゼミによる地域活性化人材の育成</p> <p>【質の高い大学教育推進プログラム】</p> <p>3年間： 平成20年度～ 平成22年度</p>	法学部	<p>本事業は、九州管内の4つの大学が連携し、フィールドワークを基盤とした学生主導型の合同ゼミを開催し、以って、山積する地域課題の解決に資する人材の育成を図る事業である。目指す人材像は、一言でいえば「地域活性化人材」である。具体的には以下のとおりである。①地域課題の発見・把握のプロセスを身につけている ②情報発信力に基づいた企画立案力を身につけている ③プロジェクト遂行のためのマネジメント能力を身につけている。地域の抱える問題について、関係者と対話しながら、フィールドワークによって実情を調査し、認識を深める合宿形式の演習を行ってきた。この合宿では、教員はあくまで学習の助言者であり、運営は全て学生主導によって行われ、教員は一切口を出さないという方法で行ってきた。このような学習方法は、学生の社会問題への認識の深まり、情報発信力(コミュニケーション・プレゼンテーション能力)の高まりとともに、マネジメント能力の向上にも資するところが極めて大きいことが確信できた。本事業は、こうした実績に基づいて、これを明確に人材育成としてカリキュラムに位置づけ、学生主導の運営を維持しながら、適正なサポート体制を構築し、政策教育を通じた学士課程教育の質的向上を目指すものである。</p>	<p>平成20年度取組計画は次のとおりである。</p> <p>①九州4大学教員打合せ(熊本市) ②フランス(ボルドー市及び近郊の都市)の地域政治システムの調査 ③韓国(釜山市)の地域政治システムの調査 ④九州4大学による合同ゼミの実施 ⑤海外の研究者招聘(学生への指導・助言) ⑥GP 合同フォーラムへの参加(熊本大学・鹿児島大学) ⑦FD 活動のための事後合宿(九州大学・鹿児島大学) ⑧平成20年度調査合宿開始(西南学院大学) ⑨平成20年度報告書作成</p>
	<p>エコファーマを担う薬学人育成プログラム</p> <p>【質の高い大学教育推進プログラム】</p> <p>3年間： 平成20年度～ 平成22年度</p>	薬学部	<p>医薬品は、国民の健康を守るのみならず、知識集約型で高付加価値の次世代主力輸出製品となり日本経済の成長を促進すると期待される。このようなニーズを踏まえ、本学薬学部では質の高い薬剤師と質の高い薬学研究者の養成を各々の明確な目的とする2学科を設置した。薬学は、医薬品の供給・適正使用その他薬事衛生を通して公衆衛生の向上と増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することが使命である。高度に発展しかつ高齢化した現代社会においてヒトの健康を守るには、医療経済の側面からも広く予防薬学の視点が重要となる。地球生命は、誕生以来常に環境から多大な影響を受けてきた。活性が高い化学物質として医薬品をみると、研究・開発デザインから適正使用、代謝・排泄物および廃棄医薬品の処理に至るまで、すべて環境と生命への配慮が必要である。また、エネルギー消費の増大、化学物質や廃棄物の氾濫、食の安全、ストレス社会等々、現代社会に山積する問題を克服し、安全・安心で健康な社会を実現するには、薬学人が生命への深い造詣と人間愛のもとに環境管理能力を身付け、これまでの殻を破って積極的に社会にアプローチする必要がある。</p> <p>http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/details/index.php?id=485</p>	<p>平成20年度取組計画は次のとおりである。</p> <p>①学内マニフェスト制度およびリサイクルシステムの導入・実施 ②自治会を中心とした学生自身による取り組み組織の編成 ③難病患者、公害・被害被害者、環境・衛生関連分野の研究者等との交流と講演会の実施 ④環境福祉学の講演と実践方法の打ち合わせ ⑤環境側面を考慮した実習の実施、野外での薬用植物観察会の実施 ⑥平成21年度から本格的に実施する学生派遣型の研修・調査活動に関する実施方法の検討・依頼・打ち合わせと学生へのアナウンス ⑦学生および教職員等へのアンケート調査</p>

出典：教務課資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各学部は、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿った授業形態や指導法を工夫している。種々の授業形態とそれらの配分バランスは専攻分野ごとに異なるが、いずれにおいても、通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用している。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

教育方法改善ハンドブック (KU:T0) において、シラバスの記載方法について掲載し (資料 5-2-②-A)、各教員が担当授業科目のシラバス (資料 5-2-②-B) を作成している。教養教育科目及び専門教育科目のシラバスは、共通の項目 (資料 5-2-②-C) で作成し、全科目について統一した様式のシラバスを Web 上で公開している (資料 5-2-②-D)。シラバスの活用については、入学時の学生オリエンテーションにおいて、シラバスシステムの説明を行っている。学生は、シラバスを参考に履修計画を立て、学務情報システム (SOSEKI) により履修登録を行っている。

資料 5-2-②-A シラバスの記載方法 (http://kuto.ge.kumamoto-u.ac.jp/class_improvement_24)



出典：教育方法改善ハンドブック (KU:T0) から抜粋

資料5-2-②-B 例示：シラバス（情報基礎 A）

基本情報			
授業科目名	(日) 情報基礎 A (英) Basic Course of Information Technologies A		
時間割コード	00601	開講年次	1 年
学期	前期	曜日・時限	金・2 限
講義題目	情報リテラシー		
担当教官	●●●●		
科目コード	5812000110	科目分類	情報科目
選択/必修	必修	単位数	1
詳細情報			
授業形態	インターネット環境下のコンピュータを利用した実習		
授業の目標	この授業の到達目標： ネットワーク社会で生きて行くための情報の収集・作成の基礎を修得する		
授業の内容	1. 本演習の概要とシステムログイン 2. SOSEKI による履修登録 3. 情報倫理(1) (コンピュータウイルス等) 4. 電子メール(1) (Seemit で学ぶ電子メールの基礎) 5. ワードプロセッサ(1) (フォントとレイアウト) 6. ペイント (イメージ画像の作成と編集) 7. ドロー (作図, ギャラリー利用, グループ化) 8. 情報倫理(2) (知的所有権, ネチケット等) 9. プレゼンテーション (要点を得たスライド) 10. 情報検索 (検索エンジン, 文献検索) 11. スプレッドシート(1) (数値や式の入力) 12. スプレッドシート(2) (作表と関数) 13. 情報倫理(3) (SPAM, 不正アクセス等) 14. OS と応用ソフトの機能 (ファイル操作, 拡張子等) 15. ネットワーク入門 (2進数, IP アドレス, DNS)		
キーワード	SOSEKI, コンピュータ, 電子メール, Web, ワープロ, プレゼンテーション, 表計算, 作図, 情報倫理, セキュリティ, 情報検索		
テキスト	主として, 独自に作成したオンラインのテキストや資料を用いる。必要な時は別途指示する。		
参考文献	情報教育トップページ: http://www.el.kumamoto-u.ac.jp/		
評価方法・基準	出席状況・随時の小試験・随時の小レポート類・最終課題の4つをもとに, 総合的に評価する。		
履修上の指導	「情報基礎 A」「情報基礎 B」は, 熊本大学の学生生活を送る上で必要不可欠なネットワーク及びコンピュータ利用の基礎を修得するものであることを十分に理解して受講されたい。 なお関連科目として, 後学期に開講される情報基礎 B, 及び2年次に開講の「情報処理概論」または「情報処理 A」(相当) がある。 「情報基礎 A」全般についての質問, 再履修クラス等についての質問は kisoab@st.kumamoto-u.ac.jp まで。		
事前学習	オンラインで提供されるテキストの該当章を一読しておくこと。		
事後学習	毎週課される小レポートや小試験を確実にこなしておくこと。		

出典：熊本大学シラバス（平成 20 年度）から抜粋

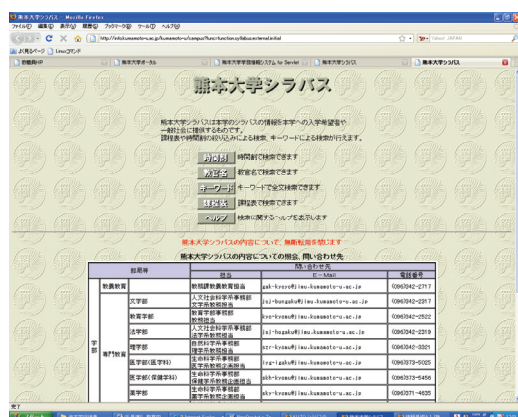
資料5-2-②-C シラバスの共通記載項目

基本情報
時間割コード, 開講年次, 学期, 曜日・時限, 講義題目, 担当教官, 科目コード, 科目分類, 選択/必修, 単位数
詳細情報
授業形態, 授業の目標, 授業の内容, キーワード, テキスト, 参考文献, 評価方法・基準, 履修上の指導, 事前学習, 事後学習

出典：熊本大学シラバスを基に作成

資料5-2-②-D シラバスの Web 公開状況

(<http://info.kumamoto-u.ac.jp/kumamoto-u/campus?func=function.syllabus.external.initial>)



出典：熊本大学シラバスシステムから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは、教養教育及び専門教育のいずれについても、共通の項目で作成するとともに、Web での公開等により、学生の活用を促進している。

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

学生の自主的な学習活動を支援するため、各学部で学生が自由に利用できる自習室(後掲資料 7-2-①-A, B)を設置している。自習室等の利用状況は、資料 5-2-③-A のとおりである。附属図書館は、平日は午前 8 時 40 分から午後 10 時まで、土曜日、日曜日及び祝休日は午後 0 時から午後 6 時まで開館している(後掲資料 8-2-①-B)。また、基礎学力不足学生への配慮として、補講等を実施するなどの取組(資料 5-2-③-B)を行っている。

資料 5-2-③-A 自習室等利用状況 (平成 20 年度)

学部等名	室数 (平均延べ床面積)	平均収容人員	利用時間
文学部	27 室 (40)	13 人	9:00~22:00
教育学部	36 室 (38)	12 人	8:30~22:00
法学部	図書館に加えて、研究室、教室の空き時間を自習用に開放		
理学部	8 室 (78)	73 人	7:00~19:00
医学部医学科	20 室 (25)	7 人	7:00~24:00
医学部保健学科	2 室 (40)	40 人	6:00~22:00
薬学部	1 室 (82)	32 人	24 時間
工学部	8 室 (148)	27 人	8:30~22:00
共通 (大教センター)	2 室 (96)	49 人	8:30~18:00

出典：各学部等調査資料を基に作成

資料 5-2-③-B 各学部の基礎学力不足学生への指導状況等

学部等名	主な指導状況等
文学部	1, 2 年次に担当している文章作成演習 I・II で、文章作成能力の育成と、研究レポート・論文作成のノウハウをきめ細かく指導している。また、1 年生から 4 年生までをいくつかのグループに分け、上級生がチューターとして下級生を指導している学科もある。
教育学部	厚生就職委員会を実施母体とし、一般教養、教職専門、教科専門の各科目に関する補習を年間 20 回開催している。
法学部	1 年次、2 年次の基礎演習を通じて、個々の学生の状況に合わせて指導を行っている。
理学部	大学生の学力低下や、高校における偏った選択科目の履修によって、専門教育の準備ができていない場合が多い。大学 1 年次に理学全分野の専門基礎を固めることを目的として、数学と理科全分野の履修を必修とした基礎教育を行っている。また、物理学と生物学では高校での既履修、未履修に応じたクラス編成を行い、習熟度に応じた授業を行っている。
医学部医学科	早期社会体験学習、基礎演習、チュートリアル教育では PBL 形式の教育を行い、自主学習を奨励するとともに、終了時には成果発表会を実施している。基礎学力不足の学生には個別に対応している。医学科の成績不良学生にあつては、その原因は学力不足というよりも学生生活や精神衛生上の問題が主体で、この領域の指導が重要と考えている。
医学部保健学科	科目ごとに基礎学力の確認を行い、不足している学生に対しては個別で指導を行っている。
薬学部	特に、補修科目は開講していないが、1, 2 年次の各専門科目において、高等学校理科で「物理」あるいは「生物」を履修していない学生に対して配慮した授業を行っている。
工学部	入学時に数学、物理、化学のアンケートを実施し、学力不足あるいは受講希望の学生のために、「数学」の補習授業を実施するとともに、「物理」、「化学」に関しては、放送大学が開講する「初歩からの物理学」、「初歩からの化学」を補習授業とし、受講料を補助して受講をさせている。なお、数学、物理、化学の基礎学力調査と補習授業については、教務委員会を中心にしてその改善策を検討し、次年度の実施に向けて準備中である。

出典：各学部等調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各学部において自主学習のための施設・設備を整備するとともに、附属図書館では、自主学習を支援するために夜間・休日の時間外開館を実施している。また、基礎学力不足の学生への取組も適宜実施している。

以上のことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

観点 5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価、単位認定及び卒業認定等の基準は、学則（資料 5-3-①-A）、学部規則（資料 5-3-①-B）及び教養教育履修規則（資料 5-3-①-C）等に明示しているほか、個々の授業における評価方法・基準等は、授業科目のシラバス（前掲資料 5-2-②-B）に明示している。成績評価、単位認定及び卒業認定にあたっては、これら規則等に定める要件に従い、教授会又は関係委員会等で審議している。学生への周知は、シラバスを Web（前掲資料 5-2-②-D）等で公開するとともに、履修ガイダンス（後掲資料 7-1-①-A）時に説明している。

資料 5-3-①-A 単位認定、卒業認定等について

<p>第3節 教育課程の編成、履修方法及び単位認定等 (履修方法)</p> <p>第36条 各学部の学生は、当該学部所定の教育課程を履修しなければならない。</p> <p>2 教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、熊本大学教養教育履修規則(平成16年4月1日制定)及び学部規則の定めるところによる。</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第37条 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p> <p>(授業の聴講等)</p> <p>第38条 授業の聴講等は、所定の手続を経なければならない。</p> <p>2 他の学部の授業の聴講等には、特に規定する場合を除き、所属学部長及び当該学部長の承認を受けなければならない。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第39条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>2 学部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して学部が定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p> <p>(成績評価基準等の明示等)</p> <p>第39条の2 学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。</p> <p>第6節 卒業 (卒業の要件)</p> <p>第58条 卒業の要件は、本学に、第17条に規定する年限以上在学し、かつ、学部所定の教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得しなければならない。</p> <p>(早期卒業)</p> <p>第59条 前条の規定にかかわらず、本学の学生(医学及び臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する課程に在学する者を除く。)で本学に、3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)が卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。</p>

出典：熊本大学学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-3-①-B 例示：学部における成績評価，単位認定，卒業認定

学部	学部規則																												
文学部	<p>第3章 学力認定 (単位の認定) 第10条 授業科目を履修した者については，学力試験及び出席状況その他によって認定の上，合格した者に単位を与える。 2 前項の認定は，秀，優，良，可及び不可の評語をもって表し，秀，優，良及び可を合格とし，不可を不合格とする。ただし，授業科目の履修形態等により認定の評語をもって表すことがある。 3 履修した科目の成績及び単位数は，成績原簿に記入する。 第4章 卒業並びに教育職員の免許状及び学芸員資格 (卒業の要件) 第16条 本学部を卒業するためには，4年以上在学し，次の単位を修得しなければならない。</p>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">教養教育</td> <td>基礎セミナー 情報科目 外国語科目 (必修外国語科目)</td> <td>16 単位</td> </tr> <tr> <td>外国語科目 (自由選択外国語科目) 主題科目 I 主題科目 II 学際科目 開放科目</td> <td>24 単位以上</td> </tr> <tr> <td>専門基礎科目</td> <td>14 単位以上</td> </tr> <tr> <td>専門科目 選択科目 自由科目</td> <td>70 単位以上</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>124 単位以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位数	教養教育	基礎セミナー 情報科目 外国語科目 (必修外国語科目)	16 単位	外国語科目 (自由選択外国語科目) 主題科目 I 主題科目 II 学際科目 開放科目	24 単位以上	専門基礎科目	14 単位以上	専門科目 選択科目 自由科目	70 単位以上	合計	124 単位以上														
	区分		単位数																										
	教養教育	基礎セミナー 情報科目 外国語科目 (必修外国語科目)	16 単位																										
		外国語科目 (自由選択外国語科目) 主題科目 I 主題科目 II 学際科目 開放科目	24 単位以上																										
専門基礎科目		14 単位以上																											
専門科目 選択科目 自由科目		70 単位以上																											
合計		124 単位以上																											
第3章 学力認定 (単位の認定) 第10条 授業科目を履修した者には，試験，論文，報告書，学習態度等によって認定の上，単位を与える。 2 前項の認定は，秀，優，良，可及び不可の評語をもって表し，秀，優，良及び可を合格とし，不可は不合格とする。ただし，授業科目の履修形態等により認定の評語をもって表すことがある。 3 履修した科目の成績及び単位数は，成績原簿に記入する。 第4章 卒業 (卒業の要件) 第15条 薬学科に6年以上在学し，この規則の定めるところにより，次の表に掲げる単位を修得した者は，卒業と認定する。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">教養教育</td> <td>基礎セミナー</td> <td>2 単位</td> </tr> <tr> <td>情報科目</td> <td>2 単位</td> </tr> <tr> <td>外国語科目</td> <td rowspan="2">10 単位</td> </tr> <tr> <td>外国語科目</td> </tr> <tr> <td>主題科目 I</td> <td rowspan="5">20 単位以上</td> </tr> <tr> <td>主題科目 II</td> </tr> <tr> <td>学際科目</td> </tr> <tr> <td>開放科目</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>34 単位以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門教育</td> <td>専門基礎科目</td> <td>14 単位</td> </tr> <tr> <td>専門科目</td> <td>151 単位</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>165 単位</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>199 単位以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	教養教育	基礎セミナー	2 単位	情報科目	2 単位	外国語科目	10 単位	外国語科目	主題科目 I	20 単位以上	主題科目 II	学際科目	開放科目	小計	34 単位以上	専門教育	専門基礎科目	14 単位	専門科目	151 単位	小計	165 単位	合計	199 単位以上		
区分		単位																											
教養教育	基礎セミナー	2 単位																											
	情報科目	2 単位																											
	外国語科目	10 単位																											
	外国語科目																												
	主題科目 I	20 単位以上																											
	主題科目 II																												
	学際科目																												
	開放科目																												
小計	34 単位以上																												
専門教育	専門基礎科目	14 単位																											
	専門科目	151 単位																											
	小計	165 単位																											
合計	199 単位以上																												
2 創薬・生命薬科学科に4年以上在学し，この規則の定めるところにより，次の表に掲げる単位を修得した者は，卒業と認定する。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">教養教育</td> <td>基礎セミナー</td> <td>2 単位</td> </tr> <tr> <td>情報科目</td> <td>2 単位</td> </tr> <tr> <td>外国語科目</td> <td rowspan="2">10 単位</td> </tr> <tr> <td>外国語科目</td> </tr> <tr> <td>主題科目 I</td> <td rowspan="5">20 単位以上</td> </tr> <tr> <td>主題科目 II</td> </tr> <tr> <td>学際科目</td> </tr> <tr> <td>開放科目</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>34 単位以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門教育</td> <td>専門基礎科目</td> <td>14 単位</td> </tr> <tr> <td>専門科目</td> <td>27 単位</td> </tr> <tr> <td>専門科目</td> <td>49 単位以上</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>90 単位以上</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>124 単位以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	教養教育	基礎セミナー	2 単位	情報科目	2 単位	外国語科目	10 単位	外国語科目	主題科目 I	20 単位以上	主題科目 II	学際科目	開放科目	小計	34 単位以上	専門教育	専門基礎科目	14 単位	専門科目	27 単位	専門科目	49 単位以上	小計	90 単位以上	合計	124 単位以上
区分		単位																											
教養教育	基礎セミナー	2 単位																											
	情報科目	2 単位																											
	外国語科目	10 単位																											
	外国語科目																												
	主題科目 I	20 単位以上																											
	主題科目 II																												
	学際科目																												
	開放科目																												
小計	34 単位以上																												
専門教育	専門基礎科目	14 単位																											
	専門科目	27 単位																											
	専門科目	49 単位以上																											
	小計	90 単位以上																											
合計	124 単位以上																												

出典：各学部規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料 5-3-①-C 教養教育における成績評価、単位認定等について

<p>(単位の認定)</p> <p>第 3 章 学力認定等</p> <p>第 11 条 教養教育の授業科目を履修した者については、学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって認定の上、合格した者に単位を与える。</p> <p>2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により合格、不合格又は認定の評語をもって表すことがある。</p> <p>(試験)</p> <p>第 12 条 試験は、原則として筆記試験とし、試験予定時期の 3 週間前に試験科目及び実施教員名を公示する。</p> <p>2 試験の実施時期は、授業の終了する学期末又は学年末とする。ただし、授業科目によっては、随時行うことがある。</p> <p>3 試験の時間割は、試験を実施する日の少なくとも 1 週間前に公示する。</p> <p>(受験科目)</p> <p>第 13 条 学生は、履修した授業科目についてのみ受験することができる。ただし、履修授業科目の全授業時数の 3 分の 2 以上出席しなければ、当該授業科目を履修したものと認められず、受験することができない。</p> <p>(追試験)</p> <p>第 14 条 学生が病気その他やむを得ない理由によって試験を受けることができなかつた場合は、願い出により追試験を受けることができる。</p> <p>2 追試験を願い出る者は、受験できなかった授業科目の試験実施の日から 1 週間以内に理由書を添え、機構の長(以下「機構長」という。)に願い出なければならない。</p> <p>(再試験)</p> <p>第 15 条 学力試験の結果、不合格となった者のうち、再試験を願い出たものについては、再試験を行うことがある。</p> <p>2 再試験の細目については、別に定める。</p>

出典：熊本大学教養教育履修規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

成績評価、単位認定及び卒業認定等の基準は、学則及び学部規則等で組織的に策定されており、その基準等に従い、適切に実施している。学生への周知は、Web 公開及び履修指導等、多様な方法で実施している。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に十分周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5-3-②: 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教育方法改善ハンドブック (KU:T0) において、シラバスの具体的な作成方法 (資料 5-3-②-A) について解説し、客観的な根拠データによる公平な基準化、成績評価方法の共有化を推進している。その結果、学期末の定期試験、小テストやレポートの成績、課題発表等の成績、授業への寄与度などを加味した総合評価が多くの授業科目で採用されている。成績の確認は学生が Web 上でを行っている。成績評価等の正確性を担保するため、成績評価に関する学生の申立書 (資料 5-3-②-B) により対応する仕組みを整え、異議を申し立てる期間を掲示により周知している。授業担当教員が成績に関する学生の異議に対応するほか、各学部学習相談員を配置し対応している。各学部等の成績評価の正確さを担保するための取組の代表例は、資料 5-3-②-C に示すとおりである。

資料 5-3-②-A シラバスに記載が義務化された「成績評価方法」の要件、評価項目、根拠データ等について

基本的な要件	シラバスに掲げた授業の教育目標に照らして、その目標の達成度について、学生及び第三者からみて適正・公正な成績評価方法であること。 成績評価方法の策定に当って、「適切に目標の達成度が測れるか」、「公正に運用できるか」、「成績の差について説明可能か」など、十分な吟味が必要である。
評価項目	学期末テスト、レポートや課題の提出 (熊大 WebCT の活用が良い)、毎回の授業での小テスト・レポート・感想文、プレゼンテーション、実習・演習、受講者間の相互評価、授業やクラスへの貢献 (教員が観察、受講者からの推薦など)、等。レポートや課題の提出については、熊大 WebCT による指導に対する応答等も加味できる。
組合せ方法	複数の方法を組合せる場合には、それぞれの評価項目について「評点する」、「評点はしないが単位付与の条件とする」などの明示が不可欠である。 例:「学期末テストで 60 点以上を取った者に対し単位を与える。成績は学期末テストの点数による。ただし、〇%以上欠席した者には単位を与えない。」
根拠データ	根拠データの確認が可能か、客観性・妥当性が証明できるか、公正に運営されていることを受講者が理解・納得できるか、などの点について検討することが肝要であり、学科内における基準の共有が重要である。

出典: 教育方法改善ハンドブック (KU:T0) の「シラバスの書き方」から抜粋

資料 5-3-②-B 成績評価に係る異議申立書

成績評価に係る異議申立てについて
<p>本学では、成績評価を厳格に行う活動に取り組んでいます。</p> <p>授業担当教員から成績発表の後、成績評価について異議がある学生は、「告示」により示した質問及び疑問の受付期間終了後、一定期間内に受付係等に成績評価に係る異議申立書 (別紙 1) を提出してください。</p> <p>なお、【質問及び疑問の受付期間】及び【異議申立て受付期間】は、各学部等により異なりますので、掲示板の「告示」で確認してください。</p> <p>(受付係等)</p> <p>1. 専門教育の授業科目については、当該学部の教務(企画)係に提出してください。</p> <p>2. 教養教育の授業科目及び専門基礎科目 I については、教務課教養教育担当へ提出してください。</p>
<p>成績評価に係る異議申立書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>〇〇学部長 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇学部〇〇学科・課程〇年 学生番号〇〇〇-〇〇〇 (自筆)</p> <p>私は、下記授業科目の成績評価について、異議を申し立てます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 授業科目名及び時間割コード 授業科目名 (〇単位) 時間割コード</p> <p>2. 履修期間 平成 年度 学期 (集中講義 平成 年 月～平成 年 月)</p> <p>3. 授業担当教員氏名</p> <p>4. 成績評価</p> <p>5. 異議申立の理由</p>

出典: 教務課資料を基に作成

資料5-3-②-C 各学部等における成績評価等の正確性担保に関する取組事例

学部等名	取組事例
文学部	成績評価基準をシラバスに明示するなど、学生に周知を図っている。また、これらに沿って、各授業科目の成績評価・単位認定及び卒業認定を実施している。成績評価の正確性を担保するため、学生からの申立ての制度を平成17年度から導入した。その他、年に1度部局長と学生代表者との懇談会を開催するなど、学生の意見等も考慮し改善に努めている。
教育学部	シラバスに成績評価基準を明示するほか、「学生からの成績手続きに関する異議申し立ての手続き」があり、学生便覧に「成績評価に係る異議申し立てについて」という項目がある。その中に「成績評価に係る異議申し立て書」の書式がある。平成18年度より、前期、後期の成績締め切りのあと、時期を定めて「成績評価に係る異議申し立て」の機会をとるようになった。それらは学部の掲示板に張り出され、学生に周知されている。教員には教務委員会からの周知や学科主任からの周知、メール配信での周知を行っている。
法学部	シラバスに成績評価基準を明示するほか、授業担当教員からの成績発表の後、成績評価について意義がある学生は、質問及び疑問の受付期間終了後、一定期間内に「成績評価に係る意義申立書」を提出して異議を申し立てることができる。
理学部	シラバスに成績評価基準を明示するほか、成績評価に関する学生の異議申し立ての機会を設け、担当教員が責任をもって対応している。
医学部医学科	シラバスへの評価方法の明記については、シラバスを印刷する前に教育・教務委員会で確認し、不備があれば、加筆・修正を担当教員に依頼し、成績評価等の正確さを担保する努力をしている。また、テスト単独での評価にならないように、各教員が授業科目の特徴、性質を踏まえた上で、評価を授業態度、課題発表、テスト、レポート等、複数の評価の視点から総合的に評価するように措置することを推進している。さらに、熊本大学が全学的に取り組んでいる「厳格で一貫した成績評価」に基づき、異議申し立て制度を採用し、学生に対して、成績評価に異議があれば同制度を利用するように周知し、成績評価の正確さを担保するようにしている。
医学部保健学科	成績評価等の正確さを担保するために、シラバスに評価方法を必ず明記し、テスト単独での評価にならないように、教員が授業科目の特徴、性質を踏まえた上で、評価を授業態度、課題発表、テスト、レポート等、複数の評価の視点を設定して総合的に評価するように措置している。成績評価結果に対する学生の異議申し立ては、指定された期間中に行われている。
薬学部	シラバスに成績評価基準を明示するほか、成績評価に係る異議申立を受け付けるシステムを設けており、その方法や申立書の様式を平成19年度から学生便覧に記載している。このシステムでは、授業担当教員から成績発表の後、成績評価について異議がある学生が、「告示」により示された質問及び疑問の受付期間終了後、一定期間内に受付係などに成績評価に係る異議申立書を提出することになっている。
工学部	シラバスに成績評価基準を明示するほか、試験答案や小テスト、レポート等の文書管理システムを構築し、大多数の答案を返還している。また、学生が成績評価に疑問を有すれば、異議を申し立てることができる制度を取っている。

出典：組織評価自己評価書等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

教育方法改善ハンドブック (KU:T0) を作成し、シラバス様式の統一及び具体的な作成方法について解説している。シラバスに成績評価基準・方法等を明示し、学生に公表している。学生は、成績の確認を Web 上で行い、成績評価に係る異議申立制度を設け、各学部等で適切に対応している。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

＜大学院課程＞

観点5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

本学は、専門職大学院を除き、3研究科（教育学研究科、社会文化科学研究科、自然科学研究科）及び3教育部（医学教育部、保健学教育部、薬学教育部）を設置している。教育課程の編成方針は、大学院学則（資料5-4-①-A）に明示し、その方針に基づき、各研究科等では、授与する学位及び養成する人材像と学問分野・職業分野の特徴を踏まえて教育研究上の目的（資料5-4-①-B）を定めている。本学大学院の教育課程は、大学院の編成方針及び各研究科等の目的等に沿って体系的に編成するとともに、授業科目の内容も同編成方針及び同目的等の趣旨に沿ったものとなっている（資料5-4-①-C）。

資料5-4-①-A 大学院における教育課程の編成方針等

（教育課程の編成方針）

- 第23条の2 研究科(法曹養成研究科を除く。)又は教育部は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 法曹養成研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
 - 3 教育課程の編成に当たっては、研究科又は教育部は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
- (授業及び研究指導)
- 第24条 本学大学院(法曹養成研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行うものとする。
- 2 法曹養成研究科の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を実施するため、専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法による授業により行うものとする。
 - 3 研究科又は教育部における専攻別の授業科目及び単位は、研究科又は教育部において別に定める。
 - 4 第1項及び第2項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 5 第1項及び第2項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

出典：熊本大学大学院学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-4-①-B 各研究科等の目的と授与する学位

研究科等名	目的	授与する学位	
教育学研究科 「修士課程」	(教育研究上の目的) 第1条の2 本研究科は、学部における教員養成教育を基礎として、広い視野に立って精深な教育学的学識及び研究方法を授けるとともに、教育の場に関する理論と実践の研究能力及び専門性を高め、教員として必要な資質能力を向上させることを目的とする。	修士 (教育学)	
社会文化科学研究科 「博士前期課程」	(教育研究上の目的) 第2条 本研究科は、現代社会において、人文社会科学及び教授システム学等の知識とこれらを基盤とした実践知を駆使し、地域や行政・企業の多様な場で中核の人材として活躍する高度専門職業人を養成するとともに、学際領域を含む諸学の研究教育拠点として、日本の学術を牽引し、世界の知の発展に貢献する研究を推進し、これを担う研究者を養成することを目的とする。	修士 (文学) 修士 (法学) 修士 (公共政策学) 修士 (教授システム学) 修士 (学術)	
社会文化科学研究科 「博士後期課程」			博士 (文学) 博士 (法学) 博士 (公共政策学) 博士 (学術)
自然科学研究科 「博士前期課程」	(教育研究上の目的) 第2条 本研究科は、多様化する社会のニーズと学際的・融合的に進化する科学技術や学術研究に対して柔軟に対処し、堅実な基礎学力と広い分野にわたる応用能力を備えた総合的・国際的視野を持つ実践的・創造的・国際的人材を育成することを目的とし、国際的に魅力のある大学院を目指す。	修士 (理学) 修士 (工学) 修士 (学術)	
自然科学研究科 「博士後期課程」			博士 (理学) 博士 (工学) 博士 (学術)
医学教育部 「修士課程」	(教育上の目的) 第1条の2 医科学専攻 (修士課程) は、医学又は生命科学の知識及び思考力を備えた、専門分野における高度な研究能力を有する研究者、教育者又は高度専門職業人を育成することを目的とする。	修士 (医科学)	
医学教育部 「博士課程」	2 医学専攻 (博士課程) は、医学又は生命科学の幅広い知識及び深い思考力を備えた、専門分野における国際的研究能力を有する研究者若しくは教育者又は高い研究志向及び問題解決能力を有する高度医療専門職業人を育成することを目的とする。		博士 (医学) 博士 (生命科学)
保健学教育部 「修士課程」	(教育上の目的) 第2条 本教育部は、人間の尊厳を軸とした高い倫理観を基盤とした豊かな人間性を備え、高度な専門的知識を有する、医療現場においてリーダーシップを発揮できる研究志向を持った高度専門職業人又は創造性豊かな教育者・研究者を育成することを目的とする。	修士 (保健学) 修士 (看護学)	
薬学教育部 「博士前期課程」	(教育上の目的) 第1条の2 本教育部の分子機能薬学専攻は、医薬品創製の現場において主導的役割を果たすゲノム創薬及び基盤的創薬の研究者及び技術者を育成することを目的とする。	修士 (薬学)	
薬学教育部 「博士後期課程」	2 本教育部の生命薬科学専攻は、先端的な生命科学分野及び環境科学分野の研究者及び技術者を育成するとともに、臨床の現場において医薬品の適正使用に関し指導的役割を果たす薬剤師を育成することを目的とする。		博士 (薬学) 博士 (生命科学)

出典：各研究科等規則（平成21年4月1日現在）等を基に作成

資料5-4-①-C 各研究科等の教育課程編成の特徴

研究科等名	特 徴
教育学研究科	学校教育実践専攻と教科教育実践専攻は、組織的な機能化を図り、学際的・実践的な教育研究を通して、高度かつ広範な専門的教育実践力を育成することを目指している。
社会文化科学研究科	前期課程には5専攻を置き、各専攻には研究コースの他に必要に応じて専門職コースを置き、それぞれのコースに必要な固有の授業科目を配置するとともに、専門職コース・研究コースの両方にまたがる分野については共通の授業科目を置いて、各コースの目的に対応した教育課程が編成され、それに対応する授業科目が開設されている。後期課程にあつては、3専攻を置き、eラーニングを通じて指導を行う教授システム学があり、その目的に応じた授業科目と指導方法によって研究指導が行われ、通常の指導を行う人間・社会科学専攻には6領域、文化学専攻には5領域を設け、それぞれの領域の目的に必要な教育課程を編成し、教育課程に対応する授業科目を開設している。
自然科学研究科	本研究科の各専攻は、具体的な教育目標を掲げ、博士前期課程・後期課程とも、その達成へ向けて体系的な専門授業科目（必修及び選択科目）を配置している。また、専攻専門科目に加え、全専攻共通科目を開講し、多様な選択履修を可能にしている。特に、「問題解決型学生の育成」を行うため、PBL型教育である「プロジェクトゼミナール」を全専攻横断で開講し、博士後期課程では、これを必修化させることにより、創造性豊かな人材の育成を目指している。さらに、総合科学技術共同教育センターを平成19年度に設置し、産学連携及び国際共同教育を行っている。また、「科学技術分野における国際共同教育プログラム」が平成19年10月からスタートし、国際共同教育体制を確立した。加えて、平成19年度より開始した「大学院全面英語化計画（GRASIUS計画）」により、国際化を目指したグローバルな教育を強力に推進した。また、グローバル化に対応するため、GRASIUS計画に基づいて海外インターンシップの推進とその単位化を行っている。
医学教育部	教育の目的に合った大学院教育課程の体系化を目指して、以下の改革を実施して特色ある教育課程を編成した。 (1) 大学院部局化を実現し、教員が所属する研究部と、大学院教育を行う教育部を分離して、時代の要請に合った教育を実現する体制を確立した。 (2) 平成20年度からの大学院教育充実に向けた、博士課程の1専攻への改組と、修士および博士課程の必修科目と多様な選択科目により構成される教育カリキュラムの大幅改定を実施した。 (3) 博士課程にエイズ研究者、発生・再生医学研究者の育成コース、代謝情報学研究者および、がん博士の育成プログラムなどの、他大学にないユニークな教育コースとプログラムを設置した。 (4) 留学生の受け入れ体制を整えるべく、10月入学制度を実施して、シラバスおよび講義科目等の英語化を実現した。
保健学教育部	教育・研究者および高度専門職業人の育成を目的とした専門共通科目、専門科目を設置し、特別研究への移行が容易になるよう体系的にカリキュラムを構築している。また高度専門職業人としての訓練プログラムを提示し、訓練を行っている。
薬学教育部	薬学教育部においては、前期および後期課程とも、分子機能薬学専攻および生命薬科学専攻の2専攻からなり、さらに大学院教育改革支援プログラム「創薬研究者養成プログラム」の採択により、バイオフィーマコース、メディシナルケミストコース、DDS スペシャリストコースの3コース制を併設した。博士前期課程の学位は修士（薬学）であり、博士後期課程の学位は博士（薬学）または博士（生命科学）である。 コース制においては、社会が求める実践的（即戦力）の創薬研究者を育てることを目的に、各コースに特化した授業科目を厳選して割り当てたため、全ての授業科目を必修とした。一方、従来の所謂非コースの専攻課程においては、柔軟な授業科目の選択を可能とするため、必要単位数は必修科目に比べて選択科目の比率を高く設定した。さらに、コース制および非コース制はそれぞれ独自の必要単位数を設定している。このように薬学教育部では、教育目的および学位に相応しい教育課程が編成されている。

出典：各研究科等調査資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

本学は、専門職大学院を除き、3研究科及び3教育部を設置している。大学院学則に教育課程の編成方針を明示し、各研究科等では授与する学位及び養成する人材像等の教育研究上の目的を定めている。

以上のことから、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

観点 5-4-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズ、社会からの要請等については、授業改善のためのアンケート（前掲資料3-2-②-D~G）、学生代表との懇談会（後掲資料7-1-②-A）、学生相談窓口、就職先企業等へのアンケート（後掲資料6-1-⑤-A~C）や各種イベント等により把握に努めており、把握したニーズは、秋季入学の拡充など多様な形で教育課程の編成等に役立てている（資料5-4-②-A, B）。それぞれの授業担当者は、教育目的の実現に必要な知見の水準を、研究活動を通じて確保するとともに、先端的な研究成果についても、授業の特性に応じて積極的に取り入れている（資料5-4-②-C）。教育の質の向上等を目指す教育改革の優れた取組として、大学の企画プログラムが文部科学省から「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等の多くの教育GPに採択（資料5-4-②-D）されるなど、大学院教育の充実を図っている。

資料5-4-②-A 各研究科等における学生からの多様なニーズに対する取組状況

研究科等名	取組状況
教育学研究科	大学院では、特論、特論演習とも少人数で開講されるため、現職教員出身者を含む学生からのニーズは担当教員のヒアリングに委ねられている。そこで要請された課題に対応して、教科理論研究とともに、教育現場の実践性を視野に入れた授業内容の取り組みが広く行われている。
社会文化科学研究科	前期課程に5専攻を置き、各専攻には研究コースの他必要に応じて専門職コースを置き、学生の志望や社会のニーズに対応して高度専門的職業人の養成を行うために、それぞれ実践的な授業科目を含む必要な授業科目を開設している。後期課程においては3専攻を置いて、人間・社会科学専攻には6領域、文化学専攻には5領域を設け、多様な学生の志望に応える教育課程と指導体制が整備されている。また、教授システム学専攻は、主として遠隔地の社会人学生を対象にeラーニングを通じて教育を行っており、現代の社会的要請に応えるものとなっている。前期課程については、一定以上の人数の履修学生がいる授業については、授業改善のアンケートを実施し、現在分析中であり、後期課程についても毎年度修了学生に対してアンケート調査を実施して、大学院教育にふさわしい指導方法・指導体制の改善に取り組んでいる。
自然科学研究科	学生の多様なニーズに対応するため、自専攻の専門科目に加えて、多彩で幅広い履修ができる体制を整えている。また、他大学大学院との単位互換制度等（従来の研究型インターンシップに加えて、海外インターンシップ等）、多様なインターンシップ制度を設けている。加えて、プロジェクトゼミナールが主体となり最先端の科学技術を講ずる先端科学特別講義を全専攻共通で開講するとともに、開放科目として一般にも公開している。さらに、技術経営能力育成に対する要請に応えるため、MOT 特別教育コースを設けており、学生だけでなく社会人のキャリアアップ教育にも貢献している。また、「国際的に魅力ある大学院」を目指すために、留学生を積極的に受け入れている。さらに、博士後期課程において要請の高い社会人学生の受け入れも積極的に進めている他、研究生や科目等履修生等も受け入れている。
医学教育部	平成20年度からの大学院授業のさらなる充実と、特色ある教育拠点の形成を目指して、4専攻系に分断された教育組織の弊害を解決するために、「医学専攻」の1専攻に統一し、その中に特色ある教育コースやプログラムを設置した。また、履修に必要な基本情報が記載されたシラバスを、留学生にも配慮して全授業科目について和文と英文で作成し、講義は資格審査に合格した複数の教員によるオムニバス形式を採用した。さらに、本学固有の学内LANと学務情報システム（SOSEKI）を用いて、全学生に履修登録と成績評価を閲覧可能にし、学生用パソコンを整備した。また、学生の教育研究能力の向上を図るために、TAやRAの制度を活用し、様々な学習指導法を工夫した。また、国際的に活躍できる多様な人材育成という学生および社会からのニーズを踏まえ、エイズ、癌、発生医学、代謝情報学などの様々な領域において、COE、GPプログラム及び学内研究拠点を活用して、研究室の垣根を越えた人材交流、英語による研究理解及び発表能力の育成を重視した教育を行っている。さらに、留学生の優先配置を受け、また多数の社会人学生の就学に配慮して、社会人の再チャレンジ支援の採択を受けて、授業料免除、博士課程の夜間講義の実現、ならびにeラーニングシステムを整備しつつある。さらに、医学教育部は、研究生や科目等履修生等も多数受け入れている。また、学生ならびに教員に対して新しいカリキュラムに関するアンケート調査を実施し、その結果を教育方法の改善に役立てている。
保健学教育部	平成20年度に設置したばかりであり、現在大学院生のニーズ調査を準備している段階であるが、社会人の学習ニーズに応えられるようeラーニングやテレビ会議システムの推進を行うとともに、時間割編成に配慮を行っている。
薬学教育部	ケーススタディ実習Ⅰ～ⅣにおいてDDS製剤の開発者を企業等から招聘して実習を行っている。薬効評価解析学、遺伝情報学、病態遺伝子解析学演習、転写制御学特論、転写制御学演習、DDS細胞生物学、臓器形成学特論、臓器形成学演習、DDSモデル動物学、ヒトゲノム医学特論、発生遺伝学、再生医学、病態遺伝学特論、病態遺伝学演習において発生医学研究所の協力講座の教員によって授業・演習を行っている。薬剤師免許を取得していることを前提とし、現場の医療チームに参加しつつ行う科目として臨床薬物動態学演習、臨床薬物動態学特別実験Ⅰ・Ⅱ、薬物治療学演習、薬物治療学特別実験Ⅰ・Ⅱ、薬剤情報分析学演習、薬剤情報分析学特別実験Ⅰ・Ⅱを開講している。実践的創薬研究者・技術者の養成を目的としたDDS教育コースの授業科目として特許実習、市場調査実習、臨床開発実習、起業実習を開講している。スモールグループディスカッション、プレゼンテーションを取り入れた授業科目として薬剤情報分析学演習、薬剤情報分析学特論、生命環境倫理学特論を開講している。薬剤師あるいは医薬品の研究開発に携わるために必要な医学と臨床薬学の総合的な知識、及び薬物治療上の問題解決能力を身につけることを目標とした授業科目として薬物治療学特論、薬物治療学演習を開講している。国際的活動支援奨学事業において英語による研究発表と質疑応答を行い、国際学会参加費を支給する者の選考を行っている。

出典：各研究科等調査資料等を基に作成

資料5-4-②-B 秋季入学者数の推移

(単位：人)

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
25	30	24	25	44

出典：各年度秋季入学式次第等を基に作成

資料5-4-②-C 教員の教育内容と研究活動との関連 (抜粋)

研究科等名・職名・教員名	担当授業科目	主な研究活動・主な業績等
教育学研究科 教育学部 教授 古賀 倫嗣	社会学特論	地域社会と家庭, 学校の連携・協働システムの研究 『『生きる力』の育成と通学合宿』(『熊本大学生涯学習教育研究』第2号, 熊本大学生涯学習教育研究センター, 2003年)
社会文化科学研究科 社会文化科学研究科 教授 森 正人	東アジア文化基礎論 日本文化論 日本文学史論 古典文学研究の最新動向と高校古典 日本古典文学特論	古典文学を中心とする日本文学研究 森 正人『今昔物語集の生成』和泉書院, 1986年(単著)
自然科学研究科 自然科学研究科 教授 高島 和希	マテリアル破壊工学	マテリアル破壊工学 E. Taki, Y. Kawakami, M. Otsu and K. Takashima: Fracture behavior of micro-sized Fe-3%Si alloy single crystals, J. Solid Mechanics and Materials Engineering, vol. 1, no. 6, pp. 779-786 (2007)
医学教育部 医学薬学研究部 教授 西村 泰治	造血免疫制御学理論	がん免疫療法の開発に向けた基礎および臨床研究 Imai, K., Hirata, S., Irie, A., Senju, S., Ikuta, Y., Yokomine, K., Harao, M., Inoue, M., Tsunoda, T., Nakatsuru, S., Nakagawa, H., Nakamura, Y., Baba, H., and Nishimura, Y.: Identification of a novel tumor-associated antigen, Cadherin 3/P-cadherin, as a possible target for immunotherapy of pancreatic, gastric and colorectal cancers. <i>Clin. Cancer Res</i> 14: 6487-6495, 2008.
保健学教育部 医学薬学研究部 教授 浅井 篤	医療倫理学	臨床倫理, 研究倫理, 生命倫理教育 Miki Fukuyama, Atsushi Asai, Koichiro Itai, and Seiji Bito for the Clinical Ethics Support and Education Project. A Report on Small Team Clinical Ethics Consultation Programs in Japan. <i>Journal of Medical Ethics</i> , 2008, in press.
薬学教育部 医学薬学研究部 教授 大塚 雅巳	生物有機化学	細胞内シグナル伝達を制御する人工化合物の合成と機能解析 Kensaku Anraku, Teruhiko Inoue, Kenji Sugimoto, Takashi Morii, Yasuo Mori, Yoshinari Okamoto, Masami Otsuka "Design and synthesis of biotinylated inositol phosphates relevant to the biotin-avidin techniques" <i>Org. Biomol. Chem.</i> , 6, 1822-1830, 2008

出典：各研究科等調査資料を基に作成

資料5-4-②-D 大学教育改革支援プログラム等の採択・取組状況

採択年度	教育プログラム	主たる研究科等	趣旨・目的	成果、その後の取組等
17	DDS スペシャリスト養成プログラム 【「魅力ある大学院教育」イニシアティブ】 2年間： 平成17年度～ 平成18年度	薬学教育部	DDS に特化した若手研究者の養成を目指す。具体的には、常に創薬への応用を念頭に置きながら DDS 研究を展開できるよう複数教員による研究指導により、組織的・系統的な DDS スペシャリスト養成プログラムを実践するプロジェクトである。 http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/pha/grad/details/index.php?id=349	平成18年度 DDS コースへの入学者は、66名の薬学教育部入学者中6名と1割程度であったが、翌年には84名中16名と約3倍(全体の2割)に達し、本コースの取組内容が大学院生にとって魅力的であることが理解された。さらに、本プログラムの経験を活かし、社会の求める実践的な創薬研究者育成のため、DDS コースに加え、メディシナルケミストコース、バイオフィーマコースの3コース制を大学院薬学教育部に新設した。なお、本取組(創薬研究者養成プログラム)は、平成19年度大学院改善支援GPに採択された。
	不登校の改善・解決に資する教育力の養成 【「資質の高い教員養成推進プログラム(教員養成GP)」】 2年間： 平成17年度～ 平成18年度	教育学研究科	教育現場における重要課題である不登校の改善・解決に資する実践的能力を育成する系統的カリキュラムを提案し、その試行実践を行う。教育学部の不登校支援活動の実績と医学部の不登校予防治験を基盤とし、不登校支援理論を創出すると共に、不登校児童生徒の情動・行動・認知にアプローチする教科教育の特性を活かした実地研修を行い、その有用性を検証する。 http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/kgp/index.html	不登校の改善・解決に資する教育力を育成するための講義・演習を、教育学研究科のカリキュラムに導入するとともに、本研究・実践を報告書として取りまとめた。また、本カリキュラムの一貫として、熊本市内の不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室において、毎月1回、美術教育、技術教育の大学院生による支援活動を実施している。さらに、平成20年度は、美術教育、技術教育、保健体育、養護教育の学生・院生が、菊池教育事務所管内の不登校児童・生徒を対象としたサマーキャンプにおいて、同カリキュラムの一部を実施した。これらの活動に対して、児童・生徒は、積極的に参加すると共に、人づき合いを行っていく力(ソーシャル・スキル)と、課題に取り組んでいく力(セルフ・コントロール)の育成が図られていることが調査により明らかとなった。なお、これらの取組については、熊本市教育委員会および菊池教育事務所からの評価も高く、次年度以降も継続して実施する予定である。
18	異分野融合能力をもつ未来開拓型人材育成 【「魅力ある大学院教育」イニシアティブ】 2年間： 平成18年度～ 平成19年度	自然科学研究科	ナノ科学や生命環境科学領域において、異分野の研究を融合・複合しながら新しい科学と科学技術を創成できる有能な人材を育成するため、異分野を意識させながら複数教員指導体制のもとで特別に実施される教育プログラムである。 http://www.gsst.kumamoto-u.ac.jp/tokubetsu/index.html	【成果】 ・異分野研究テーマとの組み合わせトレーニングを行い、学生が融合によるオリジナル研究テーマ設定ができるようになった。 ・学生の学内外異分野研究室への研究インターンシップを行い、自らの研究テーマを持ちながら異分野研究室の実践的研究研修を行わせることにより研究の幅を広げた。 ・国際会議発表を義務づけ、国際的研究感覚を身につけさせた。 【その後の取組】 ・創造性トレーニングの科目を作った。 ・異分野を含む国内外のインターンシップの枠を広げた。 ・国際会議発表を促進する教育システムを作った。

<p>エイズ制圧をめざした研究者養成プログラム</p> <p>【「魅力ある大学院教育」イニシアティブ】</p> <p>2年間： 平成18年度～ 平成19年度</p>	<p>医学教育部</p>	<p>基礎研究成果を基にエイズの治療薬や治療法の開発まで行うトランスレーショナル研究の専門家の育成が、エイズを制圧するために急務とされる。そこで最もエイズの研究教育実績がある熊本大学医学教育部に、「エイズ制圧を目指した研究者養成コース」を新設し、国内外から大学院学生を受け入れて組織的な大学院教育を実施し、トランスレーショナル研究を推進する能力を有した研究者・エイズ専門医の育成。さらに HIV-1 などの高病原性微生物の取り扱う能力を備えた研究者の育成を行う。</p> <p>http://www.caids.kumamoto-u.ac.jp/miryoku/top_page/default.html</p>	<p>本プログラムは、医学教育部博士課程のアドミッションポリシーに基づき、様々な教育活動を行ってきた。コースは、「エイズ制圧のためのトランスレーショナル研究者育成コース」及び「エイズ先端研究者育成コース」を設置して次の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①エイズに関する幅広い分野とトランスレーショナル研究に関する英語による講義 ②研究方法を習得する実習：2週間の少人数制の実習コースワーク ③病棟実習を含んだエイズ臨床を体験する演習 ④熊本エイズセミナーの実施 ⑤英語による研究発表・討論能力を養うためのNative speakerによる指導 ⑥国際学会での発表 <p>上記の組織的教育プログラムにより、幅広い知識と基礎・臨床研究の専門性を備えたエイズ研究者の育成が期待できる。また、本プログラムがトランスレーショナル研究を行うことができる研究者の育成をめざす大学院教育の改善にも貢献できる。</p>
<p>次世代情報化社会を牽引する ICT アーキテクト育成プログラム（連携：九州大学、九州工業大学、宮崎大学、熊本大学）</p> <p>【先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム】</p> <p>4年間： 平成18年度～ 平成21年度</p>	<p>自然科学研究科</p>	<p>次世代情報化社会を牽引する情報通信技術 (ICT) の指導的技術者を育成する。社会における ICT の位置づけを理解し、幅広い知識と高い倫理観と高度な技術レベルを兼ね備えた人材を養成するために、先進的かつ体系的なカリキュラムを開発する。九州工業大学ほか連携大学と緊密に連携し、日本経団連の全面的支援、地域の産業界や自治体および周辺大学との協力体制に基づき、PBL を中心とした実践系科目を充実させ、学生の主体性を伸ばす。</p> <p>http://www.qito.kyushu-u.ac.jp/greeting.html</p>	<p>産学及び大学間の効果的な連携体制が構築されるとともに、実践的な教育カリキュラム、教材、教育方法等が開発され、学生のスキル向上等の教育効果も確認されるなど、世界最高水準のIT人材育成に向けた成果が認められた。平成20年度の間評価では、実務家教員からの提案を柔軟に受け入れながら活性的な産学・大学間連携体制が構築されていると評価され、「当初目的に照らして、計画は順調に実施に移され、現行の努力を継続することによって目標達成が可能と判断される」という評価結果を頂いた。熊本大学では、遠隔講義の実施や単位互換協定の締結、さらには客員教授による相互交流を実現でき、多くのノウハウを蓄積できた。また、ものづくり創造融合工学教育や地元産学官連携による学部教育の強化も併せて進めており、補助期間終了後には、学部教育と大学院教育を連携させた形で、これら産学・大学間連携に基づく教育体制を拡充・発展させる予定である。</p>

<p>19</p>	<p>九州がんプロフェッショナル養成プラン（連携：九州大学担当，共同：熊本大学他10大学）</p> <p>【がんプロフェッショナル養成プラン】</p> <p>5年間： 平成19年度～ 平成23年度</p>	<p>医学教育部</p>	<p>九州におけるがん医療の質の均てん化を実現を目的とした取組である。このプランは九州を一つの医療圏として、九州大学を中心に九州13大学、地域のがん拠点病院、緩和ケア専門病院によるネットワーク（九州がんプロフェッショナル養成協議会）を構築し、行政や医師会と連携して九州全域にがんの医療、情報収集、教育、研究を展開することを目的としている。各大学は独自の教育プログラムを実施するとともに、優秀な教員を交流し科目を共有することにより、効果的な教育を実現する。本プログラムの修了者は、このネットワークを通じて地域のがん医療の担い手として九州各地で活躍することが期待される。</p> <p>http://www.k-ganpro.com/index.html</p>	<p>熊本大学は九州・沖縄全域の13大学が連携する「九州がんプロフェッショナル養成プラン」に参加し、優秀な教員の交流や科目の共有により、より効果的かつ効率的な教育を実践し、がん専門医療人を育成することで、九州地区における質の高いがん医療の均てん化を目指している。熊本大学では、薬物治療専門医や放射線治療専門医などを養成するプログラムとして大学院4年コース（がん博士養成プログラム）と、基盤学会の認定医・専門医ががん治療専門医になるための短期研修・インテンシブコース（がん専門医ブッシュアッププログラム）の2つを設定した。プログラムの内容としては、理論科目、セミナーシリーズ、コースワーク、実践等からなり、がん博士養成プログラムでは、医学博士の資格とがん専門医としての資格の双方を取得しやすい内容になっている。本年度は10名の募集に対して8名のがん博士コースに大学院生が入学したが、また認知度が低いため、熊本県におけるがん医療のレベルアップのためにも、今後さらにプログラムの充実を図り、一人でも多くのがん専門医を輩出することを目指したい。</p>
	<p>IT時代の教育イノベーション育成プログラム</p> <p>【大学院教育改革支援プログラム】</p> <p>3年間： 平成19年度～ 平成21年度</p>	<p>社会文化科学研究科</p>	<p>国際産学共同開発による「ストーリー型カリキュラム」の導入、国際連携による「eポートフォリオ」活用教育改善システムの開発、グローバル化の先端を行く外国大学との戦略的連携による国際遠隔共同授業の開発、高等教育・企業内教育連携による「学びと仕事の融合学習」の開発を目的としている。</p> <p>http://www.gsis.kumamoto-u.ac.jp/gp/index.html</p>	<p>①国際産学共同開発による「ストーリー型カリキュラム」の導入 1年次必修科目に相当するカリキュラム開発を目指して設計に着手する計画で、一部を委託先に開発依頼し、海外から招聘した研究者を交えて協議・検討してきたところ、1年次必修科目全体をカバーするストーリー型カリキュラムの基本設計を終えた（平成20年度に同カリキュラムを実施中）。</p> <p>②国際連携による「eポートフォリオ」活用教育改善システムの開発 Sakaiプロジェクトの成果を踏まえつつ、eポートフォリオの高度化設計に着手し、関係者からのヒアリングを行い、仕様を具体化、具体的な機能を洗い出しながら、簡易版プロトタイプを試作した。</p> <p>③グローバル化の先端を行く外国大学との戦略的連携による「国際遠隔共同授業」の開発 ビデオチャットシステムを導入し、まずは国内で全国各地の在学学生を対象に、修士論文の遠隔指導ゼミ等を試験運用した。また、ノッティンガム大学との間で、派遣・招聘を行い、カリキュラム開発等に関し協議し、国際遠隔共同授業（グローバル教育戦略論）のカリキュラム原案を開発した。</p> <p>④高等教育・企業内教育連携による「学びと仕事の融合学習」の開発 社会人学生の実務やOJTと本専攻における学習を有機的に関連させた指導モデルの開発のため、海外先進事例や国内参考事例等を調査するとともに、本専攻の関連教育実践からの知見を整理し、これらを踏まえた指導モデルのアウトラインを作成した。</p>

	<p>大学院科学技術教育の全面英語化計画</p> <p>【大学院教育改革支援プログラム】</p> <p>3年間： 平成19年度～平成21年度</p>	<p>自然科学研究科</p>	<p>国際的に活躍できる技術者・研究者を育成していくために、学生の異分野対応能力や実践的能力を涵養し、あわせて、国際社会でのコミュニケーションに必要不可欠である英語力の強化を図る。本研究科自体も英語による大学院教育の基盤を拡充・整備し、その組織的展開を図る。これにより、本研究科の教育面での国際競争力を強化し、国際的に魅力ある大学院となることも大きな目標となっている。</p> <p>－「グラスイウス (GRASIUS: Graduate School Action Scheme for the Internationalization of University Students) 計画」。 http://www.gsst.kumamoto-u.ac.jp/grasius/</p>	<p>平成19年度は56名の学生と教員をそれぞれ国際会議での論文発表と海外大学での講義の提供のため海外に派遣した。平成20年度はその派遣数が112名となった。博士後期課程学生の自立的研究支援のために平成19年度は19件、平成20年度は9件の研究支援を実施した。学生の英語力評価の一環として、本研究科において平成20年3月、8月および平成21年3月にTOEFL-ITP試験を実施し、それぞれ60名、98名、94名の受験者があった。平成19年1月から3月までの試行を経て、平成20年4月より「科学英語演習Ⅰ(スタンダードコース)」と「科学英語演習Ⅱ(パワーアップコース)」を新設し、演習Ⅰでは108名の学生が受講した。また、演習Ⅱは現在51名の学生が受講中である。本研究科附属総合科学技術共同教育センター・国際共同教育部門での集中講義実施のため海外大学から教員を招へいしているが平成20年度には総数で14名の教員を招へいし英語による専門科目教育を提供した。平成20年3月に本研究科において本研究科主催の第1回学生国際会議 (ICAST: International Student Conference on Advanced Science and Technology) を開催し海外協定校からの学生を含めて全体で約100件の研究発表があり学生による活発な意見交換がなされた。平成20年12月22日、23日の両日、北京理工大学との共催による第2回学生国際会議を北京理工大学で開催し、76名の学生による研究発表を行った。専門教育科目の英語化についても講義実施形態をカテゴリー化し、そのカテゴリーを1段階レベルアップする方向で英語化を進めているところである。</p>
	<p>創薬研究者養成プログラム</p> <p>【大学院教育改革支援プログラム】</p> <p>3年間： 平成19年度～平成21年度</p>	<p>薬学教育部</p>	<p>医薬品産業は21世紀の我が国を支える基幹産業であり、医薬品産業で活躍する創薬研究者を育成する大学院教育は21世紀の我が国の発展を支える上で極めて重要である。本プログラムは、社会が求める実践的な(即戦力の)創薬研究者を育てることを目的としている。</p> <p>http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/phagrad/gp/</p>	<p>大学院薬学教育部にバイオフィーマコース、メディシナルケミストコースを新たに導入し、既存のDDSコースと併せて、実践的な創薬研究者を養成する大学院プログラムを開始した。また臨床試験実習を実際に行うなど、順調にプログラムは進行している。</p>
<p>20</p>	<p>スーパー連携大学院構想：産学官の広域連携を通じたイノベーション博士人材の育成</p> <p>【戦略的産学連携支援事業】</p> <p>3年間： 平成20年度～平成22年度</p>	<p>自然科学研究科</p>	<p>国公立大学、地方自治体、産業界の連携により「スーパー連携大学院」構想を具体化し設置準備を行う取組である。本取組では、●社会的人材ニーズに真に応えるイノベーション博士人材を育成するための遠隔教育、単位互換、産学共同研究、地域及び遠隔連携プロジェクト、国際共同プロジェクト等を柔軟に組合せた人材育成システム、●連携する大学全体の学生や教員はもちろん、地元企業や自治体などを活性化する仕組み、●中核として当該大学院の施設に加えて参加大学のサテライト施設やインキュベーション施設等を含む包括的な産学官連携拠点の首都圏への設置、などの具体化方策を総合的に設計する。これにより個々の大学が連携によるシナジー効果を活かして個性を伸ばし、地域に貢献する知的基盤としての役割を強化することを目的としている。</p> <p>http://www.uec.ac.jp/info/news/080905.html</p>	<p>平成20年度の取組計画は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①産学官が対等に議論・協力する実施体制の構築 ②スーパー連携大学院準備室の開設 ③広報・渉外活動によりスーパー連携大学院に参画する企業、経済団体等を募る ④複数の委員会を設け、当該大学院の基本設計、詳細設計や教育課程の開発等を実施 ⑤産学連携共同教育プロジェクト(博士研究テーマ)立ち上げの準備調査 ⑥江戸川区との連携によるスーパー連携大学院を核とする産学官連携拠点の建設に関する調査 ⑦国外、国内の視察調査の実施 ⑧複数の大学間でのeラーニング環境の整備と試行 ⑨シンポジウムの開催

	<p>臨床・基礎・社会医学一体型先端教育の実践</p> <p>【大学院教育改革支援プログラム】</p> <p>3年間： 平成20年度～ 平成22年度</p>	<p>医学教育部</p>	<p>本教育プログラムでは、①既の実施されている「代謝・循環情報医学エキスパート育成コース」及び「発生・再生医学研究者育成コース」を連携させ、先端医学教育のより効果的な実現を図る。②代謝循環制御学、発生・再生医学、環境社会医学、生命倫理学等の講義科目を相互に履修させ、メタボロミクスや幹細胞生物学に関する実習の一部を共通化し、生活習慣病と再生医療を関連づけた専門知識・技術を習得させる。③演習では、異分野の学生・教員のグループワークによる Project-based learning を実施して広い視野から問題解決能力を養うほか、代謝・循環情報医学と発生・再生医学に関するセミナーや学会出席を奨励して単位化する。④研究指導科目では、先端臨床分野の専門医師育成に向けた代謝病診断・治療学や再生・再建治療学研究、先端医学分野の研究者・技師育成に向けた臨床メタボロミクスや発生・再生医学研究、先端医療分野の専門職業人育成に向けた疾病予防や生命・医療倫理に関するフィールドスタディを実施する。⑤研究指導においては、学生による定期的な研究中間報告に対して異分野の複数教員が助言を行う合同プログレス・レポートを実施するなど、臨床・基礎・社会医学を横断する組織的大学院教育を実践する。⑥授業科目を英語で開講するほか、サマー・フェローシップ派遣や海外短期共同研究プロジェクト派遣等により国際的な人材養成に向けた教育を行う。</p> <p>このような教育を通して、生活習慣病の診断・治療及び再生医療に携わる先導的専門医師、代謝分子を標的とした病態解明と発生・再生医学の確立に貢献する指導的研究者・臨床検査技師、生活習慣病に関するヘルスプロモーションや移植コーディネーション等の優れたコメディカルの育成を図る。</p> <p>http://igakugp.kuma-u.jp/index.html</p>	<p>平成20年度の取組計画は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①代謝・循環情報医学エキスパート育成コース及び発生・再生医学研究者育成コースを開始する ②医療情報・倫理学理論等の代謝コース、発生・再生医学特論等発生コース及びその他の理論科目（専攻共通）の講義を実施し、各コースの学生に相互履修させる ③講義科目について、オンライン教材と英語による講義スクリプトの作成を行う ④医学実験講座、発生・再生医学実習のコースワーク科目を共同実施する ⑤セミナーシリーズ「名医に学ぶ」の代謝コース、発生・再生医学演習の発生コース、医学・生命科学セミナー（専攻共通）の演習科目を実施する ⑥専攻共通の研究指導科目を履修させ、研究指導を開始する ⑦定期的に研究中間報告会を開催する ⑧学生をRAとして各コース相互に採用し、異なる研究現場の補助を通して専門応用能力を習得させる ⑨学生を国外の医療・教育・研究施設に短期派遣する ⑩教育プロセス管理、FD活動計画、自己点検・評価体制について、実施要領を作成し年次活動計画を策定する ⑪授業科目についてアンケート調査と成績分布調査を行い、教育の成果について検証・評価し、必要に応じて改善策を検討する ⑫FDセミナー等を開催して、教育内容、実施方法、カリキュラム等について改善を図る ⑬医学教育部ホームページ等を通して、各教育コースについての広報活動を行う
--	--	--------------	---	---

出典：教務課資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズ、社会からの要請等については、アンケート、学生代表との懇談会等により実効のある方法で把握に努め、多様な形で教育課程の編成等に役立てている。授業担当者は、教育目的の実現に必要な知見を研究活動を通じて確保し、授業の内容に反映させている。教育の質の向上等を目指す教育改革の優れた取組として、本学が企画したプログラムが「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等の多くの教育GPに採択されるなど、大学院教育の充実を図っている。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点 5-4-③: 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

大学院における授業・研究指導、履修、単位の計算方法・認定、修了要件等は、大学院学則（資料5-4-③-A）及び研究科等規則（資料5-4-③-B）に明示している。シラバス（後掲資料5-5-②-A）に学習目標、授業計画、評価方法・基準等を明示しているほか、自主学習につながるレポート・課題等の情報を明示している。環境面の整備に関しては、研究室に自主学習等のスペースを確保し、各研究科等に自習室（後掲資料7-2-①-A, B）を設置しているほか、カンファレンス室や共通研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を促進している。そのほか、CALLによる英語自主学習、WebCTを利用したeラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

資料5-4-③-A 授業・研究指導、履修、単位の計算方法・認定、修了要件等

<p>(授業及び研究指導)</p> <p>第24条 本学大学院(法曹養成研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行うものとする。</p> <p>2 法曹養成研究科の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を実施するため、専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法による授業により行うものとする。</p> <p>3 研究科又は教育部における専攻別の授業科目及び単位は、研究科又は教育部において別に定める。</p> <p>4 第1項及び第2項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>5 第1項及び第2項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>(教育方法の特例)</p> <p>第25条 研究科又は教育部において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>(履修)</p> <p>第26条 学生は、在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修しなければならない。</p> <p>2 履修方法については、研究科又は教育部において別に定める。</p> <p>(単位の計算方法及び単位の認定)</p> <p>第28条 単位の計算方法及び単位の認定は、本学学則第39条及び第40条を準用する。</p> <p>2 研究科又は教育部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、本学学則第39条第1項各号に規定する基準を考慮して研究科又は教育部が定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(成績評価基準等の明示等)</p> <p>第28条の2 研究科又は教育部は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 研究科又は教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第29条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。</p> <p>2 前項の規定により学生が修得した単位は、修士課程及び博士課程においては、10単位を超えない範囲で、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。この場合、博士後期課程にあっては、当該課程の入学資格を取得した課程において、他の大学院の授業科目を履修し課程修了の要件となる単位として取り扱われた単位があるときは、この単位を含めて10単位を超えないものとする。</p> <p>3 第1項の規定により学生が修得した単位は、法科大学院の課程においては、30単位を超えない範囲で、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。</p> <p>4 前3項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。</p> <p>5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(他の大学院等における研究指導等)</p> <p>第30条 研究科(法曹養成研究科を除く。)又は教育部において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。以下「他の大学院等」という。)との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p> <p>2 前項に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(入学前の既修得単位の取扱い等)</p> <p>第31条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定に基づく科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、修士課程及び博士課程においては、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。</p> <p>3 第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、法科大学院の課程においては、転学等の場合を除き、本学法科大学院の課程において修得した単位以外のものについては、第29条第3項及び第4項並びに第37条第4項の規定により本学法科大学院の課程において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第29条第3項ただし書の規定により30単位を超え</p>
--

てみならず単位を除く。)を超えないものとする。

4 前項の単位の認定は、教授会又は研究科委員会で行う。

(修士課程の修了要件)

第44条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科又は教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第45条 医学教育部の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

第46条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科又は薬学教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第5条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第44条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「修士課程における在学期間を含めて3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、第17条第6号の規定により本学大学院において修士の学位等を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、本学大学院(法曹養成研究科を除く。以下この項において同じ。)に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、研究科又は薬学教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第48条 最終試験は、学位論文を主として、これに関連のある授業科目について行う。

2 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、教授会又は研究科委員会において審査決定する。

3 審査決定の方法は、研究科又は教育部において別に定める。

(学位の授与)

第49条 本学大学院の課程を修了した者には、熊本大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下次条において「学位規則」という。)の定めるところにより、修士の学位、博士の学位又は専門職学位を授与する。

出典：熊本大学大学院学則(平成21年4月1日現在)から抜粋

資料5-4-③-B 例示：自然科学研究科における履修、単位の計算方法・認定、修了要件等

<p>(履修方法)</p> <p>第6条 学生は、別表第1に掲げる授業科目のうちから、博士前期課程にあつては30単位以上、博士後期課程にあつては12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。</p> <p>2 毎年度に開講する授業科目、単位数、授業担当教員及び授業時間は、学年の始めに公示する。</p> <p>3 授業は、講義、演習、実験及び実習とする。</p> <p>(履修科目の届出及び承認)</p> <p>第7条 学生は、授業科目の履修に当たっては、研究指導委員会の指導を受けて、学年又は学期の始めに所定の履修届を授業担当教員に提出し、その承認を得た後、所定の手続きにより研究科長に届け出るものとする。</p> <p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第7条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることがある。</p> <p>2 前項の規定により計画的な履修を許可された者(以下「長期履修学生」という。)が当該長期履修の期間について変更することを願ひ出たときは、教授会の議を経て、その長期履修の期間の変更を許可することがある。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は別に定める。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第8条 本研究科の授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(他の研究科又は教育部における授業科目の履修等)</p> <p>第9条 学生は、本学大学院の他の研究科又は教育部(以下「他の研究科等」という。)の授業科目を履修しようとするときは、研究科長を経て、当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は、教授会の承認を得て、10単位を超えない範囲で、第6条の規定により履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。ただし、博士後期課程の入学資格を取得した課程において、他の大学院の授業科目を履修し、課程修了の要件となる単位として取り扱われた単位又は学則第31条により本研究科に入学する前に履修した単位を、本研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなす単位があるときは、この単位を含めて10単位を超えないものとする。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第10条 授業科目を履修した者については、学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって認定の上、合格した者に単位を与える。</p> <p>2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により認定の評語をもって表すことがある。</p> <p>(試験)</p> <p>第11条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験又は研究報告とし、授業科目の終了する学期末又は学年末に行う。</p> <p>2 学生は、履修した科目についてのみ受験することができる。</p> <p>3 学生が、病気、忌引、公の証明のある事故のため、試験を受けることができなかつた場合には、願ひ出により追試験を行うことがある。</p> <p>4 学生が、不合格となつた授業科目については、再試験を行うことがある。</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第12条 学位論文は、教授会が指定した期日までに提出しなければならない。</p> <p>(最終試験)</p> <p>第13条 最終試験は、第6条に規定する単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。</p> <p>(学位論文の審査及び最終試験の方法)</p> <p>第14条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。</p> <p>2 教授会は、審査委員会の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の可否を決定する。</p> <p>(学位論文の審査の特例)</p> <p>第15条 博士前期課程の建築学専攻建築設計コースにあつては、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えるものとする。</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第16条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。</p> <p>2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。</p> <p>3 前2項の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、理学、工学又は学術のいずれかとする。</p>
--

出典：熊本大学大学院自然科学研究科規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

授業・研究指導、履修、単位の計算方法・認定、修了要件等は、大学院学則及び研究科等規則に明示している。シラバスに学習目標、授業計画、評価方法・基準等や自主学習につながるレポート・課題等の情報を明示している。各研究科等において自習室や研究室に自主学習スペースを確保しているほか、カンファレンス室や共通研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を促進している。そのほか、CALLによる英語自主学習、WebCTを利用したeラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

各研究科等では、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿って、専門性と研究能力の獲得に役立つ種々の授業科目を授業形態上の特色を重視しながら、バランスを考慮して開講している（資料 5-5-①-A）。各研究科等において、それぞれの分野の特性に応じた科目構成を取り、教育内容に応じた学習指導法の工夫（資料 5-5-①-B）を行っている。

資料 5-5-①-A 各研究科等における授業形態（平成 20 年度）

研究科等名	講義	少人数セミナー	演習	実験	実習	その他
教育学研究科	152	0	178	0	2	0
社会文化科学研究科	367	0	212	0	15	94
自然科学研究科	666	36	35	8	4	4
医学教育部	34	0	0	0	444	0
保健学教育部	66	0	13	0	1	0
薬学教育部	80	0	33	56	12	0

出典：各研究科等調査資料を基に作成

資料 5-5-①-B 各研究科等において重視している授業形態上の特色（平成 20 年度）

研究科等名	特色
教育学研究科	各専修での教職専門性の獲得を主眼とし、少人数制での講義、特論等を重視している。また、授業研究、教材開発などの科目では、小中学校等が当面している教育課題に対応したカリキュラム開発など、具体的な指導が実施されている。
社会文化科学研究科	前期課程・後期課程ともに、それぞれの専門分野にふさわしい講義・演習・実習等の授業を配置するとともに、学生をプロジェクト研究に参加させ、実践的な研究・調査能力の獲得・向上に取り組んでいる。教授システム学専攻においては、もっぱら e ラーニングによる授業を実施し、他の専攻においても運用を開始したところである。
自然科学研究科	本研究科では、博士前期課程、後期課程とも、各専攻の教育目標に合わせた講義、実験・研究、演習・セミナーを適切に配置するとともに、全専攻共通科目を準備し、多様でバランスの取れた授業を開講している。特に、実験・研究、演習・セミナーは主として研究室単位で行われ、少人数授業、対話・討論型授業を実施し、マンツーマンのきめ細かい高度な教育研究指導が行われている。また、平成 19 年度に採択された大学院教育改革支援プログラム「大学院の全面英語化計画（GRASIUS 計画）」が進行中で、科学技術英語教育科目を配置し、科学技術論文作成指導を含めた教育の提供を開始するとともに、専門教育科目の英語化を推進している。さらに、本研究科の特徴的な科目である「プロジェクトゼミナール」では、研究科の教育目標である「異分野融合能力を持つ人材」を養成するため、専攻を横断する 28 の複合・融合型ゼミナールを構成し、博士前期課程では選択 2 単位、博士後期課程は必修 4 単位を認定している。学生は課題研究の発表・討論を通して異分野融合の重要性・必要性を実体験し、互いに切磋琢磨する競争的環境の中で、自らの研究を主体的に推進できる能力を身に付ける。また、国内・国際会議での発表を奨励・指導している。また、各専攻での教育目的や分野の特性に応じた授業を効果的に推進するために、授業概要（学生便覧）を作成している。授業概要（学生便覧）は年度初めの履修届作成前に全学生に配付され、学生は授業目的・内容を把握し、履修計画を立てるとともに、自主学習を進めている。さらに、履修に必要な情報が記載されたシラバスを全授業科目について作成し、学務情報システム（SOSEKI）を用いて閲覧できるようにしている。加えて、遠隔学習支援・指導システム（WebCT、e ラーニング等）を導入・活用し、学習指導法の工夫を行うとともに、学生の理解度向上を目指している。
医学教育部	<p>(1) 大学院授業科目と指導教員の充実 講義（理論）、演習、実験、実習（実践Ⅰ、Ⅱ）、臨床実習（実践Ⅲ）、セミナーおよび学会発表等の授業形態をバランスよく組み合わせることにより、研究活動を行う上で必須の基礎知識から最新の知識まで習得し、新しい研究分野を開拓できる研究者を養成する基盤を整備した。また、実践科目に助教、TA、RA の支援を得てきめ細かい個人指導による研究指導体制を整えた。なお授業は、医学教育部で定めた厳格な教員審査基準に合格した、質および数において十分な教員により実施されている。</p> <p>(2) 特色ある大学院教育システムの構築 博士課程には、「エイズ」、「発生・再生医学」、「がん」、および「代謝・循環情報医学」に特化した特色あるコースを設け、専門研究者の養成システムを完備した。</p> <p>(3) 社会人および女性の大学院学生の受け入れ体制の整備 社会人学生に対する大学院授業の実質化を促進するために、講義科目の夜間開講を実現し、さらに国の社会人復学支援を獲得して、授業料免除や e ラーニングによる遠隔教育について準備を進めている。また 4 年分の授業料の納入で、最長 8 年間の大学院教育の履修を可能とする長期履修制度を導入し、社会人及び女性の大学院学生の就学を容易にした。</p> <p>(4) 大学院教育の国際化 留学生に対応すべく 10 月入学制度を設置した。国費留学生の優先配置を獲得し、その募集要項ならびに公正な入学試験の実施体制を整えた。さらに、留学生教育をさらに充実すべく、シラバスおよび講義の英語化を実現した。また、中国国費留学生の受け入れを促進すべく、広報活動及び募集要項を整備した。</p>
保健学教育部	教育・研究者および高度専門職業人として必要な高度で科学的根拠に基づく正確な専門知識の獲得、必要とされる知識や技術の訓練を行えるよう少人数での討議とロールプレイ、理論と演習の繰り返しによる思考の訓練を行っている。
薬学教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師免許を取得していることを前提とし、現場の医療チームに参加しつつ行う科目を開講している（臨床薬物動態学演習、臨床薬物動態学特別実験Ⅰ・Ⅱ、薬物治療学演習、薬物治療学特別実験Ⅰ・Ⅱ、薬剤情報分析学演習、薬剤情報分析学特別実験Ⅰ・Ⅱ）。 ・発生医学研究所の協力講座の教員によって行われる授業・演習を開講している（薬効評価解析学、遺伝情報学、病態遺伝子解析学演習、転写制御学特論、転写制御学演習、DDS 細胞生物学、臓器形成学特論、臓器形成学演習、DDS モデル動物学、ヒトゲノム医学特論、発生遺伝学、再生医学、病態遺伝学特論、病態遺伝学演習）。 ・DDS 製剤の開発者本人を企業等から招聘し、本学教員とペアになって行う実習を行っている（ケーススタディ実習Ⅰ～Ⅳ）。 ・DDS のスペシャリストの養成を目的とし、DDS に特化した実習を開講している（ナノ粒子実習、徐放化実習、吸収促進化実習、有機合成実習、体内動態実習、遺伝子製剤実習、蛋白質製剤実習）。

出典：各研究科等調査資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各研究科等において、教育目的と専攻分野の特性に沿った授業形態や指導法を工夫し、通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要なとされる効果的な授業形態を採用している。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程におけるシラバスの様式及び記載項目等は、学士課程と同一であり、授業の形態・目標・内容、評価方法・基準、履修上の指導等を記載しており、教育課程の編成の趣旨に沿ったシラバス（資料 5-5-②-A）を作成し、Web 上で公開（前掲資料 5-2-②-D）している。また、オリエンテーション等においてシラバスシステムの説明を行うなど、活用を促している。学生は、シラバスを参考に履修計画を立て、学務情報システム（SOSEKI）により履修登録を行っている。

資料 5-5-②-A 例示：シラバス（ナノスペース電気化学）

基本情報			
授業科目名	(日) ナノスペース電気化学 (英) Electrochemistry in Nanospace		
時間割コード	62170	開講年次	1年
学期	後期	曜日・時限	火・1限
講義題目	ナノスペース電気化学		
担当教官	●●●●		
科目コード	6150012170	科目分類	専門科目
選択/必修	選択	単位数	2
詳細情報			
授業形態	主に講義。必要に応じてレポート提出も課します。		
授業の目標	電気化学法は、今日、種々の研究・開発分野で幅広く利用されている極めて有効な手法の一つです。また、新しい手法や応用も急速に進展しています。この講義では、電気化学測定法の最近の進歩、特に、構造規制電極表面での電気化学の1基礎と応用に関するトピックスについて解説します。		
授業の内容	電気化学法の基礎から実際までを念頭において、原子/分子レベルで制御された電気化学領域の最近の進歩に関する以下の内容について講義します。 1. 電気化学の特徴と基礎概念と電気化学測定の基礎 ナノスペース電気化学とは 2. 電極のいろいろ：その特徴と電気化学計測 3. 単結晶電極：作製と特徴 4. アンダーポテンシャルデポジション法による電極表面の原子レベル制御 5. 有機分子を用いた単結晶電極の表面修飾/機能化法 6. 表面の評価法：基礎と応用 (SERS, IR, SEIRAS, STM, EQCM 等) 7. ナノサイズ電極 8. ナノスペース電気化学の応用例(1) タンパク質の電子移動制御 9. ナノスペース電気化学の応用例(2) 触媒機能電極/燃料電池への応用 10. ナノスペース電気化学デバイス (センサ/機能デバイス) 11. 電気化学法を用いた分子のナノ空間の機能解明 12. 電気化学法を用いたナノ領域のサイエンス 13. ナノスペース電気化学の応用：最近のトピックスから(1) 14. ナノスペース電気化学の応用：最近のトピックスから(2) 15. ナノスペース電気化学の将来		
キーワード	電気化学反応、電子移動、物質移動、電気化学計測、分光電気化学、表面電気化学、センシング、バイオエレクトロケミストリー		
テキスト	教科書は特になし、必要に応じて、資料・プリントを配布		
参考文献	「電気化学法—基礎測定マニュアル」逢坂、小山、大坂 著 講談社 ¥3300；「電気化学法—応用測定マニュアル」逢坂、小山 編 講談社 ¥5000；「先端電気化学」電気化学協会編 丸善 ¥4500；「現代の電気化学（英語テープ付）」小沢昭弥 他 新星社 ¥3800（テキスト定価 ¥2800）など、英文の洋書も紹介します。		
評価方法・基準	出席回数と課題レポートによる加点方式		
履修上の指導	基本的には毎回完結する形で講義するが、項目によっては、原理・基礎と応用例のように、2～3回の講義でまとまった内容になる場合があるので注意すること。特に基礎部分の受講が重要である。外国人来訪研究者による英語の講義も機会をつくって加えます。		
事前学習	特に予習は不要ですが、基礎と応用例のようにつながりのある講義は、基礎部分を十分に理解することが重要です。		
事後学習	配布プリントや資料・参考書は折に触れて目を通しておくと将来役立ちます。折に触れて専門の雑誌・解説書を読んで、理解を深めることが望ましい。		

出典：熊本大学シラバス（平成20年度）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程におけるシラバスは、学士課程と同一の様式で、教育課程の編成の趣旨に沿って作成され、Web 上で公開することによって、学生への活用を促している。

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点5-5-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

各研究科等においては、大学院学則（資料5-5-③-A）に基づき教育方法の特例が適用され、社会人学生を受け入れている（前掲資料4-2-②-C）。社会人学生の勤務終了時間に対応し、6限目（18時）以降に多くの科目を開講している。論文指導等に関しても、夜間や休日に行われることが多い。また、全学的にeラーニングの充実等を図っている。そのほか、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる長期履修制度（資料5-5-③-B）を設けている。

資料5-5-③-A 夜間開講について

（教育方法の特例）
 第25条 研究科又は教育部において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

出典：熊本大学大学院学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-5-③-B 例示：自然科学研究科における長期履修制度（抜粋）

（対象者）
 第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
 (2) 育児、介護等を行う必要がある者
 (3) その他研究科長が相当と認めた者
 （申請手続）
 第3条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。
 (1) 長期履修申請書
 (2) 在職証明書又はそれに代わるもの（職業を有し就業している者のみ）
 2 前項各号に定める書類の提出期限は、原則として次に定めるとおりとする。
 (1) 入学時から希望する者 入学手続期間の末日
 (2) 2年次又は3年次から希望する者 4月入学者にあつては長期履修を開始しようとする年度の前年度の2月末日、10月入学者にあつては長期履修を開始しようとする年度の8月末日
 （許可）
 第4条 長期履修の許可は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。
 （長期履修期間）
 第5条 長期履修期間は、原則として1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。
 (1) 1年次から長期履修学生として認められた者は、博士前期課程にあつては4年以内、博士後期課程にあつては6年以内
 (2) 2年次又は3年次から長期履修学生として認められた者は、未修学年数（標準修業年限から在学した期間を差し引いた期間）の2倍に相当する年数以内
 （在学期間）
 第6条 長期履修学生の在学期間は、当該長期履修学生の長期履修期間に標準修業年限を加えた年数を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生となった者については、長期履修学生となった後の在学期間は、当該長期履修学生の長期履修期間に2年を加えた年数を超えることができないものとする。
 （長期履修期間の変更）
 第7条 長期履修学生が長期履修期間の延長又は短縮を希望するときは、4月入学者にあつては適用年度前の2月末日までに、10月入学者にあつては適用年度の8月末日までに長期履修期間変更願を研究科長に提出しなければならない。
 2 履修期間の変更は、研究科教授会の議を経て、研究科長が許可する。
 3 履修期間の変更は、1回に限るものとする。

出典：熊本大学大学院自然科学研究科長期履修細則（平成21年4月1日現在）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

各研究科等においては、社会人学生を積極的に受け入れ、学生の事情に応じた授業時間割の設定や論文指導時間の配慮が行われている。

以上のことから、夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

観点 5-5-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

教育課程の趣旨に沿った研究指導の体制は、大学院学則（前掲資料 5-4-①-A）及び各研究科等の規則（資料 5-6-①-A）において明確に定めている。学位論文等の指導は、同規定に基づき、計画（資料 5-6-①-B）を立て実施している。そのほか、大学院の目的である「人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人の育成」を達成するため、熊本大学国際奨学事業奨学金制度を創設し、学生の国際会議等での研究発表等（後掲資料 6-1-②-R）や海外インターンシップ（資料 5-6-①-C）を幅広く支援するなど、研究指導の充実を図っている。

資料 5-6-①-A 例示：自然科学研究科における主任指導教員及び研究指導委員会について

<p>（主任指導教員） 第4条 教授会は、学生の研究指導を行うため、学生ごとに、主任指導教員1人を定める。 （研究指導委員会） 第5条 学生の指導を行うため、学生ごとに、研究指導委員会を置く。 2 研究指導委員会は、主任指導教員を含めて、研究科の教員3人以上をもって組織する。</p>
--

出典：熊本大学大学院自然科学研究科規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-6-①-B 例示：自然科学研究科（博士後期課程）における学位審査計画

日程	学 生	委員会等	審議内容等
12月中旬	予備検討願等の提出 予備検討願 学位論文の草稿 論文要旨の草稿 論文目録 予備検討の願出届	研究指導委員会 ↓ 講座会議 ↓ 講座主任から ↓	論文草稿について検討指導
1月下旬		代議員会	予備検討結果の報告 予備検討結果報告書 審査委員候補者名簿
1月下旬	学位論文等の提出 学位論文審査願 学位論文（提出不要） 学位論文要旨 論文目録 履歴書	審査委員会 ↓	論文の審査，試験・試問
2月中旬	◎論文発表会 （2月中旬まで）	審査委員会主査から ↓ 研究領域会議 ↓	学位審査の報告 学位審査報告書（甲用）
3月上旬		代議員会 ↓ 研究科長 ↓	学位論文・最終試験の審査 （投票） 学位授与の承認
3月下旬	学位授与 ←	学 長	学長への報告・申請

出典：自然科学系事務部教務担当資料から抜粋

資料5-6-①-C 例示：自然科学研究科における海外インターンシップ

年度	派遣学生	派遣先（国名）	派遣期間
平成18年度	前期課程学生2名	エーゲ大学（トルコ）	平成18年8月3日～9月26日
平成19年度	後期課程学生1名	バーミンガム大学（イギリス）	平成19年10月12日～26日
	前期課程学生1名	ブラジバスカル大学（フランス）	平成20年1月27日～2月16日
	後期課程学生1名	北イリノイ大学（アメリカ）	平成20年2月20日～3月20日
	前期課程学生1名	グリフィス大学（オーストラリア）	平成20年2月22日～28日
平成20年度	後期課程学生1名	サルフォード大学（イギリス）	平成20年8月2日～30日
	後期課程学生1名	フロリダ州立大学（アメリカ）	平成20年9月1日～10月15日
	前期課程学生1名	ボルドー国立電子情報高等学院（フランス）	平成20年9月4日～10月29日
	後期課程学生1名		
	後期課程学生1名	モナーシュ大学（オーストラリア）	平成20年11月10日～12月8日
	後期課程学生1名	ルンド大学（スウェーデン）	平成20年10月8日～12月29日
	前期課程学生2名	Limnological Institute（ロシア）	平成20年8月10日～22日
	前期課程学生1名	ホーチミン市建築大学（ベトナム）	平成20年8月17日～9月28日
	前期課程学生1名	ホーチミン市建築大学（ベトナム）	平成20年8月10日～8月25日
	前期課程学生1名	ランカスター大学（イギリス）	平成20年8月10日～24日
	前期課程学生1名	ジョージア工科大学（アメリカ）	平成20年11月9日～12月10日
	前期課程学生1名	グルノーブル大学（フランス）	平成20年11月23日～12月28日

出典：組織評価自己評価書等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の趣旨に沿った研究指導の体制は大学院学則及び各研究科等の規則において明示し、学位論文等の指導を計画的に適切に実施している。また、熊本大学国際奨学事業奨学金制度を創設し、学生の国際会議等での研究発表や海外インターンシップ等を幅広く支援するなど、研究指導の充実を図っている。

以上のことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

観点 5-6-②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

学生個々の研究テーマは、募集時に研究（希望）計画書（資料5-6-②-A）等を指導予定教員と相談の上、提出させ決定している。研究指導、学位論文に係る指導は、各研究科等において、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員の複数の指導教員（前掲資料5-6-①-A）を置くことを定め、それぞれの特性に沿った多様な指導の工夫（資料5-6-②-B）を行っている。そのほか、学内における研究の中間発表会やセミナー等の機会を活用し、多様な分野の教員からの指導や助言を確保するように努めている。

資料 5-6-②-A 例示：研究（希望）計画書（自然科学研究科）

研究（希望）計画書		
熊本大学大学院自然科学研究科（博士後期課程）		氏名 ●●●●
志望専攻	志望講座	指導予定教員名
研究テーマ： 研究計画：		

出典：熊本大学大学院自然科学研究科（博士後期課程）学生募集要項から抜粋

資料5-6-②-B 各研究科等における研究指導、学位論文に係る取組

研究科等名	取組
教育学研究科	各専修単位で複数教員による指導体制を取り、研究テーマ設定から研究の遂行、論文の作成まで一貫した指導体制を取っている。その過程にあつては、当該院生の問題意識や研究方法等について教員相互の共通理解を図り、研究成果（修士論文）の評価の厳格性を担保する努力がなされている。
社会文化科学研究科	前期課程・後期課程ともに、各学生に主任指導教員1名の他に副指導教員1名あるいは2名を置き、複数教員による適切な指導を行っている。後期課程においては、1・2年次生を対象とした「研究経過報告会」によって各学生の研究進捗状況を教育組織として把握し、効果的な指導を実現している。
自然科学研究科	博士前期課程、後期課程の学生とも、主任指導教員1名を含む3名の教員から構成される研究指導委員会を設けて、定期的に研究指導を行うとともに、複数指導体制による緊密な指導を大学院生一人一人に対して行っている。また、専攻毎に「研究指導計画書」が作成されており、学位授与基準、学位を取得するためのロードマップ（目標）が成文化されている。
医学教育部	研究指導科目である実践科目に、一定の資格審査に合格した教授、准教授、講師および助教、ならびにTA、RAの支援を得てきめ細かい個人指導による研究指導体制を整えた。博士の学位取得には、学位論文(Thesis)の他に、ピアレビュー制度を持つ英文学術誌に筆頭著者となっている関連論文の提出を義務づけており、公開発表により厳格に審査されている。修士課程でも学位論文の提出を義務づけ、公開審査を行っている。この厳しい学位審査に基づき、国際的にも通用する極めて高い教育効果が上がっている。なお修士および博士課程ともに、医学教育部で決めた厳格な教員資格審査に合格した、研究指導を担当できる「〇合」資格をもつ教授63名、准教授21名、講師6名および客員教授3名を擁している。さらに研究指導を分担できる「合」資格をもつ准教授21名、講師36名、および助教67名、ならびに講義科目を分担できる「可」資格をもつ、教授62名、准教授28名、講師20名、助教29名および客員教授3名を擁しており、適切な指導を行っている。 このような研究指導体制の充実により、学生の単位取得状況は極めて良好である。また医学教育部における留年者、休学者は非常に少ない。修了者の修業年数別人数と学位授与状況に関して、博士課程では単位修得退学後1年間の「遡及修了者」を含めても、平成16年度から平成18年度までの修了者数と単位修得退学者数との比が6対5であることは、今後改善すべき課題である。
保健学教育部	修了予定1年前に題目届を提出し、修士論文を作成しやすいよう配慮を行っている。また指導教員は定期的に学生と面談、指導を行い、修士論文作成を支援している。
薬学教育部	研究分野単位で複数教員による指導体制を取り、研究テーマ設定から研究の遂行、学位論文の作成まで一貫した指導体制を取っている。

出典：各研究科等調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

研究テーマは、指導予定教員と相談の上決定し、研究指導、学位論文に係る指導は、各研究科等において、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員の複数の指導教員を置くことを定め、それぞれの特性に沿った多様な指導の工夫を行っている。そのほか、多面的な指導の機会確保に努めている。

以上のことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則（資料 5-7-①-A）及び各研究科等規則（資料 5-7-①-B）等に明示しているほか、個々の授業における評価方法・基準等は、授業科目のシラバス（前掲資料 5-5-②-A）に明示している。成績評価、単位認定及び修了認定にあたっては、これらの規則等に定める要件に従い、教授会等で審議している。学生への周知は、Web（前掲資料 5-2-②-D）等で公開するとともに、履修ガイダンス（資料 5-7-①-C、後掲資料 7-1-①-B）時に説明している。

資料 5-7-①-A 単位認定、成績評価等

<p>(単位の計算方法及び単位の認定)</p> <p>第 28 条 単位の計算方法及び単位の認定は、本学学則第 39 条及び第 40 条を準用する。</p> <p>2 研究科又は教育部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、本学学則第 39 条第 1 項各号に規定する基準を考慮して研究科又は教育部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。 (成績評価基準等の明示等)</p> <p>第 28 条の 2 研究科又は教育部は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 研究科又は教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。 (修士課程の修了要件)</p> <p>第 44 条 修士課程の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、研究科又は教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。 (博士課程の修了要件)</p> <p>第 45 条 医学教育部の博士課程の修了の要件は、当該課程に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>第 46 条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、研究科又は薬学教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 第 5 条第 2 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び第 44 条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項ただし書中「1 年」とあるのは、「修士課程における在学期間を含めて 3 年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、第 17 条第 6 号の規定により本学大学院において修士の学位等を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、本学大学院(法曹養成研究科を除く。以下この項において同じ。)に 3 年(専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学し、研究科又は薬学教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年(標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。 (学位論文及び最終試験)</p> <p>第 48 条 最終試験は、学位論文を主として、これに関連のある授業科目について行う。</p> <p>2 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、教授会又は研究科委員会において審査決定する。</p> <p>3 審査決定の方法は、研究科又は教育部において別に定める。</p>
--

出典：熊本大学大学院学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料5-7-①-B 例示：研究科等における単位認定、成績評価等

研究科等名	研究科等規則
自然科学研究科	<p>(単位の計算方法)</p> <p>第8条 本研究科の授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(他の研究科又は教育部における授業科目の履修等)</p> <p>第9条 学生は、本学大学院の他の研究科又は教育部(以下「他の研究科等」という。)の授業科目を履修しようとするときは、研究科長を経て、当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は、教授会の承認を得て、10単位を超えない範囲で、第6条の規定により履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。ただし、博士後期課程の入学資格を取得した課程において、他の大学院の授業科目を履修し、課程修了の要件となる単位として取り扱われた単位又は学則第31条により本研究科に入学する前に履修した単位を、本研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなす単位があるときは、この単位を含めて10単位を超えないものとする。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第10条 授業科目を履修した者については、学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって認定の上、合格した者に単位を与える。</p> <p>2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により認定の評語をもって表すことがある。</p> <p>(試験)</p> <p>第11条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験又は研究報告とし、授業科目の終了する学期末又は学年末に行う。</p> <p>2 学生は、履修した科目についてのみ受験することができる。</p> <p>3 学生が、病気、忌引、公の証明のある事故のため、試験を受けることができなかつた場合には、願い出により追試験を行うことがある。</p> <p>4 学生が、不合格となつた授業科目については、再試験を行うことがある。</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第12条 学位論文は、教授会が指定した期日までに提出しなければならない。</p> <p>(最終試験)</p> <p>第13条 最終試験は、第6条に規定する単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。</p> <p>(学位論文の審査及び最終試験の方法)</p> <p>第14条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。</p> <p>2 教授会は、審査委員会の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の可否を決定する。</p> <p>(学位論文の審査の特例)</p> <p>第15条 博士前期課程の建築学専攻建築設計コースにあつては、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えるものとする。</p>
医学教育部	<p>(単位の計算方法)</p> <p>第5条 単位の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 講義及び演習にあつては、15時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実験及び実習にあつては、30時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(3) 学則第28条第2項の規定による場合にあつては、次のとおりとする。</p> <p>ア 研究指導科目(実践Ⅰ)にあつては、24時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>イ 研究指導科目(実践Ⅱ)にあつては、30時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第6条 授業科目を履修した者には、学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって教授会が認定の上、単位を与える。</p> <p>2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。</p> <p>第6条の2 博士課程においては、本教育部医科学専攻修士課程からの進学者について、進学前に同課程において修得した単位を12単位を超えない範囲で、当該博士課程に進学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第10条の2に規定する教育コースを履修する者については、8単位を超えない範囲とする。</p> <p>(試験)</p> <p>第7条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験又は研究報告とし、原則として授業科目の終了する学期末に行う。</p> <p>2 前項の試験は、履修した科目についてのみ受験することができる。</p> <p>3 病気、忌引、公の証明のある事故のため試験を受けることができなかつた者については、願い出により試験担当教員は追試験を行うことができる。</p> <p>4 試験の結果、前条第2項に定めるところにより不合格となつた者については、願い出により試験担当教員は再試験を行うことができる。</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第8条 学位論文は、教授会が指示した期日までに提出しなければならない。</p> <p>(最終試験)</p> <p>第9条 最終試験は、修士課程の学生にあつては学則第44条の規定に基づき第3条第1項に定める単位を、博士課程の学生にあつては学則第45条に定める単位をそれぞれ修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。</p> <p>(学位論文の審査及び最終試験の方法)</p> <p>第10条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。</p> <p>2 教授会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文及び最終試験の可否を決定する。</p>

出典：各研究科等規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-7-①-C 学生への周知状況事例

研究科等名	事 例
教育学研究科	入学時のガイダンスにおいて、各専修で履修要項等に基づき成績評価基準や修了認定について周知している。また、少人数であることから、成績評価基準を明示したシラバスに基づき、授業時などに説明を行っている。
社会文化科学研究科	前期課程については入科時の全体ガイダンス及び専攻毎あるいはコース毎の履修ガイダンスにおいて、履修細則に基づき、修了認定成績評価の方法や基準について全般的な説明を行うとともに、授業計画書に成績評価の方法と基準を記載して、周知を図っている。 後期課程については、入科時の全体ガイダンスにおいて学位取得の基準について説明を行っている。
自然科学研究科	入学時のオリエンテーションにおいて、研究科で作成した「学生便覧」に基づいて、各専攻の教育目的（平成20年度学生便覧：p.6-41）、学位授与基準（平成20年度学生便覧：p.345-351）を周知している。また、学位を取得するための「ロードマップ（研究指導計画書）」が専攻ごとに作成され（平成20年度学生便覧：p.333-344）、取得単位数を含めた標準履修モデルを提示している。また、成績評価基準を明示したシラバスをWeb上に公開しており、授業開始時にはシラバスを再度提示して、「厳格で一貫した成績評価法」について説明している。
医学教育部	入学時の履修説明会において、シラバス等に基づき成績評価基準や修了認定について周知している。また、専門コースやプログラムに応じた標準履修モデルを提示するなど、単位取得のガイダンスを行っている。また、成績評価基準を明示したシラバスをWeb上に公開している。さらに、本学固有の学内LANと学務情報システム（SOSEKI）を用いて、全学生に履修登録と成績評価を閲覧可能にしている。また、留学生のためにシラバスを英文表記すると共に、日本人チューターをつけて成績評価基準等の周知徹底に配慮している。
保健学教育部	シラバスに評価基準を明確に示すとともに、科目の特徴に応じた評価を行っている。入学時に履修に関するガイダンスを行い、随時必要に応じて学生への質問に応じている。
薬学教育部	入学時のガイダンスにおいて、学生便覧の履修方法等に基づき修了認定基準について周知している。また、成績評価基準を明示したシラバスをWeb上に公開している。

出典：各研究科等調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則及び各研究科等規則等で組織的に策定されており、その基準等に従い、適切に実施している。学生への周知は、Web公開、履修指導等、多様な方法で実施している。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

観点5-7-②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

学位論文に係る評価基準（資料5-7-②-A）は、各研究科等の特性に基づき組織として策定している。学位規則（資料5-7-②-B）において、審査委員会や体制について明示し、各研究科等教授会において任命された審査委員からなる審査委員会による審査と、研究科等教授会による最終的な承認という手順で審査を行っている。各研究科等は、審査手順や体制に関する規則（資料5-7-②-C）を整備しており、それぞれの特性を踏まえつつ審査の適切性を確保している。学生に対しては、オリエンテーション時などに周知している。

資料5-7-②-A 例示：自然科学研究科の評価基準（抜粋）

《博士前期課程》理学専攻（生命科学コース） 学位（修士）は、研究内容の理解力、研究計画立案能力、研究遂行能力、成果のプレゼンテーション能力が備わったと判断されたところで認定される。具体的な学位審査は、修士論文、およびポスターや口頭発表の内容に基づき、教授により構成される審査委員会（主査1名、副査2名）が合議により行う。審査結果を受け、基礎科学研究領域会議で学位授与が決定される。
《博士後期課程》理学専攻（生命科学講座） 学位（博士）は、当該研究分野についての十分な知識と理解力、研究計画立案能力、研究遂行能力、成果のプレゼンテーション能力が備わり、独立した研究者として推進できることを認定基準とする。学位認定の指標として、国際的に認められる論文をまとめる能力が挙げられる。そのため、論文が国際レベルの雑誌に掲載されていることが学位授与の条件となる。学位審査は、学位審査委員会（主査1名、副査2名以上）が論文内容、および口頭発表によるプレゼンテーション能力、当該研究領域の専門知識を審査し、その審査結果を受けて基礎科学研究領域会議で学位授与が決定される。

出典：学生便覧（平成20年度）から抜粋

資料5-7-②-B 学位論文に係る審査委員会体制

(審査委員会)	
第7条	教授会等は、その構成員のうちから3人以上の審査委員を選出して審査委員会を設ける。ただし、教授会等が必要と認めるときは、当該教授会等を置く研究科又は教育部の専任の准教授又は講師（研究指導教員に限る。）を選出することができる。
2	教授会等は、前項に規定する審査委員に他の研究科若しくは教育部又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
3	審査委員会は、論文の審査、試験及び試問を行う。
4	審査委員会は、必要があるときは、教授会等の議を経て、審査の一部を研究科若しくは教育部の授業担当教員、他の研究科若しくは教育部の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等に委嘱することができる。
(論文の審査試験及び試問)	
第8条	提出された論文については、審査及び最終試験を行うものとし、最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある事項について行う。
2	第3条第5項に該当する者については、前項のほか、本学大学院の博士課程修了者と同等以上の学識を有することを確認するために試問を行う。

出典：熊本大学学位規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-7-②-C 各研究科等の学位論文審査体制

研究科等名	審査体制
教育学研究科	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第11条 研究科委員会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて学位論文及び最終試験の可否を決定する。 (審査委員会) 第7条 熊本大学学位規則第7条及び熊本大学大学院教育学研究科規則(平成16年4月1日制定、以下「本研究科規則」という。)第11条に定める審査委員会は、主査1人及び副査2人以上により構成する。
社会文化科学研究科	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第16条 教授会は、熊本大学学位規則(平成16年4月1日制定)第7条の規定に基づき、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文及び最終試験の可否を決定する。
自然科学研究科	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第14条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は、審査委員会の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の可否を決定する。 (学位論文の審査の特例) 第15条 博士前期課程の建築学専攻建築設計コースにあつては、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えるものとする。
医学教育部	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第10条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文及び最終試験の可否を決定する。
保健学教育部	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第13条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は、審査委員会の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の可否を決定する。
薬学教育部	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第10条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文及び最終試験の可否を決定する。

出典：各研究科等規則（平成21年4月1日現在）等から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

全学学位規則及び各研究科等規則において学位論文の審査体制について規定し、組織的に適切な審査体制を構築している。各研究科等で評価基準を明示し、組織的に適切に実施している。審査体制は、多様な方法で学生に周知されている。

以上のことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

観点 5-7-③: 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確性を担保するために、成績評価基準を明示することを大学院学則(前掲資料5-7-①-A)で定め、各研究科等は、シラバス(前掲資料5-5-②-A)等により明示している。また、学生からの成績評価に関する申し立てに対応する仕組みを整えている(前掲資料5-3-②-B)。申し立てについては、授業担当教員が成績に関する学生の異議に対応するほか、各研究科等に学習相談員を配置し対応している。そのほか、ウェブシステムで対応している研究科等もある。各研究科等の成績評価の正確さを担保するための取組の代表例は資料5-7-③-Aに示すとおりである。

資料5-7-③-A 各研究科等における成績評価等の正確性担保に関する取組事例

研究科等名	取組事例
教育学研究科	シラバスで成績評価基準を明記し、また、学生からの成績評価に対する申し立てについて、担当教員の個別的な対応で解決できない場合は、教務委員会が組織的に対応する。
社会文化科学研究科	前期課程についてはFD委員会を設置して、成績評価を含む教育方法・体制のあり方について検討を開始したところである。後期課程については、学位論文の公開発表会を実施し、論文、論文要旨、論文審査の結果の要旨を公表し、評価の的確性を保つしくみを整えている。
自然科学研究科	シラバスで成績評価基準を明記し(シラバス中の「評価方法・基準」の項目)、また、学生からの成績評価に対する申し立てについては、教員が個別に対応している。
医学教育部	シラバスで成績評価基準を明記し、また、学生からの成績評価に対する申し立てについては、教員が個別に対応している。講義科目の中に、講義内容の区切り毎に小テストを挿入して、理解度を双方向で確認しつつ、成績評価に結びつける教育方法を導入している。セミナー科目の聴講や学会発表の実施などの教育科目については、聴講記録、学会参加およびレポートの提出などを義務づけて、その単位認定基準についてシラバスに明記して配布すると共に、ホームページ上に公開している。
保健学教育部	シラバスに評価の方法並びに評価基準を明確に示し、学生からの成績評価に対する申し立てについては教員が個別に対応している。
薬学教育部	シラバスに成績評価基準を明記し、また、学生からの成績評価に対する申し立てについては、教員が個別に対応している。

出典：各研究科等調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

すべての研究科等において、大学院学則等に基づき、成績評価基準を明示するとともに、異議申し立てに対応する仕組みを整備することにより、成績評価等の正確さを確保している。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

観点5-8-①: 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

法曹養成研究科の教育課程は、大学院学則（前掲資料5-4-①-A）にその編成方針を定め、専攻及び授業科目等は、研究科規則（資料5-8-①-A）で具体化している。法曹養成研究科の理念・目的は、「幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成」である（資料5-8-①-B）。授与する学位は、法務博士（専門職）である。3年標準コース及び法学既修者に対する2年短縮コースの教育課程を設けており、授業科目は、特色ある法曹養成に資する教育課程（資料5-8-①-C）として編成され、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を配置している（資料5-8-①-D）。

資料5-8-①-A 専攻及び授業科目等

(専攻及び授業科目等)											
第2条 本研究科に、法曹養成専攻を置く。											
2 授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおとする。											
科目群	分野	授業科目名	配当年次						単位数		所要単位数
			1前	1後	2前	2後	3前	3後	必須	選択	
法律基本科目群	公法	憲法Ⅰ（統治の基本構造）	○						2		12
		憲法Ⅱ（基本的人権の基礎）	○						2		
		行政法Ⅰ（行政作用法）		○					2		
		行政法Ⅱ（行政救済法）			○				2		
		公法発展				○			2		
		公法演習					○		2		
	民事法	民法Ⅰ（総則・物権総論）	○						2		32
		民法Ⅱ（契約法）		○					2		
		民法Ⅲ（債権総論・担保物権）		○					2		
		民法Ⅳ（事務管理・不当利得・不法行為）	○						2		
		民法Ⅴ（家族法）		○					2		
		会社法Ⅰ		○					2		
		商取引法（商行為法・有価証券法）		○					2		
		会社法Ⅱ			○				2		
		民事訴訟法Ⅰ（総論・判決手続Ⅰ）	○						2		
		民事訴訟法Ⅱ（判決手続Ⅱ）		○					2		
		民法発展Ⅰ			○				2		
		民法発展Ⅱ				○			2		
		商法発展				○			2		
		民事訴訟法発展			○				2		
	民事法演習Ⅰ						○	2			
	民事法演習Ⅱ							○	2		
	刑事法	刑法Ⅰ（犯罪論基礎）	○						2		12
		刑法Ⅱ（犯罪各論）		○					2		
		刑事訴訟法Ⅰ（序論・捜査・公訴・公判）	○						2		
		刑事訴訟法Ⅱ（証拠法・裁判・救済手続）		○					2		
		刑事法発展				○			2		
		刑事法演習法			○				2		
	共通	法学	○							2	

実務基礎科目群	法情報調査	○						2	12 以上	
	法曹倫理		○					2		
	リーガル・クリニック				○	○		2		
	エクスターンシップ	○						1		
	民事要件事実論			○				2		
	民事事実認定論				○			1		
	民事模擬裁判				○			1		
	刑事実務演習				○			2		
	刑事裁判実務					○		1		
	刑事模擬裁判					○		1		
基礎法学・隣接科目群	法哲学			○				2	4 以上	
	法社会学			○				2		
	日本法制史		○					2		
	西洋法制史				○			2		
	英米法		○					2		
	中国法					○		2		
	法と経済学			○				2		
展開・先端科目群	司法政策論				○			2	12 以上	
	公共政策法務			○				2		
	地方自治と法				○			2		
	国際法				○			2		
	国際人権紛争処理制度論					○		2		
	高齢者財産管理と法		○					2		
	民事執行保全法			○				2		
	家事事件手続法		○					2		
	少子高齢社会と法			○				2		
	刑事法特論					○		2		
	社会保障法				○			2		
	福祉と法					○		2		
	医療と法					○		2		
	情報法		○					2		
	インターネットと法		○					2		
	税法			○				2		
	環境問題と法					○		2		
	消費者法Ⅰ（消費者契約法）			○				2		
	消費者法Ⅱ（商品安全関係法）					○		2		
	企業法務					○		2		
	中小会社法				○			2		
	金融・保険関係法				○			2		
	倒産法Ⅰ			○				2		
	倒産法Ⅱ				○			2		
	倒産処理実務					○		2		
	知的財産法Ⅰ（特許法）				○			2		
	知的財産法Ⅱ（著作権法）					○		2		
	独占禁止法			○				2		
	労働法Ⅰ（労働契約法）			○				2		
	労働法Ⅱ（労働保護法・労働組合法）				○			2		
国際私法			○				2			
国際取引法				○			2			
単位数合計	必修科目開講単位数	14	18	12	10	10 (8)	4 (6)	修了要件単位数		
	選択科目開講単位数	5	0	10	26	22	20	必修	選択	合計
	開講科目合計単位数	19	18	22	36	32 (30)	24 (26)	68	26 以上	94 以上

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

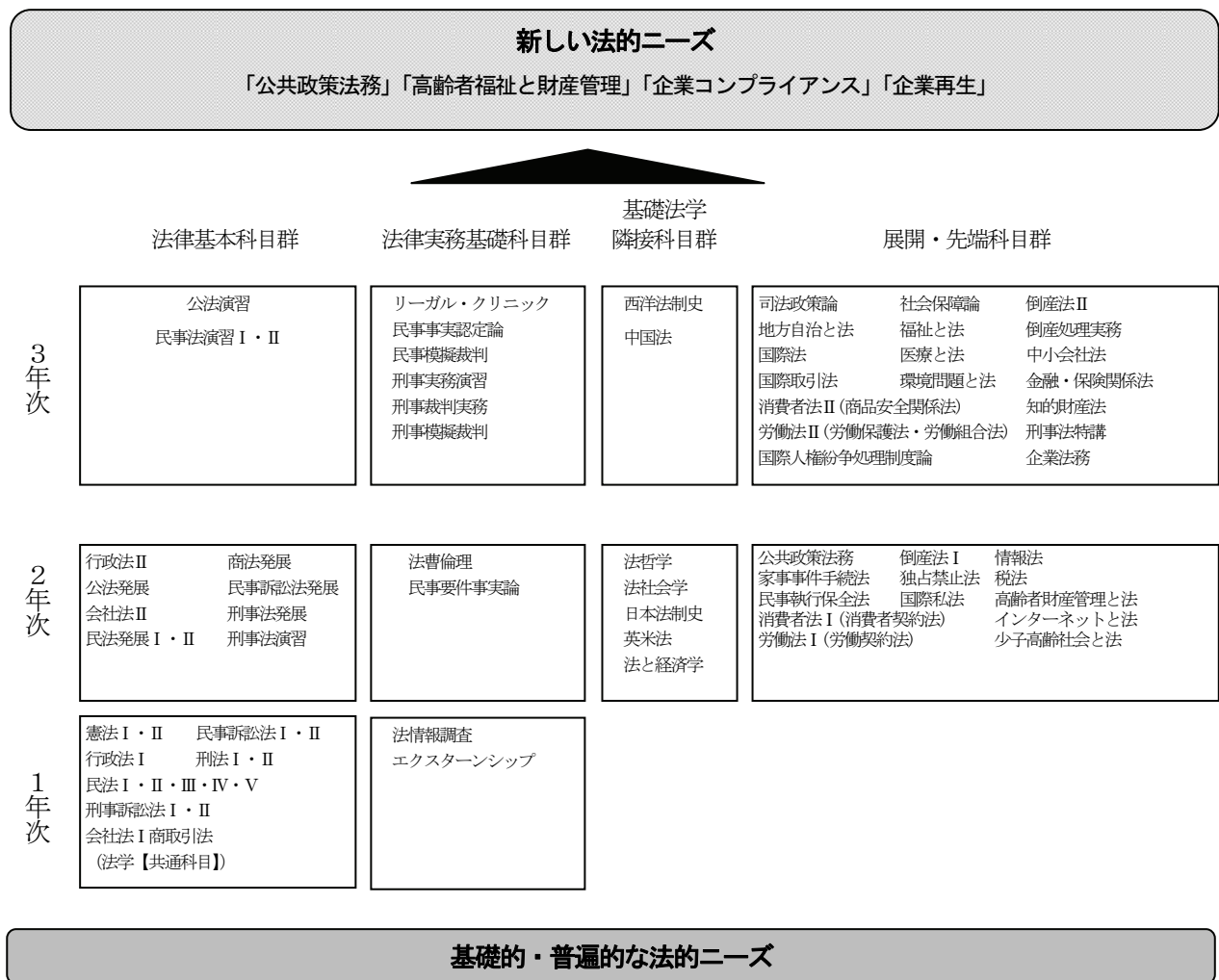
資料5-8-①-B 法曹養成研究科の目的・理念 (<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/kdai/purpose.html>)

1. 教育上の目的・理念
 21世紀の我が国社会は、経済のグローバル化とIT技術革新に伴って知的財産が付加価値の源泉となる「ポスト工業化社会」に変容する一方、我が国全体として「事前規制・調整型社会」から「事後監視・救済型社会」への転換や法の支配の原則に従った社会や企業・地方公共団体の運営が求められるとともに、急速に進展する「少子・高齢社会」が大きな時代の流れになっていくものと考えられる。こうした我が国社会をとりまく時代の流れは、質的に多様かつ高度化した新たな法的紛争を生み出し、量的にも著しい増加がみられるものと予想される。そこで、本研究科は、こうした時代の要請に応えるため、質の高い法理論教育を行うことはもちろんであるが、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的としている。

2. 養成する法曹像
 本研究科の養成する法曹像は次の2つの能力を備えることになる。第1は、「国民の社会生活上の医師」、すなわち地域住民の家庭医として社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供することのできる能力である。第2は、我が国社会をとりまく時代の流れのなかで新たに生ずる法的ニーズ、すなわち公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス、企業再生に対応できる専門医としての能力である。こうした2つの能力を備える法曹を養成し、地域住民に質の高いリーガルサービスを提供する。

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科ホームページから抜粋

資料5-8-①-C 養成する特色ある法曹像と教育課程 (<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/education/curriculum.html>)



出典：熊本大学大学院法曹養成研究科ホームページから抜粋

資料5-8-①-D 授業科目群の目標と内容

科目区分	各科目の目標	必修・選択の別
法律基本科目群	法理論の基礎から法理論の応用を学ぶ。	必修科目 28 科目 56 単位 選択科目 1 科目 2 単位
法律実務基礎科目群	法実務の基礎を学ぶ。	必修科目 10 科目 16 単位 選択科目 2 科目 3 単位
基礎法学・隣接科目群	法律専門家にふさわしい豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、批判的な考察力、柔軟な思考力、総合的な把握力に支えられた法的価値判断能力を養成する。	選択必修科目 7 科目 14 単位中 4 単位以上
展開・先端科目群	専門医としての法曹になるための、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な法的知識を習得させ、トータルな視点からの思考力を育成する。「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」及び「企業再生」に習熟した専門医としての法曹を養成する。	選択必修科目 31 科目 62 単位中 12 単位以上

出典：現況調査表等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

法曹養成研究科の教育課程は、大学院学則に定める編成方針に基づき編成され、専攻及び授業科目等は、研究科規則において具体化している。理念・目的に基づき、3年標準コース及び2年短縮コースの教育課程を設け、特色ある法曹養成に資する教育課程を体系的に編成している。

以上のことから、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

観点 5-8-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、學術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

法曹養成研究科の教育課程（前掲資料 5-8-①-C）及び授業科目（前掲資料 5-8-①-D）は、法理論と実務を架橋する履修モデル（資料 5-8-②-A）として、段階的な教育プログラム（1年次：法理論の基礎，2年次：法理論の応用，3年次：法実務の基礎，終了後（法務学修生）：学習支援プログラム）を構築し、幅広い教養や高い倫理観を備えた法曹を養成するための科目，法的応用力を養成するための科目，學術の動向に対応する科目，地域社会における新しい法的ニーズにこたえる科目を，それぞれ開講している。さらに，リーガル・クリニックなどの実務系科目も開講している（資料 5-8-②-B）。そのほか，教育の質の向上等の優れた取組として，複数の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムや法科大学院等専門職大学院等教育推進プログラム（資料 5-8-②-C）を実施し，九州・沖縄の 4 法科大学院の教育連携の中で単位互換などの科目を設定（資料 5-8-②-D）している。また，教員の研究成果を反映させた授業科目を配置している（資料 5-8-②-E）。

資料 5-8-②-A 新しい法的ニーズに対する履修モデル

4つの履修モデル	授業科目	教育目的
公共政策法務モデル	公共政策法務 地方自治と法 行政救済法 労働法	地方公共団体が行政主体として機能する際に，あるいは訴訟の場で原告や被告として行動する際に，どのように対処すべきかを学ぶ。
高齢者福祉と財産管理モデル	高齢者財産管理と法 家事事件手続法 社会保障法 福祉と法	現代の高齢社会にあつて，高齢者の福祉と財産管理が重要な法的課題となつてきています。高齢者の福祉と財産管理について，どのような法的問題があり，法的紛争が生じたときにどのように対処すべきかを学ぶ。
企業コンプライアンスモデル	労働法 I・II 金融・保険関係法 独占禁止法 知的財産法	企業の経営戦略において重要となる法令や企業倫理の順守（コンプライアンス）を通じて組織的な体制づくりをするためには，どのような法的問題があり，また，法的紛争が生じたときにどのように対処すべきかを学ぶ。
企業再生モデル	倒産法 I・II 倒産処理実務 中小会社法 税法	経営の悪化による企業倒産の場合，債権者や債務者としてどのように法的に対処できるか，また，企業を立て直して健全な状態に戻すためにどのような法的対応があるかを学ぶ。

出典：平成 19 年度授業計画書から抜粋

資料 5-8-②-B エクスターンシップやリーガル・クリニック

科目名	その内容と履修者数
エクスターンシップ	学生に弁護士事務所での実務を体験させ，学習意欲を高める（1単位）。 平成 17 年度履修者数：4（3年次） 平成 18 年度履修者数：26（3年次） 平成 19 年度履修者数：20（1年次），20（3年次）
リーガル・クリニック	学生が実際にさまざまな法的問題を抱えたクライアントと接し，そこで弁護士がどのように仕事を進めていくのか，法律家の心構えや考え方，責任の捉え方などを学ばせる（2単位）。 平成 18 年度履修者数：1 平成 19 年度履修者数：9
教育連携におけるエクスターンシップ	九州大学法科大学院：平成 19 年度履修者数：1（3年次） 鹿児島大学法科大学院：平成 17 年度履修者数：1（2年次）， 平成 18 年度履修者数：1（2年次）

出典：現況調査表等を基に作成

資料5-8-②-C 法科大学院等専門職大学院形成支援・教育推進プログラムの実施状況

年度等	プロジェクト名	成果、その後の取組等
平成16年～18年 法科大学院等専門職大学院 形成支援プログラム	<p>1. 単独プロジェクト 「サイバー・クリニックシステムの構築プロジェクト —21世紀の司法を担う法曹養成に向けて—」</p>	<p>「遠隔クリニック・システム」を構築して、熊本市中心街にある附属臨床教育研究センターと法科大学院の遠隔講義室、臨床教育担当の教授研究室の多地点間に、光アクセス回線による、IPテレビ会議ネットワークを形成した。このシステムの構築により、学生は法科大学院の遠隔講義室において、双方向性・同時性の機能を持つテレビ会議システムを活用して、附属臨床法学教育研究センターの法律相談室で行なわれている法律相談（「リーガル・クリニック」）が受講できるようになった。法律相談の内容はデジタルコンテンツ自動作成システムとデジタルコンテンツ自動管理システムにより、映像画像として収録・編集することができる。事案によっては、附属臨床法学教育研究センターの法律相談は事前に収録・編集して、この映像教材を「リーガル・クリニック」の授業で使用することができる。この事業を推進することにより、臨床教育教材の標準化と充実を図ることができることとなった。</p>
	<p>2. 連携プロジェクト ①「九州三大学連携法曹養成プロジェクト」 ②「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」</p>	<p>①遠隔講義システム、実務トレーニング・システム、連携三大学講義支援システムを開発・導入することにより、教育連携協定を締結している九州大学・熊本大学・鹿児島大学の3法科大学院が行なっている教育内容・教育方法の充実と高度化を図った。 本学は主として遠隔講義システムの開発及び音声認識言語処理技術を応用した教材作成に取り組んだ。遠隔講義システムの開発では、タッチパネルシステムと接続汎用化システムの開発・導入により通常のひとつの空間での双方向・多方向の授業に近似する授業がバーチャル教場で実現できるようになった。併せて、移動式の遠隔講義システムも開発し、同時に複数の遠隔講義が可能な環境が整備できた。音声認識言語処理技術を応用した教材作成では、法学分野における言語（辞書）モデルと音響モデルの開発により、映像と文字テキストがリンクした教材の試作に取り組んだ。ここでは認識精度の向上が課題である ②本プロジェクトは、全国の法科大学院11校（主管校名古屋大学）の共同事業であり、プロジェクト参加校との間で模擬裁判、ロイヤリング等の科目に用いる映像教材の共有化（データベースの構築）及び教材共有のためのIT環境の基盤整備に取り組んだ。教材開発については、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、「法律相談・当事者インタビュー」、「ADR・法交渉」の4領域に区分して、教材（シナリオ、資料等）を作成した。成果物として、民事模擬裁判資料23件、刑事模擬裁判資料14件、民事ロイヤリング関係資料39件、刑事ロイヤリング関係資料2件、映像資料42件がある。また、教材共有化のためのICTとして、PSIM Web（情報交換データベース）、DRS（法廷収録システム）、STICS（映像分析システム）を開発した。本学はプロジェクト基幹校として、法廷教室に模擬裁判を収録するために開発した法廷収録システムを完備している。</p>

<p>平成 19～20 年 専門職大学院等 教育推進プログラム</p>	<p>1. 単独プロジェクト 「ローセンサーを活用した臨床教育の高度化プロジェクト」</p>	<p>新たに法律相談電子カルテシステムを開発するとともに、司法過疎地において無料法律相談事業を展開し、臨床教育の高度化と教育効果の著しい向上を図った。電子カルテには、Subjective（相談内容、相談者の訴え）、Objective（要件事実の確認、法的問題点の確認、法的情報の収集）、Assessment（法的分析、判断）、Plan（問題解決の方向性、相談者への説明）で構成される SOAP 形式を導入した。このことにより、相談者の聞き取りから得られた事実を文字データ化し、授業（「リーガル・クリニック」）の中で作成される法律的論点を整理した書類、法律文書（訴状、答弁書、準備書面等）及び調査文献を PDF データ化したものと一体化して、電子カルテを作成することが可能となった。熊本県下で展開した無料法律相談は、学生にとっては実務技能とともに生きた法曹倫理を学ぶ体験的教場であった。法律相談の中で典型事例については、匿名化のうえ電子カルテを作成した。</p>
	<p>2. 連携プロジェクト ①「九州・沖縄連携実習教育高度化プロジェクト」 ②「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」</p>	<p>①九州大学、熊本大学、鹿児島大学、琉球大学の4法科大学院による共同プロジェクト(主管校九州大学)であり、模擬裁判、ロイヤリング、エクスターンシップ、リーガル・クリニック等の実習科目に関して、遠隔講義システムの拡充・利用、地元弁護士会や自治体との連携・協力、教育コンテンツの改善を推進して、「大学の枠を超えた共同実践」、「地域貢献」、「教育コンテンツの開発」に取り組んだ。本学の具体的な取組とその成果は、遠隔講義システムを利用した複数大学対抗模擬裁判(Moot Court Competition, Moot Court Trial)の実施、単位互換制度を利用したエクスターンシップの相互履修、地域性がある他大学のリーガル・クリニックへの学生の相互参加、理論と実務の架橋する実習科目に関する教育内容の研究と開発、大学対抗模擬裁判を遠隔多地点間で同時に実施するための ICT(遠隔模擬法廷システム)の拡充である。 ②全国の法科大学院16校(主管校名古屋大学)の共同事業として、法科大学院教育において新たに導入された実務技能教育である民事模擬裁判、刑事模擬裁判、民事ロイヤリング、刑事ロイヤリングに関し、授業の進め方の基本や評価の仕方を取りまとめた指導要綱(ティーチング・マニュアル)および補助資料の映像資料(DVD教材)を作成し、新領域の教育方法論の開発を行なった。この共同事業の連携機関として、メディア教育開発センター、法教育支援センター、Wisconsin Law School、NITA(全米法廷技術研修所)がある。主な成果物として、『民事模擬裁判ティーチング・マニュアル(初級編)(改訂版)』及び同 DVD教材、『民事ロイヤリング ティーチング・マニュアル』、『刑事ロイヤリング ティーチング・マニュアル』、『刑事模擬裁判(公判演習記録第1号) ティーチング・マニュアル』及び同 DVD教材、『裁判員模擬裁判(教材用 DVD)』がある。</p>
<p>平成 20～21 年 専門職大学院等 教育推進プログラム</p>	<p>1. 連携プロジェクト 「法科大学院を通じた研究者等の連携一貫教育」</p>	<p>九州大学、熊本大学、鹿児島大学の3法科大学院による共同プロジェクト(主管校九州大学)であり、博士課程進学希望者がより柔軟に他大学で開講される博士課程進学希望者向け科目を受講できる体制として、今後の教員養成システムやカリキュラム(論文指導等)を検討した。さらに、三法科大学院に加えて、九州沖縄地区7大学の法科大学院間での協議会で、当該取り組みについての協力体制をとることを要請し、より広く将来の法科大学院の研究者教員の確保に向けた基盤を確立した。本学においては、研究者養成を念頭に置いた研究指導のシラバスの準備を開始し、教室や学習室等の施設の整備、遠隔教育システムの拡充を推進した。</p>

出典：現況調査表等を基に作成

資料5-8-②-D 教育連携協定による授業科目の相互提供, 単位互換, 遠隔授業

連携協定大学	本学が提供する科目	本学に提供される科目
九州大学	「環境問題と法」など4科目	「法と経済学」など6科目
鹿児島大学	「環境問題と法」など4科目	「エクスターンシップ」
琉球大学	「エクスターンシップ」	「エクスターンシップ」

出典：現況調査表等を基に作成

資料5-8-②-E 教員の教育内容と研究活動との関連 (抜粋)

職名・教員名	担当授業科目	主な研究活動・主な業績等
教授 木下 和朗	公法発展 公法総合Ⅲ (基本的人権) 英米法	比較憲法学 (特にイギリス, アメリカ合衆国), イギリス議会制の理論及び制度 「イギリス庶民院における調査委員会制度 (一) ~ (三・完) 一 国政調査権に関する制度考察」『北大法学論集』44-5, 44-6, 45-1=2 (1994)

出典：法曹養成研究科調査資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

質の高い法曹を養成するために、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群からなる3年の教育課程を編成し、基礎的な法的ニーズとともに、新しい法的ニーズにも対応し得るように授業科目を配置している。学生の多様なニーズ、地域社会のニーズ、学術の発展動向を含めた社会からの要請等に対応して、教育課程に新しい法的ニーズに対応した履修モデルや教育連携による授業科目を編成している。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点 5-8-③: 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

履修方法、単位の計算・認定方法等は、大学院学則（資料5-8-③-A）、研究科規則（資料5-8-③-B）等に明示している。シラバス（後掲資料5-10-②-A）に学習目標、授業計画、評価方法・基準等を明示しているほか、自主学習資料を明示し、予習・復習等に関しての指導を徹底している。授業時間外の学習時間を確保するため、履修科目の登録の上限（CAP制度）を設けている（資料5-8-③-C）。また、GPA（Grade Point Average）（後掲資料5-11-①-D）による評価を採り入れている。学生の自主学習を促すために、オフィスアワー等を時間割に記載している。教員はインストラクターとして、学年チーフインストラクターと関係を取り、学生からの修学及び生活上の様々な相談に応じて、きめの細かい指導等を行い、コミュニケーションの機会確保に努めている（資料5-8-③-D）。環境面の整備として、研究室やその他の場所（後掲資料7-2-①-A, B）を自主学習用のスペースとして確保している。そのほか、WebCTを利用したeラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

資料5-8-③-A 履修方法及び単位の計算方法等

<p>(履修)</p> <p>第26条 学生は、在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修しなければならない。</p> <p>2 履修方法については、研究科又は教育部において別に定める。</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第27条 法曹養成研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>(単位の計算方法及び単位の認定)</p> <p>第28条 単位の計算方法及び単位の認定は、本学学則第39条及び第40条を準用する。</p> <p>2 研究科又は教育部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、本学学則第39条第1項各号に規定する基準を考慮して研究科又は教育部が定める時間の授業をもって1単位とする。</p>
--

出典：熊本大学大学院学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-8-③-B 専攻及び授業科目等

<p>(専攻及び授業科目等)</p> <p>第2条 本研究科に、法曹養成専攻を置く。</p> <p>2 授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>(履修方法、履修科目の登録の上限等)</p> <p>第3条 学生は、別表に定められた授業科目のうちから94単位以上を修得しなければならない。</p> <p>2 学生が各年次に履修科目として登録することができる単位数は、次に掲げる単位を上限とする。</p> <p>1年次 36単位</p> <p>2年次 36単位</p> <p>3年次 44単位</p> <p>3 開講する授業科目、単位数、授業担当教員、学年チーフインストラクター、インストラクター、授業時間及びオフィスアワーは、学年の始めに公示する。</p> <p>4 授業は、講義、演習及び実習とする。</p> <p>(履修科目の承認)</p> <p>第4条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の履修届により指定の期日までに、インストラクターの承認を得て法曹養成研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第5条 授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第6条 授業科目を履修した者については、学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって認定の上、合格した者に単位を与える。</p> <p>2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により合格、不合格又は認定の評語をもって表すことがある。</p>
--

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-8-③-C CAP 制度

(履修科目の登録の上限)
第4条 規則第3条第2項の規定に基づく各年次の履修科目の登録の上限は、次のとおりとする。

年次	学期	必修単位数	学期ごとの登録上限単位数	学年ごとの登録上限単位数
1年次	前学期	14 単位	18 単位	36 単位
	後学期	18 単位	18 単位	
2年次	前学期	12 単位	18 単位	36 単位
	後学期	10 単位	18 単位	
3年次	前学期	10(8) 単位	18 単位	44 単位
	後学期	4(6) 単位	—	

(備考)
1 3年次必修単位数は、リーガル・クリニックの履修時期により異なる。
2 3年次後学期の登録上限単位数は、44 単位から3年次前学期に履修登録した授業科目の単位数を控除した単位とする。

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科履修細則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料5-8-③-D 指導体制の特徴と自習環境の整備状況 (<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/kdai/study.html>)

特徴的な指導体制	自習環境
自学自習支援 グループウェア（ファーストクラス）を中核とする ICT を活用した教育支援環境を整備して、いつでもどこでも学習できるユビキタス環境を構築しています。インターネット環境があれば、いつでもどこでも法文献・判例の検索ができ、教員との情報交換、学生間での学習情報の共有ができます。また、学生は講義を受ける前に、電子シラバスを読むことによって、その内容を理解し、効果的に予習することができます。	電源つき個人専用キャブレ (128 台) 無線 LAN の配備 基本図書 (1,500 冊) パソコン (10 台) スキャナー・プリンターの配備 (各 2 台) 複写機 製本機

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科ホームページ掲載資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

履修方法、単位の計算・認定方法等は、大学院学則、研究科規則等に明示し、適切に実施している。シラバスに学習目標等を明示しているほか、自主学習資料を明示し、予習・復習等に関する指導を徹底している。授業時間外の学習時間を確保するため、履修科目の登録の上限 (CAP 制度) を設けている。また、GPA (Grade Point Average) による評価を採り入れている。学生の自主学習を促すために、オフィスアワー等を時間割に記載するなど、きめの細かい指導等を行い、コミュニケーションの機会確保に努めている。研究室やその他の場所を、自主学習用のスペースとして確保しているほか、WebCT を利用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点 5-9-①： 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

法曹養成研究科では、法曹界の期待にこたえるため、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目的・理念（前掲資料 5-8-①-B）として掲げ、この目的・理念の達成のため、授業科目は、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を配置するなど、特色ある法曹養成に資する教育課程を編成している（前掲資料 5-8-①-C, D）。また、附属臨床法学教育研究センター（資料 5-9-①-A）を設置し、実際の依頼者を対象とする弁護士業務を実地体験させて、法理論が現実にとどのように具体化されるかなどについて実践的な教育を実施している。そのほか、司法試験合格まで学習支援を行う法務学修生制度（資料 5-9-①-B）を設けている。

資料 5-9-①-A 附属臨床法学教育研究センター (<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/clinical.html>)



出典：熊本大学大学院法曹養成研究科ホームページから抜粋

資料 5-9-①-B 熊本大学大学院法曹養成研究科法務学修生に関する要項

<p>(趣旨)</p> <p>1 この要項は、熊本大学大学院法曹養成研究科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 16 条第 2 項の規定に基づき、法務学修生の取扱いに関し必要な事項を定める。</p> <p>(学修支援の内容)</p> <p>2 法務学修生に対する学修支援の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設設備支援 自習室・自主ゼミ室の利用、附属図書館・法学部図書室の利用等</p> <p>(2) 学修指導支援 授業収録コンテンツの視聴、判例データベースの利用、授業科目担当教員・インストラクターの指導等</p> <p>(出願)</p> <p>3 法務学修生として在籍を志願する者は、指定の期間内に所定の手続により願出しなければならない。在籍期間の更新を希望する者も同様とする。</p> <p>(在籍期間)</p> <p>4 法務学修生の在籍期間は、前学期(4月1日から9月30日まで)及び後学期(10月1日から翌年3月31日まで)のそれぞれ6か月単位とする。</p> <p>5 法務学修生の在籍期間は、通算して3年を超えることができない。</p>
--

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科法務学修生に関する要項（平成 21 年 4 月 1 日現在）

【分析結果とその根拠理由】

法曹界の期待にこたえるため、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目的・理念として掲げ、特色ある法曹養成に資する教育課程を編成している。附属臨床法学教育研究センターを設置し、実践的な教育を実施している。

以上のことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

観点5-10-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

法曹養成研究科の教育課程は、普遍的法的ニーズと新しい法的ニーズに対応できる能力を有する質の高い法曹養成を目的として編成され、授業科目は法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の4大科目群（前掲資料5-8-①-D）に分け、段階的・系統的なカリキュラムを編成し、講義、演習、実習の授業形態（資料5-10-①-A）を採用し、実習のための教育設備として、法廷教室や附属臨床法学教育研究センターを設けている。学生の課題発見・解決能力を高めるために、少人数による双方向・多方向の討議形式による授業（資料5-10-①-B）を導入している。学期の当初に配布するシラバスに、各科目の到達目標や成績評価基準と方法を明示して、学生に事前に周知している（資料5-10-①-C）。実務に必要なリーガル・リサーチを学ばせ、IT環境の整備を積極的に行っている（資料5-10-①-D）。インストラクターやオフィスアワーの制度のほか、アカデミック・アドバイザーとして若手弁護士を採用して学習をサポートするとともに、CAP制度により授業時間外の学習時間を確保している（前掲資料5-8-③-C）。

資料5-10-①-A 授業形態の特色

授業形態	特色	科目名
講義	講義を基本としつつも、あらかじめシラバスやレジュメで提示された判例・資料について、法的な基本概念の確認、判例における事実関係の分析などを中心として双方向的・多方向的授業を行っている。	憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅴ、商法Ⅰ～Ⅱ、商取引法、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、法曹倫理、民事要件事実論、民事事実認定論、民事模擬裁判、刑事裁判実務、刑事模擬裁判、法情報調査
演習	より具体的な（場合によっては仮定の）事例に対して、これまで学んだ知識を総動員して、解決方法を示すための見解を表明し、あるいは、その見解に対する学生相互の議論を通じて、相手に対する説得力を涵養している。	公法発展、公法演習、民法発展Ⅰ・Ⅱ、商法発展、民事訴訟法発展、民事法演習Ⅰ・Ⅱ、刑事法発展、刑事法演習、刑事実務演習
実習	ロイヤリング、模擬裁判、法律相談を取り入れた授業により要件事実や事実認定の基礎を学び、具体的事案や従来みられなかった事案に的確に対応することのできる能力を習得する。	リーガル・クリニック、エクスターンシップ

出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋

資料5-10-①-B 双方向的・多方向的な授業

学年	方法と内容
1年次	講義を基本としつつも、あらかじめシラバスやレジュメで提示された判例・資料について、法的な基本概念の確認、判例における事実関係の分析などを中心として展開される。この段階では、教員の質問にいかに対応するかを確かめるかを通じて、自分の見解をまとめ、事例に当てはめて表現する力を涵養する。
2年次以上	より具体的な（場合によっては仮定の）事例に対して、これまで学んだ知識を総動員して、解決方法を示すための見解を表明し、あるいは、その見解に対する学生相互の議論を通じて、相手に対する説得力を涵養する。

出典：現況調査表等を基に作成

資料5-10-①-C シラバスにおける授業科目の到達目標や成績評価基準の明示

授業科目名	憲法Ⅱ（基本的人権の基礎）
目 標	法科大学院入学者を対象として、基本的人権の領域における解釈論及び原理論に関する実務家法曹としての基礎能力の養成を図る。主要な判例及び学説を素材とする講義及び演習を通じて、基本的人権にかかる解釈を考察するとともに、人権の基本原則に関する理解を深める。 基本的人権の基礎の2回分は憲法Ⅰの13・14回分で行う。
試験・成績評価の方法	定期試験を行います。成績は、定期試験70%、レポート提出20%、事前・事後テスト10%で評価します。

出典：現況調査表等を基に作成

資料5-10-①-D IT教育環境

IT教育	内 容
シラバス・履修要項の電子化	すべての科目について、各回の授業に関連する事例問題、判例、文献など授業内容の詳細な情報をグループウェアの中で、電子シラバスとして事前に開示している。履修要項も同様である。
法律情報データベースの活用	附属図書館、法学部図書室に所蔵された和、洋の法律図書、法律雑誌については、学生はパソコンで検索し、利用することができる。また、判例・法令データベースなどを内容とするロー・ライブラリーにアクセスできるIDを学生に付与し、自習室からだけでなく、自宅からでもアクセスして予習・復習に利用することができるようにIT環境を整備している。
授業のDVD化	授業時間外の学習を充実させるために、すべての授業をDVDに収録し、学生が授業の予習・復習のために、所定の手続きを経てDVD録画で学習できることを周知している。また、利用の多いDVDについてはサーバーにあげて、学生がいつでも授業を視聴できるようにしている。学生が授業で欠席した場合に、所定の手続きを経てDVD録画で学習できるよう周知している。また、利用の多いDVDについてはサーバーに保存し、学生がいつでも授業を視聴できるようにしている。
遠隔講義の実施	九州大学、鹿児島大学及び琉球大学の法科大学院との教育連携による遠隔授業（インターネット授業）を多数開設している。
模擬法廷のビデオ教材化	本研究科の授業科目をほとんどビデオ収録し、学生の予習・復習に役立たせると共に、教員のFD活動の資料とする。
オンライン・リーガル・クリニック	県内の司法過疎地区を対象としてリーガル・クリニックを、ネット環境を利用して行っている。

出典：現況調査表等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

職業人育成を前提とする教育目的に沿って、専門性の獲得と専門職業におけるスキルの獲得につながる実践的な授業科目を中軸に科目編成し、それぞれの内容にふさわしい授業形態を採っている。各種の授業形態とそれらの配分は、通常の講義形式に偏ることなく、専門分野に必要とされる効果的なものとなっている。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-10-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

法曹養成研究科では、専門教育科目の位置付けと教育目的を明確にした履修の手引きとシラバス（資料 5-10-②-A）を作成し、Web 上で授業の概要及び 15 回分の詳細な情報等を、ロースクールグループウェア First Class（資料 5-10-②-B）に掲載している。シラバスの活用は、オリエンテーション等において説明している。学生は、シラバスを参考に履修計画を立て、学務情報システム（SOSEKI）により履修登録を行っている。

資料 5-10-②-A 例示：シラバス（憲法Ⅱ：基本的人権の基礎）

科目	憲法Ⅱ (基本的人権の基礎)	1年 前学期	担当者	●●●●	第1回 全15回	基本的人権の観念及び限界
事例						
次の判決における「公共の福祉」の意味を検討しなさい。 「職業の自由に対して加えられる制限も、……それぞれの事情に応じて各種各様の形をとることとなるのである。それ故、これらの規制措置が憲法 22 条 1 項にいう公共の福祉のために要求されるものとして是認されるかどうかは、これを一律に論ずることができず、具体的な規制措置について、規制の目的、必要性、内容、これによつて制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較考量したうえで慎重に決定されなければならない。……裁判所としては、規制の目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、そのための規制措置の具体的内容及びその必要性と合理性については、立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまるかぎり、立法政策上の問題としてその判断を尊重すべきものである。しかし、右の合理的裁量の範囲については、事の性質上おのずから広狭がありうるのであつて、裁判所は、具体的な規制の目的、対象、方法等の性質と内容に照らして、これを決すべきものといわなければならない」（最大判昭 50. 4. 30）。						
授業のポイント						
(1) 基本的人権の歴史 (2) 基本的人権の分類 (3) 「公共の福祉」の法的意味及び審査基準 ① 「公共の福祉」は、人権に対する制約原理としてどのような法的意味を有するか。 ② 憲法 13 条の「公共の福祉」と 22 条 1 項及び 29 条 2 項の「公共の福祉」とは、どのような関係にあるか。 (4) 人権に対する制約の限界（合憲性）をどのように判断するか。 ① 比較衡量論、② 二重の基準論、③ 目的二分論						
関係条文						
憲法 13 条、憲法 22 条 1 項、憲法 29 条 2 項						
キーワード						
人権の体系、公共の福祉、内在的制約、政策的制約、違憲審査基準、比較衡量論、二重の基準						
予習すべき文献・判例						
(1) 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第 4 版）』（岩波書店・2007 年）73 頁～85 頁、96 頁～102 頁 (2) 渋谷秀樹「Q14 人権の制約原理」『日本国憲法の論じ方』（有斐閣・2003 年）109 頁～117 頁 (3) 「二重の基準論」長谷部恭夫他編著『ケースブック憲法（第 2 版）』（弘文堂・2007 年）1 頁～10 頁 ◎事例の判決は、判例百選で読んでおくこと 憲法判例百選（第 5 版）I-102						
参考資料						
(1) 芦部信喜「精神的自由と合憲性判定基準」『演習憲法（新版）』（有斐閣・2001 年）104 頁～111 頁 (2) 長谷部恭夫「国家権力の限界と人権」樋口陽一編『講座憲法学 3 権利の保障（1）』（日本評論社・1994 年）43 頁～74 頁 (3) 松本和彦「基本的人権の保障と憲法の役割」西原博史『岩波講座 憲法 2』（岩波書店・2007 年）23 頁～48 頁 (4) 青柳幸一「人権と公共の福祉」大石真他編『憲法の争点』（ジュリスト増刊・2009 年）68 頁～69 頁						

出典：平成 21 年度授業計画書から抜粋

資料 5-10-②-B シラバスの Web 公開情報 (<http://socrates4.ls.kumamoto-u.ac.jp/>)



出典：ロースクールグループウェア First Class（学内専用）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

法曹養成研究科のシラバスでは、授業の概要及び 15 回分の詳細な情報等を掲載している。また、Web 上に公開するなど、学生の活用を促進している。

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5-10-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-10-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-11-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準や修了認定基準等の基準は、大学院学則（資料5-11-①-A）及び研究科規則（資料5-11-①-B）等に明示しているほか、個々の授業における評価方法・基準等は、授業科目のシラバス（前掲資料5-10-②-A）に明示している。きめ細かな指導の観点から徹底した少人数教育を目指し、入学定員を30名に絞るとともに、成績評価（資料5-11-①-C）は、当初、学生ごとに当該科目における到達度を評価する絶対評価方式を採用した。しかし、科目間、教員間の評価尺度の共有化等に困難があったことから、この欠陥を改善し、客観的かつ厳正な成績評価を一層推し進めるために、平成19年度以降は絶対評価と相対評価の併用方式による成績評価を行っている。これと並行してGPA（Grade Point Average）（資料5-11-①-D）による評価を採り入れている。GPAは、授業科目ごとの成績にグレード・ポイントを付与して、各学期の全履修単位当たりの平均値を出し、これにより成績レベル（達成度）を教科全体及び受講者全体との関係において総合的に判断することとしている。これらの成績評価基準等を用いて、成績評価等を実施している。学生への周知は、ホームページ（資料5-11-①-E、前掲資料5-10-②-B）等でWeb上に公開するとともに、オリエンテーション（後掲資料7-1-①-B）時に説明している。

資料5-11-①-A 単位認定、成績評価等

<p>(単位の計算方法及び単位の認定)</p> <p>第28条 単位の計算方法及び単位の認定は、本学学則第39条及び第40条を準用する。</p> <p>2 研究科又は教育部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、本学学則第39条第1項各号に規定する基準を考慮して研究科又は教育部が定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(成績評価基準等の明示等)</p> <p>第28条の2 研究科又は教育部は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 研究科又は教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。</p> <p>第6章 修了及び学位</p> <p>(法科大学院の課程の修了要件)</p> <p>第47条 法科大学院の課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、法曹養成研究科が定める単位以上を修得することとする。</p> <p>2 前項の在学期間に関しては、第31条第1項の規定により本学大学院法曹養成研究科に入学する前に修得した単位(学教法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院法曹養成研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院法曹養成研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院法曹養成研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。</p> <p>3 法曹養成研究科は、法曹養成研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第1項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法曹養成研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については30単位を超えない範囲で法曹養成研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。</p> <p>4 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。</p> <p>5 第3項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第29条第3項及び第4項並びに第31条第1項並びに第37条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第29条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。</p> <p>(学位論文及び最終試験)</p> <p>第48条 最終試験は、学位論文を主として、これに関連のある授業科目について行う。</p> <p>2 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、教授会又は研究科委員会において審査決定する。</p> <p>3 審査決定の方法は、研究科又は教育部において別に定める。</p>

出典：熊本大学大学院学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-11-①-B 法曹養成研究科における単位認定、成績評価等

<p>(単位の計算方法)</p> <p>第5条 授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第6条 授業科目を履修した者については、学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって認定の上、合格した者に単位を与える。</p> <p>2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により合格、不合格又は認定の評語をもって表すことがある。</p> <p>(試験)</p> <p>第7条 試験は、授業科目の筆記試験又は口述試験とし、原則として授業の終了する学期末又は学年末に行う。</p> <p>2 学生は、履修した科目についてのみ受験することができる。</p> <p>3 学生が病気、忌引その他公の証明のある事故又は本研究科教授会(以下「教授会」という。)の議に基づき、研究科長が別に定める事由のため試験を受けることができなかつた場合には、願い出により追試験を行う。</p> <p>(履修の要件)</p> <p>第8条 学生は、試験の結果、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間のGPA(グレード・ポイント・アベレージ。授業科目ごとの成績を5段階で評価した上、それぞれにグレード・ポイントを付与して、単位当たりの平均を算出する方法をいう。以下同じ。)が、それぞれ1.8に満たない場合は原級留置とし、次学期に開講する授業科目を履修することができない。</p> <p>(1) 1年次 学年</p> <p>(2) 2年次及び3年次 各学期</p> <p>(他の法科大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第9条 本研究科において教育上有益と認めるときは、学則第29条及び第37条の規定により、国内の他の法科大学院又はこれに相当する外国の法科大学院(以下「他の法科大学院」という。)との協議に基づき、学生が当該他の法科大学院において授業科目を履修することを認めることができる。</p> <p>2 前項の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は、30単位を超えない範囲で第3条の規定により履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、教授会の議に基づき、研究科長が別に定める。</p> <p>(入学前の既修得単位の取扱等)</p> <p>第10条 本研究科において教育上有益と認めるときは、学則第31条の規定により、学生が本研究科に入学する前に他の法科大学院において履修した授業科目について修得した単位(本研究科又は他の法科大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科に入学した後の本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、本研究科において修得した単位以外のものについては、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。</p> <p>3 第1項の既修得単位の認定は、教授会で行う。</p> <p>(修了要件)</p> <p>第11条 本研究科の課程の修了の要件は、本研究科に3年以上在学し、第3条第1項に規定する単位以上を修得し、かつ、修了時における通算のGPAが2.0以上を満たすこととする。</p> <p>2 前項に定める修了要件のうち、GPAに関する要件のみを満たさない者に対しては、願い出により修了認定試験を行う。</p> <p>3 修了認定試験に合格した者は、第1項に定める修了要件を満たしたものとみなす。</p> <p>4 前条の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。</p> <p>5 前項の在学期間の認定は、教授会で行う。</p> <p>(法学既修者)</p> <p>第12条 本研究科が入学手続後に行う法学既修者認定試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、前条第1項に規定する在学期間については1年間在学し、同項に規定する単位については30単位を修得したものとみなす。</p> <p>2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年とする。</p> <p>3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第9条及び第10条の規定により認定した単位数と合わせて30単位とする。</p>

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科規則(平成21年4月1日現在)から抜粋

資料5-11-①-C 成績評価基準について

<p>成績評価の基準・方法について</p> <p>(1) 成績評価は、5段階による評価区分とし、合格については、秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)で表示し、不合格については不可(59~0点)と表示する。</p> <p>(2) 合格と不合格の評価は絶対評価で判断する。</p> <p>(3) 合格の成績分布については、相対評価の判断により、秀・優25%、良35%、可40%を目安とする。</p> <p>受講生が10人以下の科目については、この目安は若干修正できるものとする。</p>

出典：平成19年6月13日教授会申し合わせから抜粋

資料5-11-①-D GPA 算出方法

(GPA とグレード・ポイントの付与)

第5条 GPAは、次の算出方法によるものとする。GPA = $((4 \times \text{「秀」修得単位数} + (3 \times \text{「優」修得単位数} + (2 \times \text{「良」修得単位数} + (1 \times \text{「可」修得単位数})) / (\text{履修登録した科目の単位数の総和})$

2 グレード・ポイントの付与は、次の表のとおりとする。

取得点数	評価	グレート・ポイント
100～90	秀	4
89～80	優	3
79～70	良	2
69～60	可	1
59～0	不可	0

3 規則第6条、第9条及び第10条の規定に基づき「合格」又は「認定」と評価した科目はGPAの対象としない。ただし、単位互換科目のグレード・ポイントの付与については、前項の例による。

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科履修細則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5-11-①-E 成績評価、単位認定、修了要件等の公表状況

(<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/education/finishing.html>)



出典：熊本大学大学院法曹養成研究科ホームページから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則及び研究科規則等で組織的に整備されており、その基準等に従い適切に実施している。学生への周知は、Web公開及び履修指導など、多様な方法で実施している。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

観点5-11-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確性を担保するために、大学院学則（前掲資料5-7-①-A）で学生に対してあらかじめ成績評価基準を明示することを定めている。法曹養成研究科では、筆記試験の答案を採点・添削、勉学上の留意点等のコメントを付して学生に返却しており、その際に成績評価基準も配布している。また、成績評価に関する異議申立制度（資料5-11-②-A）を整備している。異議に対しては、まず担当教員が成績評価の根拠等について説明している。更に疑義がある場合は、教務委員長が、学生・教員双方から事情聴取を行い解決に努めている。それでも解決に至らない場合は、異議申立制度に基づき、審議委員会を設置・審議し、学生に文書で回答することとしている。

資料5-11-②-A 成績評価異議申し立て

《第1段階》担当教員の説明

答案については、添削及び勉学上の留意点等のコメントを付して、成績評価基準（採点基準）とともに学生へ返却する。成績評価について質問や疑問を持つ学生に対しては、当該科目の担当者が成績評価の根拠等について具体的に説明する。

《第2段階》教務委員会の事情聴取

どうしても成績評価に納得できない学生又は当該科目の担当者の申し出により、教務委員長は双方から事情聴取を行い、解決に努めるものとする。

《第3段階》成績評価異議申し立て

担当教員の説明と教務委員長の回答によってもどうしても成績評価に納得できない学生は、決められた期間内に、「成績評価異議申立」を行うことができる。教務委員長は当該異議申立について、運営委員会に諮り、研究科長は審議する委員会を設置する。当該委員会は審議の結果について、教授会の議を経て、異議を申し立てた学生へ文書により回答する。

出典：平成19年6月13日教授会申し合わせから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準を明示するとともに、答案の返却や異議申立てに対応する仕組みを整備し、成績評価等の正確さを確保している。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

<学士課程>

- 教育課程は、学則に定める編成方針に基づき、それぞれの区分に属する各科目・授業が効果的な連携を図りながら適切に配置されるよう編成している。専門科目では、各学部・学科等の教育目的に沿って、バランスと体系性の確保に留意しながら科目を配置している。
- 学内外の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮して、他大学との連携、編入学制度の導入、インターンシップの実施及び学部・学科独自の取組がなされている。
- 履修方法、単位の計算・認定方法及び授業科目等は、学則、学部規則及び教養教育履修規則等に明示するとともに、教養教育及び一部の学部において履修単位の上限を設定（CAP 制度）している。自習室の設置及びカンファレンス室や共同研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を可能にするほか、全学部でのCALLによる英語の自主学習、WebCT を活用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。
- 各学部において自主学習のための施設・設備を整備するほか、附属図書館においても自主学習を支援するため、夜間・休日の時間外開館を実施している。また、基礎学力が不足する学生に対する取組も適宜実施している。

<大学院課程>

- 学生のニーズ、社会からの要請等については、授業改善のためのアンケート、学生代表との懇談会、就職先企業等へのアンケートや各種イベント等を通して把握に努め、多様な形で教育課程の編成等に役立っている。
- 教育の質の向上等、教育改革の優れた取組として、文部科学省から「魅力ある大学院教育イニシアティブ」等の多くの教育 GP に採択されるなど、大学院教育の充実を図っている。
- 大学院の教育目的を達成するため、熊本大学国際奨学事業奨学金制度を創設し、学生の国際会議等での研究発表等や海外インターンシップを幅広く支援するなど、研究指導の充実を図っている。

<専門職学位課程>

- 質の高い法曹養成のために、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群からなる3年の教育課程を編成し、基礎的な法的ニーズとともに、新しい法的ニーズにも対応し得るように授業科目を配置している。学生の多様なニーズ、地域社会のニーズ、学術の発展動向を含めた社会からの要請等に対応して、教育課程に新しい法的ニーズに対応した履修モデルや教育連携による授業科目を編成している。
- シラバスに学習目標等を明示しているほか、自主学習資料を明示し、予習・復習等に関する指導を徹底している。授業時間外の学習時間を確保するため、履修科目の登録の上限（CAP 制度）を設けている。学生の自主学習を促すために、オフィスアワー等を時間割に記載するなど、きめの細かい指導等を行い、コミュニケーションの機会確保に努めている。研究室やその他の場所を、自主学習用のスペースとして確保するほか、WebCT を利用したeラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。
- 附属臨床法学教育研究センターを設置し、実践的な学習を実施している。そのほか、司法試験合格まで学習支援を行う法務学修生制度を設けている。

【改善を要する点】

<学士課程>

- シラバスにおける学習目標の具体的提示及び成績評価基準の明示に関して、なお改善の余地がある。

<大学院課程>

- 博士課程（博士後期課程）の入学者を定常的に確保するため、教育プログラム等の充実に努める余地がある。

<専門職学位課程>

- 新司法試験合格者数増加のため、教育方法等の改善に努める余地がある。

(3) 基準 5 の自己評価の概要

<学士課程>

教育課程は、学則に定める編成方針に基づき、それぞれの区分に属する各科目・授業が効果的な連携を図りながら適切に配置されるよう編成している。教養教育は、要諦の部分に多くの必修科目を配置している。専門教育は、各学部・学科の教育目的に沿って、バランスと体系性の確保に留意しながら科目を配置している。そのほか、工学教育は、全国に先駆けて国際水準の JABEE 等の認定を受け、薬学部及び工学部の一部の学科は、環境 ISO14001 を認証取得するなど、特色ある教育課程を編成している。

学内外の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮して、他大学との連携、編入学制度の導入、インターンシップの実施及び各学部・学科独自の取組を行っている。授業担当者は、研究活動を通じて教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている。

履修方法、単位の計算・認定方法及び授業科目等は、学則、学部規則及び教養教育履修規則等に明示するとともに、教養教育及び専門教育の一部において履修単位の上限を設定（CAP 制度）している。自習室の設置及びカンファレンス室や共同研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を可能にするほか、全学部での CALL による英語の自主学习、WebCT を活用した e ラーニングによる自主学习を可能にするなど、学習環境を整備している。

各学部は、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿って授業形態や指導法の工夫を行っている。種々の授業形態とそれらの配分は専攻分野ごとに異なるが、いずれにおいても、通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用している。

シラバスは、教養教育及び専門教育において、共通の項目で作成しており、Web での公開等の取組により、学生の活用を促進している。

自主学习のための施設・設備を整備するほか、附属図書館においても自主学习を支援するため、夜間・休日の時間外開館を実施している。また、基礎学力不足の学生への取組も適宜実施している。

成績評価、単位認定及び卒業認定等の基準は、学則及び学部規則等で組織的に策定されており、その基準等に従い、適切に実施している。学生への周知は、Web 公開及び履修指導等、多様な方法で実施している。

教育方法改善ハンドブック（KU:T0）を作成し、シラバス様式の統一及び具体的な作成方法について解説している。シラバスに成績評価基準・方法等を明示し、学生に公表している。学生は、成績の確認を Web 上で行い、成績評価に係る異議申立制度を設け、各学部等で適切に対応している。

＜大学院課程＞

本学は、専門職大学院を除き、3研究科及び3教育部を設置している。大学院学則に教育課程の編成方針を明示し、各研究科等では授与する学位及び養成する人材像等の教育研究上の目的を定めている。

学生のニーズ、社会からの要請等については、アンケート、学生代表との懇談会等により実効のある方法で把握に努め、多様な形で教育課程の編成等に役立てている。授業担当者は、教育目的の実現に必要な知見を研究活動を通じて確保し、授業の内容に反映させている。教育の質の向上等を目指す教育改革の優れた取組として、本学が企画したプログラムが「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等の多くの教育GPに採択されるなど、大学院教育の充実を図っている。

授業・研究指導、履修、単位の計算方法・認定、修了要件等は、大学院学則及び研究科等規則に明示している。シラバスに学習目標、授業計画、評価方法・基準等や自主学習につながるレポート・課題等の情報を明示している。各研究科で自習室や研究室に自主学習スペースを確保しているほか、カンファレンス室や共通研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を促進している。そのほか、CALLによる英語自主学習、WebCTを利用したeラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

各研究科等において、教育目的と専攻分野の特性に沿った授業形態や指導法を工夫し、通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用している。

シラバスは、学士課程と同一の様式で、教育課程の編成の趣旨に沿って作成され、Web上で公開することによって、学生への活用を促している。

各研究科等においては、社会人学生を積極的に受け入れ、学生の事情に応じた授業時間割の設定や論文指導時間の配慮が行われている。

教育課程の趣旨に沿った研究指導の体制は大学院学則及び各研究科等の規則において明示し、学位論文等の改善を計画的に適切に実施している。また、熊本大学国際奨学事業奨学金制度を創設し、学生の国際会議等での研究発表等や海外インターンシップを幅広く支援するなど、研究指導の充実を図っている。

研究テーマは、指導予定教員と相談の上決定し、研究指導、学位論文に係る指導は、各研究科等において、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員の複数の指導教員を置くことを定め、それぞれの特性に沿った多様な指導の工夫を行っている。そのほか、多面的な指導の機会確保に努めている。

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則及び各研究科等規則等で組織的に策定されており、その基準等に従い、適切に実施している。学生への周知は、Web公開、履修指導など多様な方法で実施している。

全学学位規則及び各研究科等規則において学位論文の審査体制について規定し、組織的に適切な審査体制を構築している。各研究科等で評価基準を明示し、組織的に適切に実施している。審査体制は、多様な方法で学生に周知されている。

すべての研究科等において、大学院学則等に基づき、成績評価基準を明示するとともに、異議申し立てに対応する仕組みを整備することにより、成績評価等の正確さを確保している。

<専門職学位課程>

法曹養成研究科の教育課程は、大学院学則に定める編成方針に基づき編成され、専攻及び授業科目等は、研究科規則で具体化している。理念・目的に基づき、3年標準コース及び2年短縮コースの教育課程を設け、特色ある法曹養成に資する教育課程を体系的に編成している。

質の高い法曹を養成するために、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群からなる3年の教育課程を編成し、基礎的な法的ニーズとともに、新しい法的ニーズにも対応し得るように授業科目を配置している。学生の多様なニーズ、地域社会のニーズ、学術の発展動向を含めた社会からの要請等に対応して、教育課程に新しい法的ニーズに対応した履修モデルや教育連携による授業科目を編成している。

履修方法、単位の計算・認定方法等は、大学院学則、研究科規則等に明示し、適切に実施している。シラバスに学習目標等を明示しているほか、自主学習資料を明示し、予習・復習等に関する指導を徹底している。授業時間外の学習時間を確保するため、履修科目の登録の上限(CAP制度)を設けている。また、GPA(Grade Point Average)による評価を採り入れている。学生の自主学習を促すために、オフィスアワー等については時間割に記載するなど、きめの細かい指導等を行い、コミュニケーションの機会確保に努めている。研究室やその他の場所を、自主学習用のスペースとして確保するほか、WebCTを利用したeラーニングによる自主学習など多様な学習環境を整備している。

法曹界の期待にこたえるため、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目的・理念として掲げ、特色ある法曹養成に資する教育課程を編成している。附属臨床法学教育研究センターを設置し、実践的な教育を実施している。

職業人育成を前提とする教育目的に沿って、専門性の獲得と専門職業におけるスキルの獲得につながる実践的な授業科目を中軸に科目編成し、それぞれの内容にふさわしい授業形態を採っている。各種の授業形態とそれらの配分は、通常の講義形式に偏ることなく、専門分野に必要とされる効果的なものとなっている。

法曹養成研究科のシラバスでは、授業のレジュメ、お知らせ、概要、15回分の詳細な情報を掲載している。本シラバスをWeb上に公開等し、学生の活用を促進している。

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則及び研究科規則等で組織的に整備されており、その基準等に従い適切に実施している。学生への周知は、シラバスシステムでのWeb公開及び履修指導など多様な方法で実施している。

成績評価基準を明示するとともに、答案の返却や異議申立てに対応する仕組みを整備し、成績評価等の正確さを確保している。

基準6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到る状況】

本学の理念及び目的（前掲資料1-1-①-B）に沿って、中期目標において、基本的方針や目標を定めている（資料6-1-①-A）。これらを踏まえて、各学部・研究科等は、それぞれの特性に応じた教育研究上の目的（前掲資料1-1-①-C、1-1-②-B）を明確に定めている。達成状況の検証・評価は、教育会議の下のFD部会及び教務委員会が連携して（前掲資料2-2-②-A）授業改善のためのアンケート（前掲資料3-2-②-D~G）及び卒業生・就職先企業等へのアンケート（後掲資料6-1-⑤-A~C）を実施し、その結果については、学内で公表している。また、学士課程は進級判定及び卒業判定等により、大学院課程は修士論文・博士論文審査及び修了判定により、それぞれ達成状況の検証・評価を行っている。さらに、授業改善の諸問題への対応等を教育方法改善ハンドブック（KU:T0）に掲載するなど達成状況を検証している（前掲資料3-2-②-I）。

資料6-1-①-A 基本的方針及び目標

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigaku_jouhou/daigakugaiyou/unei/mokuhyou_keikaku/img/h16mokuhyo.pdf)

<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>1) 学士課程における教養教育においては、現代社会を生きる能力と学術への関心を培う。</p> <p>2) 学士課程における専門教育においては、教養教育を踏まえ幅広い専門性を有し、その専門性によって社会に貢献できる質の高い人材を養成する。</p> <p>3) 大学院（修士課程）においては、学士課程と有機的に連携し、高い専門性を有する高度専門職業人を養成する。</p> <p>4) 大学院（博士課程）においては、創造性豊かな研究者及び高い専門性と豊かな学識を有する高度専門職業人を養成する。</p> <p>5) 専門職大学院においては、社会的要請のある特定分野について、高度で専門的な職業能力を有する人材を養成する。</p> <p>6) 教育を通して、高い職業意識を持ち主体的に職業を選択できる人材を育成する。</p> <p>7) 人材養成の教育の成果・効果を検証し、その結果を大学教育に反映する。</p>
--

出典：熊本大学中期目標から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

中期目標において、基本的方針や目標を定め、各学部・研究科等は、それぞれの特性に応じた教育研究上の目的を明確に定めている。達成状況の検証・評価については、各アンケート調査や卒業判定、学位論文審査・修了判定等で検証するとともに、授業改善の諸問題への対応等を教育方法改善ハンドブック（KU:T0）に掲載するなどの取組を行っている。

以上のことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

観点 6-1-②：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 20 年度の単位修得状況は、全ての課程で 80%以上である（資料 6-1-②-A, B）。学位取得状況は、資料 6-1-②-C のとおりである。学生の多くが標準修業年数で卒業・修了している（資料 6-1-②-D～G）。留年、休学、退学・除籍の状況は、資料 6-1-②-H～M のとおりである。また、医学部の医師等、薬学部の薬剤師、教育学部の教諭等の取得資格状況は、資料 6-1-②-N, O のとおりである。そのほか、大学院学生の中には、優れた研究成果により、論文を発表したり、国内外で学会賞等を受賞している者もいる（資料 6-1-②-P～R）。

資料 6-1-②-A 学士課程の単位修得率（平成 20 年度）

学部名	履修登録者数(人)	単位取得者数(人)	単位取得率(%)
文学部	15,467	13,695	88.5
教育学部	29,581	26,177	88.5
法学部	17,305	14,491	83.7
理学部	18,954	15,676	82.7
医学部	28,334	27,739	97.9
薬学部	8,852	8,143	92.0
工学部	51,253	42,741	83.4

出典：熊本大学学務情報システム（SOSEKI）データを基に作成

資料 6-1-②-B 大学院課程の単位修得率（平成 20 年度）

研究科等名	課程	履修登録者数(人)	単位修得者数(人)	単位修得率(%)
教育学研究科	修士課程	856	809	94.5
社会文化科学研究科	博士前期課程	1,258	1,104	87.8
	博士後期課程	184	162	88.0
自然科学研究科	博士前期課程	6,935	6,044	87.2
	博士後期課程	555	466	84.0
医学教育部	修士課程	130	128	98.5
	博士課程	311	256	82.3
保健学教育部	修士課程	229	227	99.1
薬学教育部	博士前期課程	918	853	92.9
	博士後期課程	93	84	90.3
法曹養成研究科	法科大学院の課程	1,156	1,068	92.4

出典：熊本大学学務情報システム（SOSEKI）データを基に作成

資料6-1-②-C 学位取得状況

(単位：人)

学部等名	学位名称	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
文学部	学士(文学)	185	190	193	183	173
教育学部	学士(教育学)	332	330	340	308	314
法学部	学士(法学)	260	234	229	215	215
理学部	学士(理学)	191	191	201	183	194
医学部	学士(医学)	95	99	112	94	103
	学士(看護学)	—	—	—	74	77
	学士(保健学)	—	—	—	57	86
薬学部	学士(薬学)	88	94	96	91	99
工学部	学士(工学)	574	596	567	563	581
文学研究科	修士(文学)	37	47	44	42	28
教育学研究科	修士(教育学)	58	56	44	43	53
法学研究科	修士(法学)	15	20	17	16	13
	修士(公共政策学)	10	13	7	5	1
	修士(学術)	—	—	—	1	1
社会文化科学研究科	修士(教授システム学)	—	—	—	5	12
	修士(学術)	—	—	—	2	2
	修士(公共政策学)	—	—	—	—	1
	博士(文学)	4	5	2	6	7
	博士(公共政策学)	1	3	2	3	3
	博士(法学)	1	1	0	1	0
	博士(学術)	1	0	2	3	3
自然科学研究科	修士(理学)	70	84	78	75	78
	修士(工学)	304	342	319	338	333
	博士(理学)	8	11	7	10	13
	博士(工学)	36	36	43	46	34
	博士(学術)	8	10	7	9	11
医学教育部	修士(医科学)	19	20	20	20	16
	博士(医学)	—	—	23	46	44
	博士(生命科学)	—	—	0	1	0
薬学教育部	修士(薬学)	71	68	72	59	79
	博士(薬学)	—	14	13	30	14
	博士(生命科学)	—	—	1	2	1
法曹養成研究科	法務博士(専門職)	—	4	25	28	23

出典：教務課資料を基に作成

資料6-1-②-D 卒業者の修業年数別人数 (学士課程)

(単位:人)

学部等名	修業年数	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
文学部	4年	151(81.6)	151(79.5)	158(81.9)	158(86.3)	149(86.1)
	5年	19	23	17	12	8
	6年	3	4	1	1	4
	7年	3	3	4	1	1
	8年	2	2	1	1	1
	9年以上	0	0	0	0	0
	その他	7	7	12	10	10
計	185	190	193	183	173	
教育学部	4年	309(93.1)	301(91.2)	311(91.5)	284(92.2)	289(92.0)
	5年	15	14	18	16	16
	6年	3	9	3	3	5
	7年	4	1	3	3	1
	8年	1	5	5	2	3
	9年以上	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
計	332	330	340	308	314	
法学部	4年	217(83.5)	202(86.3)	202(88.2)	183(85.1)	185(86.1)
	5年	19	11	15	14	14
	6年	6	10	1	5	6
	7年	6	2	1	2	0
	8年	1	3	3	3	1
	9年以上	0	0	1	0	0
	その他	11	6	6	8	9
計	260	234	229	215	215	
理学部	4年	162(84.8)	163(85.3)	167(83.1)	158(86.3)	164(84.5)
	5年	16	13	16	14	17
	6年	0	4	5	4	8
	7年	1	2	1	3	2
	8年	3	1	1	0	1
	9年以上	0	0	0	0	0
	その他	9	8	11	4	2
計	191	191	201	183	194	
医学部医学科	6年	85(89.5)	83(83.8)	96(85.7)	87(92.6)	89(86.4)
	7年	9	12	13	4	13
	8年	1	2	2	3	1
	9年以上	0	2	1	0	0
	その他	0	0	0	0	0
計	95	99	112	94	103	
医学部保健学科	4年	—	—	—	117(89.3)	129(79.2)
	5年	—	—	—	—	17
	その他	—	—	—	14	17
	計	—	—	—	131	163
薬学部	4年	85(96.6)	89(94.7)	93(96.9)	87(95.6)	89(89.9)
	5年	3	3	0	1	7
	6年	0	1	2	1	2
	7年	0	0	0	2	1
	8年	0	1	0	0	0
	9年以上	0	0	1	0	0
	その他	0	0	0	0	0
計	88	94	96	91	99	
工学部	4年	429(74.7)	451(75.7)	436(76.9)	420(74.6)	439(75.6)
	5年	65	53	44	59	63
	6年	17	15	13	18	16
	7年	6	7	9	2	7
	8年	11	5	7	4	5
	9年以上	0	0	0	0	3
	その他	46	65	58	60	48
計	574	596	567	563	581	

注1:その他には編入学者を含む

注2:表内の括弧()は、標準修業年限修了率(標準修業年限修了者数÷修了者数)で単位は%

出典:教務課資料を基に作成

資料6-1-②-E 修了者の修業年数別人数 (修士課程・博士前期課程) (単位:人)

研究科等名	修業年数	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
教育学研究科	2年	55(94.8)	50(89.3)	42(95.5)	39(90.7)	47(88.7)
	3年	2	5	1	2	5
	4年	1	0	1	2	1
	5年	0	0	0	0	0
	6年以上	0	1	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計	58	56	44	43	53
社会文化科学研究科	2年	—	—	—	7(100.0)	12(80.0)
	3年	—	—	—	—	2
	4年	—	—	—	—	0
	5年	—	—	—	—	0
	6年以上	—	—	—	—	0
	その他	—	—	—	—	1
		計	—	—	—	7
自然科学研究科	2年	365(97.6)	413(97.0)	379(95.5)	408(98.8)	408(99.3)
	3年	7	10	11	3	1
	4年	1	1	3	0	0
	5年	0	0	0	0	0
	6年以上	0	0	0	0	0
	その他	1	2	4	2	2
		計	374	426	397	413
医学教育部	2年	19(100.0)	20(100.0)	20(100.0)	20(100.0)	16(100.0)
	3年	0	0	0	0	0
	4年	0	0	0	0	0
	5年	0	0	0	0	0
	6年以上	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
		計	19	20	20	20
薬学教育部	2年	69(97.2)	65(95.6)	69(95.8)	59(100.0)	76(96.2)
	3年	0	1	3	0	3
	4年	0	0	0	0	0
	5年	0	0	0	0	0
	6年以上	0	0	0	0	0
	その他	2	2	0	0	0
		計	71	68	72	59

注1:その他には早期修了者も含む

注2:表内の括弧()は、標準修業年限修了率(標準修業年限修了者数÷修了者数)で単位は%

出典:教務課資料を基に作成

資料6-1-②-F 修了者の修業年数別人数 (博士課程・博士後期課程) (単位:人)

研究科等名	修業年数	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
社会文化科学研究科	3年	6(85.7)	6(66.7)	3(50.0)	8(61.5)	8(61.5)
	4年	0	2	1	4	2
	5年	0	0	1	0	1
	6年	0	0	0	1	0
	7年以上	0	0	0	0	0
	その他	1	1	1	0	2
	計	7	9	6	13	13
自然科学研究科	3年	35(67.3)	38(66.7)	49(82.4)	47(72.3)	40(68.9)
	4年	11	5	4	8	9
	5年	1	5	2	3	5
	6年	1	2	0	1	0
	7年以上	0	0	0	0	0
	その他	4	7	2	6	4
	計	52	57	57	65	58
医学教育部	4年	—	—	22(95.6)	43(91.4)	41(93.1)
	5年	—	—	1	0	0
	6年	—	—	0	0	0
	7年以上	—	—	0	0	1
	その他	—	—	0	4	2
	計	—	—	23	47	44
薬学教育部	3年	—	14(100.0)	14(100.0)	32(100.0)	15(100.0)
	4年	—	0	0	0	0
	5年	—	0	0	0	0
	6年	—	0	0	0	0
	7年以上	—	0	0	0	0
	その他	—	0	0	0	0
	計	—	14	14	32	15

注1:その他には早期修了者も含む

注2:表内の括弧()は、標準修業年限修了率(標準修業年限修了者数÷修了者数)で単位は%

出典:教務課資料を基に作成

資料6-1-②-G 修了者の修業年数別人数 (専門職学位課程) (単位:人)

研究科名	修業年数	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
法曹養成研究科	3年	—	—	23(92.0)	25(89.3)	21(91.3)
	4年	—	—	—	1	1
	5年	—	—	—	0	0
	6年	—	—	—	0	0
	7年以上	—	—	—	0	0
	その他	—	4	2	2	1
	計	—	4	25	28	23

注1:その他には早期修了者も含む

注2:表内の括弧()は、標準修業年限修了率(標準修業年限修了者数÷修了者数)で単位は%

出典:教務課資料を基に作成

資料6-1-②-H 学士課程の留年者数及び留年率 (単位:人(%))

学部名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
文学部	64(7.8)	56(6.9)	56(6.9)	53(6.6)	53(6.7)
教育学部	64(4.6)	62(4.5)	62(4.6)	50(3.8)	47(3.6)
法学部	70(6.7)	84(8.4)	94(9.7)	79(8.4)	66(7.1)
理学部	43(5.0)	49(5.8)	60(7.1)	55(6.6)	53(6.3)
医学部	23(3.0)	45(4.9)	48(4.4)	50(4.1)	44(3.5)
薬学部	11(2.9)	15(3.8)	16(4.0)	13(3.3)	11(2.8)
工学部	197(7.6)	175(6.7)	189(7.4)	218(8.7)	226(9.0)

注:留年率=留年者数÷全学年数(前年度5月1日現在)

出典:熊本大学学務情報システム(SOSEKI)データを基に作成

資料6-1-②-I 大学院課程の留年者数及び留年率 (単位:人(%))

研究科等名	課程	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教育学研究科	修士課程	7(5.6)	5(4.7)	5(5.1)	9(8.6)	6(5.2)
社会文化科学研究科	博士前期課程	—	—	4(26.7)	7(20.6)	10(8.8)
	博士後期課程	12(27.3)	14(27.5)	15(26.3)	14(20.0)	16(22.5)
自然科学研究科	博士前期課程	17(2.0)	10(1.2)	8(0.9)	11(12.3)	16(1.8)
	博士後期課程	53(20.3)	49(18.1)	42(16.0)	37(14.4)	34(14.1)
医学教育部	修士課程	0(0)	0(0)	1(2.2)	0(0)	6(15.0)
	博士課程	0(0)	0(0)	3(1.0)	5(1.7)	5(1.6)
保健学教育部	修士課程	—	—	—	—	0(0)
薬学教育部	博士前期課程	1(0.7)	1(0.7)	0(0)	3(2.0)	2(1.2)
	博士後期課程	0(0)	2(2.8)	1(1.4)	2(3.1)	2(3.6)
法曹養成研究科	法科大学院の課程	4(11.8)	6(9.0)	18(18.6)	22(22.7)	18(20.5)

注:留年率=留年者数÷全学年数(前年度5月1日現在)

出典:熊本大学学務情報システム(SOSEKI)データを基に作成

資料6-1-②-J 学士課程の休学者数及び休学率 (単位:人(%))

学部名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
文学部	16(2.0)	13(1.6)	15(1.9)	16(2.0)	18(2.2)
教育学部	14(1.0)	17(1.3)	20(1.5)	14(1.1)	20(1.6)
法学部	14(1.4)	15(1.5)	14(1.5)	25(2.7)	13(1.4)
理学部	16(1.9)	15(1.8)	12(1.4)	15(1.8)	15(1.8)
医学部	7(0.8)	10(0.9)	7(0.6)	11(0.9)	12(1.0)
薬学部	6(1.5)	3(0.8)	3(0.8)	5(1.3)	11(2.8)
工学部	25(1.0)	31(1.2)	28(1.1)	33(1.3)	25(1.0)

注:休学率=休学者数÷全学年数(当年度5月1日現在)

出典:熊本大学学務情報システム(SOSEKI)データを基に作成

資料6-1-②-K 大学院課程の休学者数及び休学率 (単位:人(%))

研究科等名	課程	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教育学研究科	修士課程	1(0.9)	3(3.0)	2(1.9)	4(3.4)	7(6.9)
社会文化科学研究科	博士前期課程	—	—	1(2.9)	0(0)	5(2.7)
	博士後期課程	12(23.5)	7(12.3)	8(11.4)	6(8.5)	9(11.3)
自然科学研究科	博士前期課程	13(1.5)	9(1.1)	8(0.9)	11(1.2)	9(1.0)
	博士後期課程	28(10.4)	27(10.3)	26(10.1)	18(7.5)	29(11.4)
医学教育部	修士課程	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1.6)
	博士課程	1(0.5)	2(0.7)	12(4.0)	11(3.6)	11(3.7)
保健学教育部	修士課程	—	—	—	0(0)	0(0)
薬学教育部	博士前期課程	3(2.0)	3(2.1)	2(1.4)	2(1.2)	2(1.1)
	博士後期課程	0(0)	1(1.4)	2(3.1)	2(3.6)	2(3.5)
法曹養成研究科	法科大学院の課程	3(4.5)	7(7.2)	18(18.6)	16(18.2)	10(10.9)

注:休学率=休学者数÷全学年数(当年度5月1日現在)

出典:熊本大学学務情報システム(SOSEKI)データを基に作成

資料6-1-②-L 学士課程の退学・除籍者数 (単位:人)

学部名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
文学部	16	16	12	16	8
教育学部	12	12	7	17	17
法学部	16	16	20	18	23
理学部	20	17	15	8	11
医学部	2	2	1	6	4
薬学部	5	5	3	2	3
工学部	67	67	57	39	52

注:前年度実績

出典:熊本大学学務情報システム(SOSEKI)データを基に作成

資料6-1-②-M 大学院課程の退学・除籍者数

(単位：人)

研究科等名	課程	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教育学研究科	修士課程	0	0	2	3	4
社会文化科学研究科	博士前期課程	—	—	0	1	5
	博士後期課程	0	0	3	3	2
自然科学研究科	博士前期課程	34	34	18	23	12
	博士後期課程	28	28	9	9	6
医学教育部	修士課程	0	0	4	2	2
	博士課程	12	12	7	5	8
保健学教育部	修士課程	—	—	—	—	0
薬学教育部	博士前期課程	9	9	8	1	0
	博士後期課程	4	4	5	0	0
法曹養成研究科	法科大学院の課程	3	3	3	6	8

注：前年度実績

出典：熊本大学学務情報システム（SOSEKI）データを基に作成

資料6-1-②-N 国家試験合格状況

資格	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	合格者数(人) (受験者数(人))	合格者数(人) (受験者数(人))	合格者数(人) (受験者数(人))	合格者数(人) (受験者数(人))	合格者数(人) (受験者数(人))
	合格率(%)	合格率(%)	合格率(%)	合格率(%)	合格率(%)
司法試験			1(4) 25.0	2(22) 9.1	7(33) 21.2
医師	87(94) 92.6	93(98) 94.9	98(110) 89.1	93(94) 98.9	100(103) 97.1
看護師	77(79) 97.5	72(80) 90.0		65(65) 100.0	64(65) 98.5
保健師				70(74) 94.6	77(77) 100.0
臨床検査技師	33(35) 94.3	32(37) 86.5		27(27) 100.0	37(38) 97.4
診療放射線技師	40(46) 87.0	31(37) 83.8		22(25) 88.0	34(43) 79.1
助産師	20(20) 100.0	20(20) 100.0	18(20) 90.0	13(14) 92.9	17(17) 100.0
薬剤師	75(88) 85.2	66(94) 70.2	75(95) 78.9	69(91) 75.8	77(98) 78.6

注：平成16年度～18年度の看護師、保健師、臨床検査技師、診療放射線技師及び助産師の合格率等は、医療技術短期大学部のもの

出典：各学部調査資料等を基に作成

資料6-1-②-0 教育学部における資格取得状況

(単位：人)

取得資格	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校教諭	205	202	210	192	195
中学校教諭	227	226	242	211	206
高等学校教諭	271	266	287	248	209
特別支援学校教諭	27	27	23	26	26
幼稚園教諭	97	80	74	74	68
養護教諭	51	48	51	37	33
司書教諭	57	73	46	36	21
社会福祉士	7	9	7	8	5
看護師	19	17	20	0	2

出典：組織評価自己評価書及び現況調査表等を基に作成

資料6-1-②-P 学生(大学院課程)の受賞状況

(単位:件)

研究科等名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
教育学研究科	4	4	5	9	10
社会文化科学研究科	0	0	0	0	1
自然科学研究科	3	21	35	65	66
医学教育部	14	30	27	29	29
薬学教育部	8	17	26	27	8

出典:組織評価自己評価書及び現況調査表等を基に作成

資料6-1-②-Q 学生(大学院課程)の主な受賞例

研究科等名	主な受賞例
教育学研究科	日本産業技術教育学会九州支部優秀発表賞, 熊本県美術協会奨励賞, 日本クラシック音楽コンクール第3位(ピアノ), 新匠工芸会新人賞(工芸) ほか
社会文化科学研究科	第9回アジア生命倫理学会学生部門優秀発表賞
自然科学研究科	日本液晶学会論文賞, 溶接学会奨学賞, 日本金属学会優秀ポスター賞, 地盤工学研究発表会優秀論文発表者賞, 情報処理学会優秀発表学生賞, Young Scientist Award (2nd International Symposium on Explosion, Shock Wave and Hypervelocity Phenomena), 熊本アートポリス設計競技入選, 電気学会優秀論文発表賞, 種子島ロケットコンテストロケット部門二・第1位, 日本塑性加工学会優秀講演奨励賞, Best Poster Presentation Award (International 6th Congress of AOSCE), Best Paper Award, International Symposium on Earth Resource Technology 2008 精密工学会ベストプレゼンテーション賞 ほか
医学教育部	Silver Prize (Asian Cyclodextrin Conference 2007), Young Investigator Award (13th Conference on Retroviruses and Opportunistic Infections, Denver, CO, U.S.A.), 日本循環器学会 Circulation Journal Award 優秀賞, The 8th US-Japan-Asia Dialogue Cardiovascular Diseases:臨床研究セッションAward (Pfizer Japan Inc.), 日本サイトメトリー学会学術奨励賞(最優秀講演), 日本眼科学会学術展示優秀賞, 日本免疫学会総会学術集会 Melchers' Travel Award, 日本エイズ学会学術集会優秀演題賞, 日本高血圧学会 Young Investigator's Award ほか
薬学教育部	第3回トランスポーター研究会優秀演題賞, 第25回日本薬学会九州支部大会優秀発表賞, 第25回有機合成化学セミナーポスター賞, 第8回日本蛋白質科学会年会ポスター賞, 第6回熊本大学フォーラム優秀発表賞, 日本アンドロロジ学会賞(第27回学術大会会長賞), 平成20年度銚川科学研究助成金, 熊本大学学生表彰 ほか

出典:組織評価自己評価書及び現況調査表等を基に作成

資料6-1-②-R 学生(大学院課程)の論文及び学会発表件数

(単位:件)

研究科等名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
教育学研究科	8	4	10	9	2
社会文化科学研究科	15	15	34	67	57
自然科学研究科	1,592	1,777	1,823	1,669	1,649
医学教育部	194	225	280	283	310
保健学教育部	—	—	—	—	0
薬学教育部	259	303	276	315	299

出典:組織評価自己評価書及び現況調査表等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

単位の修得率, 学位取得状況は, いずれも高い水準を維持している。留年, 休学, 退学・除籍の状況は, いずれも低い水準で推移している。国家試験の合格率は, 医師, 看護師, 臨床検査技師等, 高い水準で推移している。大学院学生の研究成果は, 学会等で発表が行われるなど高い評価を受けている。

以上のことから, 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について, 単位修得, 進級, 卒業(修了)の状況, 資格取得の状況等から, あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して, 教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点 6-1-③: 授業評価等, 学生からの意見聴取の結果から判断して, 教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

授業評価等のため, 授業改善のためのアンケートを実施している(前掲資料 3-2-②-D~G)。同結果から, 授業が全般的に有意義であるという水準にあることが検証できた(資料 6-1-③-A)。なお, 同アンケートには, 授業の内容・方法等の設問に加え自由記述欄があり(資料 6-1-③-B), 同結果の自由記述により要改善授業の存在が明らかになったものもあり, 個別に迅速な改善を指導している(前掲資料 3-2-②-I)。

資料 6-1-③-A 授業の検証状況

質問: 全体として, この授業はどの程度有意義でしたか。			
1 非常に有意義だった 2 有意義だった 3 あまり有意義ではなかった 4 まったく有意義ではなかった			
学部等名	平成 20 年前学期平均値	平成 20 年後学期平均値	
文学部	1.802	1.810	
教育学部	1.826	1.891	
法学部	1.887	1.912	
理学部	2.094	2.015	
医学部医学科	1.900	1.861	
医学部保健学科	1.889	1.854	
薬学部	1.811	1.790	
工学部	2.170	2.116	
教養教育	1.897	1.877	
教育学研究科	1.386	1.532	
社会文化科学研究科	1.582	1.471	
自然科学研究科	1.906	1.730	
医学教育部	1.973	1.750	
保健学教育部	—	—	
薬学教育部	1.897	1.704	
法曹養成研究科	1.878	1.824	

注: 平均値=回答数を乗じた数÷回答者数

出典: 授業改善のためのアンケート実施報告書(2008年度実施分)を基に作成

資料 6-1-③-B 学生による「授業改善のためのアンケート」の実施要領(平成 20 年度)

目的, 科目, 時期	授業改善を目的とし, 教養科目と専門科目の全てを対象とする。 原則として, 学期の最終授業の終了時に実施する。
授業内容・方法に関する質問	質問 1: この授業の難易度は, 適切でしたか。 質問 2: この授業の進行の速さは, 適切でしたか。 質問 3: 教員の説明は, 聞き取りやすかったですか。 質問 4: 板書の仕方は, 適切でしたか。 質問 5: 教材・教具は, 授業内容を理解するうえで, 有効でしたか。 質問 6: 視聴覚機器などの使用は, 授業内容を理解するうえで, 有効でしたか。 質問 7: 教員は, 授業を分かりやすくする工夫をしていましたか。 質問 8: 教員との双方向的なやりとりが, どの程度図られていましたか。 質問 9: この授業に対する教員の熱意は, どの程度感じられましたか。
学生の受講状況に関する質問	質問 10: シラバスや授業中に示された授業の目標を, 把握していましたか。 質問 11: この授業について 1 週あたり, どの程度予習・復習などをしましたか。 質問 12: あなた自身は, 授業の目標をどの程度達成したと思いますか。 質問 13: 授業の内容や関連分野に, 関心や問題意識をもつようになりましたか。 質問 14: この授業にどの程度出席しましたか。
総合的な質問	質問 15: 全体として, この授業はどの程度有意義でしたか。
自由記述欄	この授業で良かった点, 改善してほしい点を, 具体的に書いて下さい。
実施者	当該科目の担当教員がアンケート用紙等を配付し, 学生が回収する。
分析者	熊本大学教育会議 FD 部会

出典: 教育会議 FD 部会資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

授業改善のためのアンケートを実施し、授業が全体的に有意義であるということが検証できた。また、要改善授業については、個別に迅速な改善を指導している。

以上のことから、授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点 6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 20 年度の学部卒業者の就職率は、学部によって差はあるものの、いずれの学部も 80%以上である。また、理学部、工学部、薬学部は、大学院への進学者が多い（資料 6-1-④-A~C）。修士課程・博士前期課程及び博士課程・博士後期課程の就職・進学状況は資料 6-1-④-D, E のとおりとなっている。修士課程・博士前期課程から博士課程・博士後期課程への進学者もおり、また、多くの修了者が多様な職種に就職している（資料 6-1-④-F, G）。

資料 6-1-④-A 学部卒業者の就職・進学状況（平成 20 年度）

	文学部	教育学部	法学部	理学部	医学部	薬学部	工学部
卒業生(人)	173	314	215	194	266	99	581
就職希望者(人)	135	243	168	65	141	31	217
就職者(人)	126	200	163	58	141	29	212
就職率(%)	93.3	82.3	97.0	89.2	100	93.6	97.7
進学者(人)	21	48	22	109	17	63	350
進学率(%)	12.1	15.3	10.2	56.2	6.4	63.6	60.2

注：就職率＝就職者÷就職希望者，進学率＝進学者÷卒業生

出典：キャリア支援課調査資料から抜粋

資料6-1-④-B 学部卒業者の産業別就職状況 (平成20年度)

	文学部	教育学部	法学部	理学部	医学部	薬学部	工学部
農・林・漁業・鉱業	1	0	0	0	0	0	0
建設業	5	1	0	1	0	0	36
製 造 業	食料品・飲料・たばこ・飼料	5	1	2	3	0	1
	繊維工業	0	0	0	0	0	0
	印刷・同関連業	0	0	0	0	0	1
	化学工業, 石油・石炭製品	4	4	3	8	0	2
	鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品	1	1	0	0	0	16
	はん用・生産用・業務用機械器具	2	3	8	0	3	13
	電子部品・デバイス・電子回路	1	1	3	2	0	21
	電気・情報通信機械器具	2	0	5	1	0	23
	輸送用機械器具	0	0	2	0	0	22
	その他	1	0	1	0	0	4
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	6	0	0	5	
情報通信業	14	5	12	10	0	28	
運輸業, 郵便業	8	2	4	1	0	8	
卸売業・小売業	13	9	18	0	0	11	
金融業・保険業	26	23	32	8	0	2	
不動産業, 物品賃貸業	2	3	3	0	0	2	
学術研究, 専門・技術サービス業	4	5	3	4	0	4	
宿泊業, 飲食サービス業	1	0	0	1	0	1	
生活関連サービス業, 娯楽業	5	4	1	2	0	1	
教育, 学習支援業	9	116	4	8	1	3	
医療, 福祉	2	3	5	3	126	10	
複合サービス事業	1	1	0	0	0	0	
サービス業	0	0	4	0	0	0	
公務	15	16	47	5	11	1	
上記以外	2	2	0	1	0	4	
計	126	200	163	58	141	29	

出典：キャリア支援課資料から抜粋

資料6-1-④-C 学部卒業者の主な就職先 (平成20年度)

(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/careersupport/>)

学部名	主な就職先
文学部	国家公務員, 地方公務員, 熊本県公立学校教員, 神奈川県公立学校教員, 私立高校教員, 国立大学職員, CSK ホールディングス, イズミ, 伊藤忠商事, イワサキコーポレーション, 大分銀行, 九電工, キリンビール, クボタ, 熊本第一信用金庫, 熊本日日新聞社, 再春館製菓所, 西部ガス, ジュンク堂書店, 済生会熊本病院, 全日本空輸, 損害保険ジャパン, 第一三共, 第一生命保険, 大王製紙, 竹中工務店, 筑邦銀行, 東京海上日動火災保険, 東京電力, 日東電工, 日本航空, 日本通運, パソナ, パロマ工業, 肥後銀行, 福音館書店, 富士通ビー・エス・シー, 豊和銀行, 三井住友海上火災保険, 宮崎銀行, 宮崎太陽銀行, 明治安田生命保険, ゆうちょ銀行, 郵便事業, リコー, ローソン ほか
教育学部	熊本県公立学校教員, 福岡県公立学校教員, 佐賀県公立学校教員, 大分県公立学校教員, 宮崎県公立学校教員, 鹿児島県公立学校教員, 神奈川県公立学校教員, 埼玉県公立学校教員, 福岡市立学校教員, 川崎市立学校教員, 横浜市立学校教員, 私立学校教員, 国家公務員, 地方公務員, 国立大学職員, JTB九州, アルペン, エスケーホーム, 大分銀行, 大塚製菓, 化学及血清療法研究所, 熊本第一信用金庫, 熊本ファミリー銀行, 再春館製菓所, 佐賀銀行, 佐賀共栄銀行, サントリー, ジャパネットたかた, 大和証券, 筑邦銀行, 東京海上日動火災保険, 東芝メディカルシステムズ, 富田薬品, 南国殖産, 肥銀ビジネスサービス, 肥後銀行, 久光製菓, 福岡銀行, 福岡ソフトバンクホークスマーケティング, みずほフィナンシャルグループ, 三菱電機エンジニアリング, 早稲田スクール ほか
法学部	国家公務員, 地方公務員, NEC ソフトウェア九州, NTT 西日本, 伊藤忠商事, エーザイ, 大分銀行, 大塚製菓, 鹿児島銀行, 鹿児島読売テレビ, 化学及血清療法研究所, 関西電力, キャノンマーケティングジャパン, 九州電力, 九州旅客鉄道, 近畿日本ツーリスト, シヤープ, ジャパネットたかた, スカパーJSAT, 住友商事, セブンイレブンジャパン, ゼンリン, 中央三井信託銀行, 佐賀銀行, 東京海上日動火災保険, トヨタ自動車九州, 西日本新聞社, 西日本鉄道, ニトリ, 日本アイ・ビー・エム, 日本銀行, 日本生命保険, パナソニック電工, 肥後銀行, フィデック, 福岡銀行, 福岡放送, 牧野フライス製作所, みずほフィナンシャルグループ, 三菱UFJ証券, 三菱UFJ信託銀行, 三菱重工業, 三菱電機, 三菱東京UFJ銀行, 安川電機, ゆうちょ銀行, 郵便事業 ほか
理学部	地方公務員, 鹿児島県公立学校教員, 私立高校教員, I&S BDDO, JTB九州, KIS, NEC マイクロシステム, NTT データ九州, 朝日生命保険, アステラス製薬, イノス, エヌ・ティ・ティファシリティアーズ, 大分県医療生活協同組合, 鹿児島信用金庫, 化学及血清療法研究所, かんぼ生命保険, 九州旅客鉄道, 熊本ファミリー銀行, 再春館製菓所, 済生会熊本病院, 住友化学大分分析センター, 武田薬品工業, タマホーム, チッソ, 日清医療食品, 日本アイ・ビー・エム共同ソリューションサービス, 日本ユニシス, 肥後銀行, フィデック, ふくや, 富士電機, 宮崎銀行, 山崎製パン ほか
医学部	地方公務員, 九州大学病院, 京都大学医学部附属病院, 熊本赤十字病院, 熊本大学医学部附属病院, 熊本医療センター, 国立病院機構九州ブロック, 済生会熊本病院, 東芝メディカルシステムズ, 長崎大学病院, 日本赤十字社医療センター, 日立メディコ, フィリップスエレクトロニクスジャパン, 福岡大学病院, 宮崎大学医学部附属病院 ほか
薬学部	地方公務員, 大賀薬局, 熊本機能病院, 江南病院, 済生会熊本病院, 佐賀大学医学部附属病院, シミック, 総合メディカル, 第一三共, 武田薬品工業, 日本調剤 ほか
工学部	国家公務員, 地方公務員, NEC セミコンダクター九州・山口, NTT データ, NTT データコムウェア, YKK AP, イナックス, 大林組, 関西電力, キヤノン, 九州電力, 九州旅客鉄道, 九電工, 京セラ, 西部ガス, スズキ, 全日本空輸, ゼンリン, 大日本印刷, ダイハツ工業, 大和ハウス工業, デンソー, 東芝, トヨタ自動車, トヨタ自動車九州, 日本航空インターナショナル, 野村證券, 野村総合研究所, パナソニック, パナソニックコミュニケーションズ, 肥後銀行, 日立製作所, 日立造船, ファナック, 富士重工業, 富士通, 富士電機, 富士電機システムズ, ブリジストン, マツダ, 三菱重工業, 三菱電機, 安川電機 ほか

出典：キャリア支援課資料から抜粋

資料6-1-④-D 大学院修了者 (修士課程・博士前期課程) の就職・進学状況 (平成20年度)

	文学研究科	教育学研究科	法学研究科	社会文化科学研究科	自然科学研究科	医学教育部	薬学教育部
修了者(人)	28	53	15	15	411	16	79
就職希望者(人)	18	46	9	14	369	7	62
就職者(人)	16	39	9	14	363	6	61
就職率(%)	88.9	84.8	100	100	98.4	85.7	98.4
進学者(人)	8	0	1	0	29	8	16
進学率(%)	28.6	0	6.7	0	7.1	50.0	20.3

注：就職率＝就職者÷就職希望者, 進学率＝進学者÷修了者

出典：キャリア支援課資料から抜粋

資料6-1-④-E 大学院修了者 (博士課程・博士後期課程) の就職・進学状況 (平成20年度)

	社会文化科学研究科	自然科学研究科	医学教育部	薬学教育部
修了者数(人)	13	50	35	13
就職希望者(人)	10	47	32	13
就職者(人)	10	46	32	13
就職率(%)	100	97.9	100	100
進学者(人)	0	0	0	0

出典：キャリア支援課資料から抜粋

資料6-1-④-F 大学院修了者の産業別就職状況(平成20年度)

	文学研究科	教育学研究科	法学研究科	社会文化科学研究科		自然科学研究科		医学教育部		薬学教育部		法曹養成研究科
	M	M	M	M	D	M	D	M	D	M	D	
農・林・漁業・鉱業	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
建設業	0	0	0	0	0	44	2	0	0	0	0	0
製 造 業	食料品・飲料・たばこ・飼料	0	0	0	0	4	1	0	1	0	1	0
	繊維工業	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
	印刷・同関連業	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
	化学工業, 石油・石炭製品	0	0	1	0	0	29	7	2	0	16	5
	鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0
	はん用・生産用・業務用機械器具	1	0	0	0	0	23	2	0	0	0	0
	電子部品・デバイス・電子回路	0	0	0	0	0	36	0	0	0	0	0
	電気・情報通信機械器具	0	0	1	0	0	62	0	0	0	0	0
	輸送用機械器具	0	0	0	1	0	41	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	
情報通信業	4	0	2	4	0	24	2	0	0	0	0	
運輸業, 郵便業	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	
卸売業・小売業	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9	0	
金融業・保険業	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	
不動産業, 物品賃貸業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
学術研究, 専門・技術サービス業	1	2	3	1	1	16	6	0	2	4	1	
宿泊業, 飲食サービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活関連サービス業, 娯楽業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
教育, 学習支援業	3	33	0	7	6	4	24	0	10	0	5	
医療, 福祉	2	1	0	0	0	1	0	2	19	26	1	
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公務	2	3	0	1	2	7	1	0	0	5	0	
上記以外	0	0	1	0	1	2	1	0	0	1	0	
計	16	39	9	14	10	363	46	6	32	61	13	

出典：キャリア支援課資料から抜粋

資料6-1-④-G 大学院修了者の主な就職先 (平成20年度)

(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/careersupport/>)

研究科等名		主な就職先
文学研究科	M	国家公務員, 地方公務員, 私立学校教員, ASO 田園空間博物館, イノス, キタムラ, セイコウ, ヤマザキマザック, 九州労働金庫, 熊本朝日放送, 熊本赤十字病院, 南日本銀行 ほか
教育学研究科	M	熊本県公立学校教員, 地方公務員, バソナ, 龍山学苑 ほか
法学研究科	M	アストラゼネカ, 熊本県歯科医師会, 三洋電機, テレビ熊本, ナバック, 山口銀行 ほか
社会文化科学研究科	M	地方公務員, 熊本県公立学校教員, 埼玉県公立学校教員, 私立学校教員, 日産自動車, 富士通南九州システムエンジニアリング, ベネッセコーポレーション, ユーキャン ほか
	D	地方公務員, 県立高校教員, 八代工業高等専門学校教員, 岩手県立大学教員, 熊本保健科学大学教員, 宮崎大学教員, 構造計画研究所 ほか
自然科学研究科	M	国家公務員, 地方公務員, 私立高校教員, NTT ドコモ, TOTO, 旭化成, 鹿島建設, 川崎重工業, 関西電力, キヤノン, 京セラ, キリンファーマ, 九州電力, 九州旅客鉄道, 九電工, クボタ, グリコ乳業, 西部ガス, シャープ, 全日本空輸, 大成建設, 帝人, デンソー, 東芝, 凸版印刷, トヨタ自動車, ニコン, 日産自動車, 日本電気, パナソニック, 日立製作所, 富士ゼロックス, 富士通, 富士フイルム, 本田技研工業, マルハニチロ食品, 三菱重工業, 三菱電機, ヤマハ発動機, リコー ほか
	D	地方公務員, 熊本県公立高校教員, 明石工業高等専門学校教員, 佐世保工業高等専門学校教員, 熊本県立技術短期大学, 熊本大学, 化学及血清療法研究所, チッソ, 日油, 日本放送協会, 間組, 分子科学研究所, 堀場製作所, ヤマザキマザック, 理化学研究所 ほか
医学教育部	M	カワニシホールディングス, 熊本大学医学部附属病院, シノテスト, 信州大学医学部附属病院, 玉名化学, 悠香 ほか
	D	天草地域医療センター, 荒尾市民病院, 牛深市民病院, 医薬品医療機器総合機構, 熊本済生会病院, 熊本大学医学部附属病院, 熊本地域医療センター, 国立がんセンター研究所, 国立国際医療センター ほか
薬学教育部	M	地方公務員, 飯塚病院, イオンリテール, 医薬品医療機器総合機構, 宇部興産, ニプロ, 日本新薬, 愛媛大学医学部附属病院, 大分大学医学部附属病院, 小野薬品工業, 花王, 熊本赤十字病院, 熊本地域医療センター, 熊本労災病院, クラシエ製薬, 国立病院機構佐賀病院, 塩野義製薬, 新日本科学, 済生会熊本病院, 聖マリア病院, バイエルン薬品, 久光製薬 ほか
	D	崇城大学教員, アステラス製薬, 小野薬品工業, 鹿児島大学病院, 熊本大学, 新日本科学, 大正製薬, 武田薬品工業 ほか
法曹養成研究科		平田機工

出典：キャリア支援課資料から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

理学部, 工学部及び薬学部卒業生は, 学士課程から大学院修士課程への進学者が多くなっている。修士課程・博士前期課程から博士課程・博士後期課程への進学意欲が高い一方, 多くの修了者が多様な職種に就職している。

以上のことから, 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について, 就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して, 教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点6-1-⑤：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

卒業（修了）者、就職先、学会、交流校等の関係者からの意見聴取を実施している（資料6-1-⑤-A）。卒業（修了）者及び就職先の企業等へのアンケート調査を、平成17年度と平成19年度に実施した（資料6-1-⑤-B）。回収率が比較的に高い就職先の企業等アンケートによると、一般常識、教養・基礎学力等、あらゆる項目で高水準であるとの回答を得た（資料6-1-⑤-C）。平成17年度の結果、コミュニケーション力がやや不足しているということを受け、その対策としてプロジェクトベースラーニング、対話型授業、双方向授業の充実を図るなどコミュニケーション力の向上に努め、平成19年度の結果では改善されている。そのほか、自然科学研究科では、国際的なコミュニケーション力の強化を図るため、授業の全面英語化（資料6-1-⑤-D, E）に取り組み、医学教育部では、開講している一部の授業を英語で実施している（資料6-1-⑤-F）。

資料6-1-⑤-A 学外関係者（卒業（修了）生、就職先、学会、交流校等）からの意見聴取状況

意見聴取の方法	概要
学外者アンケート	学部卒業生・大学院修了者アンケート、就職先の企業等アンケート
インターネット活用	OB・OGメッセージによる調査、熊本大学メールマガジンへの投稿等
来学者への面接調査	ホームカミングデイ、熊本大学就職講座、インターンシップ報告会、企業等学内説明会、熊大ワークデザイン講座等の講師、参加者
海外関係者意見聴取	熊本大学フォーラム、環黄海学長フォーラム等の参加者、交流校

出典：教務課、キャリア支援課、国際課等調査資料を基に作成

資料6-1-⑤-B 学外者アンケートの実施状況及び主要な質問

学外者アンケート	平成17年度			平成19年度		
	送付数	回答数	回収率 (%)	送付数	回答数	回収率 (%)
学部卒業生アンケート	5,243	403	7.7	6,212	537	8.6
大学院修了者アンケート	1,048	98	9.4	1,013	94	9.3
就職先の企業等アンケート	930	361	38.8	200	78	39.0
主要な設問（複数選択回答方式）						
共通質問	質問1：社会経験上、有益な一般教育（教養教育）の内容は、如何なるものですか？					
	質問2：社会経験上、有益な専門教育の内容は、如何なるものですか？					
	質問3：将来、重要になる必要な教育をどのように考えていますか？					
	質問4：社会は、熊大卒業生をどのように評価していると考えていますか？					
卒業生・修了生用	質問5：卒業生、修了生は、本学の教育をどう評価するか？					
	質問6：満足度（在学当時の授業科目の開設状況などを含めて）					

出典：教務委員会資料、教務課資料を基に作成

資料6-1-⑤-C 就職先の企業等を対象として行った能力評価に関するアンケート調査結果 (単位：%)

平成17年度 社会経験上、有益な知識・能力	学部卒業生の能力評価			修士課程修了生の能力評価		
	高水準	低水準	期待	高水準	低水準	期待
一般常識、教養・基礎学力	46.3	—	—	12.7	—	—
広い専門知識	16.6	—	—	4.7	—	—
高度な専門知識・技術	11.1	—	—	18.0	—	19.7
責任感・倫理観	17.5	—	—	4.7	—	—
積極性・目的意識・熱意・意欲	14.1	10.5	30.7	7.2	3.0	16.6
コミュニケーション力	11.4	11.4	33.2	4.2	4.2	17.5
プレゼンテーション力	—	6.1	—	—	3.0	—
独創性・発想力・企画力・感性	—	14.1	31.3	5.0	4.2	17.2
指導力・マネジメント力・協調性	—	10.0	25.8	4.4	3.9	13.3
課題発見・解決力	—	—	23.3	3.6	—	—

平成19年度 社会経験上、有益な知識・能力	非常に優秀	優秀	普通	不満	極めて不満	不明	無回答
一般常識、教養・基礎学力	10.3	55.1	28.2	0	0	1.3	5.1
専門知識・技術	12.8	48.7	29.5	2.6	0	1.3	5.1
英語を含めた外国語運用力	2.6	9.0	57.6	10.3	1.3	12.8	6.4
一般的なコミュニケーション力	10.3	32.1	48.6	2.6	0	1.3	5.1
積極性	11.5	30.8	44.9	5.1	0	2.6	5.1
プレゼンテーション力	5.1	29.5	47.5	9.0	0	3.8	5.1
ITリテラシー・コンピュータ操作能力	9.0	23.1	53.9	3.8	0	5.1	5.1
独創性・発想力・企画力	5.1	32.1	39.8	14.1	0	3.8	5.1
課題発見・解決力	7.7	26.9	46.2	10.3	0	3.8	5.1
指導力・マネジメント力	6.4	32.1	46.1	0	6.4	2.6	6.4
責任感・倫理観・誠実さ	14.1	50.0	26.9	2.6	0	1.3	5.1
協調性・目的意識・熱意・意欲	12.8	35.9	38.5	6.4	0	1.3	5.1
経済感覚・経営戦略	6.4	10.3	56.4	11.5	0	10.3	5.1
環境適応力	7.7	29.5	47.5	3.8	1.3	5.1	5.1
国際感覚	2.6	7.7	57.7	11.5	1.3	14.1	5.1

注：平成19年度の結果は、学部卒業生及大学院修了生を合計したもの

出典：教育の効果に関するアンケート調査報告書（平成17・19年度）を基に作成

資料6-1-⑤-D 授業の全面英語化への取組 (<http://www.gsst.kumamoto-u.ac.jp/grasius/>)



出典：熊本大学大学院自然科学研究科ホームページから抜粋

資料6-1-⑤-E 授業の全面英語化に係る開講科目一覧 (平成20年度)

科目名 (サブタイトル)	客員教授名	学内担当教員
総合科学C-1 (Synthetic and Mechanistic Organic Chemistry and NMR Spectroscopy)	Sethuraman Sankararaman	西野 宏
総合科学C-2 (Bio-Inorganic Nanohybrid Materials)	Jin-Ho Choy	松本 泰道
総合科学C-3 (Advanced Coordination Chemistry (先端錯体化学特論))	Etsuko Fujita	杉本 学
総合科学C-4 (Extraction and reactions of biological materials in sub and supercritical fluids)	Artiwan SHOTIPRUK	後藤 元信
総合科学C-5 (Advanced Power Electronics)	Stephane Azzopardi	檜山 隆
総合科学C-6 (Thermochemical conversion of organic materials for energy and petrochemical feedstock)	Levent Ballice	松本 泰道
総合科学C-7 (Wireless Sensor Networks)	Radosveta Ivanova Sokullu	檜山 隆
総合科学C-8 (X-ray CT and full field measurement methods used to study strain localization in Geomechanics)	Jacque Desrues	大谷 順
総合科学C-9 (Estimation theory and optimal filtering for robotics.)	Roland Chapuis	胡 振程
総合科学C-10 (Global distribution, behavior and fate of emerging organic pollutants: Perfluorochemicals, perchlorate and brominated flame retardants)	Kurunthachalam KANNAN	中田 晴彦
総合科学C-11 (Introduction of Micro- and Nano-Sensing Technology)	Cheng-Hsin Chuang	鳥居 修一
総合科学C-12 (Fluxes in Shallow Water Estuarine Systems)	Charles Lemkert	山田 文彦
総合科学C-13 (Speciality polymers)	Andrzej W. Trochimczuk	城 昭典
総合科学C-14 (Food Science and Technology)	Harjinder Singh	外本 和幸

注：自然科学研究科附属総合科学技術共同教育センター国際共同教育部門開講科目であり、一般専門科目は含まない。

出典：自然科学研究科授業科目一覧を基に作成

資料6-1-⑤-F 医学教育部において英語で実施している開講科目一覧 (平成20年度)

科目名	担当教員
生命倫理学特論	浅井 篤
医療情報・倫理学理論	宇宿功一郎
エイズ学特別演習Ⅱ～Ⅳ	岡田 誠治
発生・再生医学演習Ⅰ～Ⅲ	小川峰太郎
環境社会医学理論	加藤 貴彦
発生・再生医学特論Ⅱ	糸 昭苑
トランスレーショナル研究特論, トランスレーショナル研究特別演習, エイズ学特別演習Ⅰ, エイズ学演習Ⅰ～Ⅵ, エイズ学実習Ⅰ～Ⅲ, エイズ学研究, エイズ学特別研究	滝口 雅文
神経機能科学理論, 発生・再生医学特論Ⅰ	田中 英明
神経情報科学理論	玉巻 伸章
細胞機能制御学理論	中西 宏之
発生・再生医学実習	永渕 昭良
発生再生医学理論	西中村隆一
造血免疫制御学理論, 移植免疫学特論	西村 泰治
感染病態制御学理論, エイズ学特論Ⅱ	松下 修三
生体分子情報学理論	光山 勝慶

出典：医学教育部授業科目一覧を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

関係者からの意見聴取は、多様な方法により実施している。就職先の企業等アンケートによると、一般常識、教養・基礎学力等、あらゆる項目で高水準であるとの回答を得た。低水準及び期待を要する事項は、授業方法・内容の充実を図るなど、優先課題として、更なる改善を図っている。

以上のことから、卒業（修了）者や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 理学部，工学部及び薬学部の卒業者は，学士課程から大学院修士課程への進学者が多くなっている。
- 大学院学生の研究成果は，学会等で活発に発表されている。

【改善を要する点】

- 学外関係者の意見をより多く聴取するために，アンケート（学部卒業者・大学院修了者アンケート，就職先の企業等アンケート等）の回収率を高める必要がある。
- 教育方法等の改善を図り，新司法試験合格者数の増加に努める必要がある。

(3) 基準6の自己評価の概要

中期目標において，基本の方針や目標を定め，各学部・研究科等は，それぞれの特性に応じた教育研究上の目的を明確に定めている。達成状況の検証・評価としては，授業改善のためのアンケート及び卒業（修了）者，就職先企業等への能力評価に関するアンケートを実施し，アンケート結果で顕著になっている問題点等について，授業改善の諸問題への対応等を教育方法改善ハンドブック（KU:T0）に掲載し，全学的に活用している。

単位の取得率，学位取得状況は，いずれも高い水準を維持しており，留年，休学，退学・除籍の数は，いずれも低い水準で推移している。国家試験の合格率は，医師，看護師，臨床検査技師等で高い水準を維持している。さらに，大学院学生の研究成果は，学会等で活発に発表されている。

授業改善のためのアンケートを実施し，授業が全体的に有意義であるということが検証できた。また，要改善授業については，個別に迅速な改善を指導している。

学部卒業者の進路状況は，理学部，工学部及び薬学部の卒業者は，学士課程から大学院修士課程への進学者が多くなっている。また，修士課程・博士前期課程から博士課程・博士後期課程への進学意欲が高い一方，多くの修了者が多様な職種に就職している。

関係者からの意見聴取は，多様な方法により実施し，就職先の企業等アンケートによると，一般常識，教養・基礎学力等，あらゆる項目で高水準であるとの回答を得た。また，低水準及び期待を要する箇所については，優先課題として，更なる改善を図っている。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

学部新生には、学部・学科等ごとに、教育課程、学生生活全般に関してガイダンスを実施している。2年生以上の学生には、年度当初に学部・学科等ごとに履修に関するガイダンスや、コース選択のためのガイダンス等を実施している（資料 7-1-①-A）。大学院課程においても、専攻等の特性に応じてガイダンスを実施し、カリキュラムや履修上の注意等について説明している（資料 7-1-①-B）。

資料 7-1-①-A 学士課程におけるガイダンス実施状況

学部等名	実施時期	実施対象者	実施内容	
教養教育	4月	1年	教養教育の概要説明 学務情報システム（SOSEKI）による履修登録方法の説明 単位の実質化に向けた「厳格で一貫した成績評価法」について キャリア支援科目の履修について	
文学部	4月	1年	専門教育の概要説明	
		2年	履修コースガイダンス	
	1月	1年	2年次進級時に履修コースを決定するための概要説明	
		3年	3年次編入学生に対する専門教育の履修指導	
常時	全学年	オフィサーによる生活指導・履修指導		
教育学部	4月	1年	教養教育及び専門教育の履修指導	
		2年	履修ガイダンス 履修単位が極端に少ない学生に対する指導	
		3年	履修ガイダンス 学生ごとの成績確認、学習指導、進路指導	
		4年	履修ガイダンス 卒業論文着手者への指導	
	3月	1～3年	学生ごとの成績確認、学習指導、進路指導	
	常時	全学年	オフィサーによる生活指導、履修指導	
法学部	4月	1年	履修ガイダンス（カリキュラム概要説明 他）	
		2年	履修ガイダンス（3年次進級要件 他）	
		3年	履修ガイダンス（卒業要件 進路指導 他）	
		3年	3年次編入学生に対する履修指導	
	4月, 10月	全学年	4年	履修上の注意点と登録方法の要点（卒業要件 卒業論文 他）
			7月	演習担当者による履修指導
理学部	4月	1年	理学部教育プログラム制の概要説明 具体的な教養教育・専門教育（基盤科目）などの履修・学習指導	
		2年	共通科目に対する履修・学習指導 教育職員免許、学芸員資格の取得方法のガイダンス	
		3, 4年	3年	プログラム毎の展開科目・発展科目に対する履修・学習指導 課題研究を含めた進路指導、インターンシップの説明
			4年	3年へ進級できなかった留年者に対し、学部長面談を実施
	4月, 10月	2年	チューター面談	
	5月, 11月	1, 2年	欠席者調査（基盤・共通科目の欠席が多い学生を調査し、担任・チューターから指導）	
	6月	2年	選択する教育プログラムの希望調査	
	10月	1年	プログラム毎に、理念、到達目標、学習・研究内容、卒業後の進路を説明 希望者に面談し、後期履修指導 履修単位が極端に少ない学生に指導	
	10月	2年	プログラム毎に、理念、到達目標、学習・研究内容、卒業後の進路を説明 履修単位が極端に少ない学生に指導 3年へ進級できなかった留年者に対し、学部長面談を実施	
	12月	1年	チューター面談	
医学部	4月	1, 2年	履修指導、学習指導、生活指導	
		1～4年	教養教育、専門教育の概要説明	
	4, 9月	1～3年	臨地実習に関するオリエンテーション	

	5, 6月	留年者 欠席者	面談による履修指導, 生活指導
	3月	1年 3年	学生ごとの成績確認, 履修指導, 学習指導 助産師国家試験受験資格取得のための履修指導
薬学部	4月	1年	履修指導, 生活指導
		2, 3年	履修指導, 学習指導
		留年者	面談による履修指導, 生活指導
	7月	3年	薬学科研究室配属のためのガイダンス
	10月	2年	創薬・生命薬科学科学生に対する面談による履修指導
	12月		創薬・生命薬科学科研究室配属のためのガイダンス
	3月	1~3年	学生ごとの成績確認, 履修指導
常時	4年	学生ごとの成績確認, 学習指導, 進路指導 卒業研究着手者への指導	
工学部	4, 10月	1~3年	履修計画確認, 指導 単位取得状況確認, 学習指導
	4月	4年	卒業研究着手有資格者への指導 履修単位が極端に少ない学生への指導
	5, 6月	1~4年	履修登録期間未登録者, 成績不振者への学習指導
	5~7月, 1月	2, 3年	実験・演習科目の履修状況確認, 指導
	6~8月	3年	インターンシップの指導
	10月	4年	卒業要件を充足懸念学生への履修指導
	12月	3年	企業見学実施計画の説明
	1月	4年	卒業研究状況確認, 学習指導
	3月	1年	履修計画確認, 指導
		2, 3年	単位取得状況確認, 履修指導, 学習指導
3年		卒業研究着手有資格者への指導	

出典：各学部教務委員会資料等を基に作成

資料 7-1-①-B 大学院課程におけるガイダンス実施状況

研究科等名	実施時期	実施対象者	実施内容
教育学研究科	4月	1年	大学院教育概要説明, 履修指導, 研究着手指導
		2年	成績確認, 学習指導, 進路指導
	4月以降	1, 2年	課題研究指導
	5月	2年	修士論文題目決定のための指導
	3月	2年	学生ごとの成績確認, 履修指導, 学習指導
常時	全学年	オフィスアワーによる生活指導, 履修指導	
社会文化科学研究科	4月	1年	専門教育の概要説明, 履修指導
	2月	1, 2年	研究経過報告会を基に個別履修指導
	常時		オンライン上の履修指導, 学習指導, 進路指導
自然科学研究科	4月	1年	専門教育の概要説明, 履修指導
		2年	履修単位が極端に少ない学生への指導 成績確認, 学習指導, 進路指導 標準修業年限修了者に対して学位論文着手者への指導
	3月	1, 2年	学生ごとの成績確認, 履修指導, 学習指導 学位取得に向けての指導
医学教育部	4月, 10月	1年	履修ガイダンス
保健学教育部	4月	1年	履修ガイダンス
薬学教育部	4月	1年	履修ガイダンス
	4月, 10月	2, 3年	履修指導
	3月, 9月	2, 3年	成績確認
法曹養成研究科	9月	1~3年	学生ごとの成績確認, 履修指導, 学習指導 司法試験にむけての指導
	3月	新1年 新2, 3年	ガイダンス 履修指導
	常時	1~3年	インストラクターによる履修指導, 学習指導, 授業担当者による学習指導

出典：各研究科等教務委員会資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学部・大学院等は、対象年次別に、当該学生に対して履修方法やコース選択等のためのガイダンスを定期的に適切に実施している。

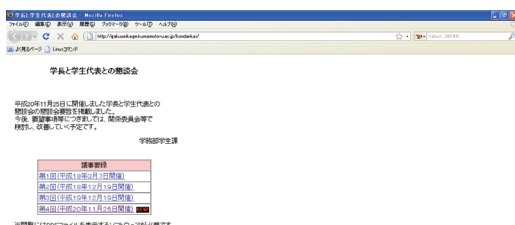
以上のことから、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学長と学生代表との懇談会（資料 7-1-②-A）、学生相談窓口及び学生生活実態調査（別添資料 9）等を通して、学習支援に関する学生のニーズの把握に努めている。学士課程では、新入生オリエンテーションと必修の情報基礎科目において、カリキュラムの内容に加え、統合認証の熊本大学ポータル、シラバスの閲覧・検索、履修登録等を行うための学務情報システム（SOSEKI）、WebCT 等の説明を行っている（資料 7-1-②-B）。教養教育の基礎セミナーでは、新入生図書館利用ガイダンスを実施し、専門教育では、履修指導担当教員・チューター・インストラクターを配置し、学習相談、助言、支援を実施している（資料 7-1-②-C）。大学院課程では、研究指導教員等の学習相談、助言、支援のほか、法曹養成研究科では、現職若手弁護士を雇用してアカデミックアドバイザー制度を設けている。

資料 7-1-②-A 学長と学生代表との懇談会の開催状況（抜粋） (<http://gakuseika.ge.kumamoto-u.ac.jp/kondankai/>)



要望等（平成19年度・平成20年度）	対応等（平成19年度・平成20年度）
法文棟施設を改修してほしい。（教育学部棟も同じ）	平成20年度予算で要求しており、工期は三年計画（三期）で実施する予定です。建物の建て替えを行う場合は、大教センター棟等へ一時的に移動する必要があります。概算要求の決定を待っている状況です。[概算要求していた「文法本館校舎改修」「教育学部本館校舎改修」が本年度の補正予算で認められましたので、まもなく改修が始まります。]
留学制度を充実させてほしい。（有名大学の連携等）	留学生制度の推進に努めており、サポート体制は充実していますが、外国に留学を希望する学生が少ないのが現状です。また、国際課で開催しているプレゼンに学生の参加者が少ないので、参加して下さい。詳細は、国際課にお尋ね下さい。
学内の歩きタバコの禁止を徹底させてほしい。	学務部にて、ポスターを掲示し、学生委員会委員から学生への周知を依頼するとともに、併せて教職員への指導も徹底させます。[最近新たに学内の禁煙の取扱いを定めました。特に歩きタバコの禁止に触れています。]

注：要望・対応等については、学生生活実態調査から把握したニーズも含む

出典：学内専用ホームページから抜粋

資料 7-1-②-B 新入生を対象とする教養教育の履修指導及び生活指導等の実施状況

	時期	担当	実施内容
履修指導			
教養教育 カリキュラム 熊大ポータル SOSEKI WebCT	4月	教養教育実施機構	7つの教科単位の教養教育カリキュラムの説明。 高度情報キャンパスで学ぶための IT 基本知識、統合認証、熊大ポータル、学務情報システム SOSEKI によるシラバス閲覧、検索、履修登録、成績確認等、遠隔学習支援・指導システム(熊大 WebCT)の活用法等を解説。
学生相談			
セクシュアル・ ハラスメント	4月	学生相談室	「セクシュアル・ハラスメント相談」、「学生ボランティア相談」等の説明。
保健管理			
健康診断	4月	保健センター	心と身体の悩み何でも相談、性に関する相談、学生心理相談、定期健康診断、スポーツクリニック等の案内。
留学生支援			
留学生相談員等	4月	国際化推進センター	「留学生相談員」、「留学生向けチューター制度」、住居情報、留学生向け奨学金情報、在留資格相談などの説明。
保険・補償			
学生保険等	4月	学生課	「学生教育研究災害傷害保険」、「医学生総合補償制度」等への加入を奨励。
就職支援			
キャリア科目	4月	キャリア支援課	キャリア科目、就職講座、キャリアデザインセミナー、熊大ワークデザイン講座、大手業界説明会等の案内。
課外活動			
公認サークル	4月	学生委員会	公認サークル(体育系 42 団体、文化系 36 団体、熊大祭実行委員会)、サークルリーダー会議などの説明。
図書館ガイダンス			
新入生用図書館 ガイダンス	4月	図書館	新入生用図書館ガイダンス(4月、1日に5回開催、各回 30 名)の日程説明等。
医学系文献検索	5~6月		医学系[資料]文献検索/新聞記事検索ガイダンス(5~6月、各回 14 名)の案内
文献検索	10~11月		文献検索ガイダンス(10~11月、各回 14 名)の案内

出典：学生委員会資料等を基に作成

資料 7-1-②-C 学部における学習相談・履修指導に係わる組織的な取組の概要

学部等名	クラス担任等	チューター制度/インストラクター制度	オフィスアワー
文学部	別にコース代表教員	アカデミック・アドバイザー各学科 2 名	学習相談
教育学部	9 クラスに主・副担任	—	随時メール対応
法学部	演習指導教員が兼務	—	全教員が実施
理学部	学生委員会委員が担当	教員 1 人に学生 3 名	全教員が実施
医学部医学科	履修指導、成績確認等	チュートリアル実習等の学習指導	随時メール対応
医学部保健学科	履修指導、成績確認等	高等学校教員免許、助産師国家試験等	—
薬学部	履修指導、成績確認等	特別実習指導教員が担当	随時メール対応
工学部	全学科で学年担任	履修計画確認、個人面接、履修指導	学科単位で実施

出典：平成 19 年度組織評価自己評価書を基に作成

別添資料 9 第 6 回学生生活実態調査報告書 2007 年

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズの把握は、複数の方法により行っている。ニーズに対しては、履修指導担当教員、研究指導担当教員、チューター、インストラクター等による学習相談、助言・指導等を適切に行っている。

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到に係る状況】

学生相談室を中心に、国際化推進センター、学部・学務部等が連携して、留学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している（資料 7-1-④-A）。留学生チューターを配置し、留学生の相談に乗っている（資料 7-1-④-B）。留学生の手引き（別添資料 10）を作成し、留学生の学習・生活支援について補助している。障害のある学生等に対しては、階段への自動昇降機の設置及びバリアフリー対策などのほか、学科等の指導教員及び学生ボランティア等によって車椅子による教室間の移動等への支援が行われている。社会人学生等に対しては、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる長期履修制度（前掲資料 5-5-③-B）を設けている。そのほか、大学院学則（前掲資料 5-5-③-A）の規定に基づき、6限目（18時）以降に多くの科目を開講している。また、全学的に e ラーニングの充実等を図っている。

資料 7-1-④-A 学生相談室を中心とした国際化推進センター等の連携・協力

留学生交流室等で「留学生相談員」が相談に応じ、「留学生向けチューター制度」（チューターがつく期間：大学院生・研究生は 1 年間、学部生は 2 年間以内、交換留学生は半年間）による支援を行っている。また、住居情報、留学生向け奨学金情報を提供し、在留資格相談、海外留学相談などを受けている。

出典：「学生案内」、「学生相談室リーフレット」等を基に作成

資料 7-1-④-B 国際化推進センター（旧：留学生センター）における留学生チューター数の推移

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
前学期 101 人	前学期 63 人	前学期 70 人	前学期 69 人	前学期 73 人
後学期 110 人	後学期 91 人	後学期 90 人	後学期 93 人	後学期 134 人

出典：国際課調査資料を基に作成

別添資料 10 Handbook for International Students（留学生の手引き）

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、留学生については、国際化推進センターを中心に施策を実施している。社会人学生及び障害者については、全学的な取組のほか、指導教員や学生ボランティアによる支援が実施されている。

以上のことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

観点7-2-①: 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

各学部は、学生自習室の設置、カンファレンス室・講義室の空き時間開放等により、自習スペースの拡充に取り組んでいる（資料7-2-①-A）。この結果、キャンパスごとに自習スペースの拡充が進展し、平成20年度現在では、全学で約7,400㎡を学生の自習スペースとして確保している（資料7-2-①-B）。各研究科等では、研究室に自主学習等のスペースを整備している。また、自主学習を促進するため、附属図書館を平日は午前8時40分から午後10時まで、土曜日、日曜日及び休日は午前12時から午後6時まで開館している（後掲資料8-2-①-B）。また、英語学習支援システム（CALL）は、自宅のパソコンからもアクセス可能となっている（資料7-2-①-C）。

資料7-2-①-A 学生自習スペースの確保、取組の概要

学部名	学生自習スペースの確保
文学部	自習室・図書室5室を設け、加えて空き教室を時間外自習用に開放
教育学部	学生控室、自習室を設け、加えて空き教室を時間外自習用に開放
法学部	図書室に加えて、研究室、教室の空き時間を自習用に開放
理学部	図書室の閲覧室に加えて、空き教室を時間外自習用に開放
医学部医学科	チュートリアル実習室等を設け、加えて空き教室を時間外自習用に開放
医学部保健学科	自習室を設け、加えて空き教室を時間外自習用に開放
薬学部	図書館、講義室、研修室、パソコン室等を自習室として開放
工学部	各棟のリフレッシュホール45ヶ所、フリースペース7ヶ所、ものクリ工房工作室、その他自習室・学生支援室等を設置

出典：組織評価自己評価書を基に作成

資料7-2-①-B 新築及び改修に伴う学生自習スペースの確保状況（キャンパス別）

キャンパス	平成15年度	平成19年度	備考
黒髪北 キャンパス	—	法曹養成研究科自習室、 社会文化科学研究科研究棟院生研究室等、 図書館南棟閲覧室、 黒髪総合研究棟自習室・研究室等	新築による拡充
	0㎡	小計 2,415㎡	増床2,415㎡
黒髪南 キャンパス	工学部1号館研究室等、 同2号館ホール、 理学部1・2号館研究室等、 同3号館図書閲覧室、 工学部8号館研究室等	工学部1号館研究室等、 同2号館ホール、 共用棟黒髪1学生控室、 理学部1・2号館研究室等、 同3号館研究室等、 共用棟黒髪2研究室等	改修による整備
	小計 3,829㎡	小計 3,146㎡	-683㎡
本荘 キャンパス	発生医学研究センター研究室等、 医療技術短期大学図書・閲覧室、 非常勤講師宿泊施設	発生医学研究センターカンファレンス室等、 保健学科E棟自習室等、 保健学科ABC棟、 中央診療棟カンファレンス室、 山崎記念館研修ホール	改修と診療棟新築による拡充
	小計 697㎡	小計 1,518㎡	増床821㎡
大江 キャンパス	—	大江研究棟自習室・研究室等	新築による拡充
	0㎡	小計 317㎡	増床317㎡
全体	合計 4,526㎡	合計 7,396㎡	増床2,870㎡

出典：施設部資料等を基に作成

資料 7-2-①-C 熊本大学英語学習支援システム (CALL) の利用状況 (平成 20 年度)

月	アクセス数
4月	9,078
5月	13,089
6月	13,754
7月	18,426
8月	848
9月	329
10月	13,134
11月	12,272
12月	11,423
1月	12,770
2月	5,832
3月	297
計	111,252

出典：教務課資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学生自習室の設置，研究室内の自主学習スペースの確保，カンファレンス室・講義室の空き時間開放，附属図書館の開館時間の延長，休日開放等により，自習スペースの拡充及びソフト面の自主的学習の充実に努めている。

以上のことから，自主的学習環境が十分に整備され，効果的に利用されていると判断する。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われている。

【観点に係る状況】

本学では，課外活動を教育の重要な要素として捉え，体育系公認サークル 42 団体，文化系公認サークル 36 団体を公式ホームページで紹介している（資料 7-2-②-A）。サークル活動，大学祭等への財政面における支援（資料 7-2-②-B）や，サークルリーダー会議との連携強化を図るなど，活動を支援している（資料 7-2-②-C）。学長と体育会との懇談会を設け，学生団体からの要望や意見を聴取している（資料 7-2-②-D）。課外活動等において特に顕著な業績を上げた学生個人・団体には学長による学生表彰を行っている（資料 7-2-②-E）。

資料 7-2-②-A サークル紹介状況 (<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daiyakuseikatsu/circle.html>)



出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

資料 7-2-②-B サークル等に対する支援経費の推移

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
体育系公認サークル	8,627	8,420	6,047	6,698	7,168
文化系公認サークル	672	2,519	2,754	1,164	3,402
熊評祭実行委員会	572	1,423	932	737	765
遠歩実行委員会	572	536	536	456	466
合 計	10,443	12,898	10,269	9,055	11,801

出典：学生課資料等を基に作成

資料 7-2-②-C 学生委員会、顧問教員会、サークルリーダー会議が連携した取組等

年度	主な取組等
平成 16 年度	学生委員会は、公認サークルの「顧問教員会」を設け、顧問教員の処遇・保証、「教職員賠償責任保険」加入等について検討し、必要な予算措置について検討した。サークルリーダー会議等の要望を把握し、体育用具の補充等を行った。
平成 17 年度	顧問教員会において、サークル活動の活性化等について意見交換を行った。学生委員会は、顧問教員の位置づけ・役割、処遇・保証等に加えて、課外活動に対する支援策について検討し、「学生の課外活動支援策（案）」を作成した。
平成 18 年度	学生委員会は、「学生の課外活動支援策（案）」に係わる顧問教員会との協議を踏まえ、サークル活動を教育活動として位置づけを明確化した。サークルからの要望等を基に、優先順位の高い用具の補充、施設の修理・改修等を行った。
平成 19 年度	平成 18 年度に引き続き、学生委員会は、顧問教員会との間で、サークル活動の活性化等について意見交換を行うとともに、サークルリーダー会議等を通じて要望を把握し、優先順位の高い用具等の補充、施設の修理・改修等を行った。
平成 20 年度	平成 20 年度から、きらめきユースプロジェクト（学生による企画事業）と題し、学生の自主性、創造性、独創性をはぐくむための予算化を行い、全学生を対象に募集した結果、6 件の応募があり 4 件を採択した。

出典：学生課資料等を基に作成

資料 7-2-②-D 学長と体育会との懇談会風景



出典：学長と体育会との懇談会風景から抜粋

資料 7-2-②-E 熊本大学学生表彰規則（抜粋）等 (<http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigakuseikatsu/img/kisoku.pdf>)

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第88条第2項及び熊本大学大学院学則(平成16年4月1日制定)第55条の規定に基づき、熊本大学の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、それぞれ次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものについて行うことができる。

- (1) 卒業又は修了時において、特に優秀な成績を修めたと認められる学生
- (2) 学術研究活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められる学生又は学生団体
 - イ 国際的又は全国的規模の学会から賞を受けた場合
 - ロ その他これらに準じた学会等において高い評価を受けた場合
- (3) 課外活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められる学生又は学生団体
 - イ 国際的規模の競技会、展覧会、公演会等(以下「競技会等」という。)に出場、出展又は出演(以下「出場等」という。)した場合
 - ロ 全国的規模の競技会等に出場等をし、第3位までに入賞(これに相当する賞を含む。)した場合
 - ハ 九州地区又は九州地区を含む複数の地区が合同で行う競技会等に出場等をし、優勝(これに相当する賞を含む。)した場合
- (4) 社会活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められる学生又は学生団体
 - イ ボランティア活動等において、顕著な活動が認められた場合
 - ロ 人命救助、犯罪防止又は災害防止に貢献した場合
- (5) その他前3号と同等以上の表彰に価する行為等があったと認められる学生又は学生団体



出典：熊本大学学生表彰規則（平成21年4月1日現在）等から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

学生のサークル活動や大学祭等に対して、経済的支援や活動施設等の設備充実等、学生の自主的な課外活動が円滑に行われるよう積極的な支援を行っている。

以上のことから、学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点 7-3-①: 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学長と学生代表との懇談会（前掲資料 7-1-②-A）、学生相談窓口及び学生生活実態調査（別添資料 9）等を通して、生活支援等に関する学生のニーズの把握に努めている。学生相談室を中心に、保健センター、セクシュアル・ハラスメント防止委員会、学部・学務部等が連携して、学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している（資料 7-3-①-A）。学生相談室に専任職員 3 名を配置して、総合相談窓口機能を整備するとともに、学部等に専任教員の相談員 35 名を配置している。保健センターについては、医学部キャンパスに分室を設けるなど相談体制を強化している。学生相談室は、学生の相談に対応するため、種々の取組を行っている（資料 7-3-①-B）。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の各種ハラスメントの防止等に関しては、規則（資料 7-3-①-C, D）及びガイドライン（資料 7-3-①-E）を定めるとともに、対応する全学委員会の下で、一般相談窓口とは別に各学部・研究科等ごとの相談員の設置、講演会の実施、啓発パンフレットの作成・配布等を行っている（資料 7-3-①-F）。就職支援については、キャリア支援課と学部等が連携して就職支援体制を強化し、多様な支援活動を行っている（資料 7-3-①-G）。

資料 7-3-①-A 学生相談室を中心とした保健センター等の連携・協力

学生相談室 (総合相談窓口)	室長、職員 2 名の体制で窓口相談に対応し、学習・研究悩みごと相談等については、保健センター、国際化推進センター、各学部等と連携して、相談員が個別に面談している。その他、学生ボランティア相談を行っている。
保健センター	専任教員 3 名、看護師 2 名、学校医（併任） 5 名、カウンセラー（併任） 2 名の体制で、応急措置・一般処置等に加えて、「心と身体の悩み何でも相談」、「性に関する相談」、「学生心理相談」、「定期健康診断」、「RI 等取扱者の健康診断」、「スポーツクリニック」、「体育系サークル検診」などを実施している。また、平成 19 年 5 月には本荘地区に看護師（非常勤） 1 名を配した健康相談室を設置し、保健センターとの連携の下に大江・本荘地区の学生を中心に応急処置や各種健康相談に応じている。
学部・学務部等	各学部は、オフィスアワー等を設けて、様々な学生相談に応じている。また、「学生教育研究災害傷害保険」、「医学生総合補償制度」等への加入を奨励している。

出典：学生案内、学生相談室リーフレット等を基に作成

資料 7-3-①-B 総合相談窓口としての「学生相談室」の主な取組等

年度	主な取組等
平成 16 年度	迅速・適切な総合相談窓口として、学生相談室を設置し、Web ページ等により周知を図るとともに、関係資料を収集・整備して、履修・進路・セクハラなど多様な相談に対応した。また、相談員の資質向上のため、学内研修会を実施し、学外研修会に参加した。
平成 17 年度	学生相談室と学生委員会が協力して、相談内容を分析し、現状と課題について検討するとともに、引き続きデータの蓄積を図ることとした。また、相談員の資質向上のため、全国学生相談研修会に相談員を派遣した。
平成 18 年度	学生相談用の各種資料の収集・整備、相談データの蓄積・整理・分析を行うとともに、相談員及び教職員を全国学生相談研修会等に参加させ、資質の向上を図った。
平成 19 年度	平成 18 年度に引き続き、学生相談への迅速・適切な対応、資料の充実、相談内容の分析を行うとともに、保健センター、留学生センター、学部等と連携して、相談員及び教職員を全国学生相談研修会等に参加させ、資質の向上を図った。
平成 20 年度	平成 19 年度に引き続き、関係担当と連携して学生相談への迅速・適切な対応に努め、相談内容の分析とともに、資質向上のため職員を全国学生相談研修会等に参加させた。また、教職員の学生指導・支援に役立てるため、既存の「学生指導と支援の手引」の改訂を行い、全教員および学生担当職員へ配布した。

出典：学生委員会資料を基に作成

資料 7-3-①-C 熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則 (抜粋)

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、熊本大学(以下「本学」という。)における学生及び職員の学習、研究及び就業に係る正当な利益を保障するとともに、良好な学習、研究及び就業の環境を維持するために、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための措置(以下「ハラスメントの防止・排除等」という。)に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する必要な事項は、熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「ハラスメント」とは、本学において権力又は地位を利用して、学生又は職員の学習、研究又は就業を不当に阻害する言動をいう。ただし、セクシュアル・ハラスメントを除く。</p> <p>2 この規則において「部局」とは、事務局、各学部(教育学部にあつては附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校及び附属幼稚園(以下「附属学校」という。))を含む。)、各研究科、医学薬学研究部、各教育部、発生医学研究所、医学部附属病院、附属図書館、大学院先端機構、イノベーション推進機構、国際化推進機構、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第9条に定める学内共同教育研究施設、保健センター及び教養教育実施機構をいう。</p> <p>3 この規則において「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。</p> <p>4 この規則において「相談員」とは、学生及び職員からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応する職員をいう。</p> <p>(ハラスメントの防止・排除等の審議)</p> <p>第3条 ハラスメントの防止・排除等に関し必要な事項の審議は、国立大学法人熊本大学同和・人権問題委員会(以下「同和・人権問題委員会」という。)が行う。</p> <p>(ハラスメントに関する苦情相談窓口)</p> <p>第6条 ハラスメントに関する苦情相談は、相談員又は同和・人権問題委員会第一専門委員会委員長(以下「第一専門委員会委員長」という。)が、受けるものとする。</p> <p>2 前項の相談員は、熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則(平成16年4月1日制定)第15条第1項に定める相談員をもって充てる。</p> <p>3 相談員又は第一専門委員会委員長は、苦情相談を受けたときは、相談者の了解を得て、苦情相談の具体的内容等を同和・人権問題委員会委員長に報告するものとする。</p> <p>(苦情相談への対応)</p> <p>第7条 同和・人権問題委員会委員長は、前条第3項の報告を受けたときは、同和・人権問題委員会に諮り、苦情相談の内容に関連する部局長に、苦情相談内容に係る事実の確認及び解決のための必要な措置を要請するものとする。ただし、苦情相談が部局長の言動に関するものである場合は、同和・人権問題委員会において対応を検討するものとする。</p> <p>2 部局長は、前項本文の要請を受けたときは、苦情相談内容の事実の確認及び問題の解決に努め、その結果を1月以内に同和・人権問題委員会委員長に報告するものとする。</p> <p>(苦情相談に対する審議)</p> <p>第8条 同和・人権問題委員会委員長は、部局長から前条第2項の報告を受けたときは、同和・人権問題委員会に諮り、問題の措置結果について審議するものとする。この場合において、必要と認めるときは、相談者及び当該部局長からの事情聴取を行い、当該部局長に事実関係の再調査及び対応策の改善を求めることができる。</p> <p>2 同和・人権問題委員会委員長は、審議の結果、問題が十分に解決したと認められた場合は、その結果を学長及び当該部局長に報告するとともに、相談者に説明するものとする。</p> <p>(調査委員会)</p> <p>第9条 同和・人権問題委員会は、前条第1項の審議の結果、問題が解決されたと認められない場合は、苦情相談内容の事実調査を行うため、調査委員会を設置するものとする。</p> <p>2 調査委員会の委員は、同和・人権問題委員会委員のうちから、同和・人権問題委員会委員長が指名する。ただし、当該苦情相談を受けた同和・人権問題委員会委員は、調査委員会の委員となることができない。</p> <p>3 調査委員会に、委員長を置き、同和・人権問題委員会委員長が指名する者をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する調査委員会委員がその職務を代行する。</p> <p>6 調査委員会は、事実関係を調査し、2月以内に調査結果をまとめ、同和・人権問題委員会委員長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、調査期間を延長することができる。</p> <p>7 同和・人権問題委員会は、調査に係る苦情相談の問題が解決したと認めるときは、調査委員会を解散するものとする。</p> <p>(調査委員会報告の取扱い)</p> <p>第10条 同和・人権問題委員会委員長は、前条第6項の報告を受けたときは、同和・人権問題委員会に諮り、改善策等について審議するものとする。</p> <p>2 同和・人権問題委員会委員長は、前項の審議結果を学長に報告しなければならない。</p> <p>3 同和・人権問題委員会委員長は、審議結果に基づき、学長及び関連部局長と改善策を協議するとともに、その結果を相談者に説明するものとする。</p>
--

出典：熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則 (平成21年4月1日現在) から抜粋

資料 7-3-①-D 熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則 (抜粋)

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku_jouhou/ki_sokushu/sekhu.html)

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、熊本大学(以下「本学」という。)の職員及び学生等が個人としてその人格と人権が尊重され、それぞれの能力が最大限に発揮されるよう、修学、就労及び教育研究のための良好な環境を維持するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、迅速かつ適切に対応するための措置(以下「セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等」という。)に関し必要な事項を定める。</p> <p>(セクシュアル・ハラスメント防止委員会)</p> <p>第3条 本学に、セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関し必要な事項を審議するため、熊本大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。</p> <p>第5条 防止委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関する研修、啓発活動の企画に関すること。</p> <p>(2) セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談、被害の救済及び対応に関すること。</p> <p>(3) その他セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関すること。</p> <p>(調査委員会)</p> <p>第12条 調査委員会の委員は、防止委員会の審議を経て、防止委員会委員のうちから、防止委員会委員長が速やかに指名する。ただし、必要がある場合は、防止委員会委員以外の者を指名することができる。</p> <p>2 前項の委員には、女性を半数程度含むものとする。</p> <p>第13条 調査委員会は、苦情相談の事実関係を調査し、2か月以内に調査結果をまとめ、これを防止委員会委員長に報告するものとする。ただし、2か月以内に調査が完了しない場合において、やむを得ない事由があるときは相当期間調査期間を延長することができるものとする。</p> <p>2 調査委員会は、調査を完了したときに解散するものとする。</p> <p>(相談員)</p> <p>第15条 相談員は、本学の職員のうちから、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 各学部(教育学部を除く。)、大学院自然科学研究科、国際化推進センター及び保健センターから選出された教員 各1人</p> <p>(2) 教育学部(附属学校から選出された教員を含む。)から選出された教員 2人</p> <p>(3) 大学院社会文化科学研究科及び大学院法曹養成研究科のうちから選出された教員 1人</p> <p>(4) 大学院医学薬学研究部、大学院医学教育部及び大学院薬学教育部のうちから選出された教員 1人</p> <p>(5) 医学部附属病院から選出された技術職員 1人</p> <p>(6) 総合情報基盤センター、大学教育機能開発総合研究センター、政策創造研究教育センター、五高記念館、eラーニング推進機構、沿岸域環境科学教育研究センター、衝撃・極限環境研究センター及び環境安全センターのうちから選出された教員 1人</p> <p>(7) 発生医学研究所、生命資源研究・支援センター及びエイズ学研究センターのうちから選出された教員 1人</p> <p>(8) 事務局から選出された事務職員 2人</p> <p>(9) 附属病院看護部及び保健センターから選出された看護師 各1人</p> <p>(10) 総務部労務・安全課副課長</p> <p>(11) 学務部学生課副課長</p> <p>(相談員室)</p> <p>第17条 相談員が相互に研鑽及び研修を行い、苦情相談業務を円滑に実施できるようにするため、相談員室を置く。ただし、相談員室は苦情相談に関する個々の事案を検討する場であってはならない。</p> <p>(教育研究評議会に設置される審査委員会の任務)</p> <p>第18条 教育研究評議会議長は、第9条第3項に規定する審議の付託を受けて、教育研究評議会にセクシュアル・ハラスメントに関する審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 審査委員会は、防止委員会の調査結果に基づき処分原案を作成し、教育研究評議会議長に報告するものとする。審査委員会は、当該関係者への直接の調査活動を行わない。ただし、防止委員会の調査結果に疑義がある場合は、学長に再検討を(再調査を含む。)を依頼することができる。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第19条 相談員及びセクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関わる者は、関係者の名誉、人権及びプライバシーを尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p>

出典：熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則 (平成 21 年 4 月 1 日現在) から抜粋

資料 7-3-①-E セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン (抜粋)

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku_jouhou/ki_sokushu/sekgu.html)

<p>第1 ガイドラインの趣旨</p> <p>1 セクシュアル・ハラスメントは、人間の尊厳を否定し、人格権、教育を受ける権利、働く権利等さまざまな人権を侵害するものです。</p> <p>2 熊本大学(以下「本学」という。)は、セクシュアル・ハラスメントを絶対に許さないという基本姿勢に立って、セクシュアル・ハラスメントの予防とその意識の啓発に努め、セクシュアル・ハラスメントのない良好な修学・就労環境を形成・維持することを目指します。</p> <p>3 本学は、セクシュアル・ハラスメントが行われた場合、被害者を全力を挙げて保護・救済し、加害者に対しては、教育研究評議会等の必要な審議を経て厳正に対処します。</p>
--

出典：熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドラインから抜粋

資料 7-3-①-F セクシュアル・ハラスメント防止のための取組等

年度	主な取組等
平成 16 年度	セクシュアル・ハラスメント防止委員会において、相談員の研修等、活動方針を策定した。これに基づき、弁護士を講師に招き、セクシュアル・ハラスメント相談員 (21 名) の研修を 4 月及び 9 月に実施した。また、大学祭期間中に、弁護士等と教職員・学生をパネリストとしてシンポジウム形式のセクハラ防止講演会を開催した。また、啓発パンフレットを作成し、全教職員に配布するとともに、新入生に対してもオリエンテーションの際に配布し、意識高揚に努めた。
平成 17 年度	相談員とセクシュアル・ハラスメント防止委員会の委員を対象として、相談を受ける際の心得について、弁護士による講義形式の研修を春秋 2 回実施した。また、大学祭期間中に、外部講師を招き、講演会とシンポジウムを開催した。この他に、部局ごとの防止・啓発研修会を 2 回開催し、4 月には、啓発パンフレットを全教職員と全学生に配布した。
平成 18 年度	平成 17 年度に引き続き、相談員とセクシュアル・ハラスメント防止委員会の委員を対象として、弁護士による講義形式の研修を春秋 2 回実施するとともに、大学祭期間中に、講演会とシンポジウムを開催した。この他に、部局ごとの防止・啓発研修会を 2 回開催し、4 月には、啓発パンフレットを全教職員と全学生に配布した。
平成 19 年度	相談員とセクシュアル・ハラスメント防止委員会の委員を対象として、研修を実施した。この他に、防止・啓発研修会を 1 回開催した。また、前年度からハラスメント事案が減少したことから、新任教職員に対する啓発に重点を移し、新任教職員研修会で啓発パンフレットを配布した。
平成 20 年度	6 月に相談員を対象とした相談員室長による講義形式の研修を 2 回実施するとともに、相談員用ハンドブックを作成し配布した。また、2 部局において、当該部局構成員を対象とした防止・啓発研修会を開催した。さらに、年度末に、ハラスメント全般に関する新たな啓発パンフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、次年度採用予定の新教職員及び新入生を含めた全教職員及び全学生に配布した。

出典：セクシュアル・ハラスメント防止委員会資料等を基に作成

資料 7-3-①-G キャリア支援課を中心とした全学的就職・進路支援の取組等

年度	主な取組等
平成 16 年度	就職指導室を就職課へ改組し、進路支援委員会、各学部等との共同体制を強化した。進路支援委員会は、職業観を育成するキャリア科目及びインターンシップの充実等、就職・進路支援の基本方針を定めた。また、平成 17 年度に就職課をキャリア支援課に名称変更するとともに、キャリア支援課の課長を民間から登用し、新たな実効あるキャリア科目の開発、インターンシップの充実等を先導することとした。
平成 17 年度	民間登用の課長を中心に、キャリア支援課は、平成 17 年度卒業予定者に対して未内定者フォローセミナー (3 回)、未内定者メーリングサービス (17 回配信) を行い、平成 18 年度卒業予定者に対して就職講座 (13 回)、キャリアデザインセミナー、メーリングサービス (登録約 600 名) 等を実施した。相談員増員、相談スペース拡充、アドバイザー導入等を行い、学部就職ガイダンス (文学部、法学部、理学部、工学部) を実施した。
平成 18 年度	新たに、職業適性検査、エントリーシートへの個別添削、人事担当者による模擬面接などを導入し、就職講座 (270 名参加) の充実を図るとともに、前年度からの熊大ワークデザイン講座、業界説明会 (大手 16 社参加)、ジョブスタディ (大手 5 社の協力による仕事研究セミナー) 等を充実させた。学部就職ガイダンスの開催を増やし、学生向けキャリア支援専用サイトを開設、ポスター・解説を盛り込んだ就活サポートブックを作成した。
平成 19 年度	平成 18 年度に引き続き、平成 19 年度卒業予定者に対する未内定者フォローセミナー (4 回)、未内定者メーリングサービス (60 回配信) を行い、平成 20 年度卒業予定者に対する就職講座 (11 回)、キャリアデザインセミナー、熊大ワークデザイン講座、大手業界説明会、ジョブスタディ等を実施した。また、各学部の進路支援委員会と連携して学部就職ガイダンス (文学部、教育学部、法学部、理学部、工学部) を拡充した。
平成 20 年度	新たな企画として、約 300 人となった OBOG キャリアメッセージ掲載者 (キャリア支援サイト内) から数名を招いての卒業生キャリア交流会を実施した。昨年度に引き続き、平成 20 年度卒業予定者に対してはフォローセミナー、メーリングサービス等を実施。平成 21 年度卒業予定者にも就職講座 (11 回)、キャリアデザインセミナー、ワークデザイン講座、業界説明会、企業説明会等を継続実施した。また各進路支援委員会と連携した学部就職ガイダンスも文学部、教育学部、法学部、理学部、工学部に加え、新たに薬学部でも実施した。

出典：進路支援委員会、キャリア支援課資料等を基に作成

別添資料 9 「第 6 回学生生活実態調査報告書」2007 年

【分析結果とその根拠理由】

学生相談室を中心に、保健センター、関係委員会等が連携した相談体制を整備し、生活・学習・研究悩みごと相談等に適切に対応している。各種ハラスメントの防止等に関しては、規則等の整備、相談体制及び啓発活動等の充実を図っている。また、キャリア支援課と学部等が連携して就職支援体制を強化し、多様な支援活動を行っている。

以上のことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

観点 7-3-②: 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、留学生宿舎「国際交流会館」を有し、部屋数は計 112 部屋を有している（資料 7-3-②-A）。しかし、留学生の増加及び国際交流会館の老朽化等に伴い、留学生は、国際交流会館に約半年入居した後、民間アパート等に転居している。この状況を踏まえつつ、留学生支援の取組を継続的に実施している。（資料 7-3-②-B）。国際交流会館は、平成 19 年度から新たな留学生宿舎建設の検討を開始するなど、宿舎建設によって、収容力を倍増するプランが現在進行中であり、平成 21 年 10 月に竣工予定である。また、国際交流会館への入居が困難な留学生に対して、民間アパートの探し方や入居手続の説明会を毎年開催するとともに、外国人留学生後援会による留学生への緊急時貸付、大学によるアパート入居機関保証等を実施している。同時に、市内に社員寮を持つ企業等に宿舎提供を依頼するなどして、宿舎の確保に努めている。留学生チューターを配置し、留学生の相談に応じている（前掲資料 7-1-④-B）。留学生の手引き（別添資料 10）、健康・安全の手引き（英語版）を作成し、留学生の学習・生活支援を行っている。障害のある学生等に対しては、階段への自動昇降機の設定及びバリアフリー対策などのほか、学科等の指導教員及び学生ボランティア等によって車椅子による教室間の移動等の際の支援が行われている。

資料 7-3-②-A 国際交流会館の概要（平成 21 年度）

入居条件：1. 熊本大学に在籍する外国人留学生とその家族 2. 熊本大学で教育研究する外国人研究者とその家族 3. その他、国際化推進センター長が認めた者							
A 棟（1985 年竣工：1,968 m ² ）			B 棟（1995 年竣工：1,674 m ² ）				
部屋の種類	面積（m ² ）	室数	部屋の種類	面積（m ² ）	室数		
留学生用	単身室	17.1	42	留学生用	単身室	15.9	45
	夫婦室	34.2	2		夫婦室	31.9	2
	家族室	51.3	2		家族室	47.9	3
研究者用	単身室	17.1	7	研究者用	単身室	15.9	5
	夫婦室	34.2	1		夫婦室	31.9	1
	家族室	51.3	1		家族室	47.9	1
室数の計		55		室数の計		57	
共同施設：ラウンジ（98 m ² ）、研修室（87 m ² ）、和室（32 m ² ）、共用ロビー（17 m ² ）、A 棟洗濯室（31 m ² ×4 室）、B 棟洗濯室（48 m ² ×4 室）、事務室（32 m ² ）							

出典：国際化推進センター資料を基に作成

資料 7-3-②-B 留学生宿舎確保、留学生支援の取組等

年度	主な取組等
平成 16 年度	平成 9 年度に「熊本大学外国人留学生後援会」を設立し、募金活動を継続してきたが、平成 16 年度に当初目標額 1,000 万円を達成した。この基金により、経済的援助が必要な留学生に対して貸付を行った。国際交流推進会議の下で、留学生支援 WG が留学生の宿舎を含む支援体制に関する検討を開始した。
平成 17 年度	留学生支援 WG が「留学生支援体制に関する検討報告書」をまとめた。これを基に、アパート入居時の「機関保証制度」を導入するとともに、9 月と 2 月の 2 回、アパートの探し方や入居手続の説明会を開催した。また、企業等に宿舎提供を呼びかけた。国際交流会館では、定期点検を基に、エアコンとベットマットレスを一部更新した。
平成 18 年度	引き続き、熊本市内に社員寮等をもつ企業等に留学生への宿舎提供を依頼し、1 件について継続利用の許可が得られた。アパート入居時の機関保証を 45 件実施した。国際交流会館については、全室点検を行い、エアコンの 22%を更新した。留学生後援会の基金は総額 1,300 万円に達した。
平成 19 年度	アパート入居時の機関保証を 26 件実施した。留学生後援会の基金については、新たに設立された「熊本大学基金」との統合等について検討した。また、国際交流会館については、エアコンの 36%を更新した。国際交流会館の収容力不足問題を解消するため、新たな留学生宿舎建設に取り組むこととし、基本設計等に着手した。
平成 20 年度	アパート入居時の機関保証を 30 件実施した。熊本大学外国人留学生後援会では、本年 5 月に発生した四川大地震により家族が罹災した留学生 3 名に対して見舞金を支出した。また、新たな留学生宿舎確保のため、建築計画に着手し、来年 10 月竣工を目指している。

出典：国際交流推進会議資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

国際交流会館の機能充実を図るため、新たな留学生宿舎を建設中である。緊急時の貸付、アパート入居時の機関保証等を行っている。障害者対応として、階段自動昇降機の設置等の全学的な取組とともに、ボランティア等による支援等が行われている。

以上のことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

観点 7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の経済面の援助については、入学料免除制度、授業料免除制度による支援、各種奨学金にかかわる応募支援等を実施している。入学料は、適正な基準（資料 7-3-③-A）により、毎年、必要な免除・徴収猶予を行っている（資料 7-3-③-B）。授業料は、授業料免除の基準（資料 7-3-③-C）に基づき、半額免除者の割合を大きくし、免除者数の増加を図っている（資料 7-3-③-D）。平成 19 年度からは、再チャレンジ支援プログラムによる社会人入学者に対する授業料免除を開始している（資料 7-3-③-E, F）。奨学金は、日本学生支援機構の奨学金制度のほか、地方公共団体、財団法人等の奨学制度の情報をホームページに掲載し、募集通知等があった際には、迅速に各学部等に掲示し周知するなどの対応をしている（資料 7-3-③-G, H）。日本学生支援機構奨学生には、連絡用メールアドレスの登録を推奨し、登録した学生へは、継続、返還等の手続きに係る連絡をメール配信している。そのほか、法曹養成研究科は地元銀行と協定した熊本大学法科大学院教育ローン、自然科学研究科は企業寄附による国際コース留学生奨学制度、工学部は目的特定寄附金による中国留学生に対する奨学制度を、それぞれ設立している。学生寄宿舍（定員 280 人）を備え、低額の寄宿料で入居させるなど、学生の経済的負担の軽減に努めている（資料 7-3-③-I~K）。

資料 7-3-③-A 入学料免除の基準 (http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/jukensei_hogosya/nyugakuryo_menjo.html)

学部入学者	a. 入学前一年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け入学料の納入が著しく困難であると認められる場合 b. 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
大学院入学者	a. 入学前一年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる場合 b. 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合 c. 経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

出典：学生課資料等を基に作成

資料 7-3-③-B 入学料免除者数と徴収猶予者数の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
免除者数(人)	66	65	68	66	73
徴収猶予者数(人)	81	48	63	44	69

出典：学生課資料等を基に作成

資料 7-3-③-C 授業料免除の基準 (http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/jukensei_hogosya/jugyoryo_menjo.html)

a. 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
b. 授業料の各期ごとの納期前 6 月以内（新入学者の場合は、入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前一年以内）において、学費負担者が死亡、または、学生若しくは学費負担者が風水害などの災害を受け、授業料の納入が著しく困難であると認められる者
c. 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある者

出典：学生課資料等を基に作成

資料 7-3-③-D 授業料免除における半額免除者数、全学免除者数並びに免除合計額の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
半額免除者数(人)	50	241	342	1,085	1,406
全学免除者数(人)	1,123	1,029	969	602	447
合計(人)	1,173	1,270	1,311	1,687	1,853
免除合計額(千円)	298,578	308,722	307,446	307,828	308,795

出典：学生課資料等を基に作成

資料 7-3-③-E 再チャレンジ支援プログラムにおける授業料免除制度

プログラム名 (平成 20 年度)	実施研究科
研究開発リーダー育成のためのキャリアアッププログラム	自然科学研究科 (博士後期課程)
e ラーニングによる教授システムの社会人指導者養成支援プログラム	社会文化科学研究科 (教授システム学専攻)
社会人の学位 (博士・修士) 取得支援プログラム	教授システム学専攻を除く社会文化科学研究科の各専攻
社会人の法曹資格取得支援プログラム	法曹養成研究科
医学・医療・生命科学を志す社会人の再チャレンジ支援	医学教育部 (博士課程)

出典：学生課資料等を基に作成

資料 7-3-③-F 再チャレンジ支援プログラムにおける半額免除者数、全学免除者数並びに免除合計額の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度
半額免除者数(人)	92	68
全学免除者数(人)	24	90
合計(人)	116	158
免除合計額(千円)	18,753	36,539

出典：学生課資料等を基に作成

資料 7-3-③-G 奨学金の概要 (平成 20 年度) (http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/jukensei_hogosya/shogakukin.html)

日本学生支援機構の奨学金
日本学生支援機構は、国の育英事業を実施している機関。優れた学生で、経済的理由により修学が困難な者に対し、学費の貸与を行うことにより、教育の機会均等に寄与することを目的としている。
貸与者数 学部生：3,973 名 (全学部学生の 50%)、大学院生：929 名 (全大学院学生の 42%)
その他の奨学金 (大学への募集がない場合があるため、都道府県・市長村等へ直接照会するよう HP で周知している)
熊本県育英資金 (貸与月額 25,000 円)、宮崎県育英資金 (貸与月額 44,000～50,000 円)、 富山県奨学金 (貸与月額 44,000～51,000 円)、熊本市奨学金 (貸与月額 42,000 円)、(財)宮崎県奨学金 (貸与月額 25,000 円)、 (財)長崎県育英会 (貸与月額 31,000～41,000 円)、(財)沖縄県人材育成財団 (貸与月額 45,000～80,000 円) (財)鶴友奨学金 (貸与月額 30,000 円)、(財)あしなが育英会 (貸与月額 40,000～50,000 円)、 (財)壽崎育英財団 (給付月額 10,000 円)、(財)帝人奨学会 (貸与月額 100,000 円)、(財)中村積善会 (貸与月額 64,000 円)、 (財)吉田育英会 (貸与月額 80,000 円)、(財)河内奨学財団 (給付月額 40,000 円)、(財)内村チカ育英財団 (給付月額 30,000 円)、 (財)日揮・実吉奨学会 (貸与月額 30,000～45,000 円)、(財)岡田甲子男記念奨学財団 (貸与月額 46,500 円)、 (財)日本通運育英会 (貸与月額 15,000～20,000 円)、(財)山口県ひとづくり財団 (貸与月額 42,000～43,000 円)、 (財)交通連児育英会 (貸与月額 40,000～100,000 円)、(財)電通育英会 (貸与月額 40,000 円)、 (財)松藤奨学育英基金 (貸与月額 42,000 円)、(財)原田記念財団 (給付月額 22,000 円・33,000 円)、 (財)日鉄鉱業奨学生 (貸与月額 15,000～30,000 円)、(財)北野生涯教育振興会 (給付年額 150,000 円)、 公益信託池田育英会トラスト (給付月額 17,000 円)、ヤマハ熊本プロダクツ (給付月額 30,000 円) ほか

出典：学生課資料等を基に作成

資料 7-3-③-H 奨学生数 (平成 20 年度)

(単位:人)

区 分	日本学生支援機構			各種団体 育英会	合 計	
	一 種	二 種	計			
学 部	1,334	2,968	4,303	35	4,338	
大学院	修士課程・博士前期課程	505	316	821	2	823
	博士課程・博士後期課程	117	8	125	0	125
	法曹養成研究科	22	21	43	1	44
合 計	1,978	3,313	5,292	38	5,330	

出典: 学生課資料等を基に作成

資料 7-3-③-I 学生寄宿舎入居状況 (各年度: 4 月現在)

区 分	収容定員(人)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
		入居者数(人)	入居者数(人)	入居者数(人)	入居者数(人)	入居者数(人)
男子 A 棟	100	84	89	92	94	94
男子 B 棟	100	89	92	90	91	95
女子寮	80	76	78	77	75	75
計	280	249	259	259	260	264

出典: 学生課調査を基に作成

資料 7-3-③-J 熊本大学寄宿舎規則 (抜粋)

(性格) 第 2 条 寄宿舎は、勉学に資する生活の場を学生に提供する施設とする。			
(収容定員等) 第 4 条 寄宿舎の収容定員、入居対象者及び所在地は、次のとおりとする。			
区分	収容定員	入居対象者	所在地
男子 A 棟	100 人	学部学生及び学部留学生	熊本市黒髪 7 丁目 763 番地
男子 B 棟	100 人		
女子棟	80 人		
(在居期間) 第 9 条 在居期間は、原則として入居を許可された日から最短修業年限満了の日までとする。ただし、寄宿舎に入居している学生で、熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 16 条第 8 号に規定する入学資格を有するものが修士課程又は博士前期課程に入学した場合は、当該学生が引き続き学部 4 年次に在学しているものとみなして、学部の最短修業年限に達するまでの間、在居することができるものとする。			
(寄宿料) 第 10 条 入居者は、国立大学法人熊本大学諸料金規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定めるところにより、寄宿料を納入しなければならない。			

出典: 熊本大学寄宿舎規則 (平成 21 年 4 月 1 日現在) から抜粋

資料 7-3-③-K 寄宿料及び寄宿舎に関する紹介

(寄宿料の額及び徴収方法) 第 12 条 寄宿料の額は、別表第 4 に掲げるとおりとする。 2 寄宿料は、寄宿舎に入居した日の属する月から、退去する日の属する月まで毎月その月分を徴収するものとする。ただし、夏季休業期間中の 8 月及び 9 月分は、休業期間前までに徴収するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出に係る額を徴収することができるものとする。		
別表第 4 寄宿料の額 (第 12 条関係)		
区分	収容定員一人当たり又は収容世帯 1 世帯あたりの建物 (共用部分を含む。) の面積	寄宿料
居室が単身用の場合	18 平方メートル以上 20 平方メートル未満	月額 4,300 円
	20 平方メートル以上 25 平方メートル未満	月額 4,700 円
	25 平方メートル以上	月額 5,900 円
	40 平方メートル以上 50 平方メートル未満	月額 9,500 円
居室が世帯用の場合	50 平方メートル以上 60 平方メートル未満	月額 11,900 円
	60 平方メートル以上	月額 14,200 円
	60 平方メートル以上	月額 14,200 円
【寄宿舎に関する Web ページ】 http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku_jouhou/campus_jouhou/shisetsu_jokyou/gakusei_kishukusya.html		

出典: 国立大学法人熊本大学諸料金規則 (平成 21 年 4 月 1 日現在) から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

入学料・授業料免除制度を的確に運用するとともに、各種奨学金の応募支援を行って、経済的理由により修学が困難な学生を支援している。これらに加えて、学部・研究科等においては、地元銀行と協定した教育ローン、企業寄附による留学生奨学制度等、それぞれ特色ある支援事業を積極的に実施している。そのほか、学生寄宿舎に低額の寄宿料で入居させるなど、経済的負担の軽減に努めている。

以上のことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学生のサークル活動や自主活動等の課外活動面では、財政的支援のみならず、サークルリーダー会議との連携、学長と体育会との意見交換会等、組織的整備を行い、さらに、学生表彰のインセンティブによって学生に動機付けしている。
- 学生の生活支援面では、学生相談室を中心に、保健センター、セクシュアル・ハラスメント防止委員会、学部・学科が連携して、学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している。就職支援体制も教職員が一体になって強化している。
- 学生の経済の援助面では、入学料・授業料免除制度、各種奨学金にかかわる応募支援等を実施するほか、学部・研究科においては、地元銀行と協定した教育ローン、企業寄附による留学生奨学制度等、それぞれ特色ある支援事業を積極的に実施している。

【改善を要する点】

- 障害を持つ学生に対して、その障害の態様に応じて、より一層きめ細かな支援の充実が求められる。

(3) 基準 7 の自己評価の概要

学部新生に対して学部・学科等ごとに定期的に履修指導と生活指導が行われ、また 2 年生以上の学部学生及び大学院学生に対しても同様に履修指導が行われている。

学習支援面では、学生生活実態調査等により学生のニーズを把握し、また、チューター、インストラクターを配置するなど適切に対応している。

留学生及び障害を持つ学生のように特別な支援を必要とする学生への対応面では、学生相談室を中心として、国際化推進センター、学部・学科等が連携して、人員・設備を整備している。

自主的学習環境の整備面では、各学部・学科等がすべて自習室・図書室等、学習スペースを整えている。

学生のサークル活動や自治会活動等の課外活動面では、財政的支援のみならず、サークルリーダー会議との連携、学長と体育会との意見交換会等、組織的整備がなされ、さらに、学生表彰のインセンティブによって学生に動機付けがなされている。

学生の生活支援面では、学生相談室を中心に、保健センター、セクシュアル・ハラスメント防止委員会、学部・学科が連携して、学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している。就職支援体制も教職員が一体になって強化している。

特別な支援が必要な学生の生活支援面では、特に留学生の生活拠点の確保に関して、現在の国際交流会館だけでなく、民間アパートの活用を含め各種の施策が用意されている。また、新しい留学生宿舎の建設に着手している。

学生の経済の援助面では、入学科・授業料免除制度、各種奨学金にかかわる応募支援等を実施するほか、学部・研究科においては、地元銀行と協定した教育ローン、企業寄附による留学生奨学制度等、それぞれ特色ある支援事業を積極的に実施している。住居の支援では、低額で利用できる学生寄宿舎を備えている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学は、人文社会系・教育系・自然科学系の黒髪地区、医学系及び附属病院の本荘・九品寺地区、薬学系の大江地区、附属小・中学校の京町地区及び附属幼稚園の城東町地区を始め全 11 地区において、多様な教育研究活動を展開している。校地・校舎等面積は資料 8-1-①-A のとおりであり、設置基準で定める面積を上回っている。各キャンパスには、講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を有するほか、附属図書館、学内共同教育研究施設、課外活動施設等を設置している。このほか、学内資金により国際化推進のための留学生宿舎増築、男女共同参画推進のための保育園整備を行うなど施設の充実を図っている。施設の有効活用を目的として、施設の有効利用に関する要項（別添資料 11）及び教育研究共用スペース運用指針（別添資料 12）を策定し、流動的なプロジェクトにも対応できる共用スペースのマネジメントを行っている（資料 8-1-①-B）。使用にあたっては、利用者の募集を行い、教育・研究スペース、若手研究者スペース、新組織スペース、改修避難スペースとして運用している。講義室の稼働率を改善し、余剰スペースに自習室、学生相談室、リフレッシュスペース等を設けるなど学習等環境の向上を図っている。教育研究目標を実現するために施設・環境面から支える重要なガイドラインであるキャンパスマスタープラン（資料 8-1-①-C）を策定している。キャンパスマスタープランには、施設課題、ゾーニング、施設整備計画のほか、バリアフリー対策についても、全学施設の主要出入口、廊下等の点検を行い、各施設のバリアフリーに対する指標について評価している。それらを基にバリアフリーマップ（別添資料 13）を作成し、バリアフリーに配慮した施設整備を計画的、段階的に実施している（資料 8-1-①-D）。

資料 8-1-①-A 校地・校舎等面積

区 分	校地面積 (㎡)	校舎等面積 (㎡)
黒髪北地区	142,935	63,073
黒髪南地区	115,000	87,605
本荘地区	107,551	143,624
九品寺地区	25,761	14,273
大江地区	32,644	16,763
運動場用地	78,540	—
イノベーション推進機構 地域共同ラボラトリー	(*) 19,945	2,129
台津マリンステーション	4,903	1,688
その他	145,666	86,465
合 計	672,945	415,620
設置基準面積	156,876	108,717

注：(*) は借用地

出典：施設部資料等を基に作成

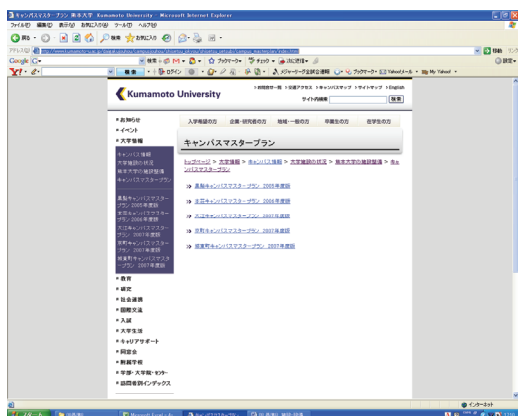
資料 8-1-①-B 共用スペース (平成 21 年 1 月現在)

運用形態	面積(m ²)	運用カテゴリ		面積(m ²)
教育・研究スペース	13,712	A	教育・研究スペース	12,860
		B	若手研究者を対象としたスペース	852
フレキシブルスペース	7,702	C	新組織スペース	4,574
		D	老朽再生整備事業の避難スペース	3,128

出典：施設部資料を基に作成

資料 8-1-①-C キャンパスマスタープラン

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku_jouhou/campus_jouhou/shisetsu_jokyou/shisetsu_setsubi/campus_masterplan/index.html)



出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

資料 8-1-①-D バリアフリー整備状況

(単位：%)

地区名等		出入口	廊下等	階段等	便所	点状ブロック等	敷地内通路	駐車場
全施設	大学全体	66	62	57	37	7	74	17
	黒髪地区	69	59	62	40	5	81	21
	本荘地区	73	65	63	46	20	77	26
	大江地区	50	67	33	24	0	67	0
	京町地区	62	66	42	25	0	53	0
	城東町地区	25	80	29	8	0	63	0
特別特定建築物	大学全体	66	77	74	65	20	78	33
	黒髪地区	35	60	55	44	0	71	0
	本荘地区	100	90	84	80	33	93	60
	大江地区	—	—	—	—	—	—	—
	京町地区	—	—	—	—	—	—	—
	城東町地区	—	—	—	—	—	—	—

注 1：全体 (100%) に対する整備状況を示す

注 2：特別特定建築物は、特別支援学校・附属病院を示す

出典：施設部資料を基に作成

- 別添資料 11 国立大学法人熊本大学施設の有効利用に関する要項
 別添資料 12 国立大学法人熊本大学教育研究共用スペース運用指針
 別添資料 13 バリアフリーマップ

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地・校舎の面積は、設置基準上の必要面積を大きく上回り、収容定員上も十分な規模となっている。本学の教育研究を支障なく遂行するための十分な施設設備を有するとともに、共用スペースを確保し外部資金によるプロジェクト研究スペース及び若手研究者用スペースを整備している。講義室の稼働率を改善し、余剰スペースに自習室、学生相談室、リフレッシュスペースを設けるなど学習等環境の向上を図っている。施設整備及びバリアフリー対策は、キャンパスマスタープラン及びバリアフリーマップを策定し、計画的に実施している。

以上のことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用され、また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

観点 8-1-②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学は、基幹ネットワークとして 10GB、各建物間への支線として 1GB の通信速度を持つギガビットネットワークを敷設している。このほか、無線 LAN のアクセスポイントを 460 箇所以上設置（資料 8-1-②-A）している。総合情報基盤センター、附属図書館及び各部局等に約 1,350 台の全学情報教育及び自習支援のためのコンピュータを設置（資料 8-1-②-B, C）し、大学院学生を含めた学生の使用に供している。本学構成員は、これらのネットワーク及びコンピュータを利用し、学務情報システム（SOSEKI）（資料 8-1-②-D, E）にアクセスし、シラバス参照、履修登録、成績参照等を行っている。英語の自立的学習を支援する熊大 CALL、授業科目ごとに学生の予習・復習を支援する熊大 WebCT、教科書等の検索サービスを提供する図書館 OPAC、就職活動を支援するキャリア支援サイト、学生による授業改善のためのアンケートにこたえる授業改善のためのアンケート結果公開システム等のログイン ID を統合認証に対応させ、熊本大学ポータル（資料 8-1-②-F）を統合窓口にするなど、利便性を高めている。このほか、情報資産のセキュリティを確保することを目的に、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティポリシー実施手順書を定めるとともに、個人情報の管理等については、個人情報保護に関する方針（資料 8-1-②-G）を明文化し、個人情報保護規則及び管理規則を定めるなど、個人情報を含めた情報セキュリティの徹底に努めている。

資料 8-1-②-A 全学無線 LAN アクセスポイント設置状況 (<http://www5a.cc.kumamoto-u.ac.jp/man1/w1/>)

～平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度～
約 150 箇所	約 350 箇所	約 460 箇所

出典：情報化推進会議資料等を基に作成

資料 8-1-②-B 総合情報基盤センター及び附属図書館におけるコンピュータ整備状況

学生用コンピュータ設置場所（用途）	～平成 18 年度	平成 19 年度～
総合情報基盤センター（教科の実習、自習等）	920 台	1,230 台
附属図書館（学生の自習、文献検索等）	50 台	120 台
計	970 台	1,350 台

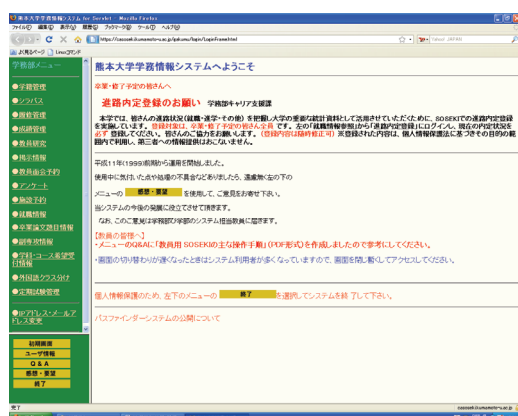
出典：情報化推進会議資料等を基に作成

資料 8-1-②-C 各学部等における情報機器室等の整備状況

学部等名	学生自習室・情報機器	情報機器室・情報機器
文学部	自習室・図書室 5 室, 空き教室を時間外自習用に開放	情報機器室, メディア機器室
教育学部	学生控室, 自習室を設けるとともに, 空き教室を時間外自習用に開放	学生用 PC 室 (PC 8 台), 学生支援室
法学部	図書室に加えて, 研究室, 空き教室の空き時間を自習用に開放	
理学部	図書室の閲覧室を開放, その他, 空き教室を時間外自習用に開放	理学部 4 号館計算機室 (パソコン 41 台)
医学部医学科	チュートリアル実習室 (PC13 台)	総合研究棟内の情報処理室 (PC108 台)
医学部保健学科	自習室 (E 棟 1 階共有室を 22 時まで開放, 学生貸出用 PC17 台)	第 1 情報演習室 (PC49 台), 同第 2 室 (PC32 台)
薬学部	図書館自習室 (パソコン 10 台), コンベンションルーム等を自習室として開放	PC 実習室 (PC100 台, 平日 7~22 時の利用可能)
工学部共通	工学部 2 号館 1 階リフレッシュホール (無線 LAN), 黒髪共通棟 2 階リフレッシュホール (無線 LAN)	9 号館 1 階情報機器室 (PC109 台)
工学部 物質生命化学科	学科図書室 (学生用 PC16 台, 無線 LAN), 棟内各階にフリースペースを設置	
工学部 マテリアル工学科	研究棟リフレッシュホール 2 ヶ所, 図書室の閲覧室 (無線 LAN)	
工学部 機械システム工学科	研究棟リフレッシュホール 9 ヶ所, ゼミ室 (無線 LAN)	情報統合教室 (有線・無線 LAN)
工学部 社会環境工学科	演習室 (アトリエ, スタジオ, 無線 LAN), 自習スペース (リフレッシュホール 4 ヶ所, 情報コンセント, 無線 LAN)	CAI 演習室 (研究棟 I-9F, 無線 LAN)
工学部 建築学科	自習スペース (リフレッシュホール 4 ヶ所, 情報コンセント, 無線 LAN), 第 1 階製図室 (無線 LAN, 液晶プロジェクター), 第 2 階製図室 (無線 LAN)	コラボレーション演習室 (PC31 台, 液晶プロジェクター, 大型カラープリンタ, レーザープリンタ, スキャナ)
工学部 情報電気電子工学科	自習スペース (リフレッシュホール 15 ヶ所, 無線 LAN)	9 号館 2 階実習室 (実習・実験用 Linux 端末 120 台)
工学部 数理工学科	図書室・自習室, 学習支援室	数理工学科計算機室 (PC16 台)

出典：組織評価自己評価書等を基に作成

資料 8-1-②-D 熊本大学学務情報システム (SOSEKI)



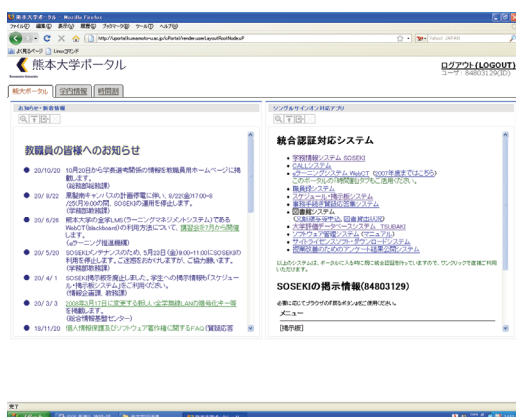
出典：熊本大学学務情報システム (SOSEKI) (学内専用) から抜粋

資料 8-1-②-E 熊本大学学務情報システム (SOSEKI) の利用状況 (平成 20 年度)

月	利用数	曜日	利用数	時間帯	利用数
4	2,330,398	日曜日	249,317	0～2時	45,542
5	380,785	月曜日	1,820,461	2～4時	23,969
6	308,925	火曜日	1,789,483	4～6時	12,149
7	496,971	水曜日	1,992,710	6～8時	26,035
8	624,291	木曜日	1,870,808	8～10時	755,616
9	1,041,377	金曜日	1,852,244	10～12時	1,658,079
10	1,927,793	土曜日	299,087	12～14時	2,076,035
11	343,821			14～16時	2,402,121
12	243,275			16～18時	1,846,592
1	390,558			18～20時	658,882
2	1,170,639			20～22時	263,870
3	615,277			22～24時	105,220
計			9,874,110		

出典：情報化推進会議資料等を基に作成

資料 8-1-②-F 熊本大学ポータル (<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp>)



出典：熊本大学ポータルから抜粋

資料 8-1-②-G 個人情報保護に関する方針 (<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/daigakugaiyou/kojin.html>)

国立大学法人熊本大学個人情報保護方針

国立大学法人熊本大学では、「国際水準の教育による人材育成と高度な学術研究，産学連携研究，先端医療，高度地域医療」の業務に必要な個人情報を適正に取り扱い，保護するために，以下の方針に基づく取組みを推進します。

1. 法令等の遵守
個人情報保護に関する法令やその他の規範の遵守徹底を図るため，個人情報の保護に関する内部規程を整備し，個人情報の取扱いについて明確な規律を定め，教職員に周知徹底します。
2. 適正な取得，利用及び提供
個人情報は，適正な方法によって取得し，あらかじめ明確に特定した利用目的の範囲内で利用します。利用目的は，法令等の定めに従って，ホームページ等で公表します。
また，ご本人の同意のあるとき，または法令の定める要件を満たしているときを除いて，第三者への情報の提供は行いません。
3. 安全管理
個人情報の管理には細心の注意を払い，不正アクセス，漏えい，滅失及び改ざん等を防止するために必要かつ適切な措置を講じます。
安全管理に関する知識，技能及び意識の向上を図るため，教職員に対する教育研修を実施します。
また，個人情報の取扱いを外部に委託する場合は，委託先の適切な監督を行います。
4. 開示，訂正及び利用停止
本学が保有する個人データについて，ご本人から開示，訂正又は利用停止を求められた場合は，下記「個人情報相談窓口」において迅速な対応に努めます。法令等の定めによって求めに応じられない場合には，その理由を説明することとします。
5. 取組の継続的な改善
個人情報が適正に取り扱われ，保護されているかを定期的に監査し，その結果をもとに継続的な改善を行います。
6. 苦情等の受付
個人情報の取扱いや取扱方針に関するご質問・苦情などは，以下の「個人情報相談窓口」までお寄せください。なお，対応に必要な範囲で本人確認をさせていただく場合があることをあらかじめご承知おきください。
総合窓口：情報プラザ (TEL096-342-3280)
医学部附属病院における患者様の診療に関する個人情報：患者サービス課
苦情相談 患者相談室 (TEL096-373-5972)
開示請求受付 医事係 (TEL096-373-5965)

出典：国立大学法人熊本大学個人情報保護方針

【分析結果とその根拠理由】

有線 LAN としてギガビットネットワークを敷設及び無線 LAN として 460 箇所以上のアクセスポイントを設置し、総合情報基盤センター、附属図書館及び各部局等に、約 1,350 台の全学情報教育及び自習支援のためのコンピュータを設置している。本学構成員は、これらのネットワーク及びコンピュータを利用し、学務情報システム (SOSEKI) により、履修登録、成績参照等を行っている。このほか、情報セキュリティポリシー、個人情報保護方針、個人情報保護規則等を定めるなど、個人情報を含めた情報セキュリティの徹底に努めている。

以上のことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動の変化に応じた効率的な使用を図るため、施設の有効利用に関する要項（別添資料 11）及び教育研究共用スペース運用指針（別添資料 12）を定めている。このほか、安全で快適な施設・設備を維持することを目的に、建物保全マニュアル（別添資料 14）を作成し、構成員に周知している。各施設の利用方法等については、Web サイト（資料 8-1-③-A）に掲載している。

資料 8-1-③-A 例示：総合情報基盤センターの利用申請と方法 (<http://www.cc.kumamoto-u.ac.jp/services>)



出典：熊本大学総合情報基盤センターホームページから抜粋

別添資料 11 国立大学法人熊本大学施設の有効利用に関する要項
 別添資料 12 国立大学法人熊本大学教育研究共用スペース運用指針
 別添資料 14 熊本大学建物保全マニュアル

【分析結果とその根拠理由】

施設の有効利用に関する要項及び共用スペース運用指針を定め、教育研究活動の一層の活性化に資している。このほか、建物保全マニュアルを作成し構成員に周知している。各施設の利用方法等は、Web サイトに掲載し、構成員に周知している。

以上のことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館は、中央館、医学系分館、薬学部分館で構成され、教育研究活動を支援する情報基盤の一つとして活動し、ネットワークを通じて利用できる電子図書館サービス（各種情報検索、電子ジャーナル、図書発注、文献複写依頼等）の提供などを行っている。附属図書館利用規則（資料 8-2-①-A）を定め、図書館利用案内を作成し、開館時間、サービス時間等を周知している（資料 8-2-①-B）。図書の選書にあたっては、教職員及び学生のニーズを把握するため、Web 等により情報を取得（資料 8-2-①-C）するほか、学生ボランティア（図書館サポーター）による選書等を実施した結果、教養図書が充実した。中央館は放送大学との合築により、医学系分館は医学教育図書棟の新築により、それぞれ閲覧室の整備、収容力の拡大等を行った（資料 8-2-①-D）。現在、蔵書約 130 万冊、雑誌約 2 万種（資料 8-2-①-E, F）を備えている。電子ジャーナルの充実に向けた取組（資料 8-2-①-G）の結果、約 5,500 タイトルの電子ジャーナル等（資料 8-2-①-H）を提供し、大手出版社のダウンロード数は約 36 万件となっている（資料 8-2-①-I）。一般市民への図書館開放も行っており、図書の貸出（3,318 冊）を可能とするなど、地域住民の生涯学習への支援も行っている。大学の知的生産物である学術論文等を蓄積、保存し、インターネット上で発信する学術リポジトリの構築に向けた取組（資料 8-2-①-J）の成果として、約 6,000 編（内博士論文 580 編）の収録論文数を有している（資料 8-2-①-K）。そのほか、阿蘇家文書、細川家北岡文庫等の貴重資料を有し、それらを電子化し、Web 上で公開している（資料 8-2-①-L）。開館日数は各館とも約 330 日前後、入館者総数約 55 万人、館外貸出総冊数は約 6 万冊、文献複写及び相互貸借総数約 1 万件と多くの者が利用している（資料 8-2-①-M~O）。

資料 8-2-①-A 附属図書館利用規則 (抜粋)

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、熊本大学附属図書館規則(平成16年4月1日制定)第9条の規定に基づき、熊本大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用に関し必要な事項を定める。</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第2条 図書館を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 国立大学法人熊本大学の役員及び職員(以下「役職員」という。)</p> <p>(2) 熊本大学(以下「本学」という。)の学生</p> <p>(3) 本学の名誉教授</p> <p>(4) 学外者</p> <p>(証明書等の提示)</p> <p>第3条 利用者は、身分証明書等を携行し、図書館職員(以下「係員」という。)の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(閲覧)</p> <p>第7条 利用者は、図書館資料(以下「資料」という。)を閲覧しようとするときは、所定の場所で閲覧しなければならない。なお、閲覧後は当該資料を所定の位置に返却しなければならない。</p> <p>2 館長は、次に掲げる場合、資料の閲覧を制限することができる。</p> <p>(1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号、第2号及び第4号イに規定する情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分</p> <p>(2) 個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。)から寄贈又は寄託を受けている場合で、当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件にしているときの当該期間が経過するまでの間</p> <p>(3) 資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合</p> <p>(一般貸出)</p> <p>第8条 利用者は、所定の手続を経て資料の館外貸出(以下「貸出」という。)を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる資料は貸出を受けることができない。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 貴重書</p> <p>(2) 特殊文庫資料</p> <p>(3) 参考図書</p> <p>(4) 記録</p> <p>(5) 文書</p> <p>(6) 視聴覚資料</p> <p>(7) 電子的資料</p> <p>(8) その他館長が特に指定した資料</p> <p>3 貸出を受けた利用者は、当該資料を自ら管理し、他人に転貸してはならない。</p> <p>4 貸出冊数及び貸出期間については、別に定める。</p>

出典：熊本大学附属図書館利用規則(平成21年4月1日現在)から抜粋

資料 8-2-①-B 附属図書館の開館時間等の案内 (平成 21 年度)

(<http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/guide/Japan2009.pdf>)

【中央館】	通常期の平日	休業期(*)の平日	土・日曜・祝休日
開館	8:40~22:00	8:40~17:00	12:00~18:00
貸出・返却・更新・予約	8:40~22:00	8:40~17:00	12:00~18:00
コン式パソコン機以外の複写	9:00~16:30		—
他機関への相互利用 (複写, 資料の貸借)	9:00~16:30		—
レファレンス(参考調査)	9:00~17:00		—
一般書庫の利用	8:40~21:00	8:40~17:00	12:00~17:30
教員研究室の利用	8:40~17:00		—
貴重書庫・旧館書庫の利用	9:00~16:30		—
休館日	春季(4/1~4/3)および冬季休業期間中の土・日・祝休日年末年始(12/28~1/4), 試験期を除く毎月第4水曜, 夏季一斉休業日(8/13~8/14), その他の臨時休館日		

(*)休業期: 夏季(8/11~9/30), 冬季(12/25~1/10), 年度末(3月第3週~3/31)

【医学系分館】	通常期の平日	休業期(*)の平日	土・日曜・祝休日
開館	9:00~21:00	9:00~17:00	12:00~18:00
貸出・返却・更新・予約	9:00~21:00	9:00~17:00	12:00~18:00
他機関への相互利用 (複写, 資料の貸借)	9:00~16:30		—
レファレンス(参考調査)	9:00~17:00		—
休館日	休業期間中の土・日・祝休日, 年末年始(12/28~1/4), 毎月第3水曜(17:00~21:00 開館) 夏季一斉休業日(8/13~8/14), その他の臨時休館日		

(*)休業期: 春季(4/1~4/3), 夏季(8/6~8/31), 冬季(12/25~1/10)

【薬学部分館】	通常期の平日	休業期(*)の平日	土・日曜・祝休日
開館	9:00~21:00	9:00~17:00	12:00~18:00
貸出・返却・更新・予約	9:00~21:00	9:00~17:00	12:00~18:00
他機関への相互利用 (複写, 資料の貸借)	9:00~16:30		—
レファレンス(参考調査)	9:00~17:00		—
休館日	休業期間中の土・日・祝休日 年末年始(12/28~1/4), 夏季一斉休業日(8/13~8/14), その他の臨時休館日		

(*)休業期: 春季(3/13~4/3), 夏季(8/21~9/30), 冬季(12/25~1/10)

出典: 図書館利用案内 2009 を基に作成

資料 8-2-①-C 学生が希望する図書のニーズ把握方法 (<http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/kibou/index.html>)



出典: 熊本大学附属図書館ホームページから抜粋

資料 8-2-①-D 附属図書館施設・整備状況 (<http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/outline/index4.html>)

中央館		医学系分館		薬学部分館	
延面積	8,404 m ²	延面積	2,807 m ²	延面積	654 m ²
座席数	580 席	座席数	210 席	座席数	58 席
PC 席数	89 席	PC 席数	32 席	PC 席数	10 席
第1閲覧室	87 席				
自由閲覧室	98 席				
PC コーナー	85 席				
ロビー	48 席				
第2閲覧室	180 席				
個室コーナー	40 席				
第1教員研究室	24 席				
第2教員研究室	24 席				
第3閲覧室	79 席				
PC 席数	4 席				

出典：附属図書館調査資料を基に作成

資料 8-2-①-E 蔵書冊数 (<http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/outline/index5.html>)

(単位：冊)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
和書	805,761	808,823	812,718	815,418	807,703
洋書	475,865	480,142	483,598	487,087	488,094
合計	1,281,626	1,288,965	1,296,316	1,302,505	1,295,797

出典：附属図書館調査資料を基に作成

資料 8-2-①-F 雑誌所蔵種類数 (<http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/outline/index5.html>)

(単位：種)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
和雑誌	12,333	12,703	12,882	13,084	13,293
洋雑誌	6,968	6,887	7,088	7,041	7,057
合計	19,301	19,590	19,970	20,125	20,350

出典：附属図書館調査資料を基に作成

資料 8-2-①-G 「電子ジャーナル」及び「データベース」に係わる取組等

年度	主な取組等
平成 16 年度	電子ジャーナルの購読は各研究室等の予算で実施してきたが、「熊本大学学術情報基盤整備に係る基本方針」に基づき、財源の安定化を図るため、基盤経費の「附属図書館経費」により支援することとし、購入を一本化して、約 4,900 タイトルの電子ジャーナルを購読した。医療系や法律系の情報関連のデータベースを整備するため、EBMR (科学的根拠に基づく医療情報レビューデータベース) 及び LEX/DB (法律情報データベース) を導入した。
平成 17 年度	電子ジャーナル約 4,700 タイトルを提供するとともに、図書館 Web ページを整備し、利便性の向上を図った。また、文献データベース (Web of Science) の検索実績を点検して、該当電子ジャーナルへのリンク機能を充実させた。さらに、熊本日日新聞記事データベースを導入した。これにより、地元新聞における掲載記事の検索が可能となった。平成 17 年度は、月平均は約 120 件のアクセスがあった。
平成 18 年度	電子ジャーナルが約 5,500 タイトルに増加した。また、Springer (812 誌) などのバックファイルを導入して、利用範囲の拡大を図り、学術情報の拡充と電子ジャーナルの安定的提供を促進に努めた。さらに、平成 19 年度に向けて、経費高騰への対策について検討するとともに、引用索引データベース Web of Science と Scopus を比較し、操作性、収録対象年・分野の広さ、著者名検索の優位性などから、Scopus を選定した。
平成 19 年度	電子ジャーナル及びデータベースに関する将来計画について検討した。平成 19 年度は、医学・薬学・工学・理学・教育・法律系を中心に電子ジャーナル及びデータベースの充実を図ることとし、電子ジャーナル約 5,400 タイトル、データベース 18 種の維持・提供に努めた。今後の学術情報基盤整備について、経費高騰への対応を含めて、次期中期計画における「図書館機能の高度化」等について検討を継続した。
平成 20 年度	電子ジャーナル及びデータベースの価格高騰が続く中、電子ジャーナル 5,500 タイトル、データベース計 18 種の継続・提供に努めた。平成 21 年度以降、現在導入している電子ジャーナル及びデータベースを継続的に導入できるように、平成 21 年度以降の予算措置について全学的な合意を得て、将来の値上げに対応できる予算体制を確立した。また、新規に ACS Legacy Archive を導入し、電子ジャーナルの充実を図った。

出典：附属図書館運営委員会資料を基に作成

資料 8-2-①-H 電子ジャーナルの利用可能タイトル数の推移

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
約 4,900 タイトル	約 4,700 タイトル	約 5,500 タイトル	約 5,400 タイトル	約 5,500 タイトル

出典：附属図書館運営委員会資料を基に作成

資料 8-2-①-I 電子ジャーナル大手 4 社 (Elsevier, Springer, Wiley, Blackwell,) のダウンロード件数の推移

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
242,000 件	278,000 件	330,000 件	312,000 件	360,000 件

出典：附属図書館運営委員会資料を基に作成

資料 8-2-①-J 熊本大学学術リポジトリの構築に係わる取組等

年度	主な取組等
平成 16 年度	博士論文公開データベースシステムを Web 上で公開するため、公開機能を整備し、検索等の操作を整備して機能を向上させた。
平成 17 年度	博士論文 215 編の電子化を終え、紀要論文 553 編と統合して、熊本大学学術リポジトリとして公開した。
平成 18 年度	学術リポジトリ関係のソフトについて、メンテナンス契約を行い、安定稼働環境を整えた。また、学内説明会を行い、収録論文数約 1,200 編を達成した。
平成 19 年度	紀要掲載論文等の電子化を進め、収録論文数 4,500 編を達成した。
平成 20 年度	今年設立 60 周年を迎える本学では、過去に出版された 30 年史等の図書を学術リポジトリにて公開した。博士論文の登録も 500 編を超え、収録論文数は 6,000 編を達成した。

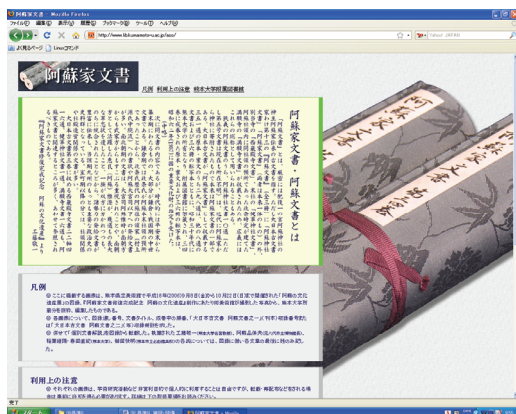
出典：附属図書館運営委員会資料を基に作成

資料 8-2-①-K 「熊本大学学術リポジトリ」の収録論文数 (平成 21 年 3 月現在)

収録論文数	内、博士論文	内、紀要掲載論文
6,116 編	580 編	4,864 編

出典：附属図書館学術リポジトリ投稿資料を基に作成

資料 8-2-①-L 阿蘇家文書等の Web 公開状況 (<http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/aso/>)



出典：熊本大学附属図書館ホームページから抜粋

資料 8-2-①-M 入館者数及び開館日数 (<http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/outline/index5.html>)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
中央館	開館日数 (日)	331	335	335	334	336
	入館者数 (人)	334,387	329,837	321,970	375,916	378,847
医学系分館	開館日数 (日)	340	338	336	342	310
	入館者数 (人)	160,312	126,700	103,575	122,221	94,582
薬学部分館	開館日数 (日)	331	331	333	325	329
	入館者数 (人)	59,779	53,836	53,123	52,696	56,806
合計	開館日数 (日)	1,002	1,004	1,004	1,001	975
	入館者数 (人)	554,478	510,373	478,668	550,833	530,235

出典：附属図書館調査資料を基に作成

資料 8-2-①-N 館外貸出冊数 (<http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/outline/index5.html>)

(単位：冊)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
中央館	57,139	57,662	52,004	52,194	55,124
(うち一般市民)	(2,931)	(2,935)	(3,099)	(3,318)	(3,595)
医学系分館	8,143	4,680	5,006	5,638	5,810
薬学部分館	1,624	1,193	1,384	1,300	1,231
合計	66,906	63,535	58,394	59,132	62,165

出典：附属図書館調査資料を基に作成

資料 8-2-①-0 文献複写及び相互貸借 (<http://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/outline/index5.html>)

(単位：件)

			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
中央館	文献複写	依頼	4,739	3,451	3,490	3,032	3,269
		受付	1,620	1,677	1,561	1,482	1,416
	現物貸借	依頼	791	799	791	801	764
		受付	274	415	378	481	473
医学系分館	文献複写	依頼	1,910	1,378	1,837	1,820	1,842
		受付	3,081	2,991	2,657	2,770	2,305
	現物貸借	依頼	41	38	40	31	33
		受付	13	9	10	3	12
薬学部分館	文献複写	依頼	628	632	446	371	439
		受付	661	539	251	333	258
	現物貸借	依頼	6	12	1	4	6
		受付	4	8	0	0	12
合計	文献複写	依頼	7,277	5,461	5,773	5,223	5,550
		受付	5,362	5,207	4,469	4,585	3,979
	現物貸借	依頼	838	849	832	836	803
		受付	291	432	388	484	497

出典：附属図書館調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

図書館中央館は放送大学との合築により、医学系分館は医学教育図書棟の新築により、それぞれ整備を図り収容力の拡大等を図った。開館期間・時間の拡大を図り利便性の向上を図っている。現在、蔵書約 130 万冊、雑誌約 2 万種、電子ジャーナル約 5,500 タイトル等を有するほか、貴重資料である阿蘇家文書、細川家北岡文庫等を電子化し、Web 上で公開するなどのサービスも提供している。さらに、学術リポジトリを介して、大学の知的生産物である学術論文等約 6,000 編（内博士論文 580 編）を Web 上に公開するなど、大学の情報公開の一翼を担っている。

以上のことから、図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 主要5キャンパスのキャンパスマスタープランを策定し、これに基づいた整備を計画的に行っている。
- 柔軟な施設利用を促進することにより教育研究の活性化を図ることを目的として、国立大学法人熊本大学施設の有効利用に関する要項等を策定し、施設マネジメントによるスペースの共有、競争的配分等、施設の有効活用のための工夫を行っている。
- 有線 LAN として基幹 10GB、支線 1GB の通信速度を持つギガビットネットワークを敷設するとともに、無線 LAN として約 460 箇所のアクセスポイントを設置している。総合情報基盤センター、附属図書館及び各一部局等に、約 1,350 台の全学情報教育及び自習支援のためのコンピュータを設置している。

【改善を要する点】

- 施設整備においては、バリアフリーをより一層推進する余地がある。
- 施設の有効活用のため、稼働率の低いスペースの再配分等による共用スペースの更なる拡大の余地がある。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

教育研究組織及び教育課程に対応すべく、設置基準を上回る校地及び校舎等を有し、有効に活用されている。教育研究等を支援するための施設整備を行うとともに、ユニバーサルデザインの一環としてバリアフリー対策等も計画的、段階的に実施している。

有線 LAN として基幹 10GB、支線 1GB の通信速度を持つギガビットネットワークを敷設し、無線 LAN として約 460 箇所のアクセスポイントを設置している。総合情報基盤センター、附属図書館及び各一部局等に、約 1,350 台の全学情報教育及び自習支援のためのコンピュータを設置している。本学構成員は、それらのネットワーク及びコンピュータを用いて学務情報システム (SOSEKI) にアクセスし、履修登録、成績参照等を行っている。

附属図書館中央館は放送大学との合築により、医学系分館は医学教育図書棟の新築により、それぞれ閲覧室の整備、収容力の拡大等を図っており、また年間の大半を開館し、より多くの者が利用できるように努めている。一般市民への図書館開放も行い、地域住民の生涯学習への支援も行っている。さらに、学術リポジトリを介して、大学の知的生産物である学術論文等を Web 上に公開している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到る状況】

教育活動の実態を示すデータ・資料等は、法人文書管理規則（資料 9-1-①-A）に基づき、学籍簿、成績原簿、博士論文等を適切に蓄積している。開講科目一覧、学生の履修登録状況、シラバス、成績評価等の教育活動の実態を表すデータ・情報等は、平成 11 年度から運用を開始している学務情報システム（SOSEKI）（資料 9-1-①-B）に蓄積している。研究指導学生数等、各教員の教育活動を示すその他のデータについても、同システムに蓄積している。平成 20 年度からは、中期目標、中期計画、年度計画及び教員個人の年度計画、達成状況等のデータを蓄積する目的で、評価データベースシステム（TSUBAKI）（資料 9-1-①-C）の運用を開始し、同データ・資料等について蓄積している。

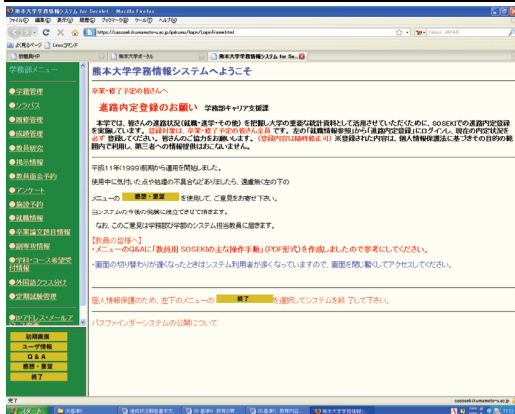
資料 9-1-①-A 法人文書保存期間（抜粋）

区分	法人文書の類型	保存期間
学生関係法人文書	学籍簿、学生 RI 健康診断記録に関するもの	永久
	学生の身分異動に関するもの、学生の懲戒処分に関するもの、卒業（修了）生台帳及び卒業（修了）証書発行台帳、成績原簿	30 年
	入学許可、卒業認定に関するもの、転部・転科・転専攻に関するもの、教員免許状申請に関するもの、入学時提出書類、学生募集要項、個別試験の試験問題	10 年
	入学試験の実施に関するもの、入学手続書類、センター試験の問題、実習に関するもの、国家試験に関するもの、定期試験に関するもの、授業時間割、シラバス、留学生に関するもので重要なもの、入学金、授業料等の免除に関するもの、日本育英会及びその他育英団体の奨学金に関するもの、学生寄宿舎に関するもの、健康診断表、学生相談記録等学生及び職員の健康管理に関するもので重要なもの、学生の就職に関するもので重要なもの、学生証等各種証明書発行に関するもので重要なもの、学生団体に関するもので重要なもの、学生教育研究災害傷害保険に関するもの、熊本大学保健センターに関するもの、職業紹介事業に関するもの	5 年
	留学生に関するもの、健康診断表、学生相談記録等学生及び職員の健康管理に関するもの、学生の就職に関するもの、学生証等各種証明書発行に関するもの、学生団体に関するもの、課外教育の実施に関するもの、休講に関するもの、福利厚生施設の利用に関するもの、学生の生活支援に関するもの	3 年
教育・研究関係法人文書	博士論文	10 年
	卒業（修士）論文、入学試験答案（推薦、編入、大学院）、定期試験答案	5 年
	入試採点基準（筆記、口述）（推薦、編入、大学院）、指導学生の身上書、就職関係資料（求人リスト）、論文審査関係文書（審査基準）、大学院推薦基準	3 年
	口述試験評価メモ、打合せメモ	1 年

出典：国立大学法人熊本大学法人文書管理規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）を基に作成

資料9-1-①-B 学務情報システム (SOSEKI) のデータ (代表例)

サブシステム名	データ一覧
学籍サブシステム	学籍情報参照・登録, 学籍異動情報参照・登録, 所属異動情報参照・登録, 年次異動情報参照・登録, 学費収納状況参照・登録, 各種名簿出力 ほか
シラバスサブシステム	シラバス参照・登録, シラバスデータ抽出 ほか
履修サブシステム	履修登録, 履修登録状況参照, 自己判定, 受講者名簿出力, 履修届未提出者出力 ほか
成績サブシステム	授業成績登録・参照, 成績確認表出力, 個人成績参照・出力, 単位取得状況参照 ほか



出典：熊本大学学務情報システム (SOSEKI) (学内専用) を基に作成

資料9-1-①-C 評価データベースシステム (TSUBAKI) のデータ (代表例)

項目名	データ一覧
組織データ	中期目標, 中期計画, 年度計画, 正規学生人数, 本務教員数, 入試状況, 産業財産権・特許集計 ほか
個人活動状況データ	教育領域, 研究領域, 社会貢献領域, 管理運営領域, 診療領域 ほか



出典：熊本大学評価データベースシステム (TSUBAKI) (学内専用) を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

法人文書管理規則に基づき、学籍簿、成績原簿、博士論文等を適切に蓄積・保存するとともに、学務情報システム (SOSEKI) 及び評価データベースシステム (TSUBAKI) を構築・運用することにより、全学の教育活動データ等を蓄積している。

以上のことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

観点 9-1-②： 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学長と学生代表との懇談会（前掲資料 7-1-②-A）及び学長と教職員との懇談会を定期的を実施し、構成員の意見聴取を行っている。授業改善のためのアンケート等により学生の意見聴取を実施している（前掲資料 3-2-②-D~G）。授業改善のためのアンケートは、内容・方法等の質問に加え、自由記述欄（前掲資料 6-1-③-B）を設けている。同結果により、授業が全般的に良好な水準（前掲資料 6-1-③-A）にあることが検証できたが、自由記述の内容から要改善授業の存在も明らかになり、個別に迅速に改善指導を行っている（前掲資料 3-2-②-I）。また、学生が自己向上感のある授業、分かりやすい授業を求めていることなど、得られた知見をFD活動に活かしている。教職員や学生の意見を踏まえて、シラバスは、各週の授業計画に加えて、3項目程度の具体的な到達目標、成績評価方法等の明示を課した。教職員の意見は、所属する教育組織の教務委員・FD委員等によって集約され、部局等の教務委員会・FD委員会等に反映され、部局等の教育の質の向上、改善に活かしている（資料 9-1-②-A）。全学にわたる意見は、全学の教務委員会や教育会議等において検討し改善に活かしている。

資料 9-1-②-A 学部・研究科等における教育の質向上・改善に向けた代表的な取組

部局等名	取組
文学部	授業を直接参観するか、またはビデオ撮影したものを閲覧し、講義方法や内容について検討している。
教育学部 ・ 教育学研究科	「学生による授業改善のためのアンケート」の結果を基に「授業実施報告書」を作成するとともに、各教育単位（各学科・課程等）でのFD会議を開催し、卒業・修了生を対象に教育課程に関するアンケート実施や意見聴取に努め、授業改善を行っている。また、熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会との協議会を定期的に開催し、教育現場の実情や要望を不断に聴取している。
法学部	<ul style="list-style-type: none"> ・問題意識を喚起するためレジュメや資料への演習問題や具体的事例の提示、 ・毎回の授業における小レポート課題・質問用紙の配布・授業終了後の質問の対応・個人カードによるやりとり等、それぞれにコメントや回答するという多様な双方向授業の実施。 ・レジュメの作成、板書、口頭説明及び使用教科書等の工夫。 ・双方向授業、視聴覚機器の使用、新聞記事等の参考資料の配布等、多様な授業方法を取り入れた改善。
理学部	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤科目ワーキンググループでの検討に基づく授業科目の変更。 ・教員相互の授業参観の実施。
医学部医学科	<ul style="list-style-type: none"> ・教員と学生代表の共同参加による「医学教育FDワークショップ」の実施。 ・医学教育モデルコア・カリキュラムに準拠した新しいカリキュラムの構築。
医学部保健学科	学年進行に従って4年制教育に対応したカリキュラム改革を実施し、教育学部特別教科（看護）教員養成課程を合併改組することで、高等学校教諭第一種免許状（看護）が取得可能な履修コースを設置するなど、高水準の教育制度を構築した。
薬学部	長期実務実習指導者（認定実務実習指導薬剤師）の養成により、全国規模で薬剤師の生涯教育等に貢献している。
工学部	「ものづくり創造融合工学教育事業」により、ものづくりの感性豊かな技術者やデザイナー育成に向けた先進的な工学教育プログラムを開発し、実践している。
社会文化科学研究科	授業担当者が協議し、全科目共通の要件として、コンピテンシーの習得に直結する教育内容・評価方法をガイドラインとして確立し、専攻長を含む教育設計の専門家が全科目のシラバス、教材、評価方法を点検・指導している。
自然科学研究科	大学院教育改革支援プログラム「大学院科学技術教育の全面英語化計画」による英語力強化、魅力ある大学院教育イニシアティブ「異分野融合能力をもつ未来開拓型人材育成」による先端融合プロジェクトゼミナール、組み合わせトレーニング、異分野研究インターンシップ、海外インターンシップ等を実施することにより、異分野融合能力を持つ未来開拓型人材育成を図っている。
医学教育部	医学教育部教授会及び大学院将来構想委員会等を中心に、博士課程の医学1専攻への改組、修士及び博士課程のカリキュラムの大幅な改革（エイズ、がん、代謝・循環情報医学及び発生・再生医学に関する教育拠点の構築）等を実施した。
保健学教育部	講義や演習、実習について、学期末に学生による授業アンケートを実施し、その評価結果を公表し、授業の改善を図っている。
薬学教育部	「DDS スペシャリスト養成プログラム」の採択により、DDS 教育コースを設置し、DDS 有機化学を初めとする新規科目、ナノ粒子実習等を開講した。
法曹養成研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・実務系科目の強化を実施した。 ・学生のアウトプットの訓練を若手弁護士が行うアカデミック・アドバイザー制度を導入し、文章作成力の訓練を実施した。

出典：現況調査表、組織評価自己評価書等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

授業改善のためのアンケート、学生生活実態調査、学長と学生代表との懇談会及び学長と教職員との懇談会を定期的実施し構成員の意見を聴取している。寄せられた意見等については、学長の指導の下、関係する部局・委員会等で対応して改善に生かしている。また、結果についてはホームページで公表している。

以上のことから、大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点 9-1-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到に係る状況】

卒業（修了）者、就職先、学会、交流校等の学外関係者からの意見聴取は、多様な方法により実施している（前掲資料6-1-1-⑤-A）。卒業（修了）者及び就職先企業等へのアンケートを、平成17年度と平成19年度に実施した（前掲資料6-1-1-⑤-B）。回収率が比較的に高い就職先の企業等アンケートによると、学部卒業者は独創性・発想力・企画力・感性が不足で、これらの能力とともに、コミュニケーション力の強化が期待されている。修士課程修了者は、高度な専門知識・技術を修得しているが、コミュニケーション力がやや不足している（前掲資料6-1-1-⑤-C）。これらの意見を踏まえ、国際的なコミュニケーション力を含めたコミュニケーション能力の強化を優先課題として、プロジェクトベースラーニング（PBL）、対話型授業、双方向授業の充実等、自然科学研究科における授業の全面英語化の取組等を実施し、更なる改善を図っている。特に、プロジェクトベースラーニング（PBL）の効果的拡充の取組を継続的に実施し（資料9-1-1-③-A）、学内外の先進的なPBL型授業の実践例を調査・研究し、教育方法改善ハンドブック（KU:TO）に掲載することにより、PBLの全学的な導入・推進を図っている（資料9-1-1-③-B）。

資料9-1-1-③-A プロジェクトベースラーニング（PBL型）の効果的拡充の取組等

年度	組織的な取組等
平成16年度	学長裁量経費を用いて、プロジェクトベースラーニング（PBL）を実施している大学を調査するなどの基礎的準備を行う一方、幾つかの学部でプロジェクトベースラーニングの充実を図った。工学部では、プロジェクトベースラーニング（PBL）の充実などを含む「ものづくり創造融合工学教育事業」を策定し、平成17年度の教育改革経費を申請して平成17年度実施に向けた準備を行った。文学部では「総合演習」を拡充して必修科目にすることとした。
平成17年度	工学部においては、「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環として、体感型授業や問題解決型授業など、実践的な知的ものづくり授業科目の開発・実践プロジェクトを学内公募し、実践した。学生参加型のプロジェクトベースラーニング（PBL）（課題設定・解決型学習法）を取り入れたPBL型授業を推進するため、教育方法改善ハンドブック（KU:TO）を作成し、学内外の事例等を紹介した。また、オンライン版とすることで全学への展開を図った。
平成18年度	教育方法改善ハンドブック（KU:TO）及び同オンライン版に学内外の事例を掲載して、全国共同利用のKU:TOの充実を図り、これを活用してプロジェクトベースラーニング（PBL）、プロジェクト研究の普及に努めた。学外の先進的な実践事例については、海外を含めて、Webページ上に公開されているPBL型授業を精選・掲載した。学内の事例については、人文・社会科学系、理学系、工学系及び保健学系のPBL型授業を収録した。
平成19年度	新任・転任教員研修においてKU:TOの活用方法を紹介し、活用を奨励した。KU:TOに掲載されているPBL型授業を参考に、薬学部では1年次で「医療倫理学」及び「早期体験学習」、2年次で「薬学演習」において実施し、低学年から課題設定・問題解決型授業を導入した。医学部保健学科では4年次の3専攻合同授業科目「チーム医療演習」において実施した。工学部ではさらに広く、各学科の演習、設計、実習科目に社会基盤設計演習、建築設計演習、プロジェクト実習として実施した。
平成20年度	新任・転任教員研修においてKU:TOの活用方法を紹介し、活用を奨励した。医学部保健学科では、19年度に引き続き4年次の3専攻合同授業科目「チーム医療演習」において実施した。薬学部では1年次で「医療倫理学」及び「早期体験学習」、2年次で「薬学演習」等の演習科目において実施し、低学年から課題設定・問題解決型授業を導入した。工学部ではさらに広く、各学科の演習、設計、実習科目に社会基盤設計演習、建築設計演習、プロジェクト実習として実施した。

出典：教育会議資料等を基に作成

資料9-1-③-B 教育方法改善ハンドブック (KU:TO) によるPBLとLTDの紹介・奨励

FDシンポジウム (ニュース)
(動画) 10分でわかるPBL PBL: プロジェクトベーストレーニング, プロブレムベーストレーニング
PBLの事例紹介 (学内から, 学外から) 熊本大学/大学院自然研究科/プロジェクトゼミナールなど。
世界のPBL実践レポート シンガポール国立ポリテクニク, イギリスコベントリ大学, イギリスブラドフォード大学, オーストラリアビクトリア大学, 香港市立大学, カナダブリティッシュ・コロンビア大学, デンマークアールボルク大学, フィンランドミッケリ専門大学理学療法士養成課程等。
双方向授業を目指して 熊本大学/文学部/日本史概説など。
(動画) 10分でわかるLTD LTD: ラーニングスルーディスカッション, 話し合い学習法
LTD実践レポート
(動画) FEP 特別講演記録 FEP: 熊本大学フロンティア教育プロジェクト研究会

出典: 教育方法改善ハンドブック (KU:TO) を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学外関係者からの意見聴取の結果見えてきた課題を踏まえ、プロジェクトベーストレーニング (PBL), 対話型授業, 双方向授業の充実及び国際コミュニケーション能力の強化等の改善を図っている。

以上のことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上, 改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点 9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

平成 16 年度後学期以降、継続して授業改善のためのアンケートを実施している。アンケートの結果に対して、個々の教員が、Web 上で授業改善に関するコメントを受講学生に公開するという方法で、授業内容、教材、教授技術等の改善計画を示し（資料 9-1-④-A）、次年度以降の授業に反映している。教育方法改善ハンドブック（KU:T0）により、授業改善に関する諸問題を共有化し（資料 9-1-④-B）、継続的な改善に努め、プロジェクトベースラーニング（PBL）の効果的拡充の取組等を継続的に実施し、その成果として、PBL を採り入れた授業改善が個々の教員はもとより、各学部においても進展している（資料 9-1-④-C, D）。教員の個人活動評価は、平成 18 年度から教育、研究及び社会貢献等の活動目標に対する達成状況について、教員から提出された自己評価書に基づき、学部長等が評価する方法で実施している。個々の教員は、毎年度の自己評価結果を分析し、自ら質の向上に努めている（前掲資料 3-2-②-A~C）。

資料 9-1-④-A 例示：工学部における授業改善のためのアンケート結果に基づく改善策（抜粋）

自由記述意見	改善策
小テストで過去問を持っている人の方が有利に感じた。ある意味、要領のよい人が特をしている気がする。	この問題については把握しています。今年は例年と違った問題を幾つか出題しました。今後も異なる問題を出していきます。小テストの回答を見れば、果たして十分に理解しているかどうかはすぐに分かります。単に問題を知っており、形式的な回答をしていても点数をあげていません。
板書が時々分かりにくい箇所がありました。	授業の残り時間や板書のスペースなどの理由で、字や書き方が乱れるケースがありましたので、次年度からさらに改善を努めます。
プリントのナンバリングがわかりにくかった。	プリントの番号付けが曖昧だったため日付順に変更しましたが、内容によって項目を分類し、また、説明の都合上、一部項目を入れ替えたため、わかりにくくなったかと思います。次年度は単純に日付順にしたいと思います。

出典：工学部 FD 活動報告（平成 19 年度）から抜粋

資料 9-1-④-B 授業改善に関する諸問題の共有状況 (http://kuto.ge.kumamoto-u.ac.jp/class_improvement_22)

特に多い意見 板書、話し方、レジュメ・配布資料、視聴覚機器、内容の適切性・難易度・スピード、授業時間
深刻な意見 教師のやる気、授業の準備・計画、学生への態度や授業中の言葉遣い、学生の理解への配慮、課題と評価、教員間の調整
好評な授業への意見 熱意、周りに準備・組立て・資料、理解しやすさと興味深さ、こまめな課題・評価、コミュニケーション、視聴覚機器



出典：教育改善ハンドブック（KU:T0）を基に作成

資料9-1-④-C 教育方法改善ハンドブック (KU:TO) に掲載・紹介されたPBL型授業

基礎セミナー「遺伝子とは何か」(教養教育)
各人が一人で調べて、一人で発表し、討論する。学生が主体となる能動学習を通して、必要な知識を習得する。
文学部/古文書学実習Ⅰ/社会人との共同指導
社会人を含めたグループ形成で、年配の方等から、豊富な古文書学の知識の提供を受けて、異なる見方があることを学ぶ。
理学部/免疫学/発展的な課題の討論
講義、疑問点・問題点のやり取りを経て、グループ、あるいは一人で発展的な課題について発表する。また、学生同士で質疑・討論する。
理学部/課題探求型授業(実習)/フィールド活用
学生は3週間与えられた地域の地質調査に取り組む。その準備すべてを学生が行い、社会との関わりを、実習を通じて体感する。
医学部医学科/チュートリアル導入/チュートリアル実行委員
学生が主体となる能動学習・教育法=チュートリアルを導入。将来遭遇する医学・医療上の問題に適切に対応できるよう、自己学習、グループ学習を通して知識、技能等を習得する。
工学部/造形表現/グループ課題演習
グループをローテーションしながらさまざまな課題を演習する。学生はグループとしての課題演習を提出、評価を受けながら、自分にあった表現媒体を見つけていく。
工学部/電気システム工学実験第二/役割分担課題解決
ディスカッションを通じてテーマ、役割分担を決定し、計画化~課題解決を行う。専門知識の習得とともにプレゼンテーション能力の向上を図る。

出典：教育方法改善ハンドブック (KU:TO) を基に作成

資料9-1-④-D 学士課程の高年次におけるPBL型授業(例示)

学部等名	高年次のPBL型授業
文学部	総合演習(必修科目)、歴史資料学実習AⅡなどのPBL型授業
教育学部	機械Ⅰ・Ⅱ、情報とコンピュータなどをPBL型授業で実施している。
法学部	高年次の演習Ⅱ(地域政策論)などにPBL、LTDを導入している。
理学部	物理実験A、物理実験B、4年次における理学発展科目の課題研究などに、PBL、LTDを導入している。
医学部医学科	学生が主体となる能動学習・教育法=チュートリアルに基づき、チュートリアル実習を実施している。
医学部保健学科	チーム医療演習などをPBL型授業とし、充実を図っている。
薬学部	全ての高年次の演習科目を、PBL型授業として、改善・実施している。
工学部	社会基盤設計演習、建築設計演習、プロジェクト実習等のPBL型授業に加えて、実践的な知的ものづくり科目の開発・実践を公募・支援している。

出典：各学部「学生便覧」、「シラバス」等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

授業改善のためのアンケートや教員個人活動評価による評価結果については、授業改善計画の提示、教育方法改善ハンドブック (KU:TO) を活用して授業改善に関する諸問題を共有化、目標の達成度の向上への取組等、継続的な改善に生かされている。

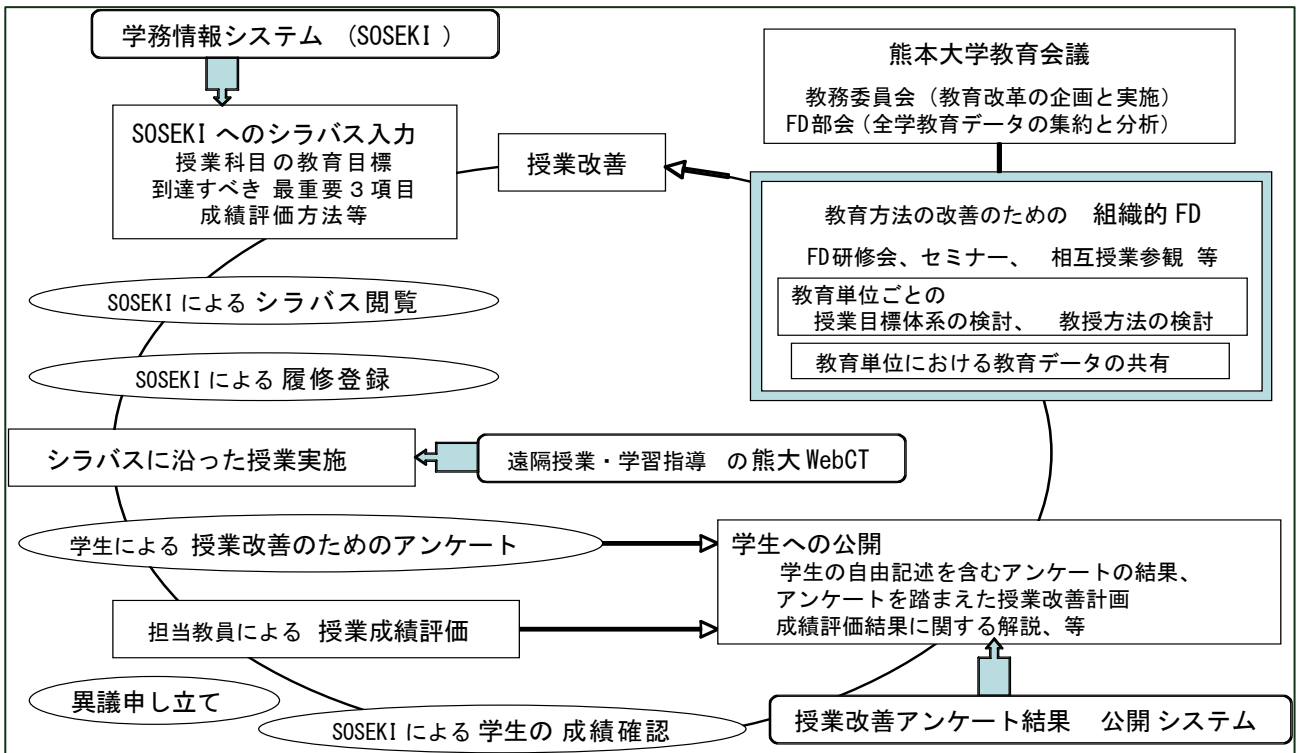
以上のことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている判断する。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

授業改善のためのポジティブ・フィードバック・システムを構築し（資料 9-2-①-A, B）、教育方法の改善を図るため、教育会議の FD 部会と各学部等の FD 委員会等が連携して FD 活動を推進している（資料 9-2-①-C）。FD 部会は、教養教育の改善に関する教科集団 FD（資料 9-2-①-D）、新任・転任教員等を対象とした授業設計研修会（資料 9-2-①-E）等の全学 FD 活動を統括している（資料 9-2-①-F）。各学部・研究科等の FD 活動は、その特徴を踏まえつつ活発に実施し、改善に努めている（資料 9-2-①-G, H）。そのほか、全学 FD に関する講演会を実施するなどの取組を実施している（資料 9-2-①-I）。

資料 9-2-①-A 授業改善のポジティブ・フィードバック・システム



出典：特色 GP 「IT 環境を用いた自立学習支援システム」等を基に作成

資料 9-2-①-B 教育方法の改善を図るための FD 活動の強化に係る取組等

年度	主な取組等
平成 16 年度	大学教育機能開発総合研究センターが効果的な FD の方法を検討し、教養教育実施機構と「教養教育に関する FD 研究会 2004」（10 月）を共催し、教育改善の実践例の紹介等を行い、報告書を作成した。また、各部署等は FD 研修会などを開催した。
平成 17 年度	教育委員会が、「授業科目の成績分布」や「授業改善のためのアンケート」を分析し、全学の FD 活動用に報告書をまとめた。また、各部署等は FD 研修会などを開催した。
平成 18 年度	教育委員会が、FD 教材として授業方法改善ハンドブック（KU：T0）を改訂した。また、「授業改善のためのアンケート」等の分析を行い、結果を開示した。各部署等は FD 研修会などを開催した。
平成 19 年度	特別講演会「大規模クラスの教え方のコツ」等を開催した。また、平成 18 年度に引き続き、教育会議が授業改善のためのアンケートの分析結果を開示し、新任・転任教員等を対象とした「授業設計研修会」、教養教育の改善に関する「教科集団 FD」等に加えて、各部署等が FD 研修会などを開催した。
平成 20 年度	前年度に引き続き、教育会議が授業改善のためのアンケートの分析結果を開示した。また、各部署等は FD 研修会などを開催した。

出典：各年度の業務実績報告書を基に作成

資料9-2-①-C 教育会議FD部会と連携する各学部等のFD委員会等

学部等名	教授会及び教育・評価関係委員会
教養教育実施機構	教養教育実施委員会, 教養教育実施委員会企画・運営委員会
文学部	文学部教授会, 教務委員会, FD委員会, 等
教育学部	教育学部教授会, 評価・FD委員会, 教務委員会, 教育実習委員会, 等
法学部	法学部教授会, 教務学生委員会, FD委員会, カリキュラム検討委員会, 等
理学部	理学部教授会, 運営会議, 教務委員会, FD委員会, 等
医学部医学科	医学科会議(全教授と准教授・講師代表), 教育・教務委員会, FD委員会, 等
医学部保健学科	保健学科会議, 教務委員会, 評価・FD委員会, メディア教育支援委員会
薬学部	薬学部教授会, 教育委員会, 学部教育部会, FD委員会, 等
工学部	工学部教授会, 教育委員会, 教務委員会, 授業改善・FD委員会, 等

出典：教育会議資料を基に作成

資料9-2-①-D 教養教育の改善に関する「教科集団FD」の取組等

教科集団全体会 教科集団分科会	教養教育に関しては、平成16年度から毎年度、教養教育実施機構と大学教育機能開発総合研究センターが「教養教育に関するFD研究会」を共催し、24教科集団の全体会1回及び各教科集団の分科会を1～2回開催し、現状分析に加えて、教育方法の改善等について検討している。また、平成17年度以降、検討結果を基に「教養教育に関するFD研究報告」(教科集団別分科会実施報告)を作成し、「大学教育年報」に掲載している。
--------------------	--

出典：組織評価自己評価書を基に作成

資料9-2-①-E 新任・転任教員等を対象とした「授業設計研修会」の実施状況・研修内容

授業設計研修会	平成19年度に、授業方法改善ハンドブック(KU:TO)を教材として、新任・転任教員等を対象に「授業設計・改善に関する研修」を開催した。研修内容は、SOSEKIの機能、シラバスの書き方、成績評価方法の作成、授業開発・改善支援ツール等の実習並びにeラーニング等の優れた実践事例に関する特別講演である。自作テキストのKU:TOへの掲載などの実習も行った。
---------	--

出典：教育会議FD部会資料等を基に作成

資料9-2-①-F 教育方法の改善等に関する全学FD研修会の開催数の推移

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	3	3	8	5

出典：「熊本大学大学教育機能開発総合研究センター年報」等を基に作成

資料9-2-①-G 学部専門教育の改善に関する「学部のFD」の取組等

学部等名	学部等のFDの取組等
文学部	FD委員会が教育方法改善ハンドブック(KU:TO)を用いたFDを開催するとともに、教員相互授業参観を実施している。また、授業をビデオ撮影し、FDに活用している。
教育学部	FDとして、附属教育実践総合センターと共催の定期的研究シンポジウム、カリキュラム改善のための委員会合同シンポジウム等を実施している。
法学部	FD委員会が双方向的授業等の現状を分析し、啓発を図る懇談会を開催している。とくに、「基礎演習I」について、担当教員全員による検討会を実施している。
理学部	平成13年度より教員相互授業参観を行っている。理学部1学科への改組を機に、平成17年度から理学科共通科目(12科目)の授業参観を行い、共通教科書委員会が教育内容に関する教員集会を開催している。
医学部 医学科	医学科FDを毎年2回開催。医学教育ワークショップを開催し、チュートリアル教育の方法論の検討とシナリオ作成を教員と学生の参加のもとで実施した。
医学部 保健学科	今さら聞けないパソコンの利用法(中上級編)の講習会、熊大WebCT講習会、講義資料のWebCTでの活用に関するFD等を実施した。
薬学部	4年間に、合計45回のFDを開催。平成19年度は、4年制学生の教育および履修指導のためのFD会議、薬剤師国家試験ガイドライン、OSCEトライアル説明会、特別講義「薬害肝炎訴訟」、薬物動態ミニシンポジウム熊本2007「トランスporter研究の最前線」、2007年度NMR講習会、助手会勉強会「NSAIDsの癌抑制機構の解明」、等。平成20年度は1回FD会議を開催し、薬学共用試験、実務実習、学生による授業アンケート等について、教員の共通認識を図った。
工学部	4年間に、合計42回のFDを開催。平成19年度は、教員相互授業参観、優秀教育者賞受賞教員の講義参観、個人情報保護に関する講演会、ものづくり創造融合工学教育センターのものづくり教育、作品製作とコンテストによるものづくり教育、教員による特別講演、「工学部プロジェクトX」、等。

出典：組織評価自己評価書等を基に作成

資料9-2-①-H 大学院の教育改善に関する「研究科等のFD」の取組等

研究科等名	主なFDの取組等
教育学研究科	評価・FD委員会が、各専修の特色を考慮したFD活動を行うとともに、附属教育実践総合センターと共催の定期的研究シンポジウム、カリキュラム改善のための委員会合同シンポジウム等を実施している。
社会文化科学研究科	教授システム学専攻は、教材開発のレビュー会や外部評価委員会（外部委員4名）を活用して、eラーニングの更なる高度化等に関するFDを開催した。
自然科学研究科	博士後期課程の必修科目「プロジェクトゼミナール」のFD研修会を毎年実施。教員相互の授業参観を実施し、授業改善を啓発している。特に、全面英語化計画について、FD活動を強化しており、FD講演会等を実施している。
医学教育部	平成20年度に現行の4専攻を1専攻に改組するため、カリキュラム改革のFD活動を実施した。加えて、大学院セミナー（FD）：テーマ「生命科学の進歩と先端医療」を継続的に実施している。平成19年度は11回開催、「人工万能幹細胞の可能性と課題」（山中伸弥）などの講演があった。
保健学教育部	初年度の学生による授業改善のためのアンケート結果を基に、講義内容や方法について検討している。
薬学教育部	創薬研究センターの設置に伴いDDSの講演会を実施した。また、創薬研究者養成プログラム採択時には、教員対象の説明会を行い、新教育コース設置の準備を行った。平成20年度は2回FD会議を開催し、教育、履修指導、新大学院等について、教員の共通認識を図った。
法曹養成研究科	平成17年度から、収録授業のDVDを活用して、理論と実践を架橋するリーガルクリニック等の改善を行っている。また、教員相互の授業参観を実施するほか、県弁護士会の協力の下、弁護士の授業参観を実施し、その後の検討会において授業改善についての意見交換を行っている。

出典：組織評価自己評価書等を基に作成

資料9-2-①-I 全学FD開催状況

平成16年度					
主催部局等	実施月	開催場所	内 容	参加者数 (人)	時間数 (時間)
教養教育実施機構・大学教育機能開発総合研究センター	10月	大教センター	教養教育に関するFD研究会2004	80	3.5
平成17年度					
大学教育機能開発総合研究センター	12月	大教センター	21世紀型大学教育セミナー・シリーズ 「学生視点での21世紀型大学教育への試み」	45	3.5
	1月	大教センター	21世紀型大学教育セミナー・シリーズ 「教養・学部一貫の視点での学士課程教育の新展開」	27	3.5
教養教育実施機構・大学教育機能開発総合研究センター	10月	大教センター	教養教育に関するFD研究会2005 「教育の成果検証システムに関する取り組み」	100	3.5
平成18年度					
大学教育機能開発総合研究センター	10月	工学部 百周年記念館	21世紀型大学教育セミナー・シリーズ 「大学改革と学部教育の再構築」	74	1.5
	2月	大教センター	21世紀型大学教育セミナー・シリーズ 「大学改革における評価を考える」	26	1.5
教養教育実施機構・大学教育機能開発総合研究センター	9月	大教センター	教養教育に関するFD研究会2006 「学生の学びを深めるための教科集団の取り組み」	98	3.5
平成19年度					
大学教育機能開発総合研究センター	4月	大教センター	第1回センターゼミナール 「フィンランドの高等教育の動向」	10	1.5
大学教育機能開発総合研究センター・研究国際部 国際課	5月	くすの木会館	21世紀型大学教育セミナー・シリーズ 「高等教育の国際化：現在のトレンドと新たなチャレンジグローバルな視点から」	56	2.0
大学教育機能開発総合研究センター	6月	大教センター	第2回センターゼミナール 「大学教育はグローバル化する知識社会に適応できるか？」	11	1.5
	7月	大教センター	第3回センターゼミナール 「PBLの国際的動向－国際PBLシンポジウム2007報告－」	10	1.5
	10月	大教センター	第4回センターゼミナール 「ポートフォリオを活用した教育改善と評価への取り組み－高等教育における実践例の紹介－」	13	1.5
	11月	大教センター	21世紀型大学教育セミナー・シリーズ 「大規模クラスの教え方のコツ」	50	3.5
教養教育実施機構・大学教育機能開発総合研究センター	9月	大教センター	教養教育に関するFD研究会2007 「学生の学びを深めるための教科集団の取り組み(2)」	95	3.5
教育会議(主催) 大学教育機能開発総合研究センター(共催)	9月	くすの木会館	新任・転任教員等授業設計研修会	34	6.5
平成20年度					
大学教育機能開発総合研究センター	4月	くすの木会館	21世紀型大学教育セミナー・シリーズ 「PISAにおける成功とフィンランドの高等教育」	66	2.0
	6月	大教センター	第6回センターゼミナール 「e-Learningシステムを用いた英語学習支援」	25	1.5
教育会議、大学教育機能開発総合研究センター	9月	くすの木会館	新任・転任教員等授業設計研修会	26	5.0
教養教育実施機構・大学教育機能開発総合研究センター	9月	大教センター	教養教育に関するFD研究会2008 「教養教育における優れた授業実践に学ぶ」	100	3.5
大学教育機能開発総合研究センター	3月	事務局大会議室	21世紀型大学教育セミナー・シリーズ 「学士課程教育の構築とは何か：大学に投げかけられた課題」	29	3.5

出典：教務課資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

授業改善のためのポジティブ・フィードバック・システムを構築し、継続的にFD活動を実施し改善に努めている。

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

観点 9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

事務職員は、語学力強化のための研修、学務情報システム（SOSEKI）の操作説明会等に参加するほか、学外で開催される教務関係の研修（後掲資料 11-1-⑤-B）に参加し、資質の向上を図っている。工学部技術部では、新任者研修、職員のスキルアップを目的として専門技術に関するグループ研修、さらに、技術開発、安全管理上の問題などを報告し合う技術報告会を毎年開催している。そのほか、国立大学法人等の技術職員が技術業務の成果を発表する総合技術研究会や機器分析技術研究会、実験実習技術研究会、並びに九州地区の大学で開催される技術発表会、メーカー主催の技術講習会、労働安全衛生法に関連した安全技能講習会等に職員を派遣して、職員の資質、技能、知識の向上を図り、資格の取得を奨励している（資料 9-2-②-A）。また、技術革新に対応するため、多くの技術職員が学会・協会に加入し、活動を通じて技術力の向上に努めている（資料 9-2-②-B）。TA 制度の活用は、教育会議と大学教育機能開発総合研究センターが連携して、TA 制度の実践例、TA 研修制度等について調査研究を継続するとともに、TA の趣旨に照らして、大学院生の資質向上に結びつくよう、教育方法改善ハンドブック（KU:T0）を用いて優れた実践例の全学周知並びに TA 研修への活用を推進している（資料 9-2-②-C）。

資料 9-2-②-A 工学部技術部の研修等参加状況（法人化後）

研修等名称	目的	参加人数
新採用職員研修	技術部及び技術系導入研修、OJT 専門技術研修の実施により、業務に必要な専門知識を習得すると同時に学生実験・実習時の安全指導なども学ぶ。また、学外研修や科学研究費活用に関する能力を養う。（期間 2 年）	14 名
技術報告会	技術職員が日頃の教育研究支援業務や安全管理業務、地域貢献事業での創意工夫、及び科学研究費助成を受けて行った研究・技術開発などの成果を報告することで、職員相互の技術向上を図る。（全学の技術職員、九州地区の国立大学等の技術職員にも参加を呼びかけ、年 1 回の開催）	毎年度 全職員
専門技術研修会	技術職員が業務に必要な専門技術習得し、教育研究支援に反映させることを目的として行う部内研修。技術専門員や専門職員、スキルの高い技術職員が講師を務める場合が多い	122 名
天井クレーン安全点検研修	学内の床上操作式天井クレーンの定期自主検査業務を担当する職員向けに、専門業者による年次点検実施に合わせて、業者指導によるクレーン点検技術を習得し、安全運転に繋げる。（年 1 回開催）	52 名
科研費の活用に関する研修会	学術振興会科学研究費（奨励研究）の活用に関する能力を身に着ける。（講師：副技術部長及び採択経験者）	74 名
ものづくり教育カリキュラム拡充プロジェクト技術研修	学部のものづくり創造融合工学教育事業の同プロジェクトに参画し、技術部が実施している。学科の垣根を越え、学生へ専門技術教育を実施することで企画・指導方法などについて研鑽に繋げる。（平成 19 年度から毎年 4 コース実施）	48 名
国立大学協会九州地区支部技術職員研修	九州地区国立大学等技術専門員研修、同技術専門職員・中堅技術者研修、同スキルアップ研修について、それぞれ各大学が当番校になって、各職位にあって大学の運営・経営に積極的に参画できる職員を養成する。	10 名
他大学研修派遣（技術研究会等）	技術職員が日頃の教育研究支援業務や安全管理業務、地域貢献事業での創意工夫、及び科学研究費助成を受けて行った研究・技術開発などの成果を報告する研究会に参加することで、他大学技術職員と相互の技術向上を図る。技術部で報告者の派遣・参加を奨励している。	54 名
メーカー研修派遣	メーカーが主催する講習会、技術セミナー等に職員を派遣して技術習得を行い、教育研究支援業務に反映させる。	78 名
労働安全衛生関係研修派遣	第一種衛生管理者受験者講習、床上操作式天井クレーンの安全運転・玉掛け技能講習、溶接技能講習、放射線管理者講習、危険物取扱者講習などに派遣し、資格・技術習得に努め、大学の安全確保、学生指導に反映させる。	77 名
海外機関研修	科学研究費や研究プロジェクトの委任経理金により海外の大学・研究所等での技術研修や学会参加・報告などを行い国際感覚を持った技術職員を目指す。	20 名
学会講演会参加	多くの技術職員が国内の学会・協会等に参加して、教育研究支援活動から得られる成果を報告、並びに技術情報の収集を行い、業務に反映させる。	84 名

出典：工学部技術部調査資料を基に作成

資料9-2-②-B 工学部技術部の学会等加入状況

日本機械学会 3名, 日本化学会 1名, 日本磁気科学会 1名, 日本金属学会 2名, 日本材料学会 1名, 日本放射線安全管理学会 1名, 日本リモートセンシング学会 2名, 精密工学会 3名, 土木学会 5名, 応用物理学会 1名, 溶接学会 1名, 画像処理学会 1名, 化学工学会 1名, 高分子学会 1名, 資源素材学会 1名, 日本工学教育協会 1名, 有機合成化学協会 1名, 日本アイソトープ協会 1名, 日本コンクリート工学協会 1名, 日本非破壊試験協会 1名, 日本応用地質学会九州支部 1名, 九州工学教育協会 1名
--

出典：工学部技術部調査資料を基に作成

資料9-2-②-C TA制度による教育効果の向上, TA研修の強化等に関する取組等

年度	主な取組等
平成16年度	教育委員会の企画・実施専門委員会は, TAの趣旨に照らした運用について検討し, 優れた取組の普及, ガイドラインの策定等を行うこととした。
平成17年度	教育改革に資するため, 教育方法改善ハンドブック (KU:TO) を作成した。また, 教養教育に係る「ティーチング・アシスタント取扱要領」を作成した。
平成18年度	大学院生の資質向上と授業の教育効果の改善に結び付くよう, 引き続き, TAに関する優れた実践例を調査するとともに, TAの研修制度について調査を実施した。また, これらの成果のKU:TOへの掲載について検討した。
平成19年度	TA経験者45名との懇談会を開催して, TAが直面する問題とその解決策について意見交換を行った。これらをまとめて, KU:TO「TAハンドブック編」を作成し, Webページにも掲載して, TAの研修教材として活用することとした。なお, 新任教員の授業設計研修用に「シラバス作成編」が追加作成された。
平成20年度	昨年開催のTA懇談会を踏まえて, 今年度44名が参加したTA研修会を開催し, TA制度に対する不安に思っていること等について意見交換を行った。この研修の成果として, バージョンアップした「TAハンドブック編」の改訂及びWebページの充実を図った。

出典：業務実績報告書, 教務委員会資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

事務職員及び技術職員については, 学内・外にかかわらず有効な研修については積極的に参加させ, 資質向上を図っている。そのほか, TA制度の活用を推進し, 優れた実践例の全学周知並びにTA研修を開催している。

以上のことから, 教育支援者や教育補助者に対し, 教育活動の質の向上を図るための研修等, その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学務情報システム (SOSEKI) を構築し運用することにより, 全学の教育の状況に関する活動のデータや資料を確実に収集し, 蓄積してきている。評価データベースシステム (TSUBAKI) を構築し, 運用を開始することにより, 中期目標・中期計画等や教員個人の達成状況等のデータも収集・蓄積している。
- 個々の教員は, 授業改善のためのアンケートの結果に対して授業改善計画を示すことによって, 継続的改善に努めている。さらに, 教育方法改善ハンドブック (KU:TO) の活用等によって, また, プロジェクトベースラーニング (PBL) への取組によって, 授業が改善されている。特に, PBLを採り入れた授業改善は, 各学部においても進展している。
- 授業改善のためのポジティブ・フィードバック・システムを構築し, 学部・大学院ともに組織としてのFD活動が活発である。

【改善を要する点】

- ポジティブ・フィードバック・システムをより一層機能させるために, 授業改善のためのアンケートの実施時期・方法等を見直すとともに, 教員のコメント入力率の向上に努める必要がある。

(3) 基準 9 の自己評価の概要

履修登録状況、シラバス、成績評価等のデータ及び各教員の教育活動を示すデータは、学務情報システム (SOSEKI) に蓄積している。平成 20 年度からは、評価データベースシステム (TSUBAKI) の運用を開始し、中期目標・中期計画等や教員個人の年度計画・達成状況等のデータも収集・蓄積している。

授業改善のためのアンケート等によって学生の意見を聴取し、本学の授業が全般的に良好な水準にあることが検証できたが、要改善授業については個別に迅速に改善するよう指導している。個々の教員の意見は、部局等及び全学の教育の質の向上、改善に活かすような仕組みを構築している。さらに、学長と学生代表との懇談会及び学長と教職員との懇談会を定期的に実施し、大学の構成員の意見を聴取している。

学外関係者の意見は多様な方法によって聴取している。その結果、学部卒業者は独創性・発想力・企画力・感性、コミュニケーション力が不足していて、修士課程修了者はコミュニケーション力がやや不足していることが明らかになったため、プロジェクトベースラーニング (PBL)、対話型授業、双方向授業の充実、国際的なコミュニケーション力の強化を優先課題として、教育の改善を図っている。

平成 16 年度後学期以降、個々の教員が、授業改善のためのアンケートの結果に対して、授業改善の計画を Web 上で示し、次年度以降に改善してきている。全学及び各学部等の FD 活動を通じて、個々の教員の授業改善を促している。教育方法改善ハンドブックによって、継続的な授業改善に努めている。特に PBL の効果的拡充に取り組み、PBL を採り入れた授業改善が各学部において進展している。

授業改善のためのポジティブ・フィードバック・システムを構築し、FD 活動を推進している。教育会議 FD 部会は、全学 FD 活動を統括している。各学部・研究科等は、その特徴を踏まえた FD 活動を活発に実施している。全学 FD に関する講演会の実施などの取組も行っている。

事務職員は、語学力強化のための研修、学務情報システム (SOSEKI) の操作説明会等に参加するほか、学外で開催される教務関係の研修に参加し、資質の向上を図っている。工学部技術部では、新任者研修、技術報告会等を実施し、メーカー主催の技術講習会等に職員を派遣するなどによって、教育活動に関する職員の資質等の向上を図っている。そのほか、TA を積極的に活用し、優れた実践例を全学に周知するとともに、TA 研修を開催している。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学が保有する教育、研究、診療等の活動の基盤となる資産は、平成 16 年 4 月の法人化時に国から承継したものである。平成 21 年 3 月 31 日現在の資産は、固定資産及び流動資産の合計額 129,902 百万円であり、負債は、固定負債及び流動負債の合計額 61,090 百万円である（資料 10-1-①-A、別添資料 15）。債務負担金及び借入金に係る債務は、医学部附属病院が再開発期間中であり、建物及び設備について整備を行っているため増加傾向にあり、平成 21 年 3 月 31 日現在 34,409 百万円となっている。これらの債務は、償還計画に基づき、附属病院収入で確実に返済しているところである（別添資料 16）。

資料 10-1-①-A 主な資産、負債及び資本等の推移

(単位：百万円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
固定資産	100,958	106,128	112,578	110,575	110,897
有形固定資産	100,360	105,820	112,271	110,248	110,625
無形固定資産	270	270	268	308	258
投資その他の資産	327	37	38	18	13
流動資産	11,399	16,043	13,649	15,886	19,005
現金及び預金	8,377	12,861	10,420	12,317	15,206
未収収入	2,733	2,926	2,885	3,333	3,575
その他の流動資産	289	254	343	236	223
固定負債	34,802	39,538	45,927	45,171	45,326
流動負債	11,660	14,586	12,284	14,261	15,763
資本金	66,954	66,954	66,954	66,954	66,954
資本剰余金	△1,761	△140	△444	△1,118	△138
利益剰余金	702	1,232	1,506	1,192	1,996

出典：各年度貸借対照表から抜粋

別添資料 15 平成 20 年度貸借対照表
別添資料 16 債務償還計画

【分析結果とその根拠理由】

本学の平成 20 年度末現在の資産総額は、129,902 百万円であり、教育、研究、診療等の活動を安定して遂行できる資産を十分に満たしている。債務は、借入に係る償還計画に基づき、確実に返済しており、過大とはなっていない。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有し、また、債務が過大ではないと判断する。

観点 10-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の収支状況は、決算報告書（別添資料17）のとおりであり、本学の経常的収入は、授業料等の学生納付金収入、附属病院収入及び外部資金等の自己収入と国から措置される運営費交付金で構成されている。運営費交付金収入、学生納付金収入、附属病院収入等（資料10-1-②-A）及び外部資金（資料10-1-②-B）の過去5年間の実績は、各資料のとおりであり、経常的収入を継続的に確保している。外部資金のうち、科学研究費補助金については、原則としてすべての教員が申請する仕組みを構築するとともに、同補助金に係る最新の情報や申請方法の説明会を毎年3回程度実施するなどの取組により、同補助金の受入額は毎年増加している。

資料 10-1-②-A 収入予算の推移

(単位：百万円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
運営費交付金収入	16,385	16,723	17,174	16,457	17,569
自己収入等	20,531	21,760	22,543	24,034	25,227
学生納付金	5,577	6,351	6,328	6,351	6,367
附属病院収入	14,589	15,190	15,858	17,147	18,259
雑収入	365	228	357	536	601
受託事業等収入	2,312	2,441	2,541	3,323	3,524
寄附金収入	1,023	1,068	1,101	1,374	1,485
産学連携等研究収入	1,289	1,373	1,440	1,949	2,039
補助金等収入	0	163	291	555	1,156
施設費補助金収入	259	4,244	1,316	2,065	2,735
施設費借入金収入	3,115	5,615	8,148	937	3,055
承継剰余金	0	0	2	1	50
目的積立金取崩	0	245	469	808	396
合 計	42,602	51,200	52,484	48,180	53,712

出典：各年度決算報告書から抜粋

資料 10-1-②-B 外部資金の受入実績の推移

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
共同研究	240,225	248,932	280,397	322,753	346,947
受託研究	510,882	799,159	782,534	1,197,121	1,145,421
寄 附 金	1,023,294	1,068,162	1,100,367	1,211,178	1,419,462
科学研究費補助金	1,260,276	1,441,148	1,279,420	1,414,955	1,570,170
合 計	3,034,677	3,557,401	3,442,718	4,146,007	4,482,000

注 1：寄附金については、寄附講座分を含み、熊本大学基金を含まない。

注 2：科学研究費補助金については、特別研究員奨励費を含まない。

出典：熊本大学概要等を基に作成

別添資料 17 平成 20 年度決算報告書

【分析結果とその根拠理由】

学生納付金収入は、適正な入学者数の確保に努めており、安定した収入を確保している。附属病院収入は、平均在院日数を短縮し新入院患者を増やすことなどにより収入増を図っている。外部資金等は、法人化後、受入額が増加している。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入等について、継続的かつ安定的に確保されていると判断する。

観点 10-2-①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学では、中期計画において予算、収支計画、資金計画を作成し、経営協議会等の議を経て役員会で決定後、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。各年度の年度計画においても、中期計画と同様に予算、収支計画、資金計画を作成し、経営協議会等の議を経て役員会で決定後、文部科学大臣に届け出ている。予算編成の基本方針（別添資料 18）及び予算配分の方針（別添資料 19）に基づき予算案を作成し、経営協議会等の議を経て役員会で決定している。なお、予算編成の基本方針等については、部局長等連絡調整会議等での協議を通じて、学部長等へ周知し、各部局の教授会等で報告している。

別添資料 18 平成 21 年度予算編成の基本方針
別添資料 19 平成 21 年度予算配分の方針

【分析結果とその根拠理由】

中期計画及び年度計画において予算、収支計画、資金計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けている。予算編成の基本方針及び予算配分方針に基づき予算案を作成し、役員会で決定し、各部局の教授会等で報告している。

以上のことから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学の収支状況は、損益計算書（別添資料 20）のとおりであり、法人化後の収支状況の推移は、資料 10-2-②-A のとおりである。平成 19 年度は、減価償却費の増加等により経常費用が経常収益を上回っているが、当期総利益では、目的積立金の計画的な執行により、利益を計上している。各部局等では、予算執行計画を作成し計画的に執行している。全学的に経費節減（資料 10-2-②-B）に努めるとともに、本学独自の事業を円滑に実施する目的で発生した剰余金は、文部科学大臣により承認された額を目的積立金として積み立てている。

資料 10-2-②-A 収支の推移

(単位：百万円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	39,200	40,208	42,137	44,506	45,079
経常収益	39,266	40,790	42,497	44,347	45,993
経常利益	65	581	360	△159	913
臨時損失	2,480	45	39	2	54
臨時利益	3,117	5	18	3	54
当期純利益	702	542	338	△158	913

出典：各年度損益計算書から抜粋

資料 10-2-②-B 経費節減のための取組（代表例）

・クールビズ実施による夏場のエアコン抑制	・電力料金のメニューの見直し	・夏季一斉休業の実施に伴う光熱水料の抑制
・複数年契約導入等の調達方法の見直し	・長期休業期間中の待機電力の抑制	ほか

出典：施設部資料等を基に作成

別添資料 20 平成 20 年度損益計算書

【分析結果とその根拠理由】

平成 19 年度を除く各年度の収支状況は、経常収益が経常費用を上回っている。予算執行は、予算執行計画に基づき計画的に執行するとともに、経費削減について全学的に取り組んでいる。

以上のことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点到係る状況】

予算編成の基本方針（別添資料 18）及び予算配分の方針（別添資料 19）に基づき、各部局等に予算を配分している。学内の競争的環境を創出することにより教育研究等の一層の活性化を図るため、学長裁量経費等の特別配分経費を設けている（別添資料 21）。特別配分経費は、学長を中心に理事等で審議し、適切な資源配分に努めている。施設・設備等は、キャンパスマスタープラン（前掲資料 8-1-①-C）に基づき、全学的経費により整備している。

別添資料 18 平成 21 年度予算編成の基本方針
別添資料 19 平成 21 年度予算配分の方針
別添資料 21 平成 21 年度戦略的経費等要求総表

【分析結果とその根拠理由】

予算編成の基本方針及び予算配分方針に基づき、各部局等に予算を配分している。特別配分経費は、十分な審査を経て配分額を決定している。施設・設備等は、キャンパスマスタープランに基づき整備している。

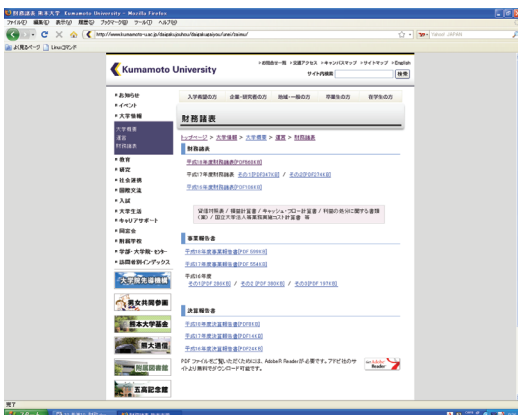
以上のことから、大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の平成 19 事業年度の財務諸表等は、平成 20 年 6 月 27 日付けで文部科学大臣に提出し、平成 20 年 9 月 16 日付けで承認を受けた。これを受け、国立大学法人会計基準第 35 条の規定に基づき、官報及び公式ホームページへ掲載し、一般の閲覧に供している（資料 10-3-①-A）。

資料 10-3-①-A 財務諸表等の公表状況 (http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku_jouhou/daigakugaiyou/unei/zaimu/)



出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

法令に基づき、財務諸表等を文部科学大臣へ提出し、承認を受けている。これを受け、官報及び公式ホームページに掲載し、一般の閲覧に供している。

以上のことから、大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到に係る状況】

財務に対する会計監査は、監事監査、会計監査人による監査及び監査室による内部監査を実施している。監事監査は、本学の監事監査規則（資料 10-3-②-A）に基づき監事により、また、会計監査人監査は、文部科学大臣が選任した監査法人により、いずれも国立大学法人法第 35 条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を実施している（資料 10-3-②-B, C）。内部監査は、内部監査規則（別添資料 22）に基づき、定期的実施している。

資料 10-3-②-A 国立大学法人熊本大学監事監査規則（抜粋）

<p>(趣旨) 第 1 条 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 11 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)の監事が行う監査及び意見の提出は、この規則の定めるところによる。</p> <p>(監査の目的) 第 2 条 監査は、本学の会計経理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(監査の対象) 第 4 条 監査は、本学の業務及び会計について行う。</p> <p>(監査の種類) 第 5 条 監査は、業務監査及び会計監査とする。 2 業務監査は、年間を通じて随時行う。 3 会計監査は、原則として、毎月及び年度決算時に行う。ただし、監事が必要と認めた場合は、臨時に監査を行うことができる。</p> <p>(監査の方法) 第 6 条 監査は、書面、実地その他適切な方法により行う。</p> <p>(監査計画) 第 7 条 監事は、毎事業年度監査計画を作成し、あらかじめ学長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。</p> <p>(監査結果報告書の作成等) 第 11 条 監事は、監査終了後、監査の結果に基づいて監査結果報告書を作成し、遅滞なく学長に提出しなければならない。 2 学長は、監査の結果報告に基づき改善すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。</p> <p>(意見の提出) 第 12 条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。この場合において、文部科学大臣に意見を提出するときは、あらかじめ学長にその旨を通知するものとする。</p>

出典：国立大学法人熊本大学監事監査規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 10-3-②-B 平成 19 年度監事監査報告書（平成 20 年 6 月 26 日）

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigaku_jouhou/daigakugaiyou/jouhoukoukai/hyoka_kansa/img/h19kanjikansa.pdf)

<p style="text-align: center;">監査報告書</p> <p>私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人熊本大学の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の業務について監査を実施いたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。</p> <p>1. 監査方法の概要 私ども監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）から事業の報告を聴取し、重要な書類を閲覧し、業務及び財産の状況を監査しました。また、法人の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。</p> <p>2. 監査の結果 (1) 役員の職務執行に関し、事業に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。 (2) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。 (3) 事業報告書は、国立大学法人熊本大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。 (4) 財務諸表及び決算補報告書は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。</p>

出典：平成 19 年度監事監査報告書から抜粋

資料 10-3-②-C 平成 19 年度監査人監査報告書 (平成 20 年 6 月 18 日)

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigakujouhou/daigakugaiyou/jouhoukoukai/hyoka_kansa/img/h19kansaninkansa.pdf)

独立監査人の監査報告書

当監査法人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 39 条の規定に基づき、国立大学法人熊本大学の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は学長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の業務基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることを十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は、第 4 期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第 3 期事業年度以前の会計に関する部分は、前任監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人熊本大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(第 4 期事業年度の会計に関する部分に限る。)は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

出典：平成 19 年度監査人監査報告書から抜粋

別添資料 22 国立大学法人熊本大学内部監査規則

【分析結果とその根拠理由】

監事監査は、監事監査規則に基づき監事により実施され、会計監査人監査は、文部科学大臣が選任した監査法人により実施され、いずれも適正であるとの監査報告を受けている。内部監査は、内部監査規則に基づき、定期的かつ適正に監査を実施している。

以上のことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 各年度の予算配分は、戦略的かつ効果的な予算配分を行うため学長裁量経費等の特別配分経費を設けるなど限られた資源を有効に活用し、学内の競争的環境を創出することにより教育研究等の一層の活性化を図っている。
- 大学における重要な外部資金である科学研究費補助金については、本学では原則としてすべての教員が申請する仕組みを構築するとともに、同補助金に係る最新の情報や申請方法の説明会を毎年3回程度実施している。これらの取組により、同補助金の受入額は毎年増加し、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が確保されている。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学は、教育研究活動を安定して遂行できる十分な資産を有している。学生納付金収入、附属病院収入及び外部資金の受入れなど経常的収入を継続的に確保し、教育研究活動の安定的遂行に充てている。特に、外部資金の受入額は毎年確実に増加しており、財政基盤の強化に寄与している。なお、医学部附属病院については、現在、再開発中であり借入金が増加傾向にあるが、当該借入金は償還計画に基づき附属病院収入で確実に返済している。

大学の目的を達成するための活動に係る財政上の基礎として、中期計画及び年度計画において予算、収支計画、資金計画を作成するとともに、毎年度の予算配分は、予算編成の基本方針及び予算配分方針を策定している。これらの計画等は、経営協議会や部局長等連絡調整会議等の議を経るなど学内外の意見を聴取した上で役員会で決定している。各部局等は、教授会等で報告しており、関係者に対し明示している。

財務諸表は、文部科学大臣の承認後、速やかに官報及び公式ホームページに掲載しており、大学の財務状況を適切に公表している。

財務が適正であることを保証するため、法令等に基づき、監事監査、会計監査人監査及び内部監査を適正に実施している。このうち、内部監査は、平成 19 年 11 月に学長直属の独立した監査室を設置し、内部監査機能の充実を図っている。

国からの運営費交付金について効率化及び経営改善に係る減額が毎年行われる中、今後の財政状況はますます厳しくなることが見込まれることから、より一層の財源の確保及び経費の節減について、今後も積極的に取り組む必要がある。特に、医学部附属病院については、再開発により建物・設備の整備に要する経費が増加傾向にあることから、借入金等の債務の返済等が今後も確実に行われるよう、第2期中期目標・計画期間の運営費交付金の配分ルールを踏まえながら、病院収入の増収及び経費の節減の課題に適切に対応する必要がある。

基準 11 管理運営

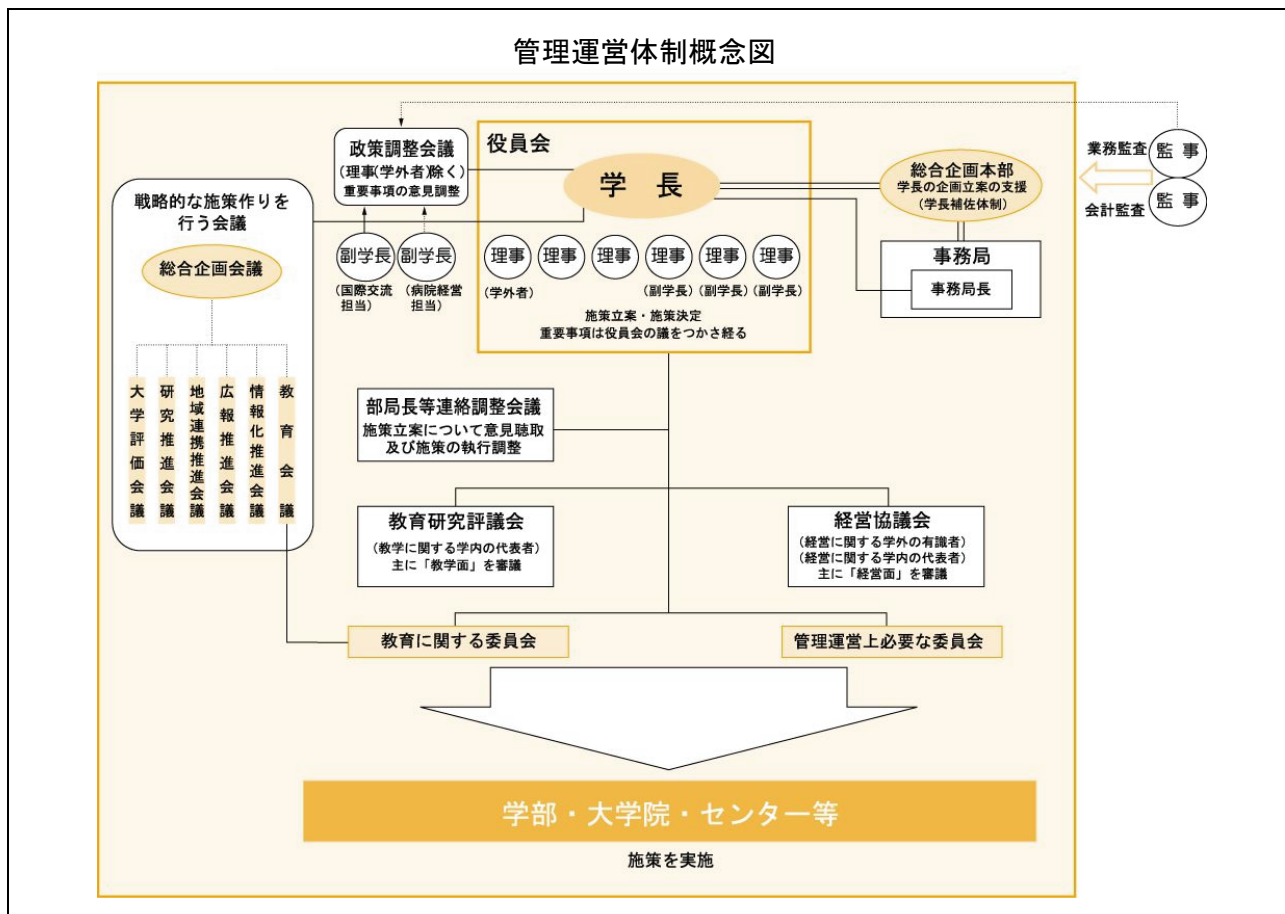
(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①: 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学では、法令に基づき学長と6名の理事で構成する役員会を組織し(資料 11-1-①-A)、中期目標・中期計画に関する事項、年度計画、予算・決算及び組織の改廃等、法人の重要事項の審議決定を行っている。法人の経営に関する重要事項の審議機関として経営協議会を、大学の教育研究に関する重要事項の審議機関として教育研究評議会を、それぞれ設置している。また、本学の重要案件について、学長が常勤理事及び監事と意見調整を行う組織として政策調整会議を、役員会と教育研究組織との意見調整を組織として部局長等連絡調整会議を、それぞれ設置している。さらに、学長のリーダーシップの下、学長の企画立案の支援を行う総合企画本部を、戦略的な施策作りを行うため総合企画会議等を設置している(別添資料4:第25条~29条)。学長及び理事の業務を補完するために、病院経営担当及び国際交流担当の副学長と7人の学長特別補佐(広報・IR、入試・就職、教育改革、社会連携、基金・同窓会、情報化、男女共同参画)を任命している。各部局等では教授会や研究科委員会等を設置し、部局長を中心とした管理運営体制が構築されている。事務組織は、事務局と各部局の事務部から構成している(資料 11-1-①-B, 前掲資料3-4-①-A)。さらに、学長の直属に監査室及びグローバルCOE推進室を設置し、学長主導の下、業務・会計監査の徹底及びグローバルCOEの研究推進を図る体制としている。事務局長の直属に事務改革室を設置し、業務の改善・見直し等を進めている。事務組織の会議として事務協議会を設置し、円滑な大学運営を推進するため定期的を開催している(資料 11-1-①-C, D)。そのほか、学生、職員、患者、地域住民等の一層の安全確保及び本学の資産の保持を図るとともに、本学の社会的な責任を果たし、地域社会との良好な信頼関係を保持することを目的とし、危機管理規則(資料 11-1-①-E, F)、競争的資金等の適正な運営及び管理並びに不正防止を図ることを目的とし、競争的資金等の管理に関する規則(資料 11-1-①-G)、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、生命倫理に関する規則(資料 11-1-①-H)をそれぞれ定め、法令を遵守し運用している。

資料 11-1-①-A 熊本大学における管理運営体制概念図 (平成 21 年 4 月 1 日現在)



出典：熊本大学概要 2009 から抜粋

資料 11-1-①-B 事務職員の配置状況 (平成 21 年 5 月 1 日現在)

部等名	常勤職員 (人)	非常勤職員 (人)	計
監査室	5	1	6
グローバル COE 推進室	4	3	7
事務改革室	5	0	5
総務部	54	21	75
企画部	15	1	16
財務部	42	24	66
施設部	4	3	7
学務部	39	19	58
研究・国際部	29	14	43
学術情報部	26	34	60
附属病院事務部	79	20	99
人文社会科学系事務部	16	3	19
教育学部事務部	18	9	27
自然科学系事務部	26	16	42
生命科学系事務部	34	28	62
計	396	196	592

出典：人事課資料を基に作成

資料 11-1-①-C 事務協議会について

<p>(設置) 第1条 国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)に、円滑な大学運営を推進するため、国立大学法人熊本大学事務協議会(以下「事務協議会」という。)を置く。</p> <p>(組織) 第2条 事務協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 各部長(医学部附属病院事務部長を含む。以下同じ。) (3) 事務改革総主幹 (4) 各課長 (5) 各事務長及び各副事務長</p> <p>(協議事項) 第3条 事務協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) 業務の改善に関すること。 (2) 事務職員の資質向上に関すること。 (3) 事務の合理化・効率化に関すること。 (4) 事務情報化の基本方針及び推進計画に関すること。 (5) その他本学の運営に関する共通事項。</p>

出典：国立大学法人熊本大学事務協議会規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料 11-1-①-D 事務協議会の主な審議事項（平成19年度・平成20年度）

<ul style="list-style-type: none"> ・各部課等におけるミッションの策定について ・熊本大学基金「熊本大学支援者会」の発起人について ・事務系職員の昇給区分等の取扱いについて ・平成19年度行動計画に係る組織評価の実施及び平成20年度の各部課等におけるミッション等の策定について ・平成20年度超過勤務縮減計画の策定について ・事務支援センターの業務拡充(案)について ・平成20年度超過勤務縮減目標の設定について ・平成21年度事務職員採用計画について ・超過勤務の縮減について ・平成19年度事務職員の昇任選考等実施要領について ・監査室の設置について ・事務系職員配置計画(案)について ・事務職員の人事に関する基本方針(案)等について ・平成20年度における事務職員研修実施計画について ・平成20年度事務職員の昇任選考等実施要領について ほか
--

出典：事務協議会次第から抜粋

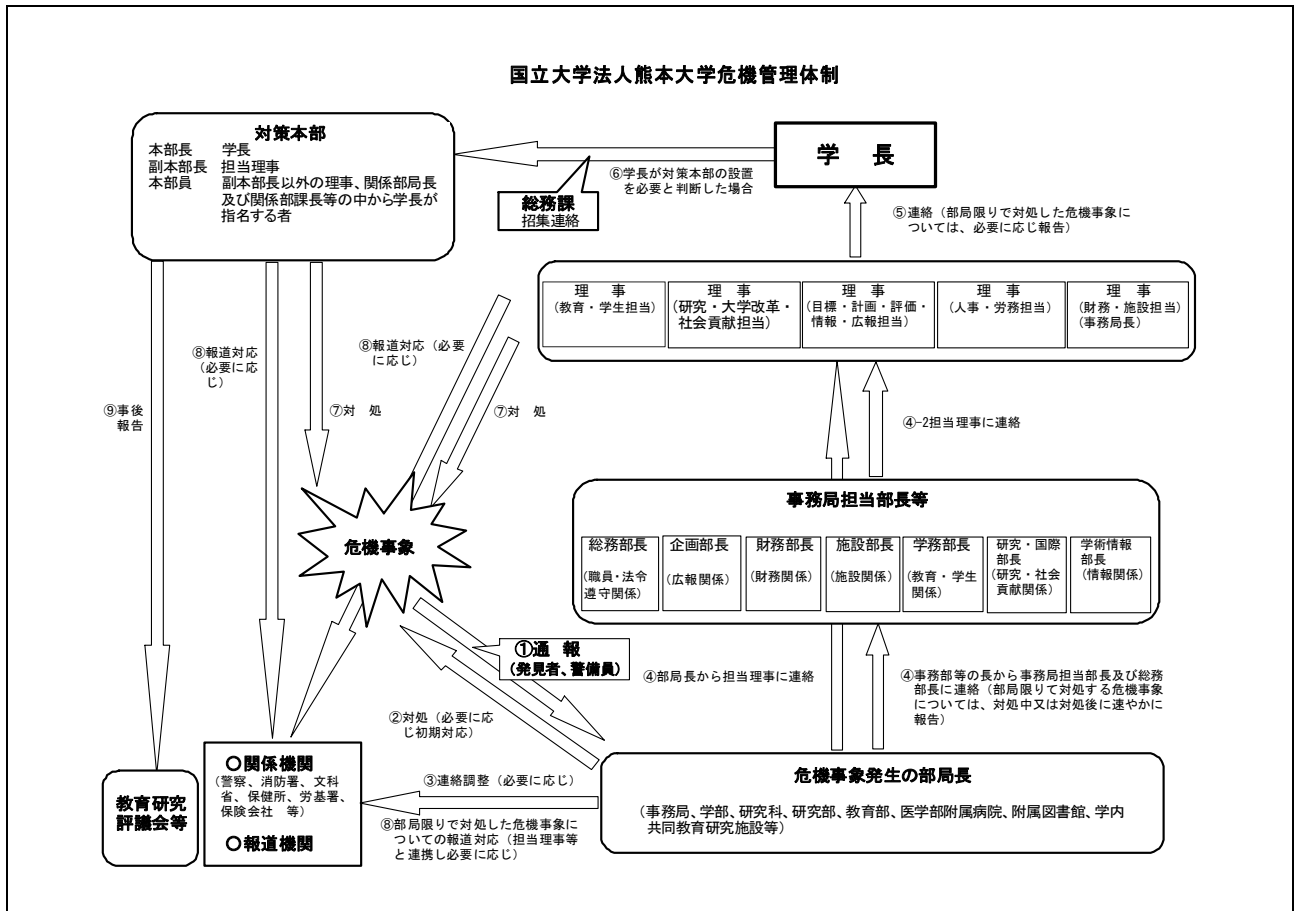
資料 11-1-①-E 危機管理の基本的な考え方 (http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/saigai/saigai_manual.htm)

<p>(目的) 第1条 この規則は、大学等において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ適切に対処するため、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)における危機管理体制、対処方法等を定めることにより、学生(生徒、児童及び幼児を含む。以下同じ。)、職員、患者、地域住民等の一層の安全確保及び本学の資産の保持を図るとともに、本学の社会的な責任を果たし、地域社会との良好な信頼関係を保持することを目的とする。</p> <p>(危機管理の基本的な考え方) 第3条 本学は、第1条の目的を達成するために、平常時、緊急時及び収束時の危機管理について、それぞれの局面に応じた課題等を検討し実行するものとする。</p> <p>2 平常時の危機管理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1) 本学が抱える潜在リスクを正確に洗い出し、それが顕在化した場合の重大性、影響度を分析し認識した上で、可能な限り防止策を講じること。 (2) リスクが顕在化し、危機管理の対象とする事象(以下「危機事象」という。)が発生した場合の対応マニュアルを定めること。 (3) 危機管理について高い意識を持ち、危機事象が発生した際に対応マニュアルに沿って適切に行動できるよう、適宜訓練を計画・実施し、不測の事態に備えること。</p> <p>3 緊急時の危機管理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1) 危機事象の内容に応じて、迅速かつ適切に対処すること。 (2) 関係機関との連絡調整及び報道機関への対応を適切に実施すること。</p> <p>4 収束時の危機管理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1) リスク顕在化の要因分析を行い、再発防止策を確立すること。 (2) 危機事象への対応の検証を行い、適切な危機管理体制を確立すること。</p>
--

出典：国立大学法人熊本大学危機管理規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

教職員用ホームページ(学内専用)に掲載

資料 11-1-①-F 危機管理体制図 (http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/saigai/saigai_manual.htm)



出典：国立大学法人熊本大学危機管理体制マニュアルから抜粋
 教職員用ホームページ（学内専用）に掲載

資料 11-1-①-G 競争的資金等の管理に関する規則 (抜粋)

<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。))における競争的資金等(以下「競争的資金等」という。)の運営及び管理についての基本的な事項を定めることにより、競争的資金等に係る適正な運営及び管理並びに不正防止を図ることを目的とする。</p> <p>(不正防止の意識の向上)</p> <p>第5条 最高管理責任者は、競争的資金等に係る不正を防止し、適正な管理を促進するため、研究者及び事務職員の競争的資金等の適正な管理と効率的な使用についての意識向上を図らねばならない。</p> <p>2 前項の目的を達成するため、最高管理責任者は研修を実施するものとする。</p> <p>(コンプライアンス室の設置)</p> <p>第6条 最高管理責任者の下に、不正を発生させる要因(以下「不正発生要因」という。)を把握し、並びに不正防止計画を策定及び推進する部署としてコンプライアンス室を置く。</p> <p>2 コンプライアンス室は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 労務担当の理事 (2) 法務担当の理事 (3) 研究担当の理事 (4) 財務担当の理事 (5) 学長が指名する職員 (6) 学長が指名する学外者 <p>3 コンプライアンス室に室長を置き、労務担当の理事をもって充てる。</p> <p>4 コンプライアンス室は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係部局等と協力し、競争的資金等の運営及び管理に係る実態の把握・検証を行い、不正発生要因の把握及び不正防止計画を策定・推進すること。 (2) 研究者及び事務職員の行動規範の策定等に関すること。 (3) 適切なチェック体制の構築及びルールの一貫に係る提言に関すること。 (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。 <p>5 コンプライアンス室の事務は、関係部課の協力を得て、総務部労務・安全課において処理する。</p> <p>(内部監査部門の設置)</p> <p>第7条 本学における競争的資金等の運営及び管理の執行を監査する部門として、最高管理責任者の下に内部監査部門を置く。</p> <p>(相談窓口等の設置)</p> <p>第8条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続及び使用に関するルール等(以下「事務手続等」という。)に関し、学内外からの相談に対応するため、部局等の競争的資金等に係る事務を所掌する事務部に第一次相談窓口を置く。</p> <p>2 第一次相談窓口等からの相談に対応し、事務手続等に関し明確かつ統一した運用を図るため、次の各号に掲げる課に総括的な相談窓口を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究支援課(科学研究費補助金の総括) (2) 社会連携課(受託・共同研究費のうち競争的資金等の総括) <p>3 各相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務手続等に関し学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。</p> <p>(通報窓口の設置)</p> <p>第9条 本学における競争的資金等の不正使用に適切に対応するため、通報窓口を置く。</p> <p>2 通報窓口は、学外の弁護士事務所に置く。</p> <p>3 学長は、当該弁護士の氏名及び連絡先を明示するものとする。</p> <p>4 当該弁護士は、競争的資金等の不正使用に関する通報を受けたときは、速やかに書面で学長に通知するものとする。</p> <p>(不正使用の通報)</p> <p>第10条 不正使用に関する通報の方法は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、口頭によるものとする。</p> <p>2 前項の通報は、原則として顕名により行われるものとし、被通報者名、不正使用の態様、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な根拠が示されなければならない。ただし、匿名による通報であった場合においても、その内容によっては顕名による通報に準じて取り扱うことができる。</p> <p>3 不正使用が行われようとしているなどの通報等に関しては、学長はその内容を確認・精査しなければならない。</p>

出典：国立大学法人熊本大学における競争的資金等の管理に関する規則(平成21年4月1日現在)から抜粋

資料 11-1-①-H 生命倫理に関する規則 (抜粋)

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大学院医学薬学研究部、大学院医学教育部、大学院保健学教育部、大学院薬学教育部、医学部、薬学部、医学部附属病院、発生医学研究所、生命資源研究・支援センター及びエイズ学研究センター(以下「医学薬学研究部等」という。)において行われる人間を直接対象とした医学、薬学の研究及び医療行為(以下「研究等」という。)について、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため必要な事項を定める。</p> <p>(委員会)</p> <p>第3条 医学薬学研究部等に次に掲げる委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般研究倫理委員会 (2) ヒトES細胞研究倫理委員会 (3) 疫学研究倫理委員会 (4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理委員会 (5) 臨床研究・医療技術倫理委員会 <p>2 委員会は、責任者の諮問に基づき、研究等の実施の適否及びその他専門的事項について、倫理的観点とともに科学的観点も含めて審査しなければならない。</p> <p>3 それぞれの委員会に関し必要な事項は、研究部長が別に定める。</p>

出典：熊本大学大学院医学薬学研究部等生命倫理に関する規則(平成21年4月1日現在)から抜粋

別添資料4 国立大学法人熊本大学法人基本規則

【分析結果とその根拠理由】

管理運営の組織として、学長と理事で構成する役員会で、中期目標・中期計画に関する事項、年度計画、予算・決算及び組織の改廃等、法人の重要事項の審議決定を行っている。その他の案件の重要事項の審議機関として経営協議会及び教育研究評議会を、意見調整を行う組織として政策調整会議及び部局長等連絡調整会議をそれぞれ設置している。また、学長及び理事の業務を補完するために、病院経営担当及び国際交流担当の副学長と7人の学長特別補佐を任命している。各部局等では教授会や研究科委員会等を設置し、部局長を中心とした管理運営体制が構築されている。事務組織は、事務局、部局事務部及び特定の業務の効率化・推進化を図るためのグローバルCOE推進室等の組織を設けている。危機管理体制、競争的資金の不正防止及び生命倫理に係る規則等を定め、危機管理への対応及び不正防止等の法令遵守の徹底も図っている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持ち、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

観点 11-1-②：大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到に係る状況】

学長が議長の役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置し、重要事項の意思決定を行っている（前掲資料 11-1-①-A）。また、重要事項の審議を円滑に行うための調整組織として学長が議長の政策調整会議（毎週開催）、部局長等連絡調整会議を設置するなど、重要事項の審議決定やそのための調整を学長主導の下に行い、機動的、戦略的な意思決定に努めている。さらに、学長の戦略的な施策作りを行うための組織として学長が議長の総合企画会議を設置している。意思決定組織で決定された事項を執行・推進する組織として、各担当理事が議長となる推進会議等を設置し、迅速な執行が行えるような体制を取っている（資料 11-1-②-A）。

資料 11-1-②-A 各理事が議長となる推進会議等（平成 21 年度）

会議名	議長
教育会議	理事（教育・学生）
研究推進会議	理事（研究・社会貢献）
地域連携推進会議	
大学評価会議	理事（目標・計画・評価・情報・広報・基金・同窓会）
広報推進会議	
情報化推進会議	

出典：各会議規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学長が議長となって役員会等や政策調整会議等を運営し、調整や意思決定を行い、役員会を構成する理事が決定事項を執行・推進する推進会議の議長となっており、施策を迅速かつ効率的に実現できる体制となっている。

以上のことから、大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

観点 11-1-③：大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

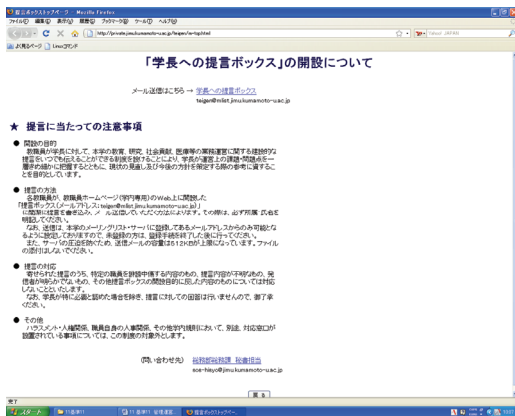
教職員のニーズ把握は、学長と教職員との懇談会を実施するとともに、部局等の各種委員会や教授会等の機会を通じて部局長が把握に努めており、全学的な課題に関連する案件は、教育研究評議会等の全学会議を通じて全学の管理運営に反映させている（資料 11-1-③-A、前掲資料 11-1-①-A）。学生のニーズ把握は、学長と学生代表との懇談会及び学生生活実態調査（別添資料 9）等を実施し、把握・改善に努めている（前掲資料 7-1-②-A）。学外関係者のニーズ把握は、管理運営との関連では経営協議会委員に学外有識者 10 名を委員として加え、予算・決算等に関する経営の重要事項について、ニーズ把握に努めている。さらに、学長が運営上の課題・問題点を一層きめ細かに把握するとともに、現状の見直し及び今後の方針を策定する際の参考に資することを目的とし、教職員が学長に対して、本学の教育、研究、社会貢献、医療等の業務運営に関する建設的な提言をいつでも伝えることができる学長への提言ボックス（資料 11-1-③-B）を開設している。寄せられた意見等への回答・対応状況等は、教職員用ホームページ（学内専用）に掲載し、情報を共有している（資料 11-1-③-C）。そのほか、熊本県内高等学校長との懇談会を実施し、本学に対する要望等を聴取し管理運営の参考（資料 11-1-③-D）に資している。

資料 11-1-③-A 学長と教職員との懇談会における要望、意見への対応（抜粋）

要望等	対応等
<p>教員免許状更新講習について</p> <p>平成 21 年度から「教員免許状更新新制度」が導入されることとなりますが、学長としてこの講習にどのような支援をお考えでしょうか、講習実施による収入は、年間 3 千万円前後と予想しており、また、この講習は幼稚園から高等学校までの教員が年間を通じて継続的に受講することから、熊本大学の教育力をアピールすることにより優秀な受験生の獲得策としても有効であると考えます。これらのことから講習実施に見合う教員、事務職員の増員を含む人的支援、1 回に 100 人～200 人と予想されている受講生の休憩室、相談室その他必要な物的支援、サテライト教室などへの旅費を含む運営経費の支援など、また、教員免許が取得できる文学部、理学部、工学部などの開放制学部の協力無くしては本講習の充実はありません。これらに対してもお考えを伺いたいと思います。</p>	<p>熊本県の教員養成を担っている大学であるので、責任を持って実施しなければならないと考えている。この件については、全国的な問題であり、平成 21 年度実施にあたり、国立大学協会として予算要求を行うことになっている。実施にあたり、教育委員会と現場教員に十分に説明をする事を要望していく。熊本県下の大学で組織している熊本高等教育コンソーシアムにおいて、部会を立ち上げ、本学が、他大学の協力を得て実施していく予定である。学内では教育学部のみでなく全学で協力体制を作り対応するよう西山理事が教育学部の木村教授（教育学部教員免許更新実施体制準備委員会委員長）と打合せながら実施している。当面は、次年度の試行に関し、他大学の了承を得て、予算要求を行うことにしている。</p> <p>西山理事補足：全学の協力体制については、教務委員会の下に、教員免許対応連絡部会（仮称）を設置し、教育学部並びに各開放制学部の教務委員長及び教員 1 名を選出してもらい協力体制の構築を予定している。教職実践演習においても教務委員会の下に部会を立ち上げて学部の協力を得ながら対応している。</p>
<p>構内の駐車・駐輪場について</p> <p>学内の駐車・駐輪場の十分な確保とそのルールです。駐輪禁止のたて看板の横に駐輪しているというような状態です。外部から大学を訪れた人に決して良い印象を与えているとは思えません。よりよいキャンパス環境を作ってください、多くの高校生に受験したいと思わせる大学、在学生が憩うことができる大学、卒業生が誇れる大学にしたいと思っています。</p>	<p>構内の駐車場、駐輪場については、特に黒髪地区に於いて無許可車の車が多いため、地区の部会等で交通指導、駐車台数調べ等実施しているが、調査結果等が有効に活用されず具体的な改善策がとられていない。このため、交通対策専門委員会においても懸案事項として認識されており、今後、対応策を検討する予定である。また、駐車場、駐輪場の場所指定や入構口についても、学生、教職員への周知が徹底されていないため、マニュアル等を作成し、部局単位で学生、教職員への配布及び指導（入部式時のオリエンテーション等）を徹底する。構内の交通危険箇所についても、交通対策専門委員会で確認を行い、危険度、予算に応じて改善を行っている。・構内道路等への不法駐車については、ハード面のみならず、ソフト面（ルールを守る、守らせる）の改革が重要である。</p>

出典：学長と教職員との懇談会記録から抜粋

資料 11-1-③-B 学長への提言ボックスの開設状況 (<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/teigen/m-top.html>)



出典：教職員用ホームページ（学内専用）から抜粋

資料 11-1-③-C 学長への提言ボックスへ寄せられた意見等に対する回答・対応状況

(<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/teigen2/top.html>)

提言内容
<p>アメリカの有名大学などでは一般的ですが、日本の大学ではあまり「学内ツアー」の話聞きません。お金はあまりかからないと思うので、検討してみてくださいは如何でしょうか。</p> <p>(1) 五高記念館などを中心とした学内案内ツアーを学生や市民ボランティア、OB などを中心に随時開催し、多くの人に熊大にたち寄りしてもらう。適正な学内秩序を維持できる範囲内で、場合によっては地元旅行会社企画の観光ツアーのコースとしても受け入れる（その場合、大型バスなどの駐車場確保も問題になる）。地元旅行会社に限るのは、数を制限するため。</p> <p>(2) そのために、「学内ツアーコンダクター養成講座」を学生には単位が取れるようにして開講する（たとえば学際科目に入れる）。熊本大学について深く知るきっかけになり、愛校心の涵養に資すると思われる。</p> <p>(3) 学外者には、別途同内容の講座を開講する。どちらも、「熊本大学学内ツアーコンダクター」のような資格を与える。学外者の場合、施設利用などに関して何らかの特典を与える。(4) 上記の人的資源は、オープンキャンパス、その他の熊大行事にも生かせる。</p>
回答又は方策
<p>ご提案ありがとうございます。</p> <p>ユニバーシティミュージアム構想を実現するために人を配置し、五高記念館を学内共同利用施設としたことは御存知のことと存じます。これに関連して、伊藤重剛五高記念館長の発案で、昨年より学際科目「五高と近代日本」を実施しています。オムニバスで関連の先生にお話しいただき、小生もひとコマ「熊本大学の将来と学生に期待すること」を担当させていただいています。御提案の「学内ツアーコンダクター養成講座」の機能を、この学際科目に持たせるよう伊藤館長（オーガナイザー）にお願いしました。次年度（前期）からの実施に向け検討いただけることと思います。また、五高記念館の平日開放に備えて、「五高記念館友の会」を組織していただき、OB 等にボランティアとして御協力いただいておりますが、この組織に学生等の参加を要請するなどして拡大をはかれば、ご提案のツアーコンダクターの仕組みが可能と考えられます。観光ツアーについては、政創研の上野教授が、文化庁が募集した「わたしの旅 100選」に提案した旅のプラン「志に生きた若者たちの軌跡—西南戦争から欧化教育へ」が選定されていることもあり（熊大通信 vol. 19 Jan. 2006 P. 5 参照）、売り込み可能です。どこにどうすれば、食いついてくれて、観光ツアーコースとして実現するかは今後の課題です。以上、ご提案の内容は、もう少し時間が必要ですが、実現の素地は十分ありますので、努力したいと考えております。先生の御支援、御協力もいただければ幸いです。</p>



出典：教職員用ホームページ（学内専用）から抜粋

資料 11-1-③-D 県内高等学校長との懇談会で把握されたニーズへの対応状況（抜粋）

要望等	対応等
<p>大学の入試制度によって、高校の教育は少なからず影響を受けています。受験科目の削減、推薦入試枠拡大、AO入試の設置などにより、高校で身につけておくべき学力が十分でないまま大学生になるケースもあるようです。望ましい大学入試制度や、大学側から高校側への要望など、これまで検討されてきたこととは思いますが、状況も年々変わってきておりますので、今回改めて協議してみたいと思います。</p>	<p>現在、入学者選抜方法の改善に向けて検討中です。大学では、センター試験を課さない推薦入試と前期・後期入試との学力関係に留意しているところです。高校側におかれましても、たとえば推薦入試合格後の高校生活に、よりご配慮いただければ幸いです。大学教員の中に、入学者に対して「一般的に基礎学力が低くなっている」「視野が狭く応用力に乏しい」との意見もあります。入試科目に係わらず、できるだけ広く学習させるなど、基礎学力を身につけさせる高校教育を要望します。大学においても、入学後に学生が将来についての目標を明確にし、意欲を高めるように促すことが大学教員の務めであると考えています。</p>
<p>理学部で実施されている「教育インターンシップ」について、他学部の学生に拡大する予定がありますか。あるいは受入校に対してどのような要望があるのかについて教えていただきたい。特に教育実習との違いについての意見があればそのことに関しても検討していければよいのではないかと。</p>	<p>理学部では、実質的に今年から「教育インターンシップ」を開始しています。教育実習を終えた学生あるいは教職免許を既に取得している院生が対象で、職場体験をさせるキャリア教育の一環として位置づけています。したがって、授業などの教育実習的な内容は必要なく、授業準備などで先生方の手足となったり、生徒の相談に乗ったり、行事の手伝いをしたりなど、受入高校側のご事情に合わせて体験内容をお考えくださればと思います。また、教育学部では、教職希望者のインターンシップを熊本市教育委員会と連携して実施しています。学生は教育実習の経験を踏まえて、担任等の補助をしながら、学校内の様々な業務を経験することを目的として、週1～2回2ヶ月以上の期間、実態に即してより実践的に学んでいます。</p>

出典：県内高等学校長との懇談会議事要旨から抜粋

別添資料9 第6回学生生活実態調査報告書 2007年

【分析結果とその根拠理由】

関係者からのニーズの把握は、会議での意見交換、懇談会、アンケート調査、メールによる提言等、様々な方法で実施している。把握されたニーズは、全学及び各部局において適切に反映している。

以上のことから、大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到に係る状況】

本学の会計経理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営を図ることを目的として、法人基本規則（別添資料4：第16条、17条）に基づき、監事（常勤監事1人、非常勤監事1人）を置いている。監事のほかに監査室を設置し、監事による監査業務等を補佐している。国立大学法人法及び監事監査規則（前掲資料10-3-②-A）に基づき、事業年度に係る監査計画を策定し、業務及び会計について監査を実施している。役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に出席するほか、中期目標・中期計画、年度計画、業務実績報告書等の重要書類を閲覧して、業務の実施状況を調査している。業務監査は、重点事項（資料11-1-④-A）を定め、各業務担当者等から業務処理状況等を聴取するなど機能的な監査を行い、その結果を監査報告書として取りまとめ、学長へ報告するとともに、教職員用ホームページ（学内専用）で学内に周知している（資料11-1-④-B）。会計監査は、関係書類の確認及び関係者からの意見等の聴取を行うほか、監査法人から監査方法及び結果の報告を受け、財務諸表及び決算報告書の確認を行い、学長に監査結果を報告している。業務を担当する部・課等は、監査報告を受け、業務の改善等に努めている（資料11-1-④-C）。

資料 11-1-④-A 内部監査（業務監査）の重点事項

<p>重点事項 学生寄宿舍、国際交流会館及び職員宿舎の運営状況について 各国立大学法人は、大学運営の自主性・自立性の拡大に伴い、各大学における自己規律、自己責任の確立が求められており、自己改善サイクル確立のための内部監査体制整備と監査実施状況が評価されることとなる。 本学においては新たな監査体制が整ったばかりで、監査室員はより効果的な業務監査実施に向けて検討中である。今年度は、具体的な業務について監査を行うことで、今後の監査室の展開に繋げていくこととし、昨年度、監事による業務監査「貸貸資産管理状況監査」を参考に、あらためて「学生寄宿舍、国際交流会館及び職員宿舎の運営状況」について監査を行い、具体的改善等の提言を目標に取り組むこととした。</p> <p>監査目的 本学は、中期目標の中で、大学としての人材育成により地域と国際社会への貢献を目的としている。続いて運営方針に、学生への手厚い支援と教員・職員の一体的協同とその条件整備を掲げている。 今回の業務監査では、学生寄宿舍、国際交流会館及び職員宿舎について、本学の目的と運営方針に基づく運営がなされているかという観点から監査を行い、今後の業務改善に資することを目的とする。</p>

出典：内部監査（業務監査）実施計画書を基に作成

資料 11-1-④-B 監査報告書等の周知状況（抜粋）(http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kansa/kansa_top.htm)

賃貸資産管理状況監査について

3月に上記の件につき監査を実施したので、その結果につき下記の通り報告します。

記

1) 監査概要
 本学における次の資産の貸付管理状況等について監査を実施しました。
 (1) 賃貸(土地・建物)資産管理状況
 (2) 国際交流会館貸付状況
 (3) 学生寄宿舍貸付状況
 (4) 職員宿舍入居状況

2) 監査結果及び改善事項等について
 貸付管理については、全般的に良好に管理されていました。
 ただ、次の2点については改善検討が必要だと思われます。
 ①無償施設貸付の取扱いについて
 学生・教職員のための福利厚生施設の「無償貸付」は、国有財産使用を無償で許可している生活協同組合の処遇を規定している国有財産法第18条第3項及び第19条、「国立学校における学生のための厚生事業団体に対して国の庁舎等を使用または収益させる場合の取扱いについて（昭和36年4月1日）」に準拠して、表1（無償貸付）のとおり土地建物が無償で貸付けられているようです。今回監査した結果、「学生・教職員のための福利厚生施設」として同様の利用形態であるにも関わらず、表2（有償貸付）については有償貸付となっており、無償・有償の取扱いが一元化されていない状況が見受けられます。
 事例を示すと、九品寺地区の楷樹会館ですが、同会館には「①(財)学校福祉協会……食堂部分、②熊本大学生生活協同組合……書籍・学用品等、③(財)恵和会……売店」の三業者が営業をしています。施設の直接の使用許可申請者は「熊本大学医学部厚生会」となっており、無償貸付となっております。実態としては黒髪北地区の食堂などと同様であり、有償での取扱いで処理されてもよいと思われます。しかし、学生・教職員のための福利厚生の面を考慮すると「無償」でも差し支えないと思われます。ただ、そのように考えますと、表2（有償貸付）である部分の見直しが必要ではないかと思われますので、ご検討をお願いします。

表1（無償貸付）

区分	面積等	相手方	場所
土地	2.0㎡	熊本大学生生活協同組合	黒髪町南
建物	1,112.57㎡	熊本大学生生活協同組合	黒髪町北、薬学部、黒髪町南
建物	349.75㎡	熊本大学生生活協同組合	九品寺

表2（有償貸付）

区分	面積等	相手方	場所
建物	507.28㎡	(財)学校福祉協会	黒髪町北、黒髪町南、益城
建物	33.63㎡	緒方絹代（理容室）	黒髪町南
建物	40.92㎡	内田孝昭（理容室）	黒髪町北
建物	893.41㎡	(財)恵和会	医学部、九品寺、医学部附属病院、看護婦宿舍
土地	256.56㎡	(財)恵和会	九品寺、医学部附属病院

(略)



出典：教職員用ホームページ（学内専用）から抜粋

資料 11-1-④-C 監査結果への対応等（抜粋）

<p>(1)職員宿舎入居管理簿について 職員宿舎入居管理はデータベース管理とし、当該データは共有のファイルサーバに格納している。これにより、入居者の入居箇所、駐車箇所など、入居管理に必要なすべてのデータが閲覧でき、業務の効率化が図れたと考えている。</p>
<p>(2)業務効率化のための管理業務統合について 入居決定後の管理等については可能と考えている。寄宿生と留学生が、同じ建物に住むことで業務統合が検討しやすくなると考えている。施設管理は、職員宿舎を含めてすべての宿舎について施設部が管理すべきと考えているので一本化できるよう検討したい。</p>
<p>(3)職員宿舎の整備計画について 検討段階である以下の点について、大学としては ア 宿舎戸数を縮小して民間アパートに頼り、住居手当を出した方が得なのか イ 建物を修繕・整備して保有し続けた方が得なのか 今後、試算して見直していくつもりである。その結果、戸数を縮小した方がよければ縮小し、維持した方がよければ家賃を上げる。現状のままで家賃を上げるわけにはいかないの、修繕・整備をしていく考えである。</p>

出典：監査室資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

監事は、監査計画書等に基づき、効率的、効果的な監査の実施に努め、監査結果を学長に報告している。監査結果により指摘された事項については、該当部署等で検討し、具体的な業務等の改善を図っている。

以上のことから、監事は適切な役割を果たしていると判断する。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

管理運営に関わる職員の資質向上については、中期目標に「事務職員等の優秀な人材の確保及び質の向上を図る」、中期計画に「職員の質の向上を図るために、研修制度を充実する」と掲げている。実施している具体的な研修等は、新採用職員研修、採用後の2年次・3年次のフォローアップ研修、能力向上研修、階層別研修等、多岐にわたっている。平成20年度に実施した研修は、資料11-1-⑤-Aのとおりである。そのほか、国立大学協会及び国立大学財務・経営センターが主催するマネジメントセミナーや部・課長研修、人事院等が主催する研修等に積極的に参加させ、職員の資質向上に努めている（資料11-1-⑤-B）。

資料 11-1-⑤-A 本学独自の研修等実施状況（平成20年度）

研修等名	目的	参加人数
新採用職員研修	本学職員として必要とされる態度の形成及び基礎知識を習得させ、配属後、スムーズな業務遂行を実現するために、採用から6ヶ月間かけて座学研修及び実地研修で集中的に学習させることにより、幅広い視野、様々な視座・視点を養い、本学の業務の社会的意義を理解できる眼を養うことを目的とする。	12名
採用2年次職員フォローアップ研修	さらなるワークモチベーションの高揚と所属部署における円滑な業務遂行を実現するために、日常業務部署を離れて、日々の職務遂行に関する省察を行うとともに、物事の意味づけやフォローアップ等の視点を育成する研修を受講させることにより、受講者の仕事に対する新たな価値観や、やりがいの発見・創造に寄与することを目的とする。	11名
採用3年次職員フォローアップ研修	さらなるワークモチベーションの高揚と所属部署における円滑な業務遂行を実現するために、3年次職員としてのあるべき姿を追求するために何をすべきかを考える機会を提供することにより、受講者の自律的業務遂行と新たなやりがいの発見・創造に寄与することを目的とする。	24名
中堅職員研修	採用後5年以上経過した一般事務職員を対象として、ワークモチベーションの高揚、次期主任としての自覚の醸成及び所属部署における円滑な業務遂行を実現するために、中堅職員としてのあるべき姿を追求するために何をすべきかを考える機会を提供することにより、受講者の自律的業務遂行、中堅職員としての自覚の醸成、新たなやりがいの発見・創造に寄与することを目的とする。	31名
主任研修	係長の補佐役としての自覚の醸成、担当内業務の大局的・戦略的観点の養成及び所属部署における円滑な業務遂行を実現するために、主任としてのあるべき姿を追求するために何をすべきかを考える機会を提供することにより、受講者の自律的業務遂行、主任としての自覚の醸成、新たなやりがいの発見・創造に寄与することを目的とする。	47名
企画力向上研修	企画業務を迅速かつ円滑に行うため、企画業務に関する知識及び技術並びにプレゼンテーション技術を習得する機会を提供することにより、事務職員の企画力、プレゼンテーション力の向上に寄与することを目的とする。	34名
対応能力養成研修	事務組織に対する種々の要望・クレーム等について、円滑な解決及び再発防止策を講ずるために、それらの対応に関する知識・技術を習得する機会を提供することにより、事務職員の対応能力の向上に寄与することを目的とする。	37名
折衝・交渉能力向上研修	本学の種々の施策の企画・実施において、様々な関係者等と合意形成を図り、円滑に施策を実施するために、折衝・交渉に関する知識・技術を習得する機会を提供することにより、事務職員の交渉・折衝スキルの向上に寄与することを目的とする。	43名
人事評価者研修（面接・評価技法）	人事評価において、評価者が育成面談を円滑に実施し公正な評価を行うため、また、評価を通じて職員の資質の向上及び人材育成を図るため、評価者に対して、人事評価のポイント及び面談に関する技法について解説を行うことにより、評価者の評価力及び部下育成力を向上させることを目的とする。	31名

出典：人事課資料を基に作成

資料 11-1-⑤-B 学外への研修等参加状況 (抜粋) (平成 20 年度)

研修等名	目的	参加人数
大学マネジメントセミナー (財務編)	大学運営全般に関わる基本的知識の取得とマネジメント能力の向上を図る。	2名
大学マネジメントセミナー (企画・戦略編)	大学運営全般に関わる基本的知識の取得とマネジメント能力の向上を図る。	1名
大学マネジメントセミナー (教育編) 及び (研究編)	国立大学法人等の役員・理事・幹部職員等を対象に、これまで国立大学が積み重ねてきた知識から、国立大学の新たなミッションとは何かを考える。また、各大学における特色のある取り組み事例の紹介及び大学を取り巻く課題の解決策について講義いただき、大学運営に係るマネジメント能力の向上と各大学における学術研究の発展を図る。	2名
国立大学法人等部課長級研修	大学運営の基本的知識の取得と幹部職員としての能力の向上を図る。	4名
九州地区中堅係員研修	職務遂行に必要な知識、技術及び社会的識見を付与するとともに、政府職員としての一体感を培うことを目的とする。	1名
九州地区国立大学法人等係長研修	職務遂行に必要な基本的、一般的知識を習得させるとともに、係長としての能力及び見識を確立させ、国立大学法人等の管理運営の重要な担い手としての職員の資質の向上を図る。	6名
九州地区国立大学法人等テーマ別研修	大学の運営・経営に積極的に参画できる事務職員を育成するため、法人職員としての意識改革及びスキルアップを図り、併せて職務遂行に必要な知識を習得させることを目的とする。	7名
九州地区課長補佐研修	職務遂行に必要な行政的識見及び管理能力を修得させることにより、地方機関における幹部となるべき公務員を育成し、併せて政府職員としての一体感を培うことを目的とする。	1名
留学生担当者研修会	留学生関係事務担当者 (初任職員) に対し、留学生の受入れ及び派遣に伴う諸問題に関する研修の機会を提供し、資質の向上を図ることにより、我が国における留学生交流体制の整備充実に資することを目的とする。	1名
教務事務研修会	教務事務の円滑な処理に必要な知識を習得させるとともに、教務事務について協議・意見交換を行うことにより、教務事務に携わる職員の意識及び資質の向上を図ることを目的とする。	1名
九州地区係長研修	職務の遂行に必要な知識、管理能力及び社会的識見を付与するとともに、政府職員としての一体感を培うことを目的とする。	2名
国立大学法人若手職員勉強会	国立大学等の経営向上及び継続的な発展を支援する。	2名
国立大学法人係長クラス勉強会	国立大学等の経営向上及び継続的な発展を支援する。 目標 ①法人化のメリットを最大限に引き出すための業務への関わり方を主体的に学ぶ ②国準拠及びセクショナルリズム意識を変革する機会とする ③国立大学等の係長として働くモチベーションを刺激する ④他機関の職員とのネットワークを構築する契機とする ⑤成果をそれぞれの機関へとフィードバックする	1名

出典：労務・安全課資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

職員の資質向上等を中期目標・中期計画に掲げ、上記のとおり多岐にわたり研修等を実施・参加している。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本学は、法人基本規則において、法人の目的（別添資料4：第3条）、その目的を達成するための施策を執行する役員や施策を審議する経営協議会、教育研究評議会、各種委員会、教授会等の組織について明確に規定している。管理運営に関する方針を中期目標「業務運営改善及び効率化に関する目標」（資料11-2-①-A）として明確にしている。法人基本規則及び管理運営に関する方針に基づき、運営方針（資料11-2-①-B）を明文化するとともに、管理運営に係る諸規則、経営協議会、各種委員会等各種会議体の運営に係る規則等を整備している。全学的な施策立案の意見調整及び施策の執行調整体制として、部局長等連絡調整会議規則（別添資料23）等を整備している。学長の選考は、学長選考会議規則（別添資料24）、学長選考規則（別添資料25）等に、その選考方針等について規定している。役員の選考方法及びその職務内容（別添資料4：第16条～23条）、部局長、副部局長等のその他の職員の職務内容（別添資料4：第42条～47条、資料11-2-①-C）等は、法人基本規則及び学則に規定している。部局長の選考は、部局長候補者選考規則（別添資料26）に規定している。部局運営の責任者たる部局長の補佐体制を強化するため、副部局長制度を導入しており、副部局長に関する規則（別添資料27）を定め、その職務や選考方法について規定している。

資料 11-2-①-A 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigaku_jouhou/daiyakugaiyou/unei/mokuhyou_keikaku/img/h16mokuhyo.pdf)

<p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>1) 学長のリーダーシップによる円滑な大学運営のための仕組みを確立し、継続的な改善を図る。</p> <p>2) 全学的会議体を整備し、効果的な大学運営体制を構築する。</p> <p>3) 部局長を中心とした部局運営体制を整備する。</p> <p>4) 学内資源（人的、物的、財的資源）の有効活用を推進する。</p> <p>5) 学外の有識者、専門家の任用を推進する。</p> <p>6) 内部監査機能の充実を図る。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>教育研究組織が、その目的・目標に沿って整備され機能しているかの見直しを進めつつ、「国立大学法人熊本大学の将来像」の実現を図る。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>1) 中長期的な人事計画を策定し、適切な人員管理を行う。</p> <p>2) 非公務員型を活かした多様な人事制度を構築する。</p> <p>3) 多様な雇用形態に応じた教職員の公平・公正な人事評価システムを整備する。</p> <p>4) 教員の流動性向上に努める。</p> <p>5) 事務職員等の優秀な人材の確保及び質の向上を図る。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>事務の簡素・合理化を図るとともに効率的な事務組織を編成する。</p>
--

出典：国立大学法人熊本大学中期目標から抜粋

資料 11-2-①-B 運営方針 (http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigaku_jouhou/tatutokoro/mezasutokoro_01.pdf)

<p>(1) 学問の自由、大学の自治の理念を踏まえた自主性、自律性、公明性の確保</p> <p>(2) 教育研究の長期性や社会と大学の持続的発展の視点の重視</p> <p>(3) 「将来像」、「目標・計画」の堅持と確実な実現</p> <p>(4) 学生とその活動の尊重と手厚い支援</p> <p>(5) 教育の機会均等、基礎研究、先端医療、地域医療など競争や経営になじまない部分の重視と堅守</p> <p>(6) 構成員の創意と構成員間のビジョン・目標・情報の共有に基づく戦略的トップマネジメントと教員・職員の一体的協働</p> <p>(7) 教職員の意識、意欲、能力、豊かな人間性、夢を醸成する条件整備</p>
--

出典：「熊本大学の立つところ目指すところ！」から抜粋

資料 11-2-①-C 職員の職務内容

(職員)	
第 15 条	本学に、学長及び副学長を置き、学部には学部長を、研究科(研究部及び教育部を含む。第 6 項において同じ。)に研究科長(研究部にあつては研究部長、教育部にあつては教育部長。第 6 項において同じ。)を置く。
2	本学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。
3	前 2 項に定めるもののほか、本学に事務職員、技術職員、医療職員その他必要な職員を置く。
4	学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
5	副学長は、学長の職務を助ける。
6	学部長及び研究科長は、学部又は研究科に関する校務をつかさどる。
7	教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
8	准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
9	専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
10	助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
11	助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
12	第 3 項に規定する職員の職務については、別に定める。
第 16 条	附属学校に、校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。
2	前項に定めるもののほか、附属学校に主幹教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
3	校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
4	副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
5	副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
6	教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の教育をつかさどる。
7	教頭は、校長及び副校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長及び副校長が欠けたときは校長の職務を行う。
8	主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童等の教育をつかさどる。
9	教諭は、児童等の教育をつかさどる。
10	養護教諭は、児童等の養護をつかさどる。
11	栄養教諭は、児童等の栄養の指導及び管理をつかさどる。

出典：熊本大学学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

別添資料 4	国立大学法人熊本大学法人基本規則
別添資料 23	国立大学法人熊本大学部局長等連絡調整会議規則
別添資料 24	国立大学法人熊本大学学長選考会議規則
別添資料 25	国立大学法人熊本大学学長選考規則
別添資料 26	国立大学法人熊本大学部局長候補者選考規則
別添資料 27	国立大学法人熊本大学副部局長に関する規則

【分析結果とその根拠理由】

法人の目的、役員、部局長、法人の施策の審議組織等について法人基本規則で明確にし、管理運営に係る方針を中期目標に掲げ、これを基に管理運営に係る諸規則等を整備しており、各会議等の責務や権限等を明確に定めている。

以上のことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

観点 11-2-②：大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

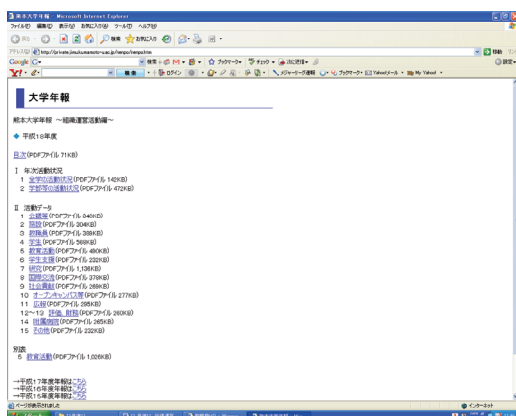
本学の学務に関するデータ（開講科目一覧、学生の履修登録状況、シラバス、成績評価等）は、学務情報システム（SOSEKI）（前掲資料9-1-①-A）に蓄積している。研究指導学生数等、各教員の教育活動を示すデータについても同システムに蓄積している。平成20年度からは、中期目標、中期計画、年度計画及び教員個人の年度計画、達成状況等のデータを蓄積できる評価データベースシステム（TSUBAKI）（前掲資料9-1-①-B）の運用を開始している。公式ホームページ及び教職員用ホームページ（学内専用）で、業務に関する情報として中期目標、中期計画、年度計画及び業務実績報告書等、財務に関する情報として財務諸表及び決算報告書等、各年度の組織運営活動を取りまとめた年報及び役員会等の議事要録を公開し、教職員が閲覧できる環境を整備している（資料11-2-②-A～C）。

資料 11-2-②-A 業務に関する情報等の公開状況 (<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/>)



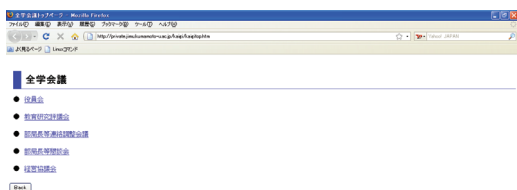
出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

資料 11-2-②-B 熊本大学年報公開状況 (<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/nenpo/nenpo.htm>)



出典：教職員用ホームページ（学内専用）から抜粋

資料 11-2-②-C 議事要録の掲載状況 (<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kaigi/kaigitop.htm>)



出典：教職員用ホームページ（学内専用）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

学務情報システム（SOSEKI）及び評価データベースシステム（TSUBAKI）を構築・運用することにより、全学の活動データ等を収集・蓄積し、必要に応じて関係者が活用できるようになっている。本学の目的や各種情報は公式ホームページに、学内の主要会議の議事要旨は学内専用のホームページに掲載し教職員が利用できるようにしている。

以上のことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学では、大学評価会議規則（資料 11-3-①-A）及び同会議委員会細則（資料 11-3-①-B）を定め、自己点検・評価の基本方針及び具体的施策の策定・実施等、第三者評価への対応を行っている（資料 11-3-①-C）。平成 19 年度に教育・研究等の現状と課題を明らかにするとともに、その活動の一層の活性化を促すことにより、本学の発展に寄与することを目的として組織評価（資料 11-3-①-D）を実施した。その結果は、公式ホームページ（資料 11-3-①-E）に掲載し、学内及び社会に対して公開している。

資料 11-3-①-A 大学評価会議規則（抜粋）

<p>(設置) 第 1 条 国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。)第 29 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学に、国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)を置く。</p> <p>(組織) 第 2 条 大学評価会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 評価担当の理事 (2) 学長が指名する理事(前号の理事を除く。) 2 人 (3) 文学部、教育学部、法学部、理学部、工学部、大学院社会文化科学研究科、大学院自然科学研究科、大学院保健学教育部、大学院法曹養成研究科及び医学部附属病院の副部長 各 1 人 (4) 医学部、薬学部、大学院医学薬学研究部、大学院医学教育部及び大学院薬学教育部の副部局長のうちから選出された者 3 人 (5) 事務局長 (6) 企画部長 (7) その他学長が必要と認めた者 2 前項第 7 号の委員は、学長が委嘱する。 3 第 1 項第 7 号の委員の任期は学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。</p> <p>(任務) 第 3 条 大学評価会議は、次に掲げる事項を行う。 (1) 自己点検・評価の基本方針及び具体的施策の策定及び実施に関すること。 (2) 第三者評価への対応に関すること。 (3) その他大学評価に関し議長が必要と認めた事項</p> <p>(議長) 第 4 条 大学評価会議に、議長を置き、評価担当の理事をもって充てる。 2 議長は、大学評価会議を主宰する。 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。</p> <p>(議事) 第 5 条 大学評価会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。 2 大学評価会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(意見の聴取) 第 6 条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を大学評価会議に出席させ、意見を聴くことができる。</p> <p>(委員会等) 第 7 条 大学評価会議に、委員会及びワーキンググループを置くことができる。 2 委員会及びワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。</p>

出典：国立大学法人熊本大学大学評価会議規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 11-3-①-B 大学評価会議委員会細則 (抜粋)

(設置)

第1条 国立大学法人熊本大学大学評価会議規則(平成19年3月22日制定)第7条第1項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)に、次に掲げる委員会を置く。

(1) 法人評価委員会
 (2) 認証評価委員会
 (3) 教育評価委員会
 (4) 研究・社会貢献評価委員会

(組織)

第2条 前条各号の委員会の任務及び委員は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、委員については、各委員会の委員長が必要と認められた者を加えることができる。

名称	任務	委員
法人評価委員会	(1)法人評価に係る実績報告書案の作成・とりまとめ (2)その他法人評価に関し必要な事項	(1)評価担当の理事 (2)教育担当の理事 (3)研究・社会貢献担当の理事 (4)国際交流担当の副学長 (5)教育改革担当の学長特別補佐 (6)企画部長
認証評価委員会	(1)認証評価に係る評価書案の作成・とりまとめ (2)その他認証評価に関し必要な事項	(1)評価担当の理事 (2)教育評価委員会委員 (3)企画部長 (4)財務部長 (5)施設部長
教育評価委員会	(1)教育活動に係る自己点検・評価の実施及び評価結果の検証 (2)その他教育活動に係る評価に関し必要な事項	(1)教育担当の理事 (2)国際交流担当の副学長 (3)教育改革担当の学長特別補佐 (4)教務委員会の代表 (5)学生委員会の代表 (6)入学試験委員会の代表 (7)進路支援委員会の代表 (8)教養教育実施機構長 (9)大学教育機能開発総合研究センターFD・教育評価部門の代表 (10)学務部長
研究・社会貢献評価委員会	(1)研究・社会貢献活動に係る自己点検・評価の実施及び評価結果の検証 (2)その他研究・社会貢献活動に係る評価に関し必要な事項	(1)研究・社会貢献担当の理事 (2)国際交流担当の副学長 (3)研究推進会議の代表 (4)イノベーション推進機構運営協議会の代表 (5)地域連携推進会議の代表 (6)国際化推進運営会議の代表 (7)研究・国際部長

(委員長)

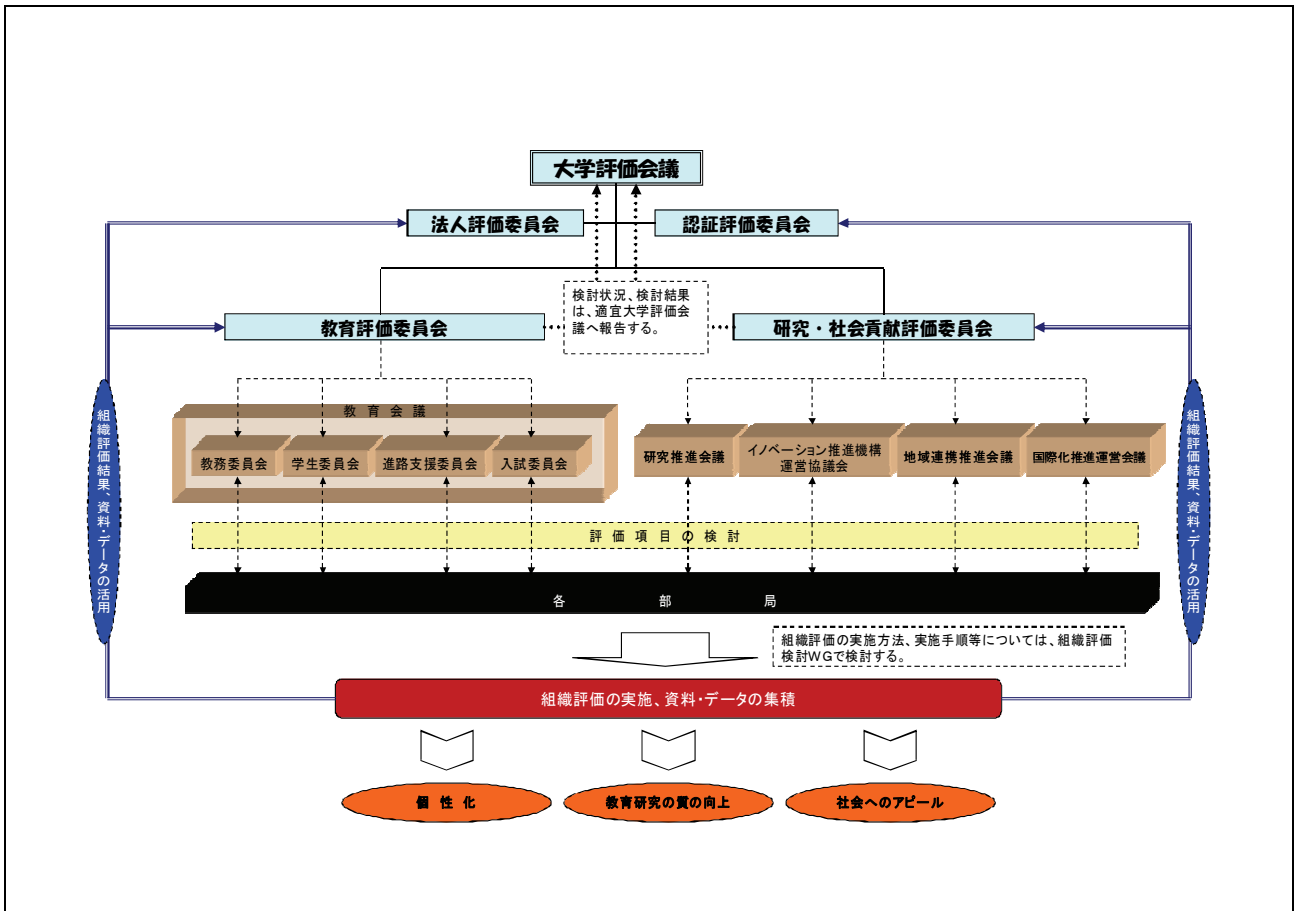
第3条 各委員会に、委員長及び副委員長を置く。
 2 委員長は大学評価会議議長が指名する理事をもって充て、副委員長は当該委員長が指名する委員をもって充てる。
 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第4条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

出典：国立大学法人熊本大学大学評価会議委員会細則 (平成21年4月1日現在) から抜粋

資料 11-3-①-C 評価体制図



出典：大学評価会議資料を基に作成

資料 11-3-①-D 組織評価指針

(目的)
 第1条 この指針は、組織に関する自己点検・評価（以下「組織評価」という。）を通じ、熊本大学（以下「本学」という。）の各学部等における教育研究等の現状と課題を明らかにし、その活動の一層の活性化を促すことにより、本学の発展に寄与することを目的とする。
 (組織評価の対象)
 第2条 組織評価の対象となる組織は、学部、研究科、教育部、研究部、教養教育実施機構、大学院先導機構、学内共同教育研究施設、附属図書館、保健センターその他学長が必要と認める組織とする。
 (組織評価の実施)
 第3条 組織評価の対象となる組織の長（以下「学部長等」という。）は、当該組織の目的の達成状況について、組織評価を実施する。
 2 組織評価は、原則として6年に1回行う。
 3 教育研究等について定期的に外部評価を実施している学内共同教育研究施設においては、直近に実施した外部評価をもって組織評価に代えることができるものとする。
 4 学部長等は、組織評価の結果を、自己評価書としてまとめ、学長へ報告する。
 (組織評価の領域、評価基準等)
 第4条 組織評価の領域は、「教育」、「研究」、「管理運営」及び「その他」とする。ただし、「その他」の領域は、「診療」、「教育研究支援」、「社会貢献」、「初等教育」等その組織としての特色ある事項とする。
 2 「教育」、「研究」及び「管理運営」の領域に関する組織評価の評価基準は、次のとおりとする。
 (1) 「教育」
 評価基準1 教育の目的
 評価基準2 教育の実施体制
 評価基準3 教員及び教育支援者
 評価基準4 学生の受入
 評価基準5 教育内容及び方法
 評価基準6 教育の成果
 評価基準7 学生支援等
 評価基準8 教育の質の向上及び改善のためのシステム
 (2) 「研究」
 評価基準1 研究の目的
 評価基準2 研究の実施体制
 評価基準3 研究の成果
 (3) 「管理運営」
 評価基準1 管理運営の実施体制
 評価基準2 施設・設備
 3 「教育」、「研究」及び「管理運営」の領域に関する組織評価の評価基準ごとの評価項目、評価の観点及び根拠となる資料・データは、別記定める。
 4 「その他」の領域に関する組織評価の評価基準、評価項目、評価の観点及び根拠となる資料・データは、組織の設置目的等に即して、当該組織において定める。
 (結果の活用等)
 第5条 組織評価の結果は、本学の運営に活用する。
 2 自己評価書及び関係資料は、法人評価、認証評価等に活用するとともに、学部等の教育研究等の改善に活用する。
 3 組織評価の結果は、刊行物、ウェブページ等を通じて広く社会へ公表する。

出典：熊本大学における組織評価指針（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 11-3-①-E 組織評価公開状況

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku_jouhou/daigakugaiyou/unei/hyouka/jikohyoukasyo.html)

部 局 名	教 育	研 究	管 理 運 営	其 他
工学部	○	○	○	○
経済学部	○	○	○	○
文学部	○	○	○	○
法学部	○	○	○	○
教育学部	○	○	○	○
健康学部	○	○	○	○
看護学部	○	○	○	○
国際学部	○	○	○	○
国際文化学部	○	○	○	○
国際経営学部	○	○	○	○
国際情報学部	○	○	○	○
国際環境学部	○	○	○	○
国際福祉学部	○	○	○	○
国際医療学部	○	○	○	○
国際看護学部	○	○	○	○
国際歯学部	○	○	○	○
国際薬学部	○	○	○	○
国際獣医学部	○	○	○	○
国際工学部	○	○	○	○
国際情報学部	○	○	○	○
国際環境学部	○	○	○	○
国際福祉学部	○	○	○	○
国際医療学部	○	○	○	○
国際看護学部	○	○	○	○
国際歯学部	○	○	○	○
国際薬学部	○	○	○	○
国際獣医学部	○	○	○	○

出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

規則等を定め、組織的に自己点検・評価の体制を整備し、実施している。その結果は、公式ホームページに掲載し学内外に公開している。

以上のことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

各部署等の自己点検・評価に基づき、随時、外部者による評価を受けている（資料 11-3-②-A）。平成 16 年の法人化後、中期目標・中期計画における年度計画についての自己点検・評価は、経営協議会による審議を経て、国立大学法人評価委員会に提出し評価を受けている。平成 12 年度に始まった大学評価・学位授与機構の試行的評価は、全学テーマ別及び分野別の評価を計 4 回受けた（資料 11-3-②-B）。平成 20 年度の法人評価において、中期目標・中期計画の達成状況及び各部署の教育・研究に関する状況について自己評価書を取りまとめ、国立大学法人評価委員会の評価を受けた。それらの評価結果等を活用し、各事業や運営の改善等に努めている。

資料 11-3-②-A 外部評価結果公開状況

(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/daigakugaiyou/unei/hyouka/jikohyouka.html>)

実施部署	実施年月	広報刊行物
文学部	平成 11 年 5 月	自己点検・評価報告書 I (文学部外部評価報告書)
教育学部	平成 11 年 7 月	教育学部外部評価報告書
法学部	平成 11 年 10 月～11 月	法学部自己点検・評価報告書 —外部評価委員の検証を通して—
理学部	平成 11 年 5 月 平成 11 年 11 月	理学部外部評価報告書 理学部臨海実験所外部評価報告書
医学部	平成 11 年 4 月	医学部附属遺伝発生医学研究施設外部評価報告書
薬学部	平成 10 年 11 月～平成 11 年 1 月	薬学部・薬学研究科外部評価報告書
工学部	平成 10 年 5 月	衝撃エネルギー実験所、極低温装置室及び関連グループ外部評価報告書
	平成 10 年 12 月 平成 10 年 12 月 平成 15 年 12 月	工学部外部評価報告書 平成 10 年度外部評価に対する総括報告書 工学部外部評価報告書
	平成 20 年 3 月	外部評価報告書
自然科学研究科	平成 12 年 11 月 平成 15 年 12 月	平成 12 年度外部評価報告書 (博士後期課程) 平成 15 年度外部評価報告書 (博士前期課程)
医療技術短期大学部	平成 12 年 9 月	外部評価報告書
総合情報基盤センター	平成 19 年 9 月 平成 20 年 12 月	自己評価書 外部評価報告書
衝撃・極限環境研究センター	平成 17 年 3 月	外部評価報告書
生命資源研究・支援センター	平成 16 年 3 月	動物資源開発研究センター活動内容・外部評価報告書
エイズ学研究センター	平成 14 年 2 月	外部評価報告書
	平成 19 年 3 月	外部評価報告書
発生医学研究センター	平成 12 年 9 月	外部評価報告書
	平成 21 年 1 月	外部評価報告書
アイソトープ総合センター	平成 14 年 8 月	アイソトープ総合センター自己点検評価・外部評価報告書

出典：熊本大学公式ホームページ等を基に作成

資料 11-3-②-B 大学評価・学位授与機構による試行的評価

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku_jouhou/daigakugaiyou/unei/hyouka/)

平成 12 年度着手分
・全学テーマ別評価
I 教育サービス面における社会貢献自己評価書
II 教養教育(実情調査)
・分野別研究評価「理学系」
I 理学部自己評価書
II 大学院自然科学研究科自己評価書
平成 13 年度着手分
・全学テーマ別評価
I 教養教育自己評価書(平成 12 年度からの継続)
II 研究活動面における社会との連携及び協力自己評価書
平成 14 年度着手分
・全学テーマ別評価
I 国際的な連携及び交流活動自己評価書
II 文学部、大学院文学研究科自己評価書

出典：熊本大学公式ホームページを基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各部局等の自己点検・評価は、随時、外部者による評価を受けている。年度計画の実施状況等に関する自己評価の結果は、経営協議会に付議し、学外委員による検証を受けている。中期目標・中期計画の達成状況及び各部局における教育・研究に関する状況は、国立大学法人評価委員会の評価を受けた。

以上のことから、自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されていると判断する。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

中期目標・中期計画における年度計画の実施状況についての自己点検・評価等の外部評価の評価結果は、学長、関係理事及び当該部局等において必要に応じ検証するとともに、関係する会議体に報告し、それぞれに改善のための取組を実施している（資料 11-3-③-A）。これらの評価結果を踏まえて、各担当理事を中心に次年度の計画を策定している。組織評価については、自己点検・評価結果を大学評価会議において分析・検証し、改善を要する事項を取りまとめ、各評価単位ごとに改善勧告を行うとともに、学長及び理事と部局長等との面談を実施した。全学共通の改善事項については政策調整会議等において、また、各部局等の改善事項については改善を要する事項への対応状況（資料 11-3-③-B）に基づき改善策を検討・実施するなどの取組がなされている。

資料 11-3-③-A 例示：各会議等の改善を要する事項への対応状況（抜粋）

	改善勧告の内容	対応状況
教育		
教育及び教育支援者	教員の人事基準について、専門分野の特色を考慮に入れて、学術的な研究業績だけに偏らず、社会、経済、文化面の研究業績と合わせて適正に評価するとともに、教育の能力や教育上の実績を適正に評価できる基準の確立が必要である。	平成 18 年度から、教員の公募に際し、教育歴を応募資格に加え、教育経験の概要及び採用後の教育活動に関する抱負を記載した書類の提出を求めている。また、学部によっては、模擬授業を実施するなどの工夫を図っている。
教育内容及び方法	全学的に、成績評価基準や卒業認定基準の明示と学生への周知を徹底する必要がある。この視点に立って、シラバスの充実や学生便覧の改訂を行う必要がある。	シラバスは、成績評価基準の明確化等を盛り込む内容としているが、部局ごとの取組状況が不明確であることから、各部局の状況を調査し、遅れている部局について、個別に指導していく。学生便覧の改訂についても同様。
教育の質の向上及び改善のためのシステム	「授業改善のためのアンケート」の実施により学生の意見を聴取している場合には、教員のコメント入力率を上げる必要がある。アンケートを実施していない場合には、他の適切な方法で、学生の意見聴取に早急に取り組む必要がある。	授業改善アンケートの在り方について、携帯電話からの入力などを含めて検討を行っている。
研究		
研究の目的	大学の中期目標を踏まえて、学部・研究科等の研究目的・研究目標を明文化し、学内外への周知徹底を図る必要がある。	本学 Web ページにおいて、学部・研究科等の目的・目標を公表している。
研究の実施体制	資源不足の状況の下、各部局の研究について、組織的活性化の取組を充実させる必要がある。大学院先導機構の拠点形成研究などで実績を有する「共同研究」による組織的活性化などが考えられる。また、研究活動に関する点検・検証システムを構築・強化する必要がある。	各部局は、部局長裁量経費等の新設、全学出版助成制度の活用により活性化が見られる。また、部局横断的な世界水準の研究が組織的に推進された結果、新たなグローバル COE の採択へと繋がり、組織的に活性化された。なお、研究活動の点検・評価システムの強化等については、今後、検討を行う。
研究の成果	最新の、あるいは過去の代表的な研究成果を、Web ページ等を通じて国内外に開示する体制の早期構築が必要である。	本学 Web ページ中「研究シーズ集」において具体的かつ図表を用いて公表しており、改善状況であると判断される。

出典：大学評価会議資料等から抜粋

資料 11-3-③-B 例示：自然科学研究科の改善を要する事項への対応状況（抜粋）

	改善勧告の内容	対応状況
教育		
教育の目的	「教育目的」・「教育目標」・「アドミッション・ポリシー」の妥当性・整合性について、研究科として組織的に検証するシステムが未整備であり、改善を要する。	「教育目的」・「教育目標」・「アドミッション・ポリシー」については、入試委員会で見直しを行い、研究科として検証する体制の検討に着手している。
教育の実施体制	研究科として、教授会規則等は定められているが、各種委員会規則及び各種委員会が所掌する事項等は明文化されていない場合が見受けられる。このために、審議する事案によっては、研究科内で情報格差や認識の不一致が生じている。規則等について、改善が必要である。	大方の各種委員会については、委員会規則の整備を完了している。本研究科副研究科長、応用科学領域会議(工学系)関連委員会委員長、および基礎科学領域会議(理学系)関連委員会委員長の3名にて構成される特殊な構成の委員会については、委員会規則を現在準備中である。
教育の成果	授業改善アンケートについて、その実施率は必ずしも高くないが、大学院では先駆的であり、貴重な事例なので、早急な分析・評価が求められる。	授業改善アンケートに関しては、FD委員会が中心となって、分析・解析を進めるようにしている。
学生支援等	日本学生支援機構奨学生推薦制度の活用に関して、競争原理を重視した実施方法の改善が必要である。	日本学生支援機構奨学生推薦制度に関しては、すでに成績等を重視した競争原理の導入を図っているが、さらに改善を目指したい。
研究		
研究の成果	今後、到達目標をより高所に置いて、研究の質をさらに高める努力が必要である。	グローバルCOE 関連分野以外の分野においても、研究科教員の広範な連携のもと国際的な研究拠点形成を進める。
管理運営		
管理運営の目的	今回の組織評価の結果、改善を要すると認められる事項については、その改善に向けた組織的な取組を確実に実施する必要がある。	各種委員会の役割分担を明確にし、改善が必要とされる事項のそれぞれに対して責任部署を定め改善に向けての活動を組織的に実施する。

出典：大学評価会議資料等から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

評価結果は、学長、理事、当該部局、関係委員会等で分析・検証し、改善の取組を行っている。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

本学の教育に関する活動状況(充実した ICT 環境による国際水準の教育, 教育内容のデジタルコンテンツ化, 教育 GP の内容等) 及び研究に関する活動状況 (グローバル COE プログラム, 特色ある研究の国際展開等) を公式ホームページに掲載するほか, 本学の広報誌である熊大通信を Web 化し, 本学の活動状況を発信している (資料 11-3-④-A)。各学部等は, それぞれの教育研究活動状況や成果を各学部等のホームページに掲載している (資料 11-3-④-B)。本学の理念・目的, 入学状況, 法人化後の取組等を掲載した「熊本大学の立つところ目指すところ!」(別添資料 3) を制作し, かつ, 公式ホームページで公表している (資料 11-3-④-C)。さらに, 本学の教育研究活動を「地域」という視点でまとめたパンフレットとして, 「地域と共に熊大」(別添資料 28) を制作するなど, 広く社会に発信している。

資料 11-3-④-A 熊大通信の Web 掲載状況 (http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/web_kumadai/)



出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

資料 11-3-④-B 例示：工学部の活動状況等の Web 掲載状況 (<http://www.eng.kumamoto-u.ac.jp/index.php>)



出典：熊本大学工学部ホームページから抜粋

資料 11-3-④-C 「熊本大学の立つところ目指すところ！」の Web 掲載状況

(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku.jouhou/tatutokoromezasutokoro.html>)



出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

別添資料 3 「熊本大学の立つところ目指すところ！」
 別添資料 28 「地域と共に 熊大力」

【分析結果とその根拠理由】

本学の活動状況を簡潔にまとめ、ホームページや印刷物で広く社会に公表・発信している。

以上のことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学長のリーダーシップの下、重要事項の意見調整として、政策調整会議を設置し、毎週開催することにより、学長の機動的、戦略的な意思決定の迅速化に努めている。各担当理事が議長となる推進会議等を設置し、効果的な意思決定を行うよう努めている。さらに、学生、教職員との懇談及び学長への提言ボックスにより構成員のニーズを把握し、管理運営に反映している。
- 部局長を中心とした部局運営体制を強化するため、副部局長制を導入している。
- 組織評価における、各評価単位ごとの改善勧告書の作成及び対応状況報告等、改善システムを確立している。
- 「熊本大学の立つところ目指すところ!」、「地域と共に 熊大力」を制作し、社会への情報発信として熊本大学を分かりやすく紹介している。
- 事務改革室を設置し、グローバル COE 研究の支援及び推進することを主たる業務とするグローバル COE 推進室を設置するなど、事務組織の見直し及び業務の改善等に努めている。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準 11 の自己評価の概要

学長のリーダーシップの下、法人の重要事項の審議及び基本方針を決定する管理運営組織として役員会、経営協議会、教育研究評議会を、また、戦略的な施策作りを行うため、総合企画会議等を設置している。政策調整会議、総合企画会議、部局長等連絡調整会議及び各担当理事が議長となっている推進会議等が、その意思決定を迅速かつ効率的に実現するため機能している。さらに、学長特別補佐 7 人を任命し、学長を補佐している。事務組織は、事務局と各部局の事務部から構成され、事務局長の直属に事務改革室を設置している。

教職員、学生、学外関係者のそれぞれのニーズを把握するため懇談会、学長への提言ボックス等、様々な方策が実施され、把握したニーズは全学及び各部局において適切に反映している。

監事は、監査計画書等に基づき、効率的、効果的な監査を実施しており、監査結果に基づき指摘された事項は、該当部署等で検討に付し、具体的な業務等の改善を図っている。

職員の資質向上を目的とし、多岐にわたり研修等を学内で実施するとともに、国立大学協会等が主催するマネジメントセミナー等に参加させている。

法人基本規則において法人の目的を定め、これを基に管理運営に係る諸規則等を整備している。中期目標に業務運営の改善及び効率化に関する目標を定め運営方針を明文化している。

学務情報システム (SOSEKI) 及び評価データベースシステム (TSUBAKI) を構築・運用することにより、全学の活動データ等を収集・蓄積している。本学の目的や各種情報は、公式ホームページに掲載している。

自己点検・評価を実施する体制を整えて組織評価を実施し、評価結果に基づき、学長及び理事と部局長等との面談を実施し、適宜、改善のための取組を行っている。その評価結果は、公式ホームページに掲載し、学内外に公表している。

年度計画の実施状況等に関する自己評価の結果は、経営協議会に付議し、学外委員による検証を実施するとともに、各部局等に報告し、この結果を踏まえて、各担当理事を中心に次年度の計画を策定している。

本学のあらゆる教育研究活動状況を公式ホームページ等に掲載するほか、広報誌である熊大通信を Web 化し、本学の活動状況を発信している。「熊本大学の立つところ目指すところ!」、「地域と共に 熊大力」を制作・公表するなど、広く社会に発信している。